

令和 6 年

第 6 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 6 年 9 月 4 日

閉 会 令和 6 年 9 月 18 日

大 津 町 議 会

令和 6 年第 6 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 4 日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由説明、 質疑	
9 月 5 日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9 月 6 日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9 月 7 日	土		休会	議案等整理	
9 月 8 日	日		休会	議案等整理	
9 月 9 日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
9 月 1 0 日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9 月 1 1 日	水		休会	議案等整理	
9 月 1 2 日	木	午前10時	本会議	一般質問	
9 月 1 3 日	金	午前10時	本会議	一般質問	
9 月 1 4 日	土		休会	議案等整理	
9 月 1 5 日	日		休会	議案等整理	
9 月 1 6 日	月	振替休日	休会	議案等整理	
9 月 1 7 日	火	午前10時	本会議	一般質問	
9 月 1 8 日	水	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				1 5 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 経済建設常任委員会行政調査報告
- 文教厚生常任委員会行政調査報告
- 総務常任委員会行政調査報告
- 文教厚生常任委員会行政調査報告
- 広報編集特別委員会行政調査報告
- 健全化判断比率報告
- 資金不足比率報告
- 財政援助団体等監査報告
- 行政監査報告
- 令和6年6月例月出納検査の結果について
- 令和6年7月例月出納検査の結果について
- 令和6年8月例月出納検査の結果について

令和6年第6回大津町議会定例会会議録

令和6年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和6年9月4日(水曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎	2 番 田 代 元 気	3 番 時 松 智 弘
	4 番 面 川 秀 貢	5 番 大 塚 益 雄	6 番 三 宮 美 香
	7 番 山 部 良 二	8 番 山 本 富 二 夫	9 番 豊 瀬 和 久
	10 番 佐 藤 真 二	11 番 大 塚 龍 一 郎	12 番 坂 本 典 光
	13 番 永 田 和 彦	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 桐 原 則 雄
欠 席 議 員	14 番 津 田 桂 伸		
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第 1 2 1 条第1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長	吉 良 元 子
	副 町 長 工 藤 あ ず さ	兼法制執務係長	
	総 務 部 長 藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 財 政 係	田 邊 嵩 博
	住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治
	産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆
	西 岡 多 津 朗	大津町代表監査委員	今 村 昭 彦
	総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳	
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲	
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 6 6 号	大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号	大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 6 8 号	大津町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 9 号	大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 0 号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 7 1 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第 7 2 号	町道路線の変更について
議案第 7 3 号	令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 7 4 号	令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 7 5 号	令和 6 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 6 号	令和 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 7 号	令和 6 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 8 号	令和 6 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 9 号	令和 6 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 8 0 号	令和 6 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 8 1 号	令和 6 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
認定第 1 号	令和 5 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 5 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 5 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 5 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	令和 5 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
認定第 8 号	令和 5 年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号	令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について

令和6年第6回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令 和 6 年 6 月 4 日 陳 情 第 号	ガザ地区の即時停戦のための積極的 外交を政府に要求する意見書提出を 求める陳情書	兵庫県たつの市菅田町広山414 三木 直実	配付のみ
令 和 6 年 7 月 8 日 陳 情 第 号	母（王乖彦おうかいげん）が中国で 不法に逮捕されている件に関する陳 情	東京都荒川区東日暮里 6-54-4 メゾンドール 403 張 一文	配付のみ
令 和 6 年 8 月 1 6 日 陳 情 第 号	現行健康保険証の存続を求める陳情 書	熊本市中央区神水 1-14-41 熊本県社会保障推進協議会 会長 鳥飼 香代子	配付のみ
令 和 6 年 8 月 2 0 日 陳 情 第 号	家族従業者の働き分を認めない所得 税法第 5 6 条の廃止を求める意見書 提出の陳情	熊本市中央区大江 5-15-9 熊本県商工団体連合会婦人部 協議会 熊本民主商工会婦人部 部長 森崎 龍子	配付のみ

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 6 年 9 月 4 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 各委員会の所管事務調査報告について
① 経済建設常任委員会
② 文教厚生常任委員会
③ 総務常任委員会
④ 議会広報特別委員会 |
| 日程第 5 | 議案第 6 6 号 大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 6 7 号 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 8 号 大津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 6 9 号 大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7 0 号 大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 1 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 2 号 町道路線の変更について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 3 号 令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 4 号 令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 5 号 令和 6 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 6 号 令和 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 7 号 令和 6 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 8 号 令和 6 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 8 | 議案第 7 9 号 令和 6 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について |

- 日程第 19 議案第 80 号 令和 6 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 20 議案第 81 号 令和 6 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 21 認定第 1 号 令和 5 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 2 号 令和 5 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 3 号 令和 5 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 4 号 令和 5 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 5 号 令和 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 6 号 令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 7 号 令和 5 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 28 認定第 8 号 令和 5 年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 29 認定第 9 号 令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 30 議案質疑
- | | |
|----------------------|------|
| 議案第 66 号から議案第 71 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 72 号 | 質 疑 |
| 議案第 73 号 | 質 疑 |
| 議案第 74 号 | 質 疑 |
| 議案第 75 号から議案第 77 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 78 号から議案第 81 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 1 号 | 質 疑 |
| 認定第 2 号 | 質 疑 |
| 認定第 3 号から認定第 5 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 6 号から認定第 9 号まで | 一括質疑 |
- 日程第 31 委員会付託
- | |
|----------------------|
| 議案第 66 号から議案第 81 号まで |
| 認定第 1 号から認定第 9 号まで |

午前１０時００分 開会

開議

○議長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和６年第６回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より欠席の届がっておりますので、御報告申し上げます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番、三宮美香議員、７番、山部良二議員を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第２ 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

山本議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（山本富二夫） 皆さん、おはようございます。津田議会運営委員会委員長が欠席のため、副委員長の山本が議会運営委員会における審議の経過と結果について、御報告いたします。

当委員会は、８月２８日午前１０時から、役場委員会室において、桐原議長にも出席を願い令和６年第６回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案の１６件について、執行部から説明を求め、協議をいたしました。

また議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議いたしました。

認定第１号、令和５年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第９号、令和５年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの９件の決算関係については、会議では町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することといたしました。

なお一般質問については、１１名ですので、１日目は通告書の１番から４番まで、２日目が５番から９番まで、３日目が１０番から１１番までの順で行うことになりました。質疑時間は一人６０分以内とします。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から９月１８日までの１５日間といたしました。最終日に追加提案がされる予定です。

以上、桐原議長に答申しました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の協力をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月18日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第4 各委員会の所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄） 日程第4 各委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

経済建設常任委員会、文教厚生経済常任委員会、総務常任委員会の各常任委員長並びに広報編集特別委員会委員長から所管事務調査報告の申出がっておりますので、この際これを許可します。

永田建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員会委員長（永田和彦） 大津町議会経済建設常任委員会行政視察について御報告を申し上げます。

先月8月7日から8日まで2日間、1泊2日におきまして宮城県名取市と宮城県黒川郡大和町に行ってまいりました。

まず、宮城県名取市についてであります。名取市の位置は仙台空港に降り立ちまして、そこから仙台空港アクセス鉄道というものがありまして、直接駅に結線されております。そこから名取市に向かって名取市市役所において地元の方々から説明をいろいろ受けたところであります。

仙台空港線アクセス鉄道であります、事業概要がここに書いてあるとおりであります、土地区画整備事業として東日本大震災がありましたので、その復興のためのいろんな住宅事情やいろんな交通アクセスそういったインフラ整備、そういったものも含めて総合的に整備をしてあるそういった感じでありました。実際、この写真におけますところがアクセス線のこれ仙台空港から乗った場所でありますね。駅です。ここに書いてあるとおり、仙台空港からそこから青の部分、美田園、杜せきのした、そして名取市というかたちを書いてありますけれども、この仙台空港から降り立ちまして、名取市までのこの青の部分、アクセス線ですね、この部分がこの下のたくさん密集し

ておりますここがちょうど中間の美田園と杜せきのしたの地域になります。この写真で見ますと上下を見てみますれば、まだ田畑がたくさんあります。そういったところがこういったアクセス線が通ったことによりまして、発展していったというかたちになります。大体これが大筋の線であります。高速道路からアクセス鉄道を撮影したところであります。遠くにイオンのショッピングモールが見えております。そして、この写真は杜せきのした駅の南側から写したものです。イオンモール屋上よりですね。そして美田園駅、広々としておりましてまだまだ開発がどんどんされるというふうな説明を受けております。まだまだマンションやそういった申請がたくさん出ているということで、たくさん人口がまだまだ増えるのかなと思います。これは駅と結線されたイオンモールとの渡り廊下であります、このところがですね、非常にしゃれておりまして駅からおりましてそこからイオンモールに入ります。このイオンモールというのが非常に巨大でありまして、中に入っていきますと吹き抜けの2階、3階というかたちでとても広々として爽快な気分になるという何て言いますか、しゃれた感じの街並みにできあがっております。いろいろ説明を受けたわけですが、この研修内容といたしましては、このりんくうタウンの構想についてを説明を受けてきました。イオンモールこれは非常にやっぱり大きいかなと思いました。イオンモールも増設をされたということで大きくなっていったと。やはり人口増に伴って、そういったかたちを商業者も考えておられるということです。イオンモールの増設や宅地開発、商業施設開発が進むことにより人口が増加をしていっております。相乗効果が現れているというかたちかなと思いました。

また、土地区画整備事業により道路公園が整備されていて機能的な街並みが形成されておりました。今後も45ヘクタールほどの土地区画整備事業を計画して、人口8万5千人、現在が7万9千人ですが、もっともって人口が増えるぞというような説明を受けております。現地に降り立ちましてそういった説明を聞きまして、我々もいろいろ肌で感じて説明を受けて思いました。各委員の含めといたしまして、杜せきのした地域と美田園地域へ市役所職員の対応で現地視察を行いました。丁寧な説明を受けております。名取市の全体像は宮城県が描いていて杜せきのした地域は政令指定都市の仙台市と仙台空港の中間地点でありまして、空港鉄道と一体として商業地域として活性化させ、仙台市の一極集中を抑制し宮城県全体のバランスを考えた県と市で調整されていると感じました。また、駅からショッピングモールは連結されており、先ほども見ましたところですが、この写真ですね。最先端のファッションや商品のトレンドを知ることができるため、若い人たちが集まり市の活性化には十分なインパクトを感じました。また美田園地域は東日本大震災で沿海地域が甚大な被害を受けておりますので、住み替えの地域として人口が増えていると感じました。いまだに震災への影響が及ぼす全体への変化は予想できないかたちとなっております。駅周辺道路整備は進んでおりまして高層ビル住宅群の建設が予定されており、人口予測と土地開発は空港鉄道の恩恵を今後も受けながら緩やかに発展すると考えられます。仙台市のベッドタウン的に感じました。今回の研修で空港鉄道について学びたかったのですが、県のグラウンドデザインが根底にあって、名取市はそれに準ずる政策になっているのかなというふうに感じました。

また各委員からはこれからの大津町の課題である阿蘇くまもと空港から大津駅までの開発関係に

非常に合致しているところを感じました。本町においても空港と大津駅をつないでいく上で周辺の町づくりや道路の整備など先を見据え同時にすべきだと考えますと。また委員より、住民の利便性や町づくりの拡張性など非常に進んでおり、ぜひ大津町もその考え方を導入するべきではないかなと感じましたとありました。この写真は名取市の議長さんですね、からいらっしやいませと歓迎の挨拶を受けて私が返したところであります。非常に丁寧に説明をされて、まだまだ伸びゆく名取市かなというふうに感じました。

翌日 8 日の日でありますけれども、半導体企業誘致におけるインフラ整備と題しまして、昭和 58 年に仙台北部中核工業団地基本計画が作成され、大規模な工業団地整備が宮城県と地域振興整備公団により進められております。大和町では、都市計画マスタープランに具体的な工業団地計画を記載していて積極的に企業誘致に取り組んでおられます。都市計画税の徴収を行って、年間 3 億円の税収があるということです。渋滞はすごいが高速道路が工業団地と隣接しているために仙台市からの通勤客が多く人口は横ばいが続いているということです。実際議会の方々またこの町長も来られましたけれども、いろいろ説明を受けておりまして、人口をもっともっと増やしたいというようなことを言っておられました。この写真は下のほうが仙台市、名取市がありましてずっと上の部分になりますね、北の部分に上がって行って、大和町があるっていうかたちであります。この実際に現地に出向いたわけではありますが、とても広大な敷地でびっくりしました。ここに一番下の行に自動車専用半導体企業、これは P S M C が進出しておるということであります。これは市内の地図であります、各委員の復命といたしまして、町中心部を若干離れた緩やかな山間地域の開発で農業地域の外側という幹線道路とさほど離れていない地勢的にも開発が要因な地域と感じました。若干高台にありました。交通の便はいいんですね。少し上りですけども陰しいところではなく、きちんとした社会資本の整備はきちんとされていたということです。またそういった道路のインフラ整備関係は、重要性は早い時期から認識されていて、結果として時代の波に乗るかたちになったと考えられます。町の課題は人口減であり、今後の対策はできてないという説明を受けました。企業も広大な用地を必要とする場合、問い合わせるのは県と思われれます。ここも宮城県のグランドデザインの一翼を担っていると感じました。

また委員より、工業団地を整備することによりかなりの企業誘致に成功し、その企業誘致により雇用の確保、拡大、税収の増加、経済の活性化など様々な町の努力を感じたということであります。また県との連携が必要であると考えますとあります。

また別の委員より大津町においても現在護川小学校周辺に工業団地を整備する計画がありますが、ここ以外にも交通の利便性が高く、基本的なインフラ整備が整備された工業団地整備計画を並行して進めるべきではないかと感じましたと言いました。この写真はその工業団地を見渡せるその工業団地のもう一つ高い公園の山というか、公園にされたところでそこから全体像をのぞんだ写真であります。

そしてまた別の委員より、仙台北部中核工業団地などの工業団地造成が人口増加の要因とみております。大きく仙台市の恩恵を受けておるので、今後も発展が期待できるのではないかなというふ

うな復命が出ております。この写真は我々が研修に訪れまして町長が自ら挨拶にまいられました。ぜひ今後ともお互い似通ったような町づくりになるのかなということでぜひ協力しあって、またお出ください。また大津町にもお出くださいというかたちで挨拶はきちんとやっておりました。これは全体のいろんな向こうの議員さんたちとの写真であります。皆さん、御親切に説明をいろいろしていただいたところでありました。

これをもちまして、経済建設常任委員会研修報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。ただいまから令和6年度文教厚生常任委員会の所管事務について報告をいたします。

当委員会は7月29日、月曜日から30日火曜日までの2日間、佐賀県基山町、福岡県久留米市、長崎県長与町、佐賀県武雄市において所管事務調査を行いました。

まず29日午前中に佐賀県基山町役場において町立保育園を含む子育て支援施設である基山っ子みらい館の施設整備の経過と子育て支援の取組について子ども課課長、子ども課みらい館係長、子ども課保育園長より詳しい説明を受けながら質疑応答を行い、その後役場に隣接する基山っ子みらい館を訪問し、館内を見学しながら説明を受けるとともに質疑応答を行いました。

基山町保育所整備基本計画の施設整備について。新しい公立保育所を充実させるためには子育て関連施設との連携が不可欠とし、連携する子育て関連施設としては、子育て世代が集う子育て交流広場を設置し、新しい公立保育所とあわせて基山っ子みらい館を整備するとされていました。

また建設場所については、今後のニーズ機能を考えて役場に隣接した用地に建設することとされていました。整備にあたっては、基山町版ハローワークと連携した子育て就労支援施設として地方創生に寄与することから地方創生拠点整備交付金事業の採択を受けられ、約8億の事業費のうち通常町立保育園の建設ではでない約3億円の交付金を活用されていました。

実際に館内を見学した感想としては、広い敷地の平屋の建物で、子育て交流広場と保育園とともに入り組んだスペースがなくシンプルな動線で機能的に造られていると感じました。個々の発達を助長し、豊かな人間性を持った子どもを育てるとの保育方針と様々な体験を通して心と体を育てるとの理念のもと、町の保育情報が集まる拠点として親しまれているとのことでした。また基山っ子みらい館には子育て交流広場が併設されており、就業支援施設も設置されています。そこには子育てコンサルジュ、子育て支援ネットワークコーディネーター、ファミリーサポートセンターのアドバイザーなど子どもたちがのびのびと育つようにみんなで応援するサポート体制が構築されていました。またこの視察研修には、子育て支援課長、入園係の職員、都市計画課建築係長も同席して視察研修を受けるなど現在計画されている本町における町立こども園の建設においても非常に参考となる視察研修でした。

29日の午後からは久留米市の中央学校給食共同調理場を訪問し、PFI方式で運営されている学校給食共同調理場の整備及び運営の状況について視察研修を行いました。まず初めに調理場を見学させていただきながら説明を受けたあと、PFIを活用した施設整備や運営等についてセンター

長から説明を受けました。久留米市中央学校給食共同調理場の運営状況は、中学校14校の7千28人に提供をされており、給食センター事業を民間の資金と経営能力、技術力を活用し公共施設等の設計、建設、維持管理、調理業務、配送までを包括的に行う公共事業の手法であるPFI方式を導入していますが、その判断をするための基本的事項として総合計画に位置づけられていること。施設整備費が10億円を超える事業規模があること。民間に任せられるサービスであるということとして、具体的事項としては、民間の技術力が活用できる。トータルコストの縮減が見込まれる。長期的、安定的に事業が継続できる。PFIの先行事例が多い。維持管理や運営のウエイトが高いことなどについて検討をされていました。1事業者の役割分担としては、市が献立作成、食材、調達、研修、広報、給食費の徴収、配膳、食数調整等で民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、調理業務、配送等を行うとのことでした。

現在本町でもセンター形式で給食を提供していますが、町の人口が増加していることやセンターの老朽化等により将来的に建て直し等も検討する必要性が出てきています。この視察研修には、学校教育課長、学校給食センター所長も同席して視察研修を受けるなど、将来の給食センターの整備運営に関する先進事例として非常に参考になる視察研修でした。

30日午前中には、長崎県長与町で部活動の地域移行の取組について視察研修を行いました。所管課より部活動から地域スポーツ活動への段階的な移行、地域スポーツ活動に至るまでの合意形成などのプロセス、地域スポーツ活動の実施に向けた取組、地域スポーツ活動の概要等について説明を受けたあと、質疑応答を行いました。大会参加に関する方針、地域スポーツ活動の実施に対する諸課題、スポーツ活動を委託している長与スポーツクラブについて、指導者確保と指導者の質の向上について、活動に関する財源について、地域スポーツ活動の今後の方向性などについての質疑に対して、リーダーシップを発揮して地域移行を推進してこられた教育長自らが長与町の状況について丁寧に説明をしていただきました。長与町の部活動の地域移行に関しては、教員の働き方改革が目的ではなく、生徒たちが生涯にわたってスポーツにいそしむ環境づくりが目的だと言われていました。部活動の地域移行の取組については、全国的な課題でもあり、一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、長与町では地域移行推進計画に基づいて円滑な移行に向けた体制を整備するなど、着実に推進をされています。長与町が地域移行に先行しているのは、教育長自らが部活動に携わってこられた経験や体験をもとにリーダーシップをもって推進されている結果だと感じました。本町においても地域移行推進計画に基づいて合同で練習するなど試行的な取組を行っている状況です。長与町など先行事例などの取組を参考にして、令和8年度からの完全移行に向けて着実に推進していかねばならないと思います。30日の午後からは、佐賀県武雄市図書館と併設されているこども図書館を見学させていただきました。2013年にリニューアルオープンした武雄市図書館、歴史資料館では、資料收藏や図書貸出しの場といった従来の図書館像にしばられず、図書館、書店、カフェが一体的に併設されることで、コーヒーを飲みながら館内の本を自由に読め、勉強も仕事も会話もできるなど様々なライフスタイルで、市民にとって居心地のいいコミュニティーの場となっていました。2017年に新しくオープンした武雄市こども図書館は芝生の施された広場や木を効果

的に使用した建築は周りの景観に調和しており、遊びから学びをコンセプトに子どもの成長をサポートする施設となっていました。フードコートも併設されており、コーヒーやパンケーキなど地産地消にこだわったメニューが提供され、フードコートでは食事を楽しみながら読書も楽しめ、家族や友達同士でもゆっくり過ごすことができる場所となっており、持込みの食事も可能となっていました。武雄市図書館は官と民が連携することで今までの図書館の概念を覆すような図書館となっていました。本町にも武雄市図書館のような町民の憩いの場、学びの場が必要ではないかと感じました。

今回の所管事務調査に関しては、私たち議員と担当職員と一緒に視察研修を受けることができたということで様々な課題への情報共有などができ、これから事業を推進していく上でも意義深い所管事務調査であったのではないかと思います。

以上で、文教厚生常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

○議 長（桐原則雄） 荒木総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長（荒木俊彦） それでは、令和6年度総務常任委員会の行政調査、視察研修報告について報告をいたします。

8月の5日から7日、2泊3日で総務常任委員会5名、桐原議長、木村住民生活部長、それから事務局員計8名で、研修先は神奈川県秦野市、埼玉県の本田市、茨城県の取手市、千葉県の鴨川市4自治体を訪問いたしました。

まず最初に、神奈川県のア野市であります、人口が16万人で面積は103平方キロでちょうど大津町と面積はほぼ同じであります、同じ面積で人口が16万人という状況で、このア野市では地下水保全条例について研修を行いました。この条例の第1条で、「きれいな水とすがすがしい空気それは私たちの命です」との理念に基づき地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ硬水であるとの認識にたち化学物質による地下水の汚水を防止し及び浄化することにより地下水の水質を保全すること。並びに地下水を涵養し水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的とするとうたわれております。地下水歳出者の責務として、第5条で井戸により地下水を採取しているものは、自ら利用する地下水に恩恵を受けているとの認識にたち、本市が実施する地下水の水質の保全及び地下水の涵養に協力する責務を有するものとする。また第69条で協力金として市長は地下水の水質保全する事業、その他必要な事業に要する経費の一部に充てるため事業者に対し協力金の納入を求めることができる。また第73条で地下水を汚染したもの、正当な理由なく詳細調査また浄化事業を行わないもの、その他この条例の規定について悪質な違反者があるときはその内容を本市の広報誌等により公表することができ、また罰則規定として10万円から50万円の罰金の規定があるということです。この写真は、ア野市は名水百選に選ばれて、地下からこれは湧水ですね、地下水が湧き出ているところであります。この湧水が一時期クリーニング業界で使われるテトラクロエチレンで汚染物質が汚染されたということがあって、その化学物質の除去とあわせて地下水の汚染をこれから守っていく、汚染がないようにということで条例が制定されたということです。特にこの参考になった点として地下水の採取者、企業の責任と協力金の課金

制度、採取井戸の届出と地下水の水道メーターを市が設置をして、1日平均20立米以上の地下水利用者は立米あたり20円の協力金を課金もしているということであります。また人に有害な化学物質を指定して、それを取扱う業者は有害物質が地下水を汚染したり、大気に拡散したりしないよう義務づけをしているという点であります。

また一般的に地下水は無料という概念の中、熊本県でも現在はそうであります。汲み上げ量への課金への抵抗はなかったのかという質問に対し、秦野市は北は丹沢山地がそびえておりまして、丹沢山地の分水嶺を境にして秦野市全体がすり鉢状の盆地になっていると。山地からしみ込んだ地下水湧水は秦野市内の地下に巨大なプールとなって溜まっていると。この地下水は秦野市独自の財産であり市民の財産という認識があるため、協力金や罰則に対しても理解が得られているという答えがありました。

大津町に生かせそうな点として、我が町ではT S M C半導体工場に大量の地下水が汲み上げられること。P F A Sなど有害な化学物質による大気や地下水汚染の心配が懸念される。そういう中で田んぼでの稲作、水張などへの地下水大量使用企業からの補助金は一面ありがたいことではあります。上から目線の補助金のように思われます。地下水の水質と水量保全のために白川流域の涵養が有効というのでありますならば、中流域はもちろん阿蘇のカルデラ内を含めて田んぼや森林の保全が必要ではないか。そのためには企業の自発的な補助金だけではなく、地下水大量使用企業への一定の費用負担を求めるべきではないか。そのためには県の地下水保全条例も改定するべきであり、中流域の地下水涵養にとって大変重要な地域であります、大津町、菊陽町が要求をするべき事項だと思われるところであります。

次に、埼玉県北本市で子どもの権利に関する条例についてであります。北本市は、人口が6万9千人で、面積は約20平方キロということで非常に狭い市であります。人口密集地だと言えます。ここでは子どもの権利に関する条例について研修を行いました。御承知のとおり1989年子どもの権利条約は国連総会で採択をされております。日本政府も1994年、約20年前にこれを批准をいたしております。子どもを含む全ての人は生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく一人の人間として尊重され人間らしく生きる権利をもっています。そして子どもは生きていくために様々な助けが必要なことなどから、大人と同じ基本的人権だけでなく子どもだけの大切に特別な権利をもっているという考え方であります。またこの条例は全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するために、子どもの権利の内容を明らかにし子どもの権利を守るための仕組みを定め、子どもの権利を保障すると説明されております。特に参考になった点として、子どもの権利とは何ぞや、我が町でも議会としても子どもの権利そのものについて学習や認識の一致が前提であると思われま。かなり具体的な実像条文であり、中でも子どもの権利に関する相談、更には救済方法、期間の設置と法的根拠などの専門的知識が必要とされると思われま。条例施行上の問題として職員の業務負担が増えるのではないかと、子どもの権利擁護委員、例えば弁護士、学識経験者、社会福祉士などの雇用が必要である。あるいは委託のための予算確保が必要となってくると思われま。ちなみに権利擁護委員は一人あたり月給として20万4千円が

支払われているという。大津町にいかせそうな点として子どもの権利とはどういうものか、議会、執行部、学校、保育、幼稚園、学童など子どもに関係する職場などで学習研修が大前提で大切なことではないかと考えさせられました。

次に茨城県の取手市で、グリーンスローモビリティの実証運行について研修を行いました。取手市は、人口が10万6千人のかなり大きな市であります。取手市は東京のベッドタウンとして早くから住宅開発が進められてまいりましたが五十数年前、小高い丘に宅地開発がなされた住宅団地、この住宅団地人口3千人、約1千500世帯が住まわれている。高齢化率が50%近い、この団地においてグリーンスローモビリティの実証実験が行われたところであります。大津町でいえば吹田団地を大きくして、また坂道を急にしたような団地であります。実験は高低差をかける高齢化住宅における路地ネットワークを活用したグリーンスロー有効性実証事業、国交省の補助事業ですけど、最大の目的は高齢者の地域内移動の支援だと言われております。使用される車両は国交省が貸与し、ゴルフ場で見かけるゴルフカートの4人乗りが2台使われました。特に参考になった点、あるいは問題点として、1日平均28人利用があったそうで安全運行ができる運転手の確保が一番のネックだと言われました。特に坂道では安全性、ほかの車と離合するときの心配、それから雨、風、夏の暑さに耐えられるかもちょっと心配な点であります。普通自動車のようにドアがあり、冷暖房付きの車両もあるようですが、費用の面でも課題があるということです。大津町にいかせそうな点として町中心部から比較的近い地域から買い物や通院などの要望はますます増えてくると思われます。大津町においては乗合タクシーのほうが良いのでないか比較検討が必要だと思われま

最後に、千葉県の鴨川市で、議会ハラスメント防止条例の制定について研修を行いました。条例制定の直接的な原因であります、同じ千葉県の長生村村議会でパワハラ事件が起き、村議会議長が公用車を運転していた女性職員を殴るなどして負傷させた障害事件が発生し、村議会は20日新たに職員へのパワハラとセクハラが確認されたとして議員辞職勧告決議案を賛成多数で可決した事件があったそうです。これを受けまして鴨川市議会の前議長から議会におけるハラスメント防止条例案の策定の諮問があり、翌令和6年2月までに行政視察を行い、県内の柏市議会、県外の川越市議会などの条例を参考にして約3か月で条例案を策定し、3月議会で提案、前回一致で可決されたというものであります。鴨川市議会の総括として条例策定には条例化の機運を大切にして、スピード感をもって取り組むこと。それからハラスメントの定義はいろいろ様々あるようではありますが、法令などで確立されたセクハラ、パワハラなどに限定をしたものとする。限定したハラスメントを厳守するよう義務化を規定する。ハラスメント判定を行う審査委員会の体制や細かい実務規定などは条例制定を優先し、制定後に実状に応じて整備を進めればよろしいという御意見でした。

そこで特に参考になった点として、ハラスメントの規定を4つの具体的行為、言動などに限定する。それ以上には広げないということ。それから条例制定によって議会や職員のハラスメントに対する認識を高めることになる。並行してハラスメントに対して学習を重ねることが大切である。いうことが感じられた点であります。

以上、総務常任委員会の研修報告等を終わります。ありがとうございました。

○議 長（桐原則雄） 三宮広報編集特別委員会委員長。

○広報編集特別委員会委員長（三宮美香） ただいまより、議会広報編集特別委員会行政調査報告をいたします。

期日は8月の19日、20日、視察先は奈良県王寺町、鳥取県大山町、視察方法はオンライン、視察内容は議会だより編集についてです。

1日目の王寺町は、全国町村議会広報コンクールで10位の実績があります。主に議会だよりを編集しているのは議会事務局の広報アドバイザーでした。もともと町広報誌担当を7年間され、全国広報コンクールでも入選されるなどの実績がある職員です。議会事務局への移動に伴い広報に課題を感じる正副議長と議会だよりをリニューアルされています。広報を担当されたときに感じた町民に内容が届かない広報は税金の無駄であり、住民が町のことに関わることは1年にあるかなかなので町のことを知らなければ意味がないという思いが根底にあるのだと思いました。議会だよりを報告書という観点ではなく、関心の高い案件に優先順位をつけ情報を整理し、議会と町民それぞれの視点を掲載することで、より手にとって読んでもらえる議会だよりへと変化をしています。文字の見せ方を視認性、可読性、判読性の視点で、レイアウトも整列の法則、反復の法則で読みやすく工夫をされていました。編集方針を町民の参加、報告書ではなく、議会に関心を持ってもらうためのツール、読みやすいレイアウト、文字を少なく、写真を多く、コンセプトをあなたと議会をつなぐガイドブックとされ議会だよりの充実が住民アンケートの施策満足度のトップとなっています。

2日目の大山町は全国町村議会広報コンクールで第3位を受賞されています。こちらは委員の役割をデスクと記者に分け、データの共有をラインワークス、原稿の共有をサイドブック、写真の共有をグーグルドライブを使用し、委員会開催時以外にもデータの共有ができるなどスムーズな編集作業をされていました。編集方針を読みやすい広報誌、時代の潮流に沿った広報誌とし、住民の声を積極的に掲載し、読者の興味を引く見出しを付けるなどの工夫をされています。大山町の最近発行の議会だよりになりて不足、議員でどうやってなるのという見開きの掲載があり、わかりやすかったためお尋ねしたところ、実はそれは大津町さんのを参考にさせていただきましたと言われてうれしい気持ちになりました。この王寺町、大山町、共にターゲットを全町民ではなく絞り込んでいたこと、また読んでもらわなければ意味がないという考え方のもと編集しておられ、広報誌に書くことがゴールではなく、住民に理解してもらうことを目指しているところなど、編集要領、編集方針、ターゲットの設定など参考になる点が多かったという5人の委員の感想でした。

大津町議会だよりは今定例会を入れて残り2号となりますが、今回のオンライン研修を生かした議会だよりとなるよう取り組みたいと思います。

以上、議会広報編集特別委員会行政調査報告を終わります。よろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） これで各委員会の所管事務調査報告を終わります。

しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時51分 休憩

△

午前 11 時 00 分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 議案第 66 号から日程第 29 認定第 9 号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（桐原則雄） 日程第 5 議案第 66 号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 29 認定第 9 号、令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの 25 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。

今回の定例会に提案しました案件の提案理由を申し上げます。

まず議案第 66 号「大津町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は生活困窮者自立支援等の法等の一部を改正する法律の施行により生活保護法の一部が改正されたことに伴い条例の一部改正しようとするものです。

次に、議案第 67 号「大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 68 号「大津町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、ひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 69 号「大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、還付対象者の手続負担を軽減し、還付金の迅速な支払いを促進するために条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 70 号「大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により国民健康保険法の一部が改正されることに伴い条例の一部を改正しようとするものです。

議案第 66 号から第 70 号の案件については、条例の一部改正ですので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 71 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴う熊本県後期高齢者医療広域連合

規約の一部変更について地方自治法第291条の3、第1項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第72号「町道路線の変更について」は道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を変更するため同法第10条第3項の規定により準用する第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第73号「令和6年度大津町一般会計補正予算（第5号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億5千18万5千円を追加し、歳入歳出の総額を201億2千121万1千円とするものです。

歳入で、町税1億9千900万円、地方交付税122万4千円、国庫支出金2千33万6千円、県支出金2千359万3千円、財産収入537万7千円、寄附金2千370万円、繰入金1千778万7千円、繰越金3億1千579万6千円、諸収入277万1千円をそれぞれ増額し、町債5千939万9千円を減額するものです。

歳出で、議会費8万6千円、総務費3億5千529万8千円、民生費2千392万円、衛生費1千822万8千円、農林水産事業費2千117万円、商工費4千762万7千円、土木費2千429万8千円、消防費299万9千円、教育費1千257万8千円、予備費4千398万1千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第74号「令和6年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千898万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、30億7千907万1千円とするものです。

歳入で、繰越金3千898万6千円、諸収入890万2千円をそれぞれ増額し、県支出金890万4千円を減額し、歳出で、予備費3千898万4千円を増額するものです。

次に、議案第75号「令和6年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ124万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、5千74万5千円とするものです。

歳入で、繰越金124万7千円を増額し、歳出で、予備費124万7千円を増額するものです。

次に、議案第76号「令和6年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千858万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、30億8千152万1千円とするものです。

歳入で、繰入金322万5千円、繰越金7千867万4千円、諸収入668万7千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費34万1千円、基金積立金3千万円、諸支出金3千404万1千円、予備費2千420万4千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第77号「令和6年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、5億826万8千円とするものです。

歳入で、繰越金86万4千円を増額し、歳出で、予備費86万4千円を増額するものです。

次に、議案第78号「令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ159万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、666万2千円とするものです。

歳入で、繰越金159万8千円を増額し、歳出で、繰出金160万円を増額し、予備費2千円を減額するものです。

次に、議案第79号「令和6年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、収益的支出の営業費用を50万1千円増額するものです。

次に、議案第80号「令和6年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を184万1千円、収益的支出の営業費用を370万9千円それぞれ増額し、資本的収入の出資金212万1千円、資本的支出の建設改良比212万1千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第81号「令和6年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を312万9千円減額し、収益的支出の営業費用を312万9千円減額し、特別損失を5万円増額するものです。

議案第73号から議案第81号までの案件については、「令和6年度一般会計及び各特別会計等の補正予算」ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第9号までの案件については、「令和5年度一般会計各特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定について」ですが、各会計の決算内容については、各常任委員会で、審議いただくことになっております。

一般会計では、歳入総額196億5千620万5千円、歳出総額187億4千781万2千円、歳入歳出差引額、9億839万3千円、ここから、翌年度に繰越すべき財源、継続費3億5千178万2千円、繰越明渠費1億4千81万4千円を差し引いた、実質収支額4億1千579万7千円となっております。

「大津町国民健康保険特別会計外各特別会計」におきましては、歳入総額68億9千974万6千円、歳出総額61億5千840万9千円となっております。

また、事業会計では、「大津町工業用水道事業会計」が、収入の決算額7千291万4千円、支出の決算額6千699万円となっており、決算に伴う利益を譲与金処分計算書（案）のとおり処分いたします。

「大津町公共下水道事業会計」が、収入の決算額11億7千432万7千円、支出の決算額13億759万3千円、「大津町農業集落排水事業会計」が、収入の決算額1億9千641万9千円、支出の決算額2億2千912万3千円となっております。

決算の認定については、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定第7号に係る利益の処分については地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の認定を求めるものです。

また、「監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果」を配布しておりますので、ど

うかよろしく願いいたします。

なお、ここで大津町の令和5年度の一般会計の決算の状況について、簡単に御説明を申し上げます。

まず歳入ですが、大津町の収入の約30.4%は、町民の皆様や企業から納められた町税によるものです。

町税総額は、59億7千49万円で、昨年より2.6%増、1億5千94万円の増額となっております。

内訳は、個人町民税は、5.6%の増、9千900万円の増額となっております。

法人町民税は、0.3%増、150万円の増額、固定資産税は1.4%増、4千400万円の増額となっております。

また、自主財源は、歳入全体の約50%、98億7千600万円で、前年度比9.2%の増となっております。要因としては、税収増に加え、繰入金が前年比11億7千400万円増となったことが影響しています。

依存財源は、前年度比8.2%、7億4千200万円の増額で、総額97億8千万円となっております。要因として、地方債が前年度比111.3%、7億2千500万円増となったことが影響しています。

次に歳出ですが、目的別では、総務費は、公共施設整備基金の積立額の減少等が影響し、11.2%の減となっております。民生費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金や物価高騰対応重点支援給付金などが影響し、7.8%の増となっております。

衛生費は、予防接種委託などの減により1.3%の減となっております。

農林水産事業費は、前年度の機構集積協力金などの影響により、3.4%の減となっております。

商工費は、工業団地整備事業特別会計繰出金などの増により、全体では62.9%の増となっております。

土木費は、あけぼの団地の改修工事などの増により、16.3%の増となっております。

消防費については、菊池広域連合消防本部負担金の減などの影響により、0.9%の減となっております。

教育費は、大津中学校や護川小学校の改修工事などが影響し、83.5%の増となっております。

災害復旧費は、大雨被害に伴う道路復旧工事が影響し、61%の増となっております。

次に性質別の歳出ですが、義務的経費は、全体で88億円、6%の増となっております。

町債の残高については、令和5年度末時点で168億7千万円、前年度比5億4千300万円の減となっております。

基金につきましては、令和5年度末の総額は60億9千万円で、前年度比2億6千900万円の減となっております。

財政状況については、全国の類似団体と比較しても、健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく、指標についても、国が示す「早期健全化基準」を超えるものではありませんでした。

しかしながら、昨今の原油価格や物価の高騰が続く中において、学校施設をはじめとする公共施設の改修等により、今後も多額の支出が見込まれます。より一層経費削減の意識を強く持ち、様々な事業について優先順位をしっかりと見極めながら、引き続き、健全な財政運営に努めていきます。

以上、簡単ではございますが、町の財政状況の説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決、御認定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各会計の「決算の認定」以外の議案につきましては、所管部長から詳細説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 町長の説明が終わりました。

次に、各部長の説明を求めます。

議案第66号から議案第72号までの説明を求めます。

大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） おはようございます。私からは議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号及び議案第71号について説明いたします。

まず、議案第66号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

今回の改正は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行により、生活保護法の一部が改正され「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」に改正されたことに伴い、「大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」において、町の個人番号を利用できる事務として定める「大津町子ども医療助成に関する条例による医療費の助成に関する事務」のうち、「進学準備給付金」の名称を「進学・就職準備給付金」に改めるために、条例の一部を改正するものです。

説明資料集の2ページをお願いします。

別表第2「大津町子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務」のうち、「進学準備給付金」の名称を、生活保護法等の改正を踏まえ、「進学・就職準備給付金」に改めるものです。

議案集の2ページをお願いします。

附則として、施行期日を規定しており、公布の日から施行することとしています。

次に、議案第67号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の3ページをお願いします。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案集の4ページ、説明資料集の5ページをお願いいたします。内閣府令の改正により、保育所、

A型及びB型小規模保育事業所、そして事業所内保育所における満3歳児以上の児童に対する保育士や保育従事者の配置基準の見直しが行われました。

具体的には、満3歳以上満4歳未満の児童に対する保育士等の配置基準について、従来おおむね20人につき1人以上だった基準が、今回、15人につき1人以上に改正されました。また、満4歳児以上の児童に対する保育士等の配置基準について、従来おおむね30人につき1人以上だった基準が、今回25人につき1人以上に改正されました。

児童福祉法第34条の16第1項において、市町村が条例で定めなければならない基準として、「従事する者及びその人数」を挙げています。そこで、今回、この部分が改正されているため、内閣府令の改正内容に従い、条例についても、説明資料集の6ページのとおり、該当する条文である、第29条の小規模事業所A型、第31条の小規模事業所B型、第44条の保育所型事業所内保育事業所、そして、第47条の小規模型事業所内保育事業所について、改正するものでございます。

なお、附則第1項で、施行期日は公布の日から施行することとしています。また、第2項で、経過措置として、保育士等の配置状況を考慮し、当分の間従来の配置基準を適用することと規定しています。

続きまして、議案第68号、大津町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の6ページをお願いします。

今回の改正は、大津町ひとり親家庭等医療費助成の「現物給付化」に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案集の7ページをお願いします。

改正する事項について記載しており、説明資料集の12ページから13ページの新旧対照表のとおり改正するものですが、改正内容につきましては説明資料集をもって説明いたします。

資料集の10ページをお願いします。

まず、1の「ひとり親家庭等医療費助成事業制度」の概要につきましては、対象としまして、20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父又は母、18歳までのひとり親家庭の児童、父母のいない児童としております。助成の内容は、助成対象者に係る医療費のうち、一部負担金3分の2に相当する額を助成するものです。

2の改正の内容につきましては、現行では、受給資格者が一旦、医療機関等で医療費の一部負担金を支払い、後日町に助成の申請を行い、自己負担額を差し引いた額を町が助成する「償還払い」としてありますが、改正後の令和6年11月診療分からは、県内の医療機関等での受診について、受給資格者が医療機関等で支払う額を自己負担額までとする「現物給付」とするものです。

ただし、70歳未満で医療費の一部負担金が2万1千円以上の場合及び70歳以上75歳未満の人は、高額療養費の支給との兼ね合いにより、現行どおり「償還払い」としています。

また、後期高齢者医療保険の方も、現時点で「現物給付」の対応ができないため、現行どおり「償還払い」としています。

3の現行と改正後の比較につきましては、改正後は、受給資格者が医療機関に対し一部負担金3分の1までとなる自己負担額を支払うことで済み、役場窓口への申請が不要となります。町は3分の2の助成について、熊本県国民健康保険連合会、社会保険診療報酬支払基金を通じ、医療機関へ支払うことになります。

議案集の11ページをお願いします。

上段に、今回の改正による一例を記載しています。

なお、附則の第1項で施行期日を規定しており、令和6年11月1日から施行することとしています。また、第2項で経過措置として改正後の第10条及び11条の規定は、令和6年11月1日以後の医療費について適用し、適用日より前の医療費については、従前の例によることとしています。

続きまして、議案第69号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の9ページをお願いします。

今回の改正は、後期高齢者医療に加入する還付対象者の手続負担を軽減し、還付金の迅速な支払いを促進するため、条例の一部を改正し、条文を整備するものです。

説明資料集の14ページ、15ページをお願いします。

後期高齢者医療保険料において、被保険者等に過誤納付金がある場合には、過誤納不金還付請求書提出を被保険者等に依頼し、こちらの請求書に基づいて過誤納付金の還付処理を行っていました。今回、全庁的な取組として還付対象者の手続負担軽減と還付金の迅速な支払いを促進するため、職員提案制度で「過誤納金の還付請求書の省略」について提案があり、事務改善委員会で提案内容を審議したところ、地方税法第17条では「遅滞なく還付しなければならない」とあることから、地方税法に準じ、過誤納金の還付請求書を省略することになりました。

よって、過誤納金の還付請求書に係る関係条文である本条例第9条第2項を削除し、条文を整備するものです。

議案集の10ページをお願いします。

附則の第1項で、施行期日を規定しており、令和6年10月1日から施行することとしています。

附則の第2項には、経過措置を規定しており、施行日前の令和6年9月30日以前の過誤納金還付通知書にかかる過誤納金の取扱いについては、以前の条例の規定を適用とすることとしています。

続きまして、議案第70号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の11ページをお願いいたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、令和6年12月2日に被保険者証（健康保険証でございますが）こちらが廃止されることから、被保険者証に関する条文を改正し、条例の一部を改正するものでございます。

説明資料集の１７ページをお願いいたします。

第１４条中、条例中で引用している法令の名称が不明確なものについて、国民健康保険法と規定し、併せて、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、国民健康保険法第９条に規定される被保険者証の交付及び返還や同法１２７条第１項に規定される被保険者証の返還に関する罰則規定が削除されることから、大津町国民健康保険条例第１４条中の関係条文を改正するものです。

議案集の１２ページをお願いします。

附則の第１項として、施行期日を規定しており、令和６年１２月２日から施行することとしています。

附則の第２項には、経過措置を規定しており、施行日前の令和６年１２月１日以前の行為や行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第９条で規定されている改正法の施行日である１２月２日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還の取扱いについては、以前の条例の規定を適用とすることとし、この条例の施行の日以後にした同様の行為に対する罰則の適用については、以前の条例の規定を適用することとしています。

続きまして、議案第７１号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明をいたします。

議案集の１３ページをお願いします。

熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更しようとするものです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、令和６年１２月２日に被保険者証が廃止されることから、熊本県後期高齢者医療広域連合においては、広域連合規約で使用している「被保険者証」等の用語を削除するなどの一部変更が必要となります。

広域連合の規約改正につきましては、地方自治法第２９１条の３第１項の規定により「関係地方公共団体の協議によりこれを定める」とあることから、地方自治法第２９１条の１１の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、提出させていただいたものです。

なお、本議案につきましては、広域連合の構成市町村となる県内全ての市町村での同文議決案件となります。

説明資料集の１８ページ、１９ページをお願いします。

条例の改正の概要としましては、令和６年１２月２日に被保険者証が廃止されることから、別表第２中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

議案集の１４ページをお願いします。

附則として、この規約は、令和６年１２月２日から施行することとしています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。

私のほうからは、議案第72号、町道路線の変更について御説明いたします。

議案集の15、16ページ、説明資料集の20ページをお願いいたします。

路線番号323、路線名「町道引水大津線」の起点を変更して路線を延伸し、町道引水前鶴線と接合させるものでございます。

現在の町道の起点は、県道矢護川大津線の引水高架橋の西約45メートルの地点になりますが、この起点を生涯学習センターの砂利駐車場西側入口付近にある「西鶴踏切」まで延伸させ、県道矢護川大津線の引水高架橋の下を通り、大津中央公園の南東にある交差点までの町道終点へとつなぐ路線に変更します。今後、町道の路線改良を計画しているため、路線変更をするものでございます。

説明資料集の20ページの町道路線変更区域図を御覧ください。

緑の矢印が変更前の町道引水大津線になります。緑の矢印を赤の矢印に変更するものでございます。

延伸しました区間において、未整備水路の暗渠化や道路の一部拡幅を実施した上で、歩道を整備する計画としております。

また、工事を計画している区間全体としましては、「町道引水大津線」のこの路線延伸部分とともに、西側にある路線「町道引水前鶴線」の、「西鶴踏切」から東に行き生涯学習センターの砂利駐車場の北側を通過、大津小学校西側にある「前鶴1号踏切」までの区間も含めて整備する計画としております。

大津中央公園の東側に開発された住宅地と大津小学校までを結ぶ路線として歩行者、特に通学路における児童の安全を確保するものでございます。

以上、議案第72号につきましては、町道の路線変更についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得るものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 次に議案第73号から議案第81号の説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。

議案第73号の「令和6年度大津町一般会計補正予算（第5号）」について、御説明をいたします。

今回の補正の主なものにつきましては、4月の人事異動に伴います人件費の補正に加えまして、令和5年度決算に係る繰越金それから財政調整基金積立金等の補正、令和6年度の町税及び普通交付税・臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う補正、それから三吉原北出口線拡幅工事に係る予備設計業務などの予算を計上いたしております。

まず補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億5千18万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ201億2千121万1千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の追加を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。

第3条で、地方債の補正を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正ですけれども、体育施設の指定管理料の追加となります。現在整備中の山村広場のトイレにおきまして、今後必要となります合併浄化槽の点検料等の必要経費を追加で補正するものになります。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正は、令和6年度の普通交付税算定における、借入額の確定に伴う臨時財政対策債の減額となります。

それでは歳出について主なものについて御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費、節11役務費の通信運搬費は、今年の10月に予定されております郵便料金の改定に伴う増額となります。

19ページをお願いいたします。

目6企画費、節22償還金、利子及び割引料は、令和5年度の低所得世帯支援事業の実績に伴います過年度分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金となります。

目7電子計算費、節10需用費は、自治体情報システムの標準化・共通化に係りますテスト用帳票の印刷製本費関係となります。

目11地域づくり推進費、節24積立金は、企業版ふるさと納税の寄附受入額の増に伴う増額となります。

目13財政調整等基金費は、令和5年度の繰越額確定に伴い、繰越額の2分の1を下回らない金額を財政調整基金へ、又、今後の公共施設更新等の財源としまして、公共施設整備基金へ積立てをするものでございます。

20ページをお願いいたします。

目15国際交流費、節21補償、補填及び賠償金は、町主催の国際交流事業におけますホームステイプログラムが途中で中断をいたしましたので、それに伴います参加者10名の自己負担分に対する補償金となります。

23ページをお願いいたします。

款3、項1、目1社会福祉総務費、節19扶助費は180世帯、子ども加算40人分の令和6年度の非課税化等世帯給付金を増額いたしております。

25ページをお願いいたします。

項2、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金は、現在建設中の護川小校区学童施設に係る水道加入の負担金となります。

節22補償金、利子及び割引料は、大津幼稚園の財産処分に伴う国庫納付金となります。

26ページをお願いいたします。

款４、項１、目４健康推進費、節１９扶助費は、当初予算で計上いたしておりました「医療用かつら」に加え、新たに、人工乳房補正具などの購入費用に対し２万円を上限に２分の１を補助するものになります。

２７ページをお願いいたします。

目９新型コロナウイルス感染症対策費、節１２委託料は、コロナワクチンの予防接種委託料で、一旦、６月補正で計上しておりましたけれども、今回は、自己負担額を縮減させるために、町負担分となる委託料を増額とするものとなります。

２８ページをお願いいたします。

款６、項１、目８農業振興費、節１８負担金、補助及び交付金の１２スマート農業推進支援事業補助金は、執行見込みによる増額補正となります。１４くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金は、組織的営農の効率化に必要な共同利用機械の導入を目的とする県の補助事業となります。

２９ページをお願いいたします。

節２２償還金、利子及び割引料は、産地パワーアップ事業補助金受給者の破産に伴います財産処分による国への補助金の返還金となります。

それから目１０農道管理費、節１４工事請負費は、国の地方創生整備推進交付金を活用しました、中部農免道路の舗装打ち替え工事の増額補正となっております。

３０ページをお願いいたします。

款７、項１、目４企業誘致推進費、節１８負担金、補助及び交付金の６通勤バス実証実験負担金は、交通渋滞対策で肥後大津駅から本田技研工業までの通勤バスの実証運行費用のうち、プロモーション経費や調査・分析経費に係る負担金となります。補助金の１工場等振興奨励補助金は、今年度支出が必要となる２社分の工場等振興奨励補助金の増額となります。

節２４積立金は、来年度支出が見込まれます工場等振興奨励補助金の必要額及び利子分の積立てとなります。

３２ページをお願いします。

款８、項２、目３道路新設改良費、節１２委託料は、三吉原北出口の多車線化に係る予備設計の業務委託となります。

３４ページをお願いいたします。

款９、項１、目５災害対策費、節１８負担金、補助及び交付金の１土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は、土砂災害警戒区域内にある住宅１軒分の家屋の解体及び移転費用に係る補助金となります。

３５ページをお願いいたします。

款１０、項２、目１学校管理費、節１４工事請負費は、大津小学校体育館の内壁の改修工事などに係る工事費となります。

３８ページをお願いいたします。

款１０、項５、目８熊本地震関係費、節１８負担金、補助及び交付金は、古城神社の再建工事に係る地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金となります。

３９ページをお願いいたします。

項６、目１保健体育総務費、節７報償費は部活動の地域移行に係る国の地域スポーツクラブ活動重点地域事業に係る講師の謝礼となります。

節１０需用費は、当該事業に必要な消耗品関係、節１２委託料、節１３で使用料及び賃借料で、会場の修理を計上いたしております。

目２体育施設費、節１２委託料は、「第２表債務負担行為補正」のところで説明いたしました、現在整備中の山村広場トイレの合併浄化槽の点検料等に係る今年度分の指定管理料となります。

４０ページをお願いします。

款１３、予備費で、所用の財源を調整いたしております。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。

１２ページをお願いいたします。

款１、項１町民税から項３軽自動車税については、今年度に入り本課税を行いました、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の３税について、今年度の当初課税に伴い、収納見込み額相当分を増額補正としております。

１３ページをお願いします。

款１１、項１、目１地方交付税の普通交付税は、額の確定に伴う増額となります。

款１５、項２、目５総務費国庫補助金は、歳出のところで説明いたしました令和６年度の非課税化等世帯給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

款１６、項２、目１総務費県補助金は、土砂災害警戒区域内から移転費用等に係る土砂災害危険住宅移転促進事業補助金となります。

目８衛生費県補助金は、がん患者に対するウィッグ及び乳房補正具の購入費補助に係るがん患者ＱＯＬ向上いわゆる生活の質向上ですがけれども、その事業補助金となります。

目４農林水産事業費県補助金、節１農業委員会費補助金は、耕作放棄地解消及び営農定着を図るための耕作放棄地解消事業補助金となります。

１４ページをお願いいたします。

節２農業振興費補助金は、歳出のところで説明いたしました共同利用機械の導入に係るくまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金です。

目６教育費県補助金は、歳出のところで説明いたしました部活動の地域移行に関する国のモデル事業に係る地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金及び重点地域事業補助金となります。

款１７、項１、目１財産貸付収入は、老人ホーム跡地の延長貸付それから旧電算室の貸付料に係る増額となります。

１５ページをお願いいたします。

款１８、項１、目１一般寄附金は、企業版ふるさと納税の寄附見込みによる増となります。

款１９、項１、目１介護保険特別会計繰入金は、令和５年度の決算に伴い、介護保険特別会計から繰り入れるものとなります。

目２工業団地整備事業特別会計繰入金は、令和５年度決算に伴い、工業団地整備事業特別会計から繰り入れるものです。

項２、目３大津町工場等振興奨励基金繰入金は、今年度支出が必要となります工場等振興奨励補助金分を繰り入れております。

１６ページをお願いいたします。

目５熊本地震大津町復興基金繰入金は、歳出のところで説明いたしました、古城神社の復旧費に係る町復興基金の繰入金です。

款２０、項１、目１繰越金は、令和５年度決算に伴う繰越金の補正となります。

款２１、項５、目２雑入の産地パワーアップ事業補助金返還金は、これも歳出で説明いたしました、補助金受給者の破産に伴い補助金が返還されるものです。

その二つ下の副町長住居使用料は、今年４月からの副町長宿舎に係る賃借料などに係るものです。

１７ページをお願いします。

款２２町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、議案第７４号、議案第７６号及び議案第７７号について説明いたします。

まず、議案第７４号、令和６年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

今回の補正の主なものは、令和５年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う、前年度繰越金及び過年度の診療報酬精算金に伴う増額補正でございます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３千８６８万４千円を追加し、総額を３０億７千９０７万１千円とするものです。

それでは、歳入から御説明いたします。

補正予算書の８ページをお願いいたします。補正予算の概要は、１０ページとなります。

款４、項１、目１保険給付費等交付金、８９０万４千円の減額につきましては、令和５年度の診療報酬の精算金を款９、項３の雑入で受け入れるため、精算分を減額するものです。

款７、項１、目１繰越金、節１の前年度繰越金、３千８９８万６千円の増額は、令和５年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものです。

款９、項３、目２雑入、節１雑入の８９０万２千円の増額につきましては、主に令和５年度の診療報酬等概算請求の精算金を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、議案第76号、令和6年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページ、補正予算の概要は10ページから11ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ8千858万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ30億8千152万1千円とするものです。

それでは、歳出から主なものを説明します。

歳出予算の10ページをお願いします。

款1、項1、目1一般管理費、節12委託料、34万1千円の増額は、被保険者分の第三者行為損害賠償求償事務共同処理手数料3件分です。

款2、項1、目1介護サービス等諸費、一般財源から第三者納金へ財源を組み替えるものです。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金、3千万円の増額は、令和5年度の精算に伴う、前年度繰越金のうち、償還金や一般会計繰出金を除いた「剰余金」から、基金に積み立てるもので、将来の介護給付費の増額等を見込み、介護保険料の増額幅の抑制などを目的としております。

補正予算書の11ページをお願いします。

款5、項1、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料、2千278万4千円は、令和5年度分の介護給付費等の実績報告による、国・県等への返還金になります。

款5、項2、目1一般会計繰出金、節27繰出金1千125万7千円は、令和5年度の介護給付費、事務費等の精算による、町の一般会計への返還金になります。

款6、項1、目1予備費、2千420万4千円の増額は、今回の補正に伴う財源調整となります。歳出の説明は以上です。

続いて、歳入の説明をいたします。

補正予算書の8ページをお願いします。予算の概要は10ページとなります。

款6、項1、目2地域支援事業繰入金、過年度分132万4千円は、令和4年度分精算により、一般会計から特別会計へ繰り入れするものです。

款6、項1、目3低所得者保険料軽減負担金繰入金、過年度分118万2千円は、介護保険低所得者保険料軽減負担金繰入金の確定により増額するものです。

款6、項1、目4その他一般会計繰越金、節2事務費繰越金71万9千円の増額は、地域包括支援センターの運営等を行う重層的支援体制整備事業精算による特別会計への返還金になります。

款8、項1、目1繰越金、節1繰越金、7千867万4千円は、令和5年度の繰越金の確定に伴うものです。

補正予算書の9ページをお願いします。

款9、項2、目2被保険者第三者納付金、節1第三者納付金は、歳出で説明しました被保険者分

の第三者行為損害賠償金3件分、668万7千円になります。

議案第77号、令和6年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和5年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万4千円を追加し、総額を5億826万8千円とするものです。

それでは、歳入から御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いします。補正予算の概要は11ページの下段です。

款5、項1、目1繰越金は、令和5年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金86万4千円を増額計上するものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

歳出予算書の8ページをお願いします。

款5、項1、目1の予備費で、財源の調整を行っております。

説明は、以上です。よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄）　しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時58分　休憩

△

午後　1時00分　再開

○議長（桐原則雄）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範）　皆さん、こんにちは。私からは議案第75号と議案第78号について御説明します。

まず、議案第75号、「令和6年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）」について御説明します。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴います補正となります。

議案集は19ページ、補正予算の概要は10ページ、補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5千74万5千円とするものです。

まず歳入について御説明します。

補正予算書の7ページをお願いします。

款4、項1、目1、節1前年度繰越金は、繰越金の額の確定に伴い、124万7千円を増額補正するものでございます。

次に歳出について御説明します。

補正予算書の８ページをお願いします。

款２、項１、目１予備費で財源調整を行っております。

以上、よろしくお願いします。

続きまして、議案第７８号、「令和６年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）について」御説明します。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う補正となります。

議案集は２２ページ、補正予算の概要は１２ページをお願いします。

補正予算の１ページをお願いします。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５９万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６６６万２千円とするものです。

歳入から御説明します。

補正予算書の７ページをお願いします。

款５、項１、目１、節１繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、１５９万８千円を増額補正するものでございます。

次に歳出について説明します。

補正予算書の８ページをお願いします。

款３、項１、目１予備費で財源調整を行っています。

款４、項１、目１、節２繰出金１６０万円は、前年度事業費の確定に伴い、一般会計に戻し入れするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。私のほうからは議案第７９号、議案第８０号、議案第８１号について御説明させていただきます。

まず、議案第７９号、「令和６年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第１号）について」御説明いたします。補正の概要は１２ページ、補正予算書につきましては、１ページをお願いいたします。

第２条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第１項「営業費用」は、令和６年４月の工業用水道事業対象職員の人事異動に伴い、人件費分を増額するものです。

２ページをお願いいたします。

第３条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、令和６年４月の工業用水道事業対象職員の人事異動に伴い、人件費を増額するものです。

続きまして、説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書の２ページをお願いいたします。

収益的支出、款１、項１、目３総係費は令和６年４月の工業用水道事業対象職員の人事異動に伴い、給料や職員手当等の人件費を合計で５０万１千円増額するものです。

続きまして、議案第80号、「令和6年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

補正の概要は、12ページから13ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、上の表、収入の第2項「営業外収益」は、4月の人事異動に伴い補助金を増額し、また、下段の表、支出の第1項「営業費用」は、4月の人事異動などに伴い増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、上の表、収入の第2項「出資金」は、4月の人事異動に伴い減額するものです。また、下の表、支出の第1項「建設改良費」につきましても、4月の人事異動に伴い減額するものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員の給与費を4月の人事異動に伴い増額するものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、予算第10条中の数値を改めるものでございます。

続いて、説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

上の表、収益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事異動に伴い、184万1千円を増額するものです。

下の表、収益的支出、款1、項1、目4総係費は、主に4月の人事異動に伴い370万9千円を増額するものです。

2ページをお願いいたします。

上の表、資本的収入、款1、項2、目1出資金は資本的収支対象職員の人事異動による減額に伴い、212万1千円を減額するものです。

下の表、資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、4月の人事異動に伴い資本的収支対象職員の給料等を212万1千円減額するものです。

続きまして、議案第81号、「令和6年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

補正の概要は、13ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」を4月の人事異動に伴い補助金を減額し、また、支出の第1項「営業費用」を同じく4月の人事異動に伴い減額するものです。

第3項「特別損失」につきましては、農集使用料の過誤納還付金に係る増額補正でございます。

2ページをお願いいたします。

第3条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、支出の第1項「建設改良費」につ

きましては、マンホールポンプ等の更新による増額補正でございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を4月の人事異動に伴い減額するものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、予算書8条中の数値を改めるものでございます。

続いて、説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金、収益的収支対象職員の4月の人事異動に伴い人件費分、312万9千円を減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴う人件費を312万9千円減額するものです。

次に款1、項3、目2過年度損益修正損は、農集使用料等の過誤納還付金の補正でございます。

2ページをお願いいたします。

資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、マンホールポンプ等の更新に係る増額補正でございます。急遽、浸水故障によるポンプ交換を要することになり、既存予算で対応したため、当初予定の不足分を補正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 次に、決算認定について監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

今村代表監査委員。

○代表監査委員（今村昭彦） お疲れさまでございます。代表監査委員の今村です。令和5年度の決算並びに財政健全化に関する審査が終了いたしましたので、関係法令に基づき御報告を申し上げたいと思います。

議員皆様方につきましては、決算審査意見書は、モアノートの9月定例会決算関係フォルダに保存されているかと思っておりますので、御覧いただければと思います。また関連して本日説明は割愛しておりますけども、財政支援団体監査並びに行政監査として公の施設に関する指定管理につきましても任意監査として実施しておりますので、モアノートのほうに掲載しておりますので、御参考にさせていただければと思います。

それでは、大津町一般会計、特別会計、決算及び各基金の運用状況審査意見書を御報告したいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度の審査につきましては、4の審査対象に書いておりますとおり、令和5年度は工業団地特会のほうが新しく創設されておりましたので、一般会計並びに5特会計を審査したところでございます。審査の内容といたしましては、大津町の監査基準に基づきまして、そこに書いておりますとおり、1の決算の数値と5の財産の取得等につきまして重点的に審査を実施したところで

ございます。

次、2ページでございます。

審査の結果でございますけれども、令和5年度の一般会計の歳入歳出決算書、数値等につきましては、齟齬はなく適正に執行されておりますし、関係諸表証拠書類の係数とも符合して特に指摘する事項はございませんでした。

次に昨年度の決算等につきましては、歳出ベースで見た場合に、10億円、11億5千万円程度の不用額が出ておりましたけれども、令和5年度の歳出における決算につきましては、6億5千万円余ということで、一応前年度に比べますと半分程度に縮小しておりました。このことは、町財政を3条のほうに予算編成につきましては、歳入を補足してそれに基づいて歳出を行うというようなそういう基本原則がございますので、令和5年度の決算につきましては、そういう観点からは非常に適切な執行であったことが認められたところでございます。

次に、財政運営に関しましては、いろいろ財務指標がございますけれども、その中でも2項目について記載をさせていただいております。

1点目が財政構造の弾力性を示す指標として、経常収支比率というのがございます。これにつきましては分母のほうが経常一般財源の歳入、収入あるいは臨財産への発行額、分子として経常一般歳出に係る経常費に係る一般財源を除いて割り出す内容でございますけれども、この比率自体が89.9%ということで、前年度に比べますと4.6%ぐらいちょっと高くなっているというような状況でございました。要因としては、そこに書いておりますとおり、やはり普通交付税あるいは財源債等につきましては、やはり1億円を超えるような減額になっておりましたので、それが要因かというふうに考えるところでございます。なお、89.9%というのは、国の指導においては大体都市部が80%、町村部においては大体75%が一つの目安としてありますけれども、89.9%をどう見るかというのは県内45市町村の平均しますと88.3、あるいは熊本市あたりは93%、隣の菊陽町については88.6%、これは令和4年度の決算ベースでございますけれども、そういう観点からすると大津町の経常収支比率が非常に高いというか、財政の硬直性が見られる、そういう観点にはなっていないかと思います。

続きまして、2点目でございますけれども、財政健全化の支障となります基礎的財政収支、プライマリーバランスでございますけれども、これにつきましては政策的経費の財源を起債、あるいは基金に頼らず税收等によって財源を確保するという財政秩序を守る非常に重要な要素でございます。これにつきましては、第6次の大津町の後期計画の中でも令和7年度から黒字化するというようなことが起債されておりますけれども、一応令和5年度の決算につきましては、3億4千700万円余の黒字になっております。前年度、令和4年度が17億円ですか、これにつきましてはやはりふるさと納税が10億円を超えるというようなそういう状況でありましたので、その関係で少しプライマリーバランスの黒字が増えておりましたけれども、やはりプライマリーバランスというのは財政調整基金の取崩しが、あるいは起債額の増加によって非常に変動していく内容になりますので、今後もやはり町の中長期的な持続可能な確保する観点からはこのプライマリーバランスというのは

非常に重要になっていくかと思いますので、注視していく必要があるのではないかというふうに思っております。

次に4ページでございますけれども、歳入の状況でございますけれども、これは先ほど午前中町長のほうで説明がありましたように自主財源、依存財源50%、50%で大体ほぼ前年並みでございますけれども、より大津町として考えていく場合はやはり合計5ページに書いております一般財源、特定財源、大津町として今後様々な行政ニーズに対応するためにはやはり負託に応えるためには、この一般財源が必要になってくるかと思いますので、依存財源等につきましては、その出所がどこかという観点でございますけれども、一般財源、特定財源はどういう事業に一般財源として町が固有に事業を進めていくかという内容になってくるかと思いますので、今後一般財源、特定財源の内容がどうかというのを注視していただければと思います。

この一般財源と特定財源の令和5年度の結果につきましては、その表に書いておりますとおり、前年度に比べますと3.9%ほど低くなっております。この要因としては、やはり特定財源としての繰入金、これは公共施設整備資金と財調基金、これからの11億円繰入金として出しておりますので、この分が特定財源として高くなったという要因になるかと思います。

6ページでございますけれども、ここに一般財源、特定財源の内容を記しておりますけれども、一般財源というのはこういう状況にありますし、特定財源は分担金あるいは地方債等になっております。特に交付税あたりは依存財源として国から出るわけでございますけれども、この交付税につきましては、小泉総理大臣の段階で地方交付税というのは市町村の固有の財源であるというのは明確に答弁されておりますので、交付税につきましては一般財源ということで区分されているところでございます。

続きまして、歳出の状況でございますけれども、15ページでございます。これにつきましても午前中、町長のほうから説明がありましたけれども、私のほうからは、特に歳出については目的別と性質別に分けてありますけれども、特に財源としては性質別に注目、着目したほうがよろしいかと思いますので、重複しますけれども、説明をしたいと思います。

まず性質別歳出決算状況につきましては、大きく3つに分けてまして義務的経費、投資的経費、その他に分かれます。この中で非常に義務的経費につきましては、そこに記載されておりますとおり人件費、扶助費、公債費ということで、これにつきましては法律に支出が義務付けられておりまして、なかなか削ることが困難な非常に硬直性の高い経費でございます。今後やはり大津町として性質別歳出決算状況あたりをしっかりと見ていく必要があるかと思いますけれども、前年度に比べますとほぼほぼ構成比としては、47.9と48.5ということほぼ一緒かと思います。特に扶助費のほうは若干5億円程度増えておりますけれども、これはやはり国のほうの臨時交付金等が出ておる関係で増えている分でございます。経常費で見ると、そんなに前年度とは対比、比較増減はそんなに大きい差はなかったところでございます。投資的経費につきましては、前年度に比べますと倍、6%程度増えておりますけれども、やはりこれにつきましては大津中学校あるいは護川小学校等の投資等がありますけれども、やはりJASM、あるいは関連企業の進出に伴って、やはり今後

財政投資というのが非常に増えていくかと思いますが、投資的経費が当分続くかと思いますが、これは町の財政運営としては、非常に大津町の今後の発展を考えていく上では、投資的経費が増えるというのは非常に間違った政策ではない。非常に好ましい状況で進んでいるかというのが見てとれたところでございます。

続きまして、29ページ以降につきましては5つの特別会計でございますけれども、一応国保、共有原野あるいは介護後期高齢者、最後になりますが工業団地造成、工業団地造成につきましては最後に意見のところで述べさせていただきたいと思います。

39ページが基金の状況でございます。これにつきましては基金としては60億円程度でほぼ前年度より3億円程度少なくなっておりますけれども、規模としては60億円というのは財政運営上非常に妥当な金額ではないかと思っております。この中でも基金につきましては主要な基金というのは財調基金と減債基金になるかと思えます。この金額自体2つ足しますと大体32億7千万円余ということで全体60億円の53%ぐらいが財調と減債基金になっておりますので、今後財政出動する場合は非常に財調基金というのは年度間調整財源として非常に基金としては有効な基金でありますので、財調基金あたりは30億円前後はやはり保有していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

続きまして、40ページからは最終的な決算、一般会計、特会普通会計の審査意見でございます。

まず歳入予算の確保という観点からこれにつきましては、午前中の町長のほうからも町税が約60億円ということで、歳入全体の30%、その中でも固定資産税というのが31億円ぐらいございます。この中でも固定資産税の中でも一番多いのが償却資産これにつきましては、個人事業主あるいは法人の減価償却の場合の償却資産として計上されますけれども、この割合がやはり大津町の特徴としては税收の特徴でございまして、30%程度でございます。これにつきましては、景気の動向によっては償却資産が少なくなる、そういう状況もございますので、やはり景気の動向をしっかりと注視しておく必要があるかと思えます。その中で中段より下の所に民間資金の活用うんぬんということが書いておりますけれども、これは午前中の委員会のほうでも民間資金PFIプライベートファイナンスについてのそういう議論がありましたけれども、PFIあるいはPPPパブリックプライベートパートナーシップでございますけれども、公民連携でございますけれども、公共部門においても民間の資金、あるいはノウハウを活用することが重要になってくるかと思えます。やはり民間経営手法の積極的な検討をぜひお願いをしたいと思えます。ただ、PFI、PPPこれは全てメリットデメリットがございますので、しっかり検証した上で使えるかどうかという判断をする必要はあるかと思えます。

2点目が継続事業の執行についてでございます。これにつきましては、繰越明許が一般会計、特会等含めまして20億円を超えるような状況になっております。これにつきましては、国のほうの社交金あたりの内示が昨年の12月非常に内示遅れ等によってから明許繰越額等が増えております。これ町の執行がちょっとまずかったとかそういう点は全くございません。ただ、繰越明許が多いということは、令和6年度の既存の事業とあわせて事業執行する必要があるかと思えますので、事業執行に

遅れ、それによって令和7年度に対して次項繰りすとかそういうことも考えられますので、計画的な執行をぜひお願いをしたいと思います。

それと、特会の工業団地造成整備事業でございますけれども、これにつきましては、公約として令和9年度に分譲開始が予定をされております。令和5年度が基本計画の策定が終わりまして、あと令和6年度が用地買収、農振の除外手続、あるいは上水道の供給区域に入っておりませんので、県の認可等が入ってくるかと思っておりますので、そういうやつを踏まえて令和7年、令和8年が実施設計、造成工事、令和9年度が分譲というかたちに入っていくかと思っております。ただ、町としても非常に町あげて一生懸命されておりますけれども、やはりJASMと関連企業の土地需要というのが非常に高くなっておりますし、地価上昇の加速というのも非常に進んでおりますので、そういう中で用地交渉等が大変かと思っておりますけれども、これにつきましては、ひとえに町民の期待も大きい内容になっておりますので、令和9年度に分譲を開始というのに遅れが生じないようにぜひ分譲開始に間に合うように、一応執行をお願いしたいというふうに思っております。

次41ページでございますけれども、事務費等の適正な執行について。これにつきましては、昨年の決算のこのときでも御報告をしたところでございますけれども、物品の調達、これは指名入札で20件程度でございますけれども、やはり落札の平均は大体80%ぐらいでございますけれども、ただシステム関係につきましては、同一業者が高止まりしている。100%に近いような状況にもなっております。また指名のうち7者、9者指名されておりますけれども、入札参加者は1、2社とかそういう状況になっておりますので、やはりこれにつきましては指名審査委員会等もございまして、その要因あるいは問題点等を抽出していただきまして、適正な執行といえますか、地方自治法が定めております最小の経費で最大の効果が上がるような、そういう手続そういうのが非常に求められてくるかと思えます。

それと4点目、これは組織体制整備としての主に内部統制制度の確立についてでございますけれども、3本立てで一応ここは記載しております。

1点目は働き方改革の一環として正職員の時間外手当がどの程度あるかというのを見たところでございます。これにつきましては正職員としての対象職員が178人でございます。高い方は1時間3千円以上、低い若手職員あたりは1千円未満ぐらいになりますので、中央値としていくらかとすることを割り出しまして、1時間あたりの中央値は2千171円になっておりますので、これが書いてあることが100%正しいかどうかというのは別にいたしまして、おおよその方向性は出てくるかと思えます。人件費時間外につきましては、令和5年度は前年度に比べますと33%ほど高くなって1千218万円増でございます。ただし、時間外勤務時間につきましては、先ほど言いました数値でしますと大体職員一人あたりの1か月の時間外というのは大体11時間、平均で11時間程度でございます。そんなに時間外がもうちょっと多いかなと思ってたんですけど、そんなに時間外が多いというような状況にはなっていなかったところでございます。ただし時間外対象職員の部局別で見ますと、住民生活部内では非常に時間外が多いところと少ないところの差が4.6倍ございますし、健康福祉部内で4倍、産業振興部で3.3倍、総務部で2.8倍、そういう若干の

差はございますので、ここら辺を若干是正するなり組織の見直しが必要であれば見直しをするなど、そういう御検討をお願いしたいと思います。特に大津町につきましては、非常に40歳未満の職員というのがやはり全体の60%近くがおられますので、大津町の今後を支える若手職員がメンタル不調など陥らないように、そういう職員の健康管理にも十分注意をしていただきたいと思います。

2点目でございますけれども、歳入歳出の補足についてということでこれは間違いがあったということではございませんけれども、地方自治法あるいは施行令の中で、歳入歳出の款項目、細目節というそういう分け方がされておりまして、その中で特に目の中でも目と細目あたりが若干どうかという点が歳入歳出ございましたので、ここら辺につきましては、財務規則、あるいは予算規則等踏まえながら該当がなければ明確な根拠とか規定を整備するなり、そういう齟齬がないような適切な運営に努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと不適切事例が若干散見されますので、そういう点につきましては、任意監査として是正しております財政支援団体監査あるいは行政監査等でいろいろ審査しますと、やはり若干例えば補助金交付要綱、あるいは規則等に則って職員がチェックしているのか、そういう点が若干少し弱い部分があるかなというかたちが認められたところでございます。これは全部ではございません。一部そういう事例が散見されますので、こういうことが結果として不適切な事案の短所になっているようであれば、そういう諸問題を解決に向けた対策としては内部統制制度の導入というのが非常に大事になってくるかと思えます。この内部統制事務につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、都道府県政令市につきましては、義務付けられておりますし、その他市町村につきましては、努力義務ということで大津町につきましては早くからそういう検討をされておりますので、ぜひこれにつきましては、予定では令和7年度の本格導入というふうになっておりますけれども、これにつきましては令和7年度の後ろでなくて4月、スピード感をもって内部統制制度等につきましては実施していただきたいと思います。

一般会計、特別会計の審査意見は以上でございます。

次に、公営企業会計の決算、審査意見書を御報告したいと思います。

公営企業会計につきましては、皆様御承知のとおり3つの工水事業、下水道、農水事業、3つございますけれども、地方公営企業の運営の基本原則というのは、公共性の確保を第一として合わせて経済性の発揮、これをやるということ。要するに公共性と経済性を調和させるというのが公営企業会計の基本的な考え方だと思います。この中で工水につきましては、安定した健全経営になっておりますけれども、下水道、特に農集につきましては、非常に厳しい運営が続いております。それぞれ各事業ごとに御報告をしたいと思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。工業用水事業会計でございます。これにつきましては、(2)で事業の実績に書いておりますとおりに、排水供給としては昨年度同数の6事業所に大体120万立米ぐらい排水をされております。

6ページをお開きいただきたいと思います。これは工水事業の経営成績でございます。そこに表に書いておりますとおりに、総収益Aが6千647万円余、総費用Bが5千454万円余、差引き

ますと当年度純利益としては1千193万2千377円の黒字を計上しております。これに昨年度末の黒字額が1億8千413万7千494円ですので、令和5年度足しますと1億9千639万7千円余の黒字になっております。

7ページの一番上の表に経常収支比率というのがございます。これにつきましては、国のほうの一応指導指針としては、経常収支比率は公営企業会計としては100%以上なるように努めてくださいという規定がございます。冒頭申しましたように一般会計につきましては、経常収支率は市町村の場合は、75%というのは基準がございますけれども、企業会計につきましては、全く逆で100%以上、そういう算式の違いがございますけれども、工水につきましては、そういう観点から経常収支率が121ということは基準の20%を超えておりますので、非常に収益性が高い、経営の健全性が確保されているところが見てとれるかと思えます。

それと8ページでございますけれども、この表でございます。②の供給単価と給水原価というところの表でございますけれども、この料金回収率というのは供水原価を分母として分子に供給単価、これは経営の効率性を見る指標でございます。これも国の指標としては100%以上ということでこれが100%以上であれば、大体黒字というかたちになりますけれども、これが22%オーバーしているというような状況になっているところでございます。

12ページ、審査の意見でございますけれども、これにつきましては、工業用水道事業につきましては、先ほど何度も言いますように経常収支比率、料金回収率がそれぞれ100%を超えておりますので、結果として経営の健全性が保たれかつ独立採算制が認められたところでございます。

その下に2指標ともに例年にして大幅に高くなっているうんぬんというかたちを書いておりますけれども、これはどういう内容かと言いますと、これにつきましては、今からしっかり検討していく事業ではございますけれども、地方公営企業法の18条の第2項というところに出資金補助金を受けた場合に、利潤が上がればその内容自体について一般会計またはほかの特別会計に納付することができる。逆に通常下水道とか農集につきましては、一般会計から繰り出してから繰入金を特会がしてますけれども、要する儲かった額が上がれば特別会計から一般会計にも納付することができるという規定がございます。そういうかたちについて今後将来を見据えてそういうことが可能かどうかをぜひ検証していただきたいと思っております。これにつきましては、例えば平成23年に公営企業法の一部改正がございまして、資本金の額の減少することができるというような規定もございまして、これにつきましては、議会の当然剰余金の処分になりますので、議会の議決等が必要になってきますけれども、今後のことを考えてこういう点もしっかり検証していく必要があるのではないかというふうに思っているところでございます。

次に、公共下水道事業会計について御報告をしたいと思います。

平成元年度に供用開始して、35年経過しております。令和2年からは公営企業会計に移りまして非常に企業会計に移したことによって、全体的に資金の流れ以外につきましても、貸借対照表あるいは損益計算書のほうから全体的な財務状況がはっきりわかるようになってきておりますので、非常に今は厳しい経営状況ではございますけれども、これを糧にぜひ黒字化に向けて頑張っていた

だくというのが公共下水道と農集でございます。その中で令和5年度の事業としては、大林、日吉が丘区のマンホール築造とか機械の設備工事等、おおよそ予算として1億6千300万円ほど投資したところでございますし、令和5年度に下水道事業運営審議会で、令和6年度と、令和10年度の2段階に分けて料金改定するという状況になっておりますので、この状況につきましては、経営状況については値上げするということであり、町民の皆様方には特に透明性の高い情報開示が求められることになるかと思います。

16ページでございます。

事業の実績でございます。一番上の表でございますけれども、この内容につきましては、ほぼ内容としては前年同様で推移しているかと思います。大きい2の予算執行状況でございますけれども、一応企業会計の場合は予算の組立として収益的収支と資本的収支の2本立てで予算編成するようになっております。収益的収支につきましては、現在のために使うお金。資本的収支につきましては、将来的に使うお金という御理解でよろしいかと思います。それでは(1)の収益的収入及び支出でございますけれども、これにつきましては、収益的収入自体は下水道料金でございますし、営業外収益のほうはこれにつきましては、一般会計からの補助金、5千400万円程度でございますし、長期前受戻入が2億1千300円ということで営業外収益が2億6千800万円になっております。収益的支出のほうは営業費、営業費用でございますけれども、これは減価償却費あたりが4億程度でございますし、また維持管理費等あるいは職員の給与費等でございます。営業外費用の5千200万円につきましては、企業債、下水道債の利息の支払いになっているところでございます。

資本的収支でございます。これは先ほど言いましたように将来のために使うお金ということ。やはり施設整備したり築造したりそういう投資的な内容になりますけれども、これにつきましては、収入は下水道企業債を1億640万円借金したという状況になっておりますし、出資金につきましては、町からの一般会計からの繰出金でございます。補助金の1億2千100万円につきましては、国からの公共下水道補助金に一応なっております。

18ページでございますけれども、これは資本的支出の状況でございますけれども、建設改良費が2億200万円余ということで、これにつきましては工事請負費として先ほど言いましたように瀬田大林区等の管渠の築造あるいは大林のマンホール、大津支線の環境等でございます。あと委託関係が公共下水道浄化センターの再構築の設計委託等が入っております。企業債の償還金につきましては、2億9千100万円につきましては、下水道事業債の元本の支払いでございます。

19ページでございますけれども、やはり経営状況でございます。これにつきましては、総収益Aが7億1千500万に対しまして、総費用Bでございますけれども、7億7千400万円余、差し引きますと当年度の純損失として5千817万6千621円の赤字になっております。前年度の赤字、累損でございますが、1億3千949万8千円余でございますので、令和5年度と合計しますとおおよそ2億円近くの累損赤字になっているところでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。これは先ほどから言っておりますとおり一番下の経常収支比率、これが92.48ということで、これにつきましては、経営の健全性をみる指標

でございますけれども、これが国の指導では100%以上、これがまだ100%に満たないということで、大津町と同規模の団体につきましては、やっぱり100を超えて104.8ということで、もうちょっと頑張る必要があるかというふうに思っております。

それと21ページにつきましては、当年度の変動額。一番上の表でございますけれども、1億7千167万6千円、これは一般会計からの出資金でございます。当期純損益が5千800万円ほどありますので、一般会計の出資金からこういう赤字を埋めているというのがみてとれるかと思えます。

次に22ページでございます。経費回収率でございます。これは経営の効率性を見る指標でございます。汚水処理に対して使用料をどの程度賄っているかということでございますけれども、使用料単価が117円69銭に対して汚水処理にかかった原価というのが147円34銭、要するに湧水量1立法あたり29円65銭が赤字というふうな状況になっている状況でございます。

次に27ページをお開きいただきたいと思います。公共下水道の審査意見でございますけれども、やはり経営安定の指標でございます。経常収支比率、経費回収率が100%以上というのが当面の目標としておく必要があるかと思えますけれども、今回の2段階の30%の値上げで最終的には令和10年度くらいには黒字化になる予定とは思いますが、現時点ではやはり2億円を超えるような一般会計からの繰入れがっております。これにつきましては、2億円、3億円あれば例えば学校給食の無料化とかそういう点に充てるぐらいの財源ございますので、公共下水道事業としても黒字化のためにぜひ検討して頑張りたいと思います。

今後の工事見込みとして一つに未施工部分、あるいは施設の更新あるいは新工業団地の費用として下水道本管で35、6億円ぐらいかかると聞いておりますし、処理場費として水処理4系統の処理施設あるいは汚泥処理あたりが大体30億円ということで5、60億円ぐらい令和5年度から令和19年度までには一応費用としてかかるかと思えます。この中でやはり一般会計は歳入はきちっと補足してそれについて歳出を抑制していくのがやり方でございますけれども、企業会計の場合につきましては、いかに黒字化するか、そして維持管理をいかに抑えていくかが基本になってくるかと思えますので、どちらかという一般会計と違って投資、いくら投資をしていくかというのが非常に大事になってくるかと思えますので、令和19年度までに行う工事見込みにつきましては、そういう観点からは流れとしてはそういう流れで特に問題はないかと思えますけれども、ただ財源資産と歳入歳出予算をしっかりと見ながら調整していく必要はあるかと思えます。

次に29ページでございます。農業集落排水事業会計でございます。平成17年から供用開始しまして19年が経過しておりますけれども、工場等は令和5年度はあっておりませんけれども、構造的な収支不均衡で非常に公共下水道よりも経営的には非常に厳しい状況になってきております。下の事業実績のところに、書いてありますとおりに普及状況で処理区域内人口、あるいは水洗化人口というのが前年度に比べますと減少しております。やはりなかなか人口密度が低い中で増やすのは非常に大変な状況にあるかと思えます。この中で30ページでございますけれども、収益的収支でございますけれども、営業収益、これの大層は使用料がほとんどでございますし、営業使用が倍

近くございますけれども、8千700万円、これは一般会計から4千100万円、長期前受金戻入が4千500万円というふうになっておりますし、収益的支出につきましては、1億3千300万円が営業費用でございますけれども、これは処理費用あるいは減価償却費でございますし、営業外費用につきましては、2千100万円は企業債の利息分でございます。資本的収支でございます。出資金につきましては、収入としては7千366万7千円、一般会計からの出資金でございます。18万円は一応、受益者負担金というふうになっております。支出のほうにつきましては、建設改良費は特にございませんし、企業債の償還金が7千400万円余ということで、基本的には一般会計からの出資金で一応企業債の償還金を払ってというような状況がみてとれるかと思います。

32ページでございますけれども、これは経営状況、税抜きの表示でございますけれども、やはり総収益Aが1億1千900万円余に対して総費用が1億5千180万円余ということで差し引きますと純損失が3千251万5千789円の赤字になっております。前年度の繰損から合計しますと最終的には赤字額が1億4千865万5千561円になっております。

33ページでございますけれども、経常収支比率は一応78%ということで、これもやはり経営の健全性からみると100を超えていないということで、まだまだちょっと頑張る必要があるかというふうに思うところでございます。

次、35ページでございます。これは使用料単価と汚水処理原価の関係でございます。使用料単価Aが110円99銭、これに対して汚水処理する原価というのが374円9銭でございます。差し引きますと、湧水量1立法メートルあたり263円10銭の赤字というふうになっておりまして経費回収率が29%、30%昨年度よりも若干は上向いておりますけれども、30%程度しかないということで、汚水処理に係る費用が使用料収入の3.4倍になっているという現実がございます。これにつきましては、一番上の表のところで維持管理費等につきましてはどちらかというと前年度の累計平均農集をやっている全国の団体と比べて低くなっておりますけれども、この維持管理費というのは一応人件費、動力費、薬品等になってくるかと思うので、いわゆるランニングコストになるかと思います。資本費分につきましては類似団体は37円80銭に対して245円24銭ということで、これにつきましてやはり下水道の施設等の整備費用に係る部分ということで、これにつきましては、イニシャルコストになるかと思うので資本費が非常に高いというのが経営の圧迫要因になっているという条件になっております。これは34ページの施設利用率の54.9%ということで、これは国の指標では50%以上が非常に重要かということで示されておりますが、54%しかないということは少し施設が大きかったんじゃないか。その結果、資本費が高くなっているのではないかと、あくまでもこれは推定でございますけれども、少し資本費が高い、その結果使用料単価を上げてなかなか改善しないという状況になっているところでございます。

40ページでございますけれども、審査意見としては、これは公共下水道と同様でございますけれども、経常収支比率、経費回収率、いわゆる公共の福祉と独立採算制の両立2面性がございますけれども、なかなかこれは刷新されてない。特に経費回収率が30%程度という非常に低くなっております。やはり農業集落の場合につきましては、非常にエリアが広い、それと人口密度が非常に

低い、そういうことでそれと使用料自体も19年経過しておりますけれども、1回も使用料の改定というのがなかった。そういう要件が加わっているかと思います。ただこれにつきまして、やはり生活環境あるいは水質の保全など公的便益が多い反面施設に対する改良費が割高になる。このために地方公営企業会計は一般会計から出資金、補助金をするというかたちになっておりますので、全て一般会計からの補助金、出資金が悪いという点ではございませんけれども、当面は農業集落排水については一般会計からのそういう応援が必要になってくるかと思います。

以上が、公営企業会計についての意見書でございます。

最後になりますが健全化判断比率の審査意見書について御報告をしたいと思います。

2ページをお開きいただきたいと思います。

審査の結果でございせん。表のほうで大体の健全化方に対するどういう指標があるかと示した表でございまして、昨年度も指標を示したところでございますけれども、実質赤字比率から将来負担比率これは一般会計、特会のほうが対象になります。通常普通会計と言われる部分でございまして。公営企業会計につきましては、3事業会計ごとに資金不足比率というのが求められるところでございます。大津町の状況につきましては、午前中の町長のほうからも報告説明がありましたように特に問題となる条件は全くなく、健全性が保たれているところが認められたところでございます。3ページあたり、実質公債費率あたりが6.5で3倍、余裕は十分ございますけれども、早期健全化基準であります18%になりますと起債の許可が条件とかなったりしますので、健全ではあるけれども、財政指標、財政運営については注意はしておく必要があるかと思います。

最後になりますけれども、13ページでございまして。審査意見につきましては、特に健全化に関する内容については、特に指摘する事項はございませんけれども、大津町としては、JAS Mあるいは関連企業が進出してございまして、非常に財政出動が多くなってくるかと思っておりますので、そこに書いておりますとおり、投資資産が大体どれくらい必要なのか。どれくらいいるのか。そしてそれに見合う財源、歳入試算はどれくらいあるのか。その中でやはり投資資産の優先順位を付けて収入と支出の均衡、いわゆる予算の整合性を検証する。その上で財政運営の健全化の維持に万全を期していただきたいと思っております。6月、実施されました町政懇談会でも町民の期待というのは非常に大きいものがありますので、議会、執行部共々しっかり御議論をしてから大津町の発展のためにぜひ御活躍をお願いしたいと思います。

時間長くなりましたけれども、私のほうからは、以上でございまして。よろしく御審議のほうお願いをしたいと思います。終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時5分より再開します。

午後1時59分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで提案理由の説明は終わりました。

日程第 30 議案質疑

○議長（桐原則雄） 日程第 30 議案質疑を行います。

まず議案第 66 号から議案第 71 号までの 6 件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 議案第 67 号ですね。家庭的保育事業等設備うんぬんの条例の改正についてお尋ねをしたいと思います。

まず 3 つほど確認があるんですけども、基本的に小規模保育というのは 0 歳から 2 歳ですよ。ね。を対象にしている、例外的に首長が認めれば 3 歳以上もやってもいいですよということになっているかと思うんですけども、今大津町の小規模保育所の中に 3 歳以上を保育しているという実態がまずありますかというのが一つです。

そして、それからこの条例の改正についてですけども、附則の 3 のところに当面の間ということで改正の適用を当面の間は前のままでいいですよというようなことが書いてあるんですね。そこに関して、実際のところ上位法の府令の改正のほうをみていきますと 1 年を越えない期間内において条例都道府県及び市町村の条例が制定施行されるまでの間はそれを当面の間と考えるというようなことが書いてあるんです。ただしその例外の条件としてこれを適用した場合に保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときはそうでもないですよというふうな条件になっているんですね。それ全体を読んで結局当面の間でいつなんですかということですねまとめていただきたいということです。

それともう一つが今回は町の小規模保育の話だけなんですけれども、同様に私立のこども園であったり認定こども園であったり保育園に関しても同様の改正、基準の改正があります。それを実施した場合に、今それでなくても保育士が不足していて人材確保ができないよという中で、これを人数がより必要になるほうの改正ですから、その中で確保の見込みというのがあるのだろうか。その辺に関してまず 3 点お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 佐藤議員の質疑に対して説明いたします。

まず 1 点目、小規模保育で 3 歳以上の受入れを町内でしている実態はあるのかということにつきましては、町内では該当する園はございません。

二つ目が条例改正の附則の当面の間ということについてですが、まず町は受入れの基準については法令に基づいて定めなければならないとされておりますので、今回法令のほうで改正しましたので、経過措置を含めて改正を国に基づいて行うものでございます。その中で 1 年を越えてという部分におきましては、条例改正等を 1 年を越えない間に行うというところでございまして、先ほど今回保育士の配置基準が子どもにとってはより見守りが行き届くものになっております。反面ですね、佐藤議員のおっしゃったとおり、保育園にとってはそれだけの人員を確保するということが出

てきますが今回ですね、当分の間に対する国の見解については示されておりませんので、いつまでなのか現時点ではわからないというところでございます。

三つ目。ではこの今回の配置について町内の私立の子ども園や保育園ではどうなのかということでございますが、ある程度全部ではございませんが、お尋ねしたところ、現在過分というか多めに配置されてますので、大丈夫でないだろうか。ただし、年度末にしたがってどんどん子どもさんが入ってこられて、そういったときには、もしかしたら難しい園も出てくるかもしれないということとございました。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○１０番（佐藤真二議員） そうですね、今のお話で実際にはそういった実態はありませんということと、３番目にお尋ねした件に関しては、確認としてはおおむね大丈夫だろうというところではないんですけど、当分の間というのが、実際の府令の附則というのをしっかり読んでいきますと、結局条例の改正ができるまでの間ということになってるんですよ。今回条例の改正したんですよ。ということはそれで当分の間ではないんですよ。そしてもう一つの条件である、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときはというもう一つの条件ですね。これに関しても実態がないんですよ。実際に保育してないわけですからその恐れはないんですよ。ということはこの当分の間という経過措置をそもそも設ける必要があるのかということで、実際にあった場合には少しでも条件が良くなるようにしたいという思いもありますので、今回の場合はたまたま今実態がありませんということですけども、あえてこういう当分の間という附則を経過措置をとる必要があるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 議員の再度の質疑に対して説明いたします。

当分の間ということの附則につきましては、国の附則と同様な今回改正をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○１０番（佐藤真二議員） 国の附則はもっと詳しくきちんと書いてあるんですね。前項の場合のこの府令の施行に関してなんとなんとかでですね。ずらっと書いてあるんですけども、結局これに該当しないんですよ。該当しないものを入れる必要があるのかということをお尋ねしているんです。国に書いてあっても実際に必要ないわけでしょ。実態がないわけでしょ。ということはいらないんじゃないですかということをお尋ねしております。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 議員の質疑に対して説明いたします。

今回ですね、町のほうでもこの附則に対しまして、実際佐藤議員のおっしゃるとおり実態がないというかな、その点に関しましてはかなり議論をしたところでございます。しかしながら検討

のお話もお聞きしながら、今回の改正に至ったところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第72号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 議案第72号について質疑いたします。

先ほどの説明の中では、町道の指定を距離を伸ばすと。西鶴42番地から西鶴踏切までを町道として認定しますということで先ほど説明があった中では、通学大津小学校への通学の利便性とか安全性を向上させるためにここを改修工事を行うということですね。ボックスカルバートによる暗渠の構成や歩道の整備をされるということでありました。現在ですね、グーグルのマップのほうでちょっと見てみますと、この西鶴の踏切のほうから私もここ何回も通るんですけども、西鶴の踏切のほうからこの道に入るときってというのは怖いんですね。車を運転している人は、とっても狭くなっていますね、左側は水路があります。右側にはいくつかの住宅の方は柵を設けておられるので、その間を通っていくのは非常に嫌な道路、慣れている人じゃないと使わない道路になります。ただ、グーグルにはストリートビューという機能がありますけれども、そちらを見ると子どもが歩いているところを軽トラックが通っているのがわかるんですね。だから利用者は私も体感してわかります。何回も離合もしたこともありますので、いるんだというのはわかりました。通学路を整備するにあたっては、歩道整備して車がどんどん流れ込む仕組みにするのか。要するに車も利便性をあげていくような整備の仕方をするのか。それとも児童生徒保護のためにスクールゾーンという位置づけの中で車がなかなか入りづらいような環境として整えるのか。これまず1点質問したいと思います。

もう1点ですね、ここには橋がかかっております。美咲野方面から県道202号は橋がかかっておりますけど、その下は街灯等が整備をされておられません。そういったものもまとめて整備の対象になるのか。あるいは道路に表示ですかね、通学路であれば青い外側線を引いたりとか、そういった安全の配慮、防犯の配慮やっていただけるのか、2点質問します。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 時松議員の質疑にお答えいたします。

基本的に今回町道認定いたします。それから東側のほうの町道引水前鶴線もあわせて工事をする予定になっております。それで大津小学校の踏切のところですかね。そこまでは工事をする予定になっております。それで一応幅員は5メートルの道路と、それに歩道をつけるというかたちでやります。確かに水路がある部分に関しましてはボックスカルバート等で幅員等を確保していきたいと考えております。それと、橋の下につきましても狭くなっておりますけれども、その辺は県のほうともお話をして、広げられるところは広げていきたいと考えているところでございます。

それと、街灯につきましてもそれはやっていく予定でございます。それと路面標示につきまして

は、設計の段階でどうしていくかというのは再度検討して、あとスクールゾーン関係についても学校等とも警察とも協議をしていきたいと考えております。今回につきましては、今設計と測量を町道認定が終わったあとにやりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第73号を議題とします。質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 説明資料集の6ページですね、通勤バスの実証実験についてですけど、今年の12月ぐらいで交通系のICカードがバス事業者廃止されるということで、ほとんどの方がJRを利用されてこのバスに乗って通勤されると思うんですけど、その辺りの対策については何か考えられるのかをお聞きます。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

ICカードの廃止ということで、県内のバス業者が12月中旬を予定に全国交通系のICカードサービスを停止するというような情報が今入っております。今回の通勤バスも同様に使えなくなるということになりますけれども、現在くまもんICカードということで、県もかなり推奨してチャージ的なものもスマホも連動できますし、今のSUICAとかと同様なかたちで使えるというようなかたちになっておりますので、まずそれを推奨させていただきたいと。それともう一つクレジットカードのタッチ決済、これにつきましても3月ですかね、明けて3月の導入を目指されてますけれども、それもあわせて推奨していきたいというようなことでございます。ただこの件につきましてバス会社には、更新機器が約12億円ほどかかるということで、このそれをなくすことでくまもん対応のクレジットカード対応の端末では6億円の半減するということで、こういった廃止の経緯になっておりますけれども、利用者の減少にならないようにしっかりと周知をしながらやらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 概要の6ページの農業競争力強化についてトラクターの自動運転に関して質疑したいと思います。

私も自動運転車両に乗務しておりまして、なかなか最初のほうは不具合であったりとか、操作が難しいような場面もあります。一つ懸念することがありまして、やはり故障した際に修理に従来のよりも時間がかかったりとか、販売店に修理を依頼した場合、最長で約半年ほどかかるなどという話も聞いております。またメーカーの保証が切れた後でも修理する際、見積りや修理にお金や時間がかかるという話もありますし、またサイバーダウンなどで農作業が完全に止まるような話もあると

聞いておりますので、今導入するこれからの状況というか、そこらを質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

スマート農業の機械の関係の導入後の故障に対する対応等かという質問かと思いますが、今のスマート農業につきましては、国のほうもしっかりと推奨してますし、各農機具メーカーにおきましてもこれまで実証実験を繰り返しながら開発をされてきているというようなことで、現時点ではそういった不具合とかトラブル的なものは今報告はあっておりませんが、導入後の故障とかそういった対応につきましてもサポート体制が営業所販売店等でメンテナンスも含めてとっていくというような状況でございますので、購入後につきましても農家の方からしっかりと情報を収集しながらそういった故障に対する対応につきましてもしっかりとサポートしていきたいということで考えております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） やっぱりですね、サイバーダウンなんかでもう全く使えなくなったりとかという話も聞きますし、特に夏場はですね、気温が上昇するとGPSの制度が落ちるとかいう話も聞いておりますので、その辺来年の夏に向けてそういうことが起きないように対策というのは取ってらっしゃるんでしょうか。そういう話はあるのか。その点について伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 再質疑にお答えいたします。

今回がスマート農業には、GPSを取り付けまして自動運転的なものをしていただくというようなことでございますけれども、このGPSの使用につきましては、今のクボタさんですね、農機具のクボタさんのほうがアンテナを設置していただいておりますので、大津管内では約20キロ圏内では利用が可能というようなことでございます。災害等でいろいろ落雷とかそういった関係で使えなくなるという問題等もあるかと思いますが、今の現在のところはそういったエリア的な対応的なものは十分確保されているというような状況でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 通勤バス実証実験運航時の実証実験についてですね、ちょっとお尋ねをいたします。

まず1点目がプロモーションですね。多分チラシは利用される企業さん、ホンダさんもちろんのこと。周辺にあります工業団地の企業さんとか、学校とかそういったところに周知をするのかなと思うんですが。ラッピング何をラッピングするのかなというのが一つとですね、もう一つは全協のときでも御指摘をさせていただきましたが、この運行形態が片道になっております。帰りのバスですね、運行して帰ってくる。ホンダに通勤して帰ってくる。ホンダに通勤して帰ってくる。ホンダの通勤者を送ってまたホンダに戻るとき、そのときのもう片道、朝の通勤はホンダに行くとき、その帰りは空荷ですね。今度はホンダから通勤者を降ろしてくるときは空荷で上に上がっていく

という。この空荷のときをどのように効率的に運用するというのを考え方ないか。2点お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

まず1点目のバスのプロモーション経費のラッピングにつきましてでございますけれども、これは今後産交バスさんが新たにバスを購入されて、一応既存のバスと2台で運行を予定をされております。この新しく購入するバスについてデザイン的には今からですけれども、そのバスをラッピングをしまして、通勤的なもの渋滞解消に向けたその町の取組的なものも御理解いただくためにもバスをラッピングしてから運行していただくというような計画を立てております。

それからもう1点ですね、駅行って、帰りは空のバスで帰ってくるというその辺も運行を始めましてコスト的には無駄がないようなかたちでその辺も柔軟的に計画も変えていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） ちょっとそこで思ったのがですね、こちらのチラシですね、これを町のほうでどなたでも御利用可能、渋滞解消にチャレンジと。この通勤利用者の声みたいなのが吹き出しで出てくるんですね。今日の仕事帰りはどこのお店に行こうかなとか。思ったより時間ができて余裕ができたなとかそういうことが書いてあると。書いてあるんだったらこのバスの中にですね、外身のラッピングはわかりました。中に大津町の有名な食堂が載っているとか、アミューズメントが載っているとか、そういうことも全部ひっくるめてプロモーションをするとやはり面白いのかなと。ラッピングの話ちゅうのはこの事業の宣伝なんですよ。この事業の宣伝もしながら、町にその利益を生み出します。企業も恩恵を受けますというような工夫が私は必要だと思うので、ラッピングと中の広告の部分も含めて何か戦略を練る気はないか、1点お尋ねをします。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 再質疑にお答えいたします。

ラッピングの件とあと車内にもいろんなPRをしていったらどうかということだと思います。このチラシにありますとおり、この通勤バスを導入したことによりまして、まず一つは車での渋滞をある程度緩和できますので、通勤時間帯がある程度わかってくるというようなことと時間的に余裕が出てくるというようなことと。もう一つはその間にいろんなメールのやり取りとか整理もできると。これは運動的なもので健康増進にもつながると。もう一つ最後に言われた帰り道に大津駅周辺の商店街あたりを飲食店あたりも利用していただいて、駅周辺の活性化にもつなげていきたいというふうな狙いもございますので、その辺もしっかり周知をPRをしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 2点お尋ねします。一つが予算書の28ページのスマート農業推進支援事業の補助金の550万円です。これが今年からできた町の単独の独自補助だと思うんですけども、当初の予算が1千万円だったと。今回550万円出ましたと。説明の中では執行見込みによる増額というふうにちょっとあっさりの説明をされたんですけども、そこもう少し詳しく件数が増えたのか、補助額が増えたのか、その辺についてまず一つお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つが37ページにあります、真ん中あたりいきいき芸術体験教室実施委託というものがあります。これが2分の1が町の負担であと2分の1というのがどこか出すのかもちょっとこれに載ってないんですけども、多分県だろうと思うんですけども、この委託先というのは県になるんですか、それとも実際にやってくる活動するチームになるのかですね。そちらのほうはどんな感じなのかを教えてください。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

まず1点目のスマート農業の今回の550万円の補正でございます。現時点でですね、申込みが14件きております。当初予算の1千万円がほとんど残がなくなったということで合わせてあと7件今要望、御相談をいただいておりますのでそれに向けて今回補正をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の質疑にお答えします。

このいきいき芸術体験教室事業ですけれども、一応県の事業で今回大津東小学校が手を挙げている学校の中から決定をされたということで、大津東小学校におきまして、プログラムは劇団きららの演劇ワークショップというかたちで実施をすることができるようになりました。その分の負担分ということで5万円を計上しているところでございます。2分の1の5万円を計上しているところでございます。残りは県のほうから出るようになっております。委託先は直接東小学校が実施主体となります。

失礼しました。広域財団法人の日本教育公務員弘済会熊本市部ということになります。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） はい、わかりました。まず最初のスマート農業の話からいきますと、当初1千万円の見込みでしたと。これが550万円増えますと。更にこの後も増える見込みがありますということですよ。とすると、この補助金をこれを町単独で今やっているんですけども、この先どうなるんだろうかなというところが非常に懸念されるところなんです。ある程度上限額というものを考えないと、いくらその補助の要綱があるからといって、補助金の要綱を見ると予算によく書いてある予算の範囲でという言葉がないんですよ。ほかの補助金のやつだと予算の範囲でと例えば雨水浸透枳とかですね、そういうやつには書いてあるんですけども、これにないもので

すから、申請があれば自ずと内容が要件を満たしていれば出さなきゃいけないということになったときに青天井になってしまわないかということが非常に懸念されるというところがまず一つで、その辺に対する対応はどうかということですね。それから委託先が何とか財団というところ、財団法人だったっけ、社団法人だったっけ、長い名前で共済なんとかというところだったとすると、ここに上がってくるのが2分の1だけが上がってきているというのはどういうことなのかなと。一旦どこからお金が入ってきて、県からか入ってきて、それとまとめて10万円で委託するというならわかるんですけども、どういう契約になるのかなというのがちょっとわからないもので、お尋ねしたところです。

そこについてお願いします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 再質疑にお答えいたします。

今後のですね、補助事業の要望がどこまで予算化するのかということかと思います。今年度ですね、農協さん、地協さんにニーズ調査を行いながら今やらせていただいておりますけれども、今年度の要綱の中にはですね、今の現行は1経営体につき1回が限度というかたちで今進めさせていただいておりますけれども、今後につきましては、1経営体同じような機械は1回限りといったそういった今の案ですけれども、そういったある程度のルールを決めまして対応すべきかというふうに今検討しているところでございますので、その辺はしっかり農家のほうにも周知させていただきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の再質問にお答えします。

先ほど契約相手ということで公共財団法人ということで申し上げましたが、訂正させていただきたいと思います。大津町と公共財団法人日本教育公務員弘済会熊本県支部と劇団きららの契約というかたちになります。なので町とその財団のほうからお支払いするようなかたちになります。失礼しました。

○議長（桐原則雄） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。27ページの款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費で予防接種委託としまして、一般財源から2千236万9千円ですね、一般財源ですね。出ております。この新型コロナウイルス感染症に対しましては、厚生労働省あたりが既に昨年度の5月8日から5種感染症に移行しております。ということは、重篤な状況になりにくいと。逆に言うならばそのワクチンの必要性があるのかということで、その変更しましたということで基本的に感染症対策を求めることはありませんよと厚生労働省が言ってるやつです。いろんな縛りみたいなものがインフルエンザみたいな感じとは違ってきましたんで、緩められました。原則はですね、今後ワクチンを受けるのであるならば自己負担でお願いしますよということをきちんと明記しております。じゃ、そのワクチンという関係におきまして、予防接種というかたちでここで一般財源がま

た2千200万円というかたちで大きい金額が出ていくわけです。国は基本的に自己負担をお願いしますよと。ただし、65歳以上の方やそれまでのいろんな疾患を持っている方というものに対してからは、まだ予防接種はふさわしいかもしれないような曖昧なところを書いてあります。原則としては有料なんですよ。この公表してあるのは、その中で厚労省あたりの言い分をずっと読んでいきますと、感染症法、法律ですね、法律はもう既に5種に移行した時点で国は先ほど言ったように自己で判断してくださいよというかたちでそういった補助対象ではなくなるよというかたちを言ってるんです。だからここでまた一般財源が出ていくのが非常に大きく見えますんで、今後の例えば町としての一定程度の期間を求めて補助対象とする。急激な変化を緩和するために、そしてまた理解を求めるためにというのはわかりますが、ここは自治体によって違うと思うんですよ。そこをどう理解するかでしょうけれども、なんせ2千200万円は大きいということです。自己負担をしていただければ一般財源は残って、別にそういった予算は回せるわけですから。またこの一般財源は後日例えば補填されるとかいうのであるならば一時的に一般財源をまず出しておきますというかたちになるかと思いますが、その財政措置を考えたときに、国との連携そういったかたちでどういったかたちでコロナワクチンのですよ、そういった補助金あたりの流れというのがどうなっているのか、そしてまた町はどういった判断で今後こういったフォローをするのか、しないのか、それをいつまでやるのかというのは、5種に移行した時点できちんと対策、また町民の方々にどう説明をしていくかというのは必要だと思われます。ということで、あまりにも目立ちすぎる2千200万円ということですから、この財源は貴重な税金ですから、この流れ的なものと今後のどういうふうに町は持っていくのか。この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 永田議員の質疑に対して説明いたします。

まず永田議員のおっしゃるとおり、コロナが5類のほうに去年の5月になりました。これによって個人予防が中心で町に対しても努力義務はないことになります。そのような中、今回本来新型コロナウイルスの接種の費用については、国のほうが1万5千300円で示しております。これに対して8千300円の助成をするということで通知というのがあったところでございます。この中で町の中の審議としましては、これは近隣も含めてなんですけれども7千円という自己負担額は大きいのではないかとということで、今回自己負担金が近隣あわせて2千100円ということで町負担額一般財源からの持ち出しが4千900円ということになったところでございますが、これまでの審議の中でですね、当然去年までは無料で受けられていたワクチン接種、これが今年から有料になるということで7千円もしくは1万5千300円、この額がかなり高額と考えられるところでございます。国は定期的にどのくらいいわゆる集団免疫がどのくらいあるかというのを確認しております。調査しております。こちら3月ぐらい定期的にされているので3月、4月か5月ぐらいに公表があったと思うんですけど、その際もやはり若い方は集団免疫ある程度持っておられて、65歳以上の方については、あんまり10%台だったかと思いますが、あまり持っておられないということで国のほうも65歳以上についてはやはり何らかの措置が必要ではないかということで、

65歳以上の方々がいっぱいたくさんの方がかかってしまうと、やはりこれは若い方とかにもまたあわせてかかってくる可能性もありますので、そういったところで緩和措置として今年は8千300円の国も助成をしたところでございます。国の方向性につきましても、来年度どうされるかは現在未定でございます。今年の接種の状況や感染状況、そういったことを考え、見られて、来年の国も助成をどうするかということを検討されるところでございます。町につきましても同様に国の動向も注視しながら、近隣のお話も聞きながら高齢者、町民の命が一番でございますので、そちらも考えたところで検討していきたいと思っております。また、町民に対しましては、予防等の周知に関しましては、また力を入れてやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

1万5千300円負担というのは大きいということで国も8千300円ですか、負担をしますということで、結局は7千円が自己負担になりますよというかたちを出してきた。しかし、町の審議からするならば、7千円も大きいんじゃないかということで、2千100円にするというかたちで、ここなんですよ。ここで7千円は大きいんじゃないかという話が出ました。しかしながら2種から5種まで引き下げられたんですよ。ということは、これは医科学的根拠をもって厚生労働省は出してきたわけですから、ワクチンの必要性自体がものすごく薄くなっている。低くなっているというふうにとるのが本当じゃないかなと思うんですよ。それでもやはり予防接種をしたほうがいいと考える人は自己負担をしてください。この7千円が高いか安いかにいうのに、ここで医科学的な根拠よりも感情論のほうが優先していませんか。ここですよ。問題は。この高いか安いかにいうのがそれぞれの所得によって違いますよ。ですからこれに対して高い安いその根拠というのは恐らく答えられないんじゃないかなと思うんですよ。その高い安いというのを審議したものが結局は町民負担に回ってくると考えたならどうなのでしょう。これをやるなって言ってるわけではないんですよ。先ほど部長が言われたように、もちろん町民の皆様方の健康をきちんと管理して、できるだけそういった負担をなくしてあげたいと。町民の生命をきちんと守りたいというのはわかるんです。これは当たり前のことですから。当たり前のことだからそういったものはわかりきっているんですよ。その中で皆さん、税金を払われていっているわけですから、この点については高い安いという根拠をまずお聞きしたい。2種と5種の違いという理解というのがこれは町民の皆様方にもきちんと国が発表したからといって、全体が理解しているものかどうかはわからないじゃないですか。かといって今年どうです。先月、先々月くらいかなり増えましたよね、感染。しかし、重篤な状況になった人は少なかったでしょう。それが2種から5種に変わった原因でもあるのかなと。それもそういった結果が出ているというかたちにも考えられます。だから要はですね、これを妥当性あるその金額としたいわけですよ。支出としたいわけですよ。ですからそこに対する医科学的根拠と感情論を混ぜたそれはいかなんかかなと思う部分がありますので、これがやっぱりそれって必要よねっていうように皆さんが思えるような答弁、説明をお願いしたい。そこです。問題はですね。もちろ

んこれが命に関わるというものであるならば出すべきですよ。当たり前のことですよね。全く当たり前のことです。ただ5種に引き下げられたんです。これをどう考えるかということです。ここの理解をきちんとしておかないと高い安いの話にしかないんじゃないかなということですよね。この点について再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 議員の質疑に対して説明いたします。

2千100円が妥当かどうかというところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、国にしましても緩和のために2類から5類へ移ったことの緩和のために、まず助成金8千300円を出すということになりました。この中で7千円を自己負担とするところなんですけれども、こちらについても何が высокая、何が安いかこちらについては、おっしゃるとおり個人の価値観の問題もあるかもしれませんが、インフルエンザ等と同等程度の金額というところに行っているところでございます。7千円の3割程度というところで2千100円というところで金額としては落としたところでございます。これによって蔓延を防ぐというところで、本来重篤災や集団が感染したときの蔓延防止というところも含めたところでの今回一般財源を持ち出しての個人の負担を抑えて、しっかり受けたいと思われる方が受けていただくような措置としております。今後今年の状況を見ながらまた来年に関しましては、金額等についてもまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 制度設計について担当部長が申し上げましたけれども、財源的なのを少し補足をさせていただきますと、もともと制度設計として助成金の8千何百円分と7千円の個人負担分というのは出ています。国としましては、7千円分の3割相当については交付税措置をするということで情報入っておりますので、そういうかたちで御理解いただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

インフルエンザ程度の値段ということで、7千円の3割程度、3×7、21というかたちの計算が成り立ってくるのかなと思いますけれども、要はですね、その例えば今部長が言われた蔓延防止、例えば2種から5種というが5類というわけじゃなくて、それはそのウイルスとか体に与える影響とか、いろんなものがその部類に入りますよってことじゃないですか。ただ蔓延防止というのに対してからは、理解がまた別になるじゃないですか。例えばコロナウイルスの場合は問題になったのが再生産数だったですよ。倍々増える。まさにそのなんていうか半導体のナノみたいな感じでがんがん増えていくというかたちでちょっと恐ろしいウイルスでした。その蔓延防止に対するその数字というものがずっと出てきているんじゃないですか。そういったものを根拠とすれば額の妥当性というものがはじき出されるんじゃないかなと。蔓延防止のためにという漠然としたものであるならば、それって我々議員入りませんもんね。そんな話だったら、私たちが言いたいのはその根拠をきちんと町民の皆様方に説明できる根拠を欲しいわけです。そして公金の支出につなげると

ということなんで、その蔓延防止に対する数字的なもの、り患数かもしれませんが、そういったものを根拠にしたらどうですかと思う部分がありますんで、その点についての何かデータとかそういうものは集めることはできるのか。また公表することができるのか、この点について再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 国のほうが、申し訳ありません。説明いたします。

国のほうが出している数字等に関しましては、改めて委員会等で御説明させていただきたいと思
います。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号から議案第77号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号から議案第81号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

引き続き続けます。次に認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 主要な施策の成果の135ページの上の町営住宅管理事業についてとその
下の町営住宅修繕事業にあたるかもしれませんが、集会所のことで駐車場のことで質疑をさせていただきます。

まず1点目が、現在あけぼの団地の第2集会所が閉鎖をされていますけれども、閉鎖されたのが
いつからなぜ閉鎖をされているのか経緯をお伺いしたいと思います。

2点目があけぼの団地の駐車場の管理につきまして、以前は棟ごとに管理運営をされていたとい
うことですが、いつからなぜか15棟全体で管理運営をされているということで、それにつきま
しても経緯を教えてくださいたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の質疑にお答えいたします。

あけぼの団地のほうにちょっと聞き取りを行った結果なんですけど、第2集会所の使用状況につ
いて伺いました。その中で現在第2集会所は、閉鎖はしておらず令和4年度には子ども会の活動に
使用したと。あけぼの団地関係の工事があった場合には、業者の休憩所等に貸出しを行っているそ
うでございます。現在もガスとか電気代、水道等は使用することができるそうです。申請があれば
貸出しをするとのことなんですけど、集会所内に子ども会の荷物とか、第1集会所で不要になったもの

等が置いてあるということですので、それによって今あまり使われていないかたちになっているそうです。その辺につきましては、町のほうも集会所が活用できないという状況は良くないので、今回担当課の立会いのもとに改善に向けて指導していきたいというふうに考えているところでございます。

それとあけぼの団地の駐車場につきましてですが、確かに平成18年までは、各棟の管理組合で管理をしていたということでした。その後、各棟で独自の規約ができて、違反駐車などの対応も様々であったことから、あけぼの自治会へ各棟の棟長のほうから違反駐車への対応策をどうにかしてほしいという依頼があったそうです。自治会では別組織のために対応できないということで、お答えをしたということですが、このような状況があって、令和3年度から15棟あった駐車場組合が統合されたそうです。現在の駐車場管理組合で運営をされているというふうにお聞きしました。規約を統一したことで駐車違反が激減したということで、各組合それぞれ駐車料金をそれと各組合でそれぞれ駐車料金を持ってきたのが一括で納入することもできたということで、メリットの部分もあったということをお聞きしております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） これに関しましては、一般質問でもしますので、そのときにしっかりと確認をしたいと思いますが、第2集会所はですね、この間28日だったかな8月の。役場の職員と一緒に見に行きましたけども、鍵が開かなかったんで、中に入れませんでしたけど電気の線がもうつないでなかったですね。あけぼの団地の住民の方は閉鎖をされているようなことを思われています。貸出しは一切ここ数年あってないような状況ですね。閉鎖はされていないというか、されているような状況で貸出しとかそういうのも全くされていないんです。と地域住民の方は閉鎖ということで認識をされています。その辺りはしっかり確認して、また一般質問のときに確認をさせていただきたいと思いますが、駐車場の件に関しましてもだいぶん役場のほうに地域住民の方から棟ごとに状況が違うんで、以前のように棟ごとに管理をしたほうが、駐車場は違法駐車は激減したかもしれないけれども、相当使い勝手が悪くなってですね、駐車場の。住民の方から駐車場に関する意見要望が役場のほうにも寄せられていると思いますけれども、これにつきましても一般質問をしっかりとさせていただきますので、しっかりそこでまた聞きたいと思いますが、そのような要望が出ていることは役場のほうも御存知だと思いますけれども、それに対して特に改善の動きも見られないということだったんですけども、その辺りは集会所の利用の件にしても駐車場の件にしても以前から要望が寄せられていて、それに対して先ほど閉鎖されていないということでしたけれども、使えない状態にあったことを対策を何かされたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 再質疑にお答えいたします。

今ですね、現場を確認しておりますので、それにつきましては自治会のほうに改善に向けて指導をしていくというふうなことで私お聞きしております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 令和5年度の決算認定についてお尋ねをいたします。

5点ほどございますので、通告にしたがって最初は生涯学習課社会教育施設の貸出しの件であります。以前令和4年度ですかね、質問で現在1時間単位で施設の貸出しが規定されていますけど30分単位で貸出しができるのではないかとということで、担当課のほうで利用者のアンケートをとられたということですが、1時間単位を30分単位で区切ってしまうと非常に煩雑になるというそういう意見が多かったということですけど、1時間を30分単位にするのがなぜ煩雑になる。それを行政側が確かに煩雑になるから1時間のほうがいいねという判断をなされたと思うんですけど、どうして1時間あたりが30分単位になると煩雑になるのか、ここでアンケート調査もされたということですので、お答え願いたいと思います。

次に介護保険についてお尋ねをいたします。御承知のとおりホームヘルパーさんの賃金単価が国のほうで切下げられました。それでなくてもヘルパーさんのなり手が低賃金でなり手がいないと。若い人がならないということですけど、その結果、町内でのとりわけ小規模なデイサービス事業者では非常に運営に苦勞なさっている。全国的には相当な数で、地域で根ざしたデイサービス事業者が廃業をするという状態が聞かれておりますので、大津町の状況はどうなっているのか。お答え願いたいと思います。

それから同じく福祉課で生活困窮者についてですが、よく町長の話の中では誰一人取り残さない。全ての配慮をしているという対応するという言葉が使われますが、御承知のとおり気候変動で本当に酷暑が毎年続いております。まさに暑すぎて命に関わる状況ですが、その中で生活保護世帯、生活困窮者、ひとり親世帯など、エアコン設置を我慢をしている世帯はあるのではないかと思います。とりわけ生活保護世帯では決算では182世帯となっておりますが、エアコン設置を我慢している世帯は本当にないのかどうか。要望があるけど声が届いていない、そういう世帯があるのではないかと調査がなされているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それからただいま質問がありました都市計画課のあけぼの団地の件であります。駐車料金の決算額はどうかということ。私は先般この駐車場規約などの閲覧を申し出たんですが、担当課の職員は一生懸命やっていることだと思いますけど、自治会の了解がないと見せられないということでありました。一般質問に使うと思ったんですが、これは一般的に公開できないものなのかどうかお尋ねをします。その上で昨年度の令和5年度のあけぼの団地の駐車料金はどのくらいになっているかということ。またその他の収入あわせてお尋ねをしたいと思います。

それから同じく都市計画課で、これは町民の方から指摘がなされているのですが、中央公園は非常に子どもたちが使うところですが、除草剤が業者によって使われているのではないかとこの問合せがありましたので、これを確認をしたいと思います。

次に農政課について、高尾野森林公園の遊歩道整備計画であります。令和4年の町長の答弁で周辺農地への日照確保のため樹木を伐採し、迷惑にならないよう適正管理し伐採を放置すると雑草

や雑木林になることが懸念される。調査を行って有害鳥獣対策を考慮した遊歩道のルート設計を進めていきたいと答弁がなされておりますが、どうもこの有害鳥獣対策、要するに森林公園の周りについて何らその後の調査設計が見当たらないと思いますけど、その点についてお尋ねをします。

最後に農政課について、カライモ消毒で基腐病が確か去年流行しました。これはカライモ農家の隣に要するに住宅の周りでカライモを栽培されている農家の方が、いわゆるクロルピクリンという土壌の燻蒸消毒剤、クロルピクリンを農薬をまいて黒いビニールで被覆をして、その中でガスが発生して線虫等が駆除されるというらしいですけど、これはクロルピクリンの使用上の注意の中でそういった住宅の近くで使う場合は非常にいろいろ注意書きが書かれておりますけど、果たしてそれが守られているのか。確か町も補助金を出したと思うんですけど、そのところをちょっと確認をしたいと思います。

以上の点についてお尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄） 順番に行こうか。羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、荒木議員の質疑にお答えします。

生涯学習施設の利用の時間ということで、1時間を30分にしてはというようなお話でございました。昨年の6月、7月にアンケート調査ということで、生涯学習施設を利用される利用団体のほうに公民館、図書館、伝承館、町民交流施設、町の運動公園を利用される団体あたりにアンケート調査を実施しております。結果、76団体から回答があり1時間単位を希望するという団体が59団体、30分単位を希望するという団体が12団体という結果でございました。1時間単位を希望する団体の主な意見としましては、先ほど議員も言われました細かく設定しすぎると煩雑になるため、バタバタして使いづらいといった御意見でありますとか、今までどおりがいいとか、1時間単位がいいと言われるという意見は大体その辺が主な意見でございました。30分単位で賛同される団体さんは30分ごとの延長の際に、助かると。30分単位で考えていきたいというような短い時間帯で区切ることもよいというような御意見は出ております。多数決ではありませんけれども、8割近くが1時間のそのままの時間帯のほうが使い勝手がいいとあまり細かくしすぎるとバタバタしてしまうからといった御意見のほうが多うございましたので、今のところ利用時間につきましては、1時間のかたちで行かせていただければと考えているところです。

以上です。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 荒木議員の質疑に対して説明いたします。

ホームヘルパーさんの賃金単価が下げられたことで町内のデイサービス、事業所の影響はないのかということでございます。国はですね、今年の1月に4月からの介護報酬の具体的な単位数、金額に直結するものでございますが、こちらを発表したところでございます。もともと報酬全体が1.59%のプラスとなるということは発表されておりましたので、私たちもそう思っていたところでございますが、実際には訪問介護、つまりヘルパーさんの報酬につながるものですが、こちらの基本報酬が引き下げられたところでございます。これは私たちにとっても驚きでございました。町内

の訪問介護事業所のほうにちょっとお尋ねをしたところ、やはりこのままの状態が続くと経営の維持が大変だということでお話を伺っております。町としましては、介護保険事業所連絡会、町内の介護保険関係の施設が約80施設集まる会議があるんですが、こちらのほうで事業者同士の意見交換、もともと事業所同士の意見交換とか、ボランティアさん、どんなボランティアが必要とかそういったお話で様々な情報交換をする場として設定しているんですけども、こちらの中で訪問介護事業所のお話も改めてお聞きし、何か支援につながることができればと現在考えているところでございます。

また二つ目の生活困窮者へのエアコン設置とか、そういったところについてでございますが、まず生活保護世帯へのエアコン設置の予防調査ということでございますが、令和4年度は菊池福祉事務所にお願いして実施したところでございます。しかしながら令和5年度、令和6年度については、実施しておりません。生活保護を担当している福祉事務所に置きましても、エアコンの必要性は十分理解していて被保護者に対して適切に設置使用を促すなどの対応を行っているところではございます。福祉事務所や町や町の社協と県の社協などと毎月開催している会議等で情報交換を行い設置費用についてはですね、被保者に限らず県の社協等の貸付け等をはじめとした支援がありますのでそちらにつなぐことなどを行っているところでございます。

今年度ですね、4月から今までなんですけれども福祉の相談窓口へのエアコンに関する相談は2件あつてます。1件はこの制度のほうにつなげてエアコンの設置につながっております。もう1件のほうはつなぐことができずに引き続き支援を行っているところでございます。また、地域包括センターに上がってきたケースとしては1件でございまして、こちらも対応はできているところでございます。地域包括センターによるとエアコンが苦手だとか、設置してあるもののエアコンを付けない高齢者もいらっしゃるということですので、そちらのほうの周知についても徹底していかなければならないと考えております。議員もおっしゃったとおりですね、町としましては子どもから高齢者まで誰一人取り残すことのないという町づくりを進めておりますので、改善しながらですねしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

あけぼの団地の駐車料金の決算額はということでございましたので、あけぼの団地の駐車料金の決算額は353万3千円でございます。それと、駐車料金の駐車契約などの閲覧申し出たが自治会の了解が必要となったということで出していただけなかった、もらえなかったという話でございますが、一応町営住宅の駐車場取扱要綱は一般公開をしてあるということになっております。この要綱の第2条において、町営住宅の入居者に駐車場として使用させるため町営住宅の駐車場管理組合に対して使用許可を与えることはできると明記されておきまして、第8条に駐車場の使用許可を受けるときは、組合を設置しなければならないとあり、第10条で駐車場の管理運営の規約を定め、また変更したいときは町長に報告するということになっております。要綱10条を基に町へ提出さ

れているため公文書となりますので、本来大津町情報公開条例に基づいて公開条例の請求を提供していただければ公開ができるという案件だというふうに認識しております。うちの職員のほうで出さなかったということですので、その辺は職員のほうの理解がなかったのかなとちょっと思うところでございます。

それと中央公園の除草剤につきましては、年間3回除草剤をまいております。除草剤をまくときは、看板を立てて人をシャットアウトして除草剤をまいているところでございます。その除草剤につきましては、安全性の高いもので直接液がかからなければ影響がありません。地面に落下した有効成分は土壌微生物により素早く分解されるので土にも影響に優しい除草剤です。地面に落下したものは土壌中の微生物によって速やかに分解され最終的には炭酸ガスやリン酸、水に変化します。土壌の有効成分が残留、蓄積することはありませんという、こういうものを今使っているということでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

農政関連の質疑が2点ということで、まず一つ目に高尾野森林公園のですね、遊歩道の整備についてというふうなことでございますけども、今回の決算書にあります設計また今年度工事というふうな予定をしておりますけれども、この遊歩道につきましては、現在西と東側に駐車場がございまして、その間の約1キロの区間の遊歩道が熊本地震によりまして不通になっておりましたので、今回復旧を計画をしております。工事の中で遊歩道の関連の支障木あたりは伐採を行いながら日照を確保しながら明るくして、有害鳥獣対策にも図っていきたいと考えております。

また御質問の森林公園の周辺の関係、これは以前北側の現在太陽光が設置されてある畑の周辺の日照不足のために木を切った経緯がございます。また緩衝帯を設けまして有害鳥獣対策も行ったというようなことでございます。今後また同様な案件的なものが要望があったりとか、森林公園の管理をしていく上で必要であれば同じような対応をさせていただきたいということで適正管理に努めていきたいというふうに思っております。

2点目のカライモの消毒のクロルピクリンの使用は守られているかというような御質問でございます。このピクリンは非常にカンショ生産の土壌消毒して非常に強い薬で激臭がするというような薬剤でございますので、この使用につきましては、以前はですね土壌の消毒をこのピクリンでして、その後にマルチを貼られたというようなことで非常に周辺に匂いがするケースがありましたけれども、現在はトラクターのアタッチメントでピクリンを注入すると同時に、被覆をマルチを貼るというような作業をされてますので、その辺は匂いの防止というかたちで徹底をさせていただいております。この件につきましては、毎年年に2回ほど甘藷農家を集めた協議会を開催しておりますので、その中でも使い方の周知と指導を実施しているところでございます。今後におきましても農協、また県と連携しながら注意喚起を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 生涯学習課関連の施設の利用時間のことです。再度質問しますが、利用団体から1時間を30分にすると煩雑である。なぜ煩雑かというのをちゃんと説明してもらわないと困るということ。例えば6時から借りて7時半まで借りたいというのは1時間半でしょ。8時までには必要ないと。別に煩雑になることは全く私は考えられないと。実際30分単位で貸出しにしたところが結構全国的には広がっています。それから例えば7時から8時まで借りる。次の団体が8時から9時まで申し入れしたらその間は全く休みがないわけです。なかなか引継ぎが難しくて最初借りた人が早く5分前とかに片付けてもらわなきゃいかんというようなことになるわけですね。そういう意味で別に30分単位にしたから30分にしか借りないという団体はまずないと思うんですよ。そういう意味で本当に使う側の立場で検討されたのかということを再度質疑をしたいと思います。

それから福祉課のほうで誰一人取り残さないということでとりわけ生活困窮者が我慢をしていると、私も10年程前まではエアコンがない生活をやってましたが、最近の暑さではさすがに我慢ができないということです。エアコンを付けても今度は電気代が心配だという方も確かにおられますけど、せめてですね、福祉事務所任せではなくて町には民生委員さんなんかもおられますので、細かくそういう情報を集めて本当に誰一人取り残さないということをやらないと、本当にこの暑さで死亡事故が起きかねない状況だと思いますので、これは要望をしておきたいと思います。

それからあけぼの団地の駐車料金についてももう1回お聞きしますが、令和5年度は353万3千円だということで、1台1千円ですから要するに353台は車が止まっていたという。確かあけぼの団地はおよそ400世帯であって駐車場の空きが相当あるということを知っていたんですけど、これを見ると50台近くは空きがあるということですよ。先般自治会のほうに行って聞いたんですけど、1台1千円しかもらってないというわけでしょ。駐車場管理組合は警察の届出、車庫証明との発行とかそれをどうしているんですか。それは費用は一切受け取ってないというわけですよ。でも相当な手間ひまがかかるはずですけど、そのお金は一体どこから出てるんだと。もしかしたら自治会から出てるのかなと。でもそれはおかしいですね。自治会は全住居者ですよ。ところが駐車場は車を持っている人しか利用をしないわけです。そういった費用が自治会から出ているとしたらおかしい。本来は駐車場管理組合が必要な経費は集めなくちゃいけないと思うんですけど、この点について非常に矛盾ではないかと思うしますので、再度お尋ねをします。

それからもう1点。最後に高尾野森林公園の遊歩道整備計画ですが、今年の予算で中の遊歩道の整備費用の予算はついています。私が聞いたのはですね、令和4年の質問の答弁でも周辺の要するに森林公園の周りを伐採してもらったんだ、確かに。日当たりが良くなって確かに良かったんだけどそのまま放置するとどんどん草が生えて、雑木林になってそれこそ猪の隠れ場になると。緩衝地帯というのはその森林公園と畑の間に見通しのきく状態にするのを緩衝地帯というんですよ。森林公園の中じゃないんですよ。これを答弁なさっているんです。有害鳥獣対策を考慮した遊歩道のルート設計、有害鳥獣と森林公園の中には猪や鹿がいるのはしょうがないわけでしょ。それと畑の間をどうするか。そこが緩衝地帯にしますという答弁をしておきながら、なぜ今も草がぼんぼん生え

て小さい雑木が生えてきている。そこがどうもちゃんと答えたことに対してちゃんと方針が伝わっていないんじゃないかということで再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 荒木議員の再質疑にお答えします。

なぜ煩雑になるのかといったところでの御質問ですが、今回荒木議員からの御質問があり意向調査を昨年度とったところではございます。ただ端的に今まで通りの1時間がいいのか、30分に区切った利用時間に設定したほうがいいのか、2択で御意見を伺ったところでした。またその理由についてを伺ったところではございます。その理由としては、先ほど申し上げましたように30分単位でバタバタというのがやっぱり30分単位で区切られるのかなというのを今思うと利用者の方が思われたのかなとも思われますので、その辺説明がどの程度やって実施したかというのは、ちょっと不明な部分ありますので、また生涯学習施設の利用団体には今も利用されている状況もありますので、今後ちょっとまたそういった機会を意見を伺う機会あたりを設けていきたいとは思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 車庫証明書の手続に対する費用についてだと思いますけど、私のほうも荒木議員さんと同じように1回確認したことがありましたけど、そのときは確かに車庫証明に対する手続きの費用というのは受け取っていないというふうに回答されました。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 再質問にお答えいたします。

森林公園の周辺の関係につきましても早急に現地調査を行いましてですね、公園管理の中で対応させていただきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは、認定第1号、学校教育課関連、生涯学習課関連に関して質疑をいたします。

まず学校教育課関連ですが、この決済に関する主要な施策の151ページ下段にあります、学習指導員の配置についてですね。小学校は算数、中学校は数学と英語のサポートを行っていますということですが、ほかに教科要するに学習が行き届かないところを強力にサポートするにはどうしたらいいかというそういったニーズについてなかったのかというのが一つですね。もう1点がこれは施策のほうの153ページの下ですね、要保護、準要保護児童生徒修学援助事業についてお尋ねします。要保護、準要保護児の認定数が令和4年の決算書、令和5年の決算書をみさせていただいておりますが、令和3年度も見ましたが増加の一途をたどっております。人数が増えております。予算も積算根拠も含めて増えておるわけですが、支援が行き届くことはもちろん必要なことではあります。他方この決算書のほう、主要な施策の63ページにもありますが、生活保護世帯の数、令和3年、令和4年、令和5年と決算書を見てもこの180世帯代240人台というのは変わ

ってないんですよ。なのに、この要保護あるいは準要保護児というのは増えていつている。そういう世相状況があって支援をしているということであれば、当然財源の支出をしておりますので、原因の調査研究やその後の対策というところにもう3年経ちますのでつながっていくのではないかと、それがきているのかというところが2点。

生涯学習課のほうは文化財の保護の件であります、これは主要な成果の164ページの上段にあります。文化財の保護活用というのは、現在指定をされている文化財のみをやるということですが、私がかちょっと懸念をしているのが今文化財に指定されていない近代の史跡というのです。要は歴史のあるものであれば、清正公道もそうですけれども、江藤家住宅もそうですが、しかし近代の遺構というのになかなかスポットが当てられないというのを知っています。歴史文化伝承館のほうでお話を聞いた方によりますと、大津町には旧国道を建設した際に、明治の頃に建設した石橋があります。しかし里道水路は今建設課の維持管理の対象になっておりまして、古いものはただ撤去されるだけです。しかしこれが史跡ということになれば当然これを保護するという観点が出てくるのではないかと。瀬田駅周辺についてもそうですね。瀬田駅を建設した経緯などを書いている頌徳碑とか顕彰碑とかそういうのが残っていたりとか、あるいはその経緯を書いてあるボードであるとかそういったものを整備するのも非常に重要です。また清正公道、阿蘇市のところは綺麗に道が整備されているんですが、大津町のところは倒木が倒れていたり万全とは言い難い整備状況になっているというふうに聞いています。そうしたものを保全するための調査研究というのが生涯学習課は必要だと思います、3点お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員の御質疑にお答えします。

まず1点目が学習指導員の配置についてということで、現在町のほうから小中学校のほうに配置をしております部分で、数学、英語、他の教科あたりのニーズはないのかということでもよろしいですかね。これにつきましては、学習指導支援員は基本学校のほうで学校の状況によって学習指導にあたっております。小学校では算数とか中学校では数学と英語を中心に基礎学力を図っているところではございます。ただ他の教科の指導についても各学校のニーズに応じて指導も可能としておりますので、児童一人一人の教育ニーズに的確に応えられるよう弾力的に対応はしているところでございます。

それとあと1点が要保護、準要保護の認定数が増加の一途ということで、多方向生活保護世帯の人数はそれほど増加していないというところの要因調査はできているかということでもよろしいですか。要保護児童、準要保護の認定数につきましては、年々確かに増加しているところでございます。コロナ禍の中にあっては、いろいろ職場環境が変化したりとかということで、家庭環境が困窮される家庭もあったということもありましたので、そういったところでもできるだけ就学援助制度、急変されることについては各学校を通じて周知をしてきた経緯がございます。そういったところで申請の件数が年々増えてきているといったところの状況がございます。ただですね、要保護、準要保護とありますが、生活保護世帯と要保護と全くイコールではありませんけれども、その内訳を見ても

ますと要保護のほうはさほど多少毎年多少は前後はしますけども、増減はしますけども、どちらかという準要保護の生徒さんが増えているといったところの状況があるというところは把握しているところでは。

今後教育委員会としましては、そういったところで実際生活に困っておられる家庭の皆さんがそういった制度が知らないということになってはいけませんので、そういったところで周知のほうをこれまで以上に制度の周知をしていきたいと考えているところです。

3点目が、文化財の保護関係で近代の史跡についてということで、町内にいろいろ古い石橋とか瀬田駅周辺の記念碑それから清正公道ですかね、そういったところがあるということで整備も視野に入れてほしいというところの御意見ですかね。

議員がおっしゃるように、町には国県指定と町指定それから国登録の史跡の文化財がございます。またそれ以外にも町内には建造物とか歴史的な資料を含めると大体約300ほどを把握しているところです。ただその整理ができていないかと。一つ一つの現状とか管理の手法とかそういったところが把握できているかということでは、その辺はまだできていない部分がございます。

町としましてそういった歴史的文化的な財産を後世には残して、保存継承していくことはとても大切なことだと考えておりますので、今現在、歴史文化伝承館のほうでも、そういったあそこでもいろんな大津町の史跡ですとか、資料を見て今まで知らなかったことを知っていただくというようなことのために、史跡の写真はもちろんのこと動画とかも撮影して、あそこのロビーで流して入りやすい環境とかわかりやすいような説明、それからパネルあたりも作りながらいろんな展示方法も考えながらやってあそこで行くと大津町の歴史のことがわかるよということで広めていこうという取組を今少しずつやっているとござります。議員がおっしゃるように先ほど石橋とか清正公道とかの関係ですけれどもそのようなお声もいろいろ地域からあがっているようなところの話もお聞きしているところですので、今後町の文化財保護委員さんとか、関係部局もどこが管理しているかということもありますし、そういった学識経験者、それから一番大事なのは地域の史跡とか建造物がある地域の皆様の意見とかも重要になると思いますので、その辺を聞きながらすぐにできるかっていうところじゃなくて、進めていかなければならないなというところでは考えているところです。

それとあと今文化財保護法も平成30年度に改正されて、これまで保存継承しているというところに重点を覆っていたんですが、これを活用するといった方向で法改正もあっておりますので、そういったところですぐすぐに観光で生かされてるかというところはないかもしれませんが、いろんな工夫をしながらそういった活用も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

まず文化財のことですけれども、熊本市のほうはそういった文化財保護という動きがなかなか難しいとよく聞いておりまして、例えばですね、教育勅語を起草した元田永孚さんという方がいらっ

しゃいますけど、その人が生誕したる地の碑であるとか、旧宅の碑というのが地域開発のもとに引き抜かれて壊されたとまでは言いませんけれども、もうちょっとどこにも移せなくて困っていると。旧桜町の開発の中でそういったものが起きているということを伺っております。大津町も急激な発達、発展を遂げる中でもしや近世、近代において貴重な資源、遺産というものが散逸してしまうようなことがあったら困るところがありますので、調査研究というのは引き続きやっていたくよう要望するわけですが、ただ別件の要保護、準要保護児童の生徒修学援助事業の要するに今要保護に該当する人、要は生活保護受給者の中で保護しなければいけない人ではなく、準要保護児の増加が見られるという話でありまして、今大津町の就学援助要綱というのを見させていただきまして、別表認定基準というのを見させていただいております。この認定はどなたがやっているのか。あるいは認定する要件の伸び率がわかっているから次年度の予算の積算根拠をやっているはずなんですね。予算が増えていくということは補正を組んでどんどん追加しているわけではなくて見積りがあるてやっている。この見積りがあるてやっている生活困窮の情報というのが横断的に共有できているのか。そうしないと対策にならないと思うんですよ。援助をすることはすごく大事だと思います。大事だと思うんですが、その生活困窮のトリガーをとってあげないということの意見交換が必要で、そういった情報提供ですごく大事だと思うんですね。この決算書から伺い知れる部分はそこだと思うんですね。教育部のほうで調査して知っているこうした情報をほかの福祉やそういった支援のほうに情報提供できないのか、2点お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 再質問のほうにお答えします。

福祉のいろんなうちが持っている情報あたり個人情報もありますので、十分気を付けなければなりませんけれども、個々の状態に応じては、今いろんな連携の取組は実際行っております。関係機関とですね。いろんな支援が多方面から考えられる場合にはそういったところも情報共有しながらその辺の包括的な連絡協議会も毎月1度は実施しながら取り組んでいるところです。そういったところで個人情報には十分注意しながら取り組んでやっていきたいとは考えております。

以上です。

すみません、認定のほうは委員会がございますので、そちらのほうで実施しております。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。3時50分から再開します。

午後3時45分 休憩

△

午後3時50分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

259ページ、260ページを見ております。体育施設指定管理の部分でありますけれども、こ

の点については、監査委員のほうから公の施設の指定管理についてということで行政監査報告書が提出されております。昨年度1年間ずっと流れをチェックされてこられたということで、様々な指摘が多々してあります。7項目この問題があるんじゃないかなと。これ1個1個言ったらきりがないくらい出てきます。結局それについての指摘事項というのは、これは厳密に対処しなければならないと思う部分であります。昨年度が初年度でありますから、初年度からつまづくようであるならば、今後がどうなるかちょっと見込めないなということで、別の冊子の主要な施策の成果、これ172ページにここは行政が行政による自分の満足度を示したようなかたちで書いてあります。びっくりするようなことが、監査とえらく違うなということがここには記されているんですよ。ここで事業費として1億7千400数万円というかたちで載っております。そして事業概要対象手段もう意図、目的いろいろ書いてありますよね。これで解決した課題として書いてあるのがですね。社会体育施設の旧施設を指定管理者制度の導入ができたですよ。子どもみたいなこれ何か解決した課題ですね。これ恥ずかしくないのかなと思うくらいの、これ全然話に違えます。自分たちの仕事が楽になったと言っているような言うならば施策の成果、これ施策じゃないですもん。自分たちのただ単なる係の感想なんですね。残された課題として老朽化している施設とこれは昨年度も何度か言いましたけれども、ここが悪いあれが悪いというような老朽化している壊れている、そういったものは町が修繕をしますというような取決めがありまして、そういったものが多々出てきました。そこを書いてあって中長期的な対応が必要であるというようなことが書いてありました。令和5年度の予算というものが適切に執行されたのかというのを我々は見ているわけですから、それに対してきちんと監査委員が行ってそこを詳細まで見てきているんですよ。その見てきた結果が、この監査報告、公の施設の指定管理についてというかたちで出されている。ということはですよ、我々は帳票をめくるわけではないですよ。しかしながら予算執行はこの172ページから行くならば1億7千400万円、大体ですねそういったかたちになるということは、これが妥当な支出かどうかということに今度はつながってきますよね。これは実際代表監査人とうちの議会から選出された監査員が行って見てきておられます。その中で行政監査としていろいろな予算執行だけではなくて、約束事は守られた。そういったことがちゃんと町民のために行われているのか。そういったものまできちんと監査をされている。

この監査報告書を見れば落第点です。問題は。この予算執行が本当に妥当な金額であったかということは、この問題点が解決されなければ認められないというかたちになりはしないかなと思うんです。これが監査が行われたのが8月、先月ですよ。ということはその点についての対策、対応というのは既に行政で行われているはずです。じゃないと令和5年度の例えばこの執行された予算が令和6年度にこの問題が解決されて、もっともっと良くなる指定管理者制度だったねてはならないわけですから、この行政監査報告書、出された報告書の問題点についてきちんと消化できたのか。その問題解決できたのかというのが、この予算の妥当性が証明される。そういったことではないかなと感じますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 永田議員の御質疑に御説明を申し上げます。

今回昨年から指定管理者制度に移行を御承認いただきスタートいたしました。1年が経ち今回監査員のほうから指定管理のほうの行政監査ということで実施をしていただきました。

そこに記載があるように、まだ課題、監査の結果と今後の課題、取り組むべき事項ということで今御説明があったように記載がございます。町のほうも昨年度、年度当初からいろいろな課題があり議会のほうにも御迷惑をかけながら御審議をいただいて実施のほうに移らせていただきました。ただ、いろんな施設の不具合の問題であったり、課題を一つ一つ整理をしながら進めてきたところではございます。その点令和5年度スタートからいきなりスタートダッシュできたかと言われたらそちらの対応のほうに時間を費やしてしまった部分があり、実際指定管理の取り組んでいただくべきところも遅らせてしまったというような部分もあるかと思います。ただ、予定通り令和5年度の計画が全て実施できたかについてはできなかった部分もあるんですけども、実際取り組んでいただいて、いろんな御町民の方からの御意見もいただきながら今進めているところです。やはり民間のサービスのレベルとまたスピード、それから行政のほうの対応というところでもこちらにも記載がありますが、少し課題がある部分、町の判断をもう少し素早くやらなければならない部分、そういった課題もございます。

ここについての課題はしっかり全部が全部今既にできているわけではありません。今から取り組むべきところのほうが多うございますので、しっかりこれを受けて指定管理者との運営がうまくいきますように町としてもしっかり連携していきたいと思っていますところです。移行したことによって住民の方からはサービスが良くなったとか、対応が早くなったとか、施設面におきましてもリニューアルがされたとかいろいろ良い意見もあります。ですので、町側として悪いイメージにならないようにできるだけ対応も早く、指定管理者にとって対応が早くできるようなかたちで取組をやっていきいたいと考えているところです。

しっかり取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

問題点は、ちゃんとこの監査報告書を見て把握をしてその対応を今検討しているということで理解できましたけれども、なんせもう令和6年度も始まってもう9月ですから急がなくてはならないということです。それはせめて去年の問題点は、今年は解消されなければ今年も言うなればその問題のある予算執行がなされたというかたちになってしまいます。この指定管理者制度というのは、全国的にいろんな悪い事例がたくさん出ておりますので、特に注意をしなければならない部分であります。ですからこれにつきましては、指定管理者制度を持ってきた時点で、これが予算的に例えば1割、2割支出が少なくなる。歳出が少なくなるんだよぐらいのそれぐらいのものがあるのか。それともやはり民間のノウハウを利用することによって、更なる便益が生まれて町民の皆様方が喜んでもらえるというような、どちらかが併せ持って今までが100とするならば、105、110、120とならなければ意味がないんですよ。じゃないと第3者を入れることによって公の施設が荒

らされてしまうということも考えられるんですね。だから今回のこの9月の定例議会において、その点について最終的に委員長報告があると思いますが、その点についてですね、有益であるというようなことをきちんと言ってもらわなければ指定管理者制度は今年で終わりですよ。それぐらいの気色がないと、最初からいろいろこれつまづいてますんで、このやり方は1者入札のところだったですよ。それ自体も臭いんですよ。自分たちからすれば。だからこういったところはきちんとしなければ町民の皆様方から後ろ指さされますよ。ここの点は特に監査報告書、これは代表監査人も説明したかったと思うけれども遠慮されました。それくらい私はこの文章の中はもっと末広がりには実はあるんじゃないかなというふうにあの言葉の中から感じたわけです。だからこの監査報告書の中でも集約しておられますけれども、これはあくまでも集約の7項目ですよ。言うならもっともっとある可能性のほうが私は感じますので、この点については最終的な行政の見解というのをきちんと町長が指示をして、それは委員長報告で反映できるようにしてもらわなければ、やはり決算自体も反対するしかないというふうになってしまいますんで、その点はお願ひしておきますので、この議会において、きちんとこの問題点についての御理解とどういうふうな対処をしますというまではきちんと応えることができるのか質疑します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えいたします。

この指定管理につきましてはお話ありましており当初から事務不適切な取扱いがありまして、改めてお詫びを申し上げます。

監査委員さんの指摘も踏まえてなんですけれども、まずこの指定管理に関しましておっしゃるとおり民間に委託することによってサービスをより高めるとというのが前提になると思っております。今回町の指定管理にあたっては、もともとの金額を変えないかたちで委託をしましたので、そうであればサービスがより高くなるべきだと思っています。そうした中で監査委員さんからの報告、個別に我々執行部受けておりますけれども、ありましたのがちょっとお恥ずかしい話ではあるんですが、かなりつなぐプロジェクトさんとしてはしっかりやっていると。その中で実際先ほど部長からありましたけどもサービスも実際利用者からも高まっておりますし、スポーツジムの時間の延長、あるいはリニューアル、その他トイレ等もきれいになったとお声は非常にあがっていると。その中で一つ反省すべきことは今までの行政のあたりまえと民間の差分というところをしっかりと考えていかねばならないし、これを活かしてほかの施設とかの管理にも生かさなければならない。もう一つがやはり大きな反省点としては、民間の常識スピード感の体制としてまだ追いつけてない部分があるというのが御指摘の事項だというふうに思っております。そこに関してはこの先ほどありましたとおり委員会の中でもしっかりと御説明するようにさせていただきます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第3号から認定第5号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号から認定第9号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 認定9号について質疑をいたします。

認定8号、認定9号のところでは、公共下水道と農業集落排水の話が出ておりますけれども、監査委員からのいろんな様々な細かい研究というか資料提供いただいて分析をさせていただいて意見を述べられているんですけれども、公共下水道は2度の料金改定を伴って黒字化を目指しておるところですが、農業集落排水については残念ながら2回の料金改定の後でもなかなか経営基盤が難しくところにあります。ただ大赤字を生むようなとんでもない施設ではないです。ただそれを監査委員の御意見の中では、その事業をしっかりと注視をしていくというところだったと思うんですけれども、注視をしても260%の料金を上げるということでない限り、根本的な収支の改善はみなされませんが、監査委員からそういった御指摘をいただいておりますので、農業集落排水が令和10年の値上げを迎えた後、どのようなかたちで運営をされることが望ましいのかについて監査委員の意見を受けて答弁を求めます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 時松議員の質疑にお答えいたします。

確かに農業集落排水につきましては、やはり区域も大きいし人口的なものも少ないということでやはりかなり厳しい状況が続いております。確かに厳しいということで指摘も受けておりますし、今回経営戦略のほうを今回見直すようにしておりますので、その中でもその辺はしっかり議論していきたいと思っておりますし、今後今のところであれば2031年に公共下水との合併とかそういうのも視野に入れてやっているとございますが、今の状況としましては、杉水のほうも人口が増えるような状況もございますので、その辺をちょっと視野に入れて今後検討させていただければいいふうに思っておりますのでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31 委員会付託

○議長（桐原則雄） 日程第31 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第66号から議案第81号まで、認定第1号から認定第9号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時10分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第6回大津町議会定例会会議録

令和6年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)						
令和6年9月12日(木曜日)						
出席議員	1 番	大村 裕一郎	2 番	田代 元 気	3 番	時松 智 弘
	4 番	面川 秀 貢	5 番	大塚 益 雄	6 番	三宮 美 香
	7 番	山部 良 二	8 番	山本 富二夫	9 番	豊瀬 和 久
	10 番	佐藤 真 二	11 番	大塚 龍一郎	12 番	坂本 典 光
	13 番	永田 和 彦	15 番	荒木 俊 彦	16 番	桐原 則 雄
欠席議員	14 番 津 田 桂 伸					
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 記	荒木 啓 一 飯塚 彩 菜			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長	吉 良 元 子	
	副町	長	工 藤 あ ず さ			
	総務部長	藤 本 聖 二	総務部財政課長	田 邊 嵩 博		
	住民生活部長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美		
	健康福祉部長	大 隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治		
	産業振興部長	白 石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎		
	都市整備部長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農業委員会事務局長	梅 田 博 隆		
	総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳				
	総務部財政課長	大 塚 昌 憲				
会計管理課長 兼会計課長	中 井 雄 一 郎					

一 般 質 問

1 番 時 松 智 弘 議員

p 90～p 106

1. 陸上競技の練習環境充実のため、大津町運動公園競技場にウレタンチップ舗装レーンを整備できないか。

パリオリンピックが閉会し、多くの日本人アスリートが躍動した。これまでスケートボード振興やeスポーツなどオリンピックに関連した質問を行ってきたが、大津町出身赤崎暁選手の活躍により陸上競技にも、にわかに注目が集まっている。また、クラブおおづの陸上競技指導にあたる方々からも施設の充実要望が上がっている。

これを機に現状クレーとなっている陸上競技トラックレーンにウレタンチップ舗装を施し練習環境を改善する考えはないか。

2. 地方たばこ税を活用した分煙環境の進捗状況について

令和2年第6回定例会で請願があり、発議され全会一致で承認された「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書」の提出がなされた。主に下記の3点が要望をされている。

- 1 「望まない受動喫煙」防止の実効性を高めるために、たばこ税の一部を分煙環境整備に活用できる制度の検討を進めること。
- 2 地方公共団体が、積極的に屋外分煙施設や屋内喫煙室の整備を図るよう促し、その整備を推進すること。
- 3 改正健康増進法の目的を達成するため、国は、地方公共団体の分煙環境整備に対する地方財政措置の周知徹底及び条件の緩和・簡便化等所要の見直しをすること。

これを受け、総務省では令和6年に関係する通達を発出している。

町内における喫煙を続ける方、受動喫煙を望まない方が共生する分煙の進捗状況と今後の環境整備においての具体策を伺う。

3. 熊本空港アクセス鉄道計画と町の都市計画との調和について

大津南小学校で行われたまちづくり懇談会にて熊本空港アクセス鉄道に連動した都市計画について様々な意見が出されていた。その中で、年初報道があったとおり、現在新しい開発の焦点となっている「中間駅」に関する意見にはおおいに頷けるところがあった。町南部地域振興の嚆矢となるかに関心は高まっていくと考える。

熊本市中心部からの速達性を考えた時どのような経路になるかは令和4年第2回定例会にてお示しした通りだが、それに対し布石を打っていく事が重要と考える。

- 1 中間駅が設置される場合、その予算はどの程度と見積もるか。
- 2 駅勢圏人口に利用率を乗じて利用者数を推計する調査を前回コンサルタントを活用し行ったが同様の調査を行うのか。また仮に中間駅を設置した場合、駅勢圏人口を増加させるための開発想定は。
- 3 周辺道路の整備についてはどのように行うかの方針は。

2 番 豊 瀬 和 久 議員

p 106～p 123

1 インクルーシブ教育について

多様性を認め合い、差別のない共生社会を実現していく上で、欠かせない取り組みであるインクルーシブ教育について以下の2点を問う。

- 1 インクルーシブ教育に対して町長と教育長はどのように考えているのか。
- 2 障がいのある子どもが特別支援教育か普通教育かを選ぶ際に、普通教育を選択しづらい雰囲気があるのではないかと。

全ての子どもたちが希望する教育を受けられる環境をつくり、本人の意思が尊重されるよう多様な選択肢を示すことが大切であると思うが町長と教育長はどのように考えているのか。

2. 公共施設へのWi-Fi環境の整備について

町内公共施設を利用する人の利便性の向上及び災害時の活用を目的として、Wi-Fi 環境を整備すべきではないかと。

3. あけぼの団地の自治会問題について

町営あけぼの団地の生活環境も時代の流れとともに大きく変わり自治会が抱える問題も多様化・複雑化している。住みよい環境を作り、住民に快適な共同生活を営んでいただくために町が主体的に自治会の問題を解決すべきではないかと。以下の点について問う。

- 1 現在の自治会役員の選任のあり方についてどのように考えているのか。
- 2 現在の自治会会計監査報告のあり方についてどのように考えているのか。
- 3 駐車場の困りごとについて、介護事業者なども駐車できないとの報告書が、通いの場の担当者より提出されていると思うが、何らかの改善策は行ったのか。
- 4 集会所の活用状況について、集会所が通いの場として使用できないという報告書が、令和5年と令和6年に通いの場の担当者より提出されていると思うが、何らかの改善策を行ったのか。
- 5 団地清掃活動に関する罰金金額のあり方について、5千円の罰金は常識的に

考えて妥当な金額だと思うか。

6 屋外の避難予定場所に現場事務所が建っていることに対して、不安と不信の
声が出ているがどのような経緯で建てられたのか。

4. 町民ニーズに応じた公共交通の見直しが必要ではないか

乗合タクシーの運行エリアと乗降エリアを拡大すべきではないか。

5. 水道未普及地域の解消について

水道の未普及地域を解消し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を行うべきでは
ないか。

6. 聞こえにくい方への窓口サービス向上について

軟骨伝導イヤホンを、老眼鏡と同じように窓口に設置すべきではないか。

4 番 田 代 元 気 議員

p 123～ p 135

1. 工業団地整備について

1 杉水地区で計画中の工業団地整備について、現在の進捗状況は。

2 予定地周辺の交通安全対策の進捗状況は。

2. 新たな財産確保の取り組みについて

1 新たな財源確保の取り組みとして、ネーミングライツの導入、ごみ袋への広
告の掲載、宿泊税の導入について、以前の一般質問ではいずれも前向きに取
り組むとの答弁であったが、これまでの取り組みと課題への対応は。

3. 町長の選挙公約について

1 任期も残り半年を切った現在の達成状況と残り任期中に取り組む施策につい
て、町長自身の評価と今後の取り組みは。

2 これからも変化が続くと予想される本町だが、次の4年間も残された公約や、
新たな施策を実行し、町政の舵取りを担う考えはあるか。

5 番 荒 木 俊 彦 議員

p 135～ p 147

1. 地下水はタダではない。大量に地下水をくみ上げる企業に応分の負担を求めるべ
き。

1 「熊本県地下水保全条例」では、地下水は「公水」県民の財産とされている
が、T SMC進出によって想定外の地下水大量取水が現実となり、大量に地

下水をタダで使用することは、県民・町民と著しく不公平である。取水企業名と取水量を県民の前に公開を。

- 2 この間の農地転用と山林の伐採開発の実態を把握しているのか。
- 3 田のかん養などの補助金は1反あたり最大いくらの補助になるのか。
- 4 低農薬・低化学肥料の食用米（エコ米）の学校給食への普及のためにも、地下水への応分の負担を求めるべきではないか。

2. 同和対策事業規定

すでに実態のない農業施設などを実態に即して廃止して活用を

かつての同和対策事業による規定が多く残っているが、利用されている実態はない。地元からも景観の問題ありとの指摘があり、整理して活用すべきではないか。

3. あけぼの団地に来客用駐車場を

約400戸のあけぼの団地に来客用駐車場がないのは、行政としての怠慢ではないか。駐車場設置スペースは十分にある。令和4年3月に一般質問してから2年以上が経過している。

4. 野良猫を地域猫にするために

飼い主のいない猫が場所によって増え続けている。捕獲されて殺処分されるのは動物愛護に反し、あまりにも忍びない。町でも補助金制度を始めたが、とても不十分だと思う。

県内自治体にならって、殺処分ゼロを実現する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加したらどうか。また熊本市のように、予算も増やして獣医師とも協力して野良猫を地域猫に戻すことは、猫の幸せと地域住民の野良猫被害軽減につながる。意義ある事業ではないか。

6 番 山 本 富二夫 議員

p 153～p 165

1. 大津町の不登校などの問題についての対応策について

全国的な不登校児童生徒の問題ではあるが、今回は大津町の不登校児に対しての教育長の今までの答弁ではなく、前向きな答弁を聞きたい。

- 1 大津町の不登校児童生徒数は、令和6年3月時点で小学校88名、中学校107名の合計195名である。不登校児の解決に教育長はどう対策を講じて行くのか。
- 2 学びの多様化学校の開校を不登校対策として考えて良いのではないか。

3 フリースクールの活用と補助金支給を考えてはどうか。

2. 鳥獣被害が増加している。街中まで来て、町民に被害がおよぶと考えての対策を
今まで農政課の努力で電柵設置などでの鳥獣対策は、一部では効果があり被害を
抑えているが、資料3-1は今年の7月19日に内牧区畑地区での被害写真である。
猪、鹿や猿が増殖しすぎて、民家の庭先まで来ているのが現状である。

1 町内に出没した猪や鹿の捕獲には、猟銃の使用も警察と協議して頂きたい。

2 大きな被害農家の復旧工事は町での対応が出来ないか。

3 猟友会の総会が開催されていないのはなぜか。被害農家は困っている。

3. TSMC進出以後の天津町の農地転用面積は何ヘクタールくらいか

天津町の現在の開発状況を見ると街中中心部では数多くのマンション開発が進ん
でいる。また、その他地区でも住宅開発が進んでいる。

引水地区には、東京の大手不動産会社が大型の住宅開発を発表された。

今まで、山林や畑地帯だった場所に大型の重機が入り、大規模開発が行われてい
る。

1 農業振興をどう進めて行くのか。

2 代替え農地の確保は、農家の要望に応じて答えているのか。

7 番 佐 藤 真 二 議員 p 165～ p 180

1. 空港アクセス鉄道中間駅について

1 空港アクセス鉄道中間駅はなぜ「必要不可欠」なのか

2 まだイメージも共有も出来ていない

2. 令和3年度以降、町のすがたはどう変わったか

1 町の人口（住民票）変化をどうとらえるか

2 土地利用の変化は

3 教育・保育、基本的サービスの量的変化は

4 企業立地の効果は

(データを表示して答弁を)

3. 不登校の児童生徒への支援の在り方

1 現状の確認

2 取り組みの方針について

4. 保護司への活動への支援について

1 面談場所となる施設の提供を

8 番 大 塚 益 雄 議員

p 180～ p 187

1. 避難所の備えは万全か

いつ発生するか分からない地震・台風等の災害については、日頃より備えをしておく事が一番重要であり、大切な事だと考える。最近では、石川県能登半島地震や宮崎県南部日向灘で震度6弱の地震、神奈川県や熊本県でも地震が発生しており、どこで発生してもおかしくない状況である。

気象庁初の臨時情報として、南海トラフ巨大地震に注意と発表された。

大津町としても熊本地震を教訓として、備えをしておく必要があると思う。本町においても、各地域に避難所が23カ所ある。また、必要備品等もある。その備品等の点検状況、避難所体制、役割を含む各地域の備えはどう管理しているのか町長に問う。

1 避難所の体制と、運営はどうなっているのか。

(各避難所の体制、開設時の役割はどうなっているのか。)

2 各地域避難所の備品点検状況と維持管理は整備されているのか。

3 大津町防災訓練は今後どのような訓練を取り組んでいくのか。

2. 通学路における安全確保について

通学路の安全点検については、各小中学校校区の青少年育成協議会や学校PTA、地域のボランティア等で危険個所の点検や報告が行われており、教育委員会や問題個所の担当課、警察による改善・対策が実施されているものの、対応が見送られそのままの個所がある。

例えば、三吉原北出口線は美咲野方面から大津北中学校の生徒359名が通学する通学路となっているが、セブンイレブン美咲野店の西側は畑に面しており、斜面の高さが2m以上の土手が擁壁で区切られている。その一部で幅5m分ほど擁壁がなく土嚢となっているが、土嚢が劣化し破れているため、地震や大雨等の際は斜面が崩れる可能性がある。よって早急な対応が必要ではないか。

また、各学校からあげられた危険個所の報告の中で、対応が見送られて危険性がある場所については、現場を確認して早急な対策をとるべきではないのか。以上のことから町長の考えを問う。

1 各校区からの危険個所の状況と進捗状況はどうなっているのか。

2 通学路の危険個所として各校区から報告があっている内容については至急対応すべきではないか。

3 三吉原北出口線側の通学路の斜面の対策はどうしていくのか。

9 番 山 部 良 二 議員

p 187～p 199

1. 自治会・町内会「個人情報保護取り扱い」について

一般人（町民）の個人情報がSNSに流出している問題に関して、流出元が自治会であることから、個人情報は認可地縁団体（自治会）が管理しており、なぜ流出したのかを明らかにする必要がある、認可地縁団体を認可するのは、市町村であることから町に責任は無いのか。以上を踏まえ2点を問う。

1 認可地縁団体を認可するのは町である。大津町に監督責任は無いのか。

また、自治会に対して指導・監督は行わないのか。

2 個人情報の漏洩が発生した場合、個人情報保護法委員会に報告や本人に通知することが令和4年法改正により義務になったことを「自治会・町内会向け個人情報取扱い手引」などを作成し、ホームページなどに掲載し周知しているのか、今後の対策は。

2. 労働力不足確保について

木村知事は、熊本県庁で開かれた人材不足などの課題解決に向けた会議で「一般事務や高校の普通科はいらない」と発言し、その後撤回し謝罪をしているが、発言自体は普通科を目指す子どもたちのことを考えれば決してあってはならないことであると考え。パーソナル総合研究所が出している「労働力市場未来推計2030」を読むと、衝撃の事実が分かる。人手不足の状況を推計すると、2030年には7千73万人の労働事業に対し6千429万人の労働供給しか見込めず、644万人の人手不足となることが分かっている。このままでは、地域経済に様々な悪影響を与えると考える。また、リクルートワークス研究所「未来予測2040労働供給制約社会がやってくる」の中で、主任研究員の古屋氏は単なる人手不足論ではなく、日本社会が生活を維持するために必要な労働力を供給できなくなる可能性があるとして訴えている。今後、TSMC第二工場の進出も決まり、高校生の地元就職率も熊本は64%と全国ワースト5位になっていることも重なり、近隣市町村で激しい労働力争奪戦が起こるのではないか。町はこの現状をどう打開していくのか。町の見解を問う。

1 労働力が不足することで、生産性が低下し、町の企業の生産活動が制約される可能性があり、これにより地域経済全体の成長が鈍化すると考えられるが、町の見解は。

2 労働力が不足すると、企業は人材の確保をするために賃金を引き上げる必要がある。大企業であればできると思うが、中小企業にとっては大きな負担となりかねないが支援策は。

- 3 地域包括支援センター等で求人を行っているが、新たな職員が採用されていない。今後高齢化がさらに進み、福祉や介護の現場で業務に支障がでるのではないかな。
- 4 少子高齢化に歯止めをかけ緩やかにする必要がある、そのための本町で働く子育て世帯の確保が重要となってくる。そのうえで必要な「子育て支援日本一」と言える支援策は考えているのか。

3. インクルーシブエデュケーションについて

現在、町民の間でインクルーシブ教育について活発な議論が行われている。すべての子どもがその能力やニーズに応じて教育を受けられるようにする教育のアプローチが必要で、この概念は特別な支援が必要な子どもや障がいのある子どもが通常の教育環境の中で質の高い教育を受けることを目指している。そこで同僚議員から多様性の尊重、学習環境での多様性を尊重し、異なるバックグラウンドや能力を持つ子どもたちがともに学ぶことを促し、これにより相互理解や社会的スキルの向上については質問があったのでその他の点について問う。

- 1 すべての子どもが教育にアクセスできるような特別な支援が必要な子どもを含め、誰もが教育を受ける権利を有している。自分のペースで学べるよう個人の教育計画（I E P）を製作し、必要な包括的支援の提供を行う必要があるが町の現状は。
- 2 インクルーシブ教育では協力的な学習環境を作るため、教師・子ども・支援者・保護者が協力して子どもたちの学びを支援することが重要であり、チームアプローチが必要で様々な専門家が連携して教育を行う必要があるが、町の現状は。
- 3 インクルーシブ教育を推進するには、教職員の過重労働の問題を解決する必要があり、ただでさえ多忙を極める教職員に特別支援教育に関する知識・技能の習得を求めたり、通常学級で障がいのある子どもへ個別に支援を求めたりすることは、負担増につながると考えている。この問題を乗り越え、インクルーシブ教育を実践する必要があると思うが町の見解は。

10 番 坂 本 典 光 議員

p 200～ p 211

1. お米の品評会

大津町農政課主催で味の向上を目指したお米の品評会を開催してはどうだろうか。最近全国的にお米の味が良くなったと思う。競い合ってこそ質は向上する。

2. ふるさと納税

昨年に比べ今年は大津町へのふるさと納税の額が減っているようであるが原因は

なにか。返礼品対策に工夫をこらすべきではないか。

3. 障害者の苦難

3月から7月に就労事業所329か所が閉鎖され障害者5,000人が解雇や退職に追い込まれたという共同通信の全国自治体調査が発表された。大津町では直接に影響はないかもしれないが、この傾向をどのように理解しているか。

4. 日本の常識と世界の常識

世界的に日本人の道徳心や思いやりは高く評価されている。日本の教育のたまものである。だがこれからグローバルに活躍するには外国の習慣、常識も教える必要があるのではないか。

11 番 大 村 裕一郎 議員 p 217～p 219

1. 町内の子どもたちの遊ぶ場所について

大津町では公園への遊具設置等を通じて子どもたちの遊ぶ場所を提供している。

しかし、公園の遊具で遊ぶ世代は園児や小学生の限定的な世代だけである。

また、夏の時期に関しては園児や小学生さえ熱中症を警戒し、公園で遊ぶことをしなくなってきている。そして、小学校の高学年から中学生、高校生に関してはゆめタウンや熊本市内まで行かなければ遊ぶ場所もない。

これでは、友達同士が会う機会も減り、子どもたちにとって非常に重要な友達とのコミュニティも深まらず社会性を学ぶ機会の損失にも繋がりがねない。

そういった中、町の発展も佳境を迎えているがこの機に乗じて雨や熱中症の心配がなく室内で遊べ、尚且つ低年齢の子どもたちや中高生、家族連れでも遊べるアミューズメント施設を誘致する考えはないか問う。

12 番 永 田 和 彦 議員 p 220～p 232

1. 企業誘致と農業生産基盤維持は比例しなければならない

社会の変化が起きる時、必ずどこかに歪みが起こる。それを程よく調整するのが政治であり行政の仕事である。

農工商併進の我が町において将来を見据えた方針が示されていない。

2. 「一般事務職は要らない」の知事発言は、現実味ある将来である

知事の発言に「貴方こそ要らない」も現実味があり人格さえ疑う。

労働者の職種別就職者割合統計データと職種別求人割合の数字を単に声にしたものであるが現実問題として究極の簡素化発言でもあり、society 5.0である。

これからの社会に通用する教育方針が求められる。

議 事 日 程 （第2号）令和6年9月12日（木） 午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より欠席の届出があつていますので報告申し上げます。

日程第1 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。今回の一般質問者は11名です。よって、本日は1番から4番、明日13日が5番から9番まで、17日が10番から11番の順で行いたいと思います。

日程第2 一般質問

○議 長（桐原則雄） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、3番議員、時松智弘、登壇をいたします。

まずはじめに、この夏は様々な出来事がありましたが、先般、ヘイスティングズ市と国際交流事業において残念ながらアメリカの地でお亡くなりになった方がいらっしゃいます。私も8月の15日ですかね、斎場のほうに赴かせていただきましてお別れの会に参加をさせていただくとともに、お悔やみを申し上げたところです。ここに謹んで御冥福をお祈りするところです。

私は、国際交流協会の会員です。このような痛ましい事故があったということをもちろん重大に思うのですが、国際交流事業はこの町で脈々とずっと引き続いていた、要するに、子どもたちがですね、世界に羽ばたくに至って大切な事業の一つというふうに認識をしております。

町長におかれましては、先般、こういった事案がありましたが、再発防止とあとは対策をしっかり練っていただいて、そして、この国際交流事業という灯が消えてしまわないようにですね、前向きに様々な施策に取り組んでいただきたいというふうに心から願っております。

それでは、通告書に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に、資料をお願いします。

陸上競技の連勝環境充実のために大津町運動公園競技場にウレタンチップ補装レーンを整備できないかについて質問します。

パリオリンピック、パラリンピックが閉会し、多くの日本人アスリートが躍動し、たくさんの感動を私たちに与えてくれました。大津町にゆかりのメダリストとしては、フェンシング女子フルーレ団体、翔陽高校出身の菊池小巻選手、勝負強さを見せる決勝での銅メダルを決定する試合、笑顔の似合う銅メダルは日本のフェンシングにすばらしい歴史を、すばらしい功績を刻みました。また、マラソン男子では、大津町出身、拓殖大学でその自らの才能を開花させた九電工の赤崎暁選手が見事な走りで6位入賞という成績を収めました。一時は世界強豪ランナーを押さえ、23キロ地点では先頭を走るなど好走があり、郷土の英雄の活躍にパブリックビューイングでは大歓声が上がりました。その他、大津町のみならず、県にゆかりのアスリートの活躍を目にし、それぞれのスポーツに汗を流す若者が多いに目を輝かせているのではないのでしょうか。

車椅子ラグビー金メダル、乗松選手、島川選手、車椅子テニス女子田中選手、2つの銅メダルを獲得をした競泳の富田選手、こういった方々の活躍に勇気を持った障がいのある方もいるのではないのでしょうか。

これまで私はスケートボード振興やeスポーツなどオリンピックに関連した質問を行ってきました。今まさに赤崎暁選手の活躍により陸上競技にもにわかに注目が集まっていると思います。

資料でお示しをしておりますのが日本の陸上競技は世界の各国の選手に比べ、筋力で劣っていた時期もありましたが、こういったトレーニング方法を心手期せず採用し、今まさにメジャーリーグの大谷選手のように体格に恵まれている日本人が本来の繊細な技術とあいまって世界に主権する種目も出てきています。

日本陸上競技の歴代メダリストは、フィールド競技やマラソン、競歩等が主でしたが、男子4×100メートルリレーで2度の銀メダル、これが物語るとおり、トラック競技においても有力な選手が育っています。そうした有力な選手を育て、地域として振興する際には、練習環境の充実が欠かせません。

資料でお示ししているのは長距離のトレーニング、こういったですね、トレーニングは大体ですね、長距離を訓練されている方というのはやります。一番厳しいのはビルドアップ走というものですけれども、この徐々にスピードを上げていき、最終的にはマラソンを走られる方がですね、1キロ3分15とか10を、このペースを維持するためにはどんどん強化をしてこのスピードで走って行くと、心肺機能を強化される持久力アップトレーニングというのは、大体がトラックでやります。非常に厳しい訓練で、私も何回かやったことがありますけれども、本当に今日はこのビルドアップ走をするぞと言われたときには、本当に嫌な気持ちになったことがあります。

また、こういったトラックという練習環境がなかなか構築できない場合にですね、マラソンの川内選手っていうのがいると思うんですが、この方は、一番下を書いてあるタイムトライアル、要するに、レースにずっとエントリーをし続けて訓練をするというちょっと特異なやり方をされています。そうしないとですね、実は川内選手が陸上競技に打ち込んでいる環境というのがトラックがあ

まり整備されていなかったり、練習環境が整備されていないところで苦肉の策で編み出しているものではないかと私は思っています。

有力な選手を育てるため、地域として振興する際は、その練習環境の充実ですが、全天候型トラックレーン、フィールドの部分をウレタンチップ補装した陸上競技場、それがそうした選手たちの練習環境として欠かすことができないんです。

中学陸上にて100メートル、200メートル、4×100メートルの選手として、また、就職後は長距離走に転じ、千500メートルやハーフマラソン、それに講じていた私としては、毎日を充実した練習ができる環境があればと思うんですが、それは非常にまれであることを知っています。

資料1にお示ししているとおり、質の高いトレーニングには優れた練習メニューを環境が不可欠になります。

資料2枚目です。クラブおおづの陸上競技指導にあたる方々からも現在の大津町運動公園スポーツの森の施設にそれを充実してくださいという要望が上がっています。クレーの陸上競技場、要は土の陸上競技トラックでは雨天により使用が制限されることや普段の練習などもスパイクの剣と呼ばれる部分ですね。土の部分とタータンではスパイクを履き替えたり、あるいは、スパイクのピンを変えなければいけないんですが、相当手間がかかっていると思います。サッカーの練習が充実するよう人工芝のコートやプロリーグ基準の天然芝のコートを整備しているスポ森ですが、競技間、競技種目間に明らかな練習環境の差が生じているような気がします。スポーツの森とこれを銘打っているのですから、その格差是正をお願いしたいところです。

今回の質問に対し、益城町、西原村、小国町などのスポーツ施設や健康づくりの施設を現地視察し、どのような施設が整備可能なのか、経費はどれぐらい必要なのかについて調査をさせていただいております。優れた陸上競技場のトラックフィールドの整備には多額の費用が必要です。したがって、こうした要望に応えるにはどうすればいいかと考えなければいけません。

この図のところですね、益城町陸上競技場、小国町林間広場の横にはですね、こうした看板が立っております。スポーツくじで何かを助成しているんでしょうということなんですが、この今画面に映っております左下ですね、これがクラブおおづ、あるいはそれらに付随したですね、陸上競技の団体の方たちですね。これだけ構成人数がいらっしゃるんですね。

3枚目になります。トラック構成やフィールドの部分を改修するためには、1億6千万円ほどの経費が益城町ではかかったことがわかっています。

岡山県岡山市神崎山公園競技場改修事業でも1億6千万円かかっているんですけども、今、図でお示ししているとおり、地域スポーツ施設整備助成事業というのがスポーツ振興くじの7つの助成のうち、施設の整備に該当する助成事業があります。これを有効に活用することによって岡山市は8千万円の助成がなされています。

また、こうした高規格のものでなくても、先ほど示しました小国町の林間広場の周りの周回走路を整備するのも一理あるでしょう。

大津中央公園内のウォーキングコース、その舗装路の整備費は4千800万円となっています。これも恐らくスポーツ振興のためには助成の対象になるでしょう。これを機に、現状クレイ、土となっている陸上競技トラックレーン、様々な補助金を活用し、ジャパンスポーツコンシェル、日本スポーツ振興センターが助成するスポーツ振興くじ助成金などでウレタンチップ舗装を施し、練習環境を改善する考えはないかについて伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の陸上競技場の練習環境充実のため、大津町運動公園競技場にウレタンチップ舗装レーンを整備できないかの質問にお答えいたします。

まず、皆様の記憶にも新しいと思いますが、パリオリンピックでは、大津町にゆかりのある選手の活躍で町も大いに盛り上がったところです。先ほど議員からもございましたが、大津町出身では2人のアスリートが出場し、スポーツ3団体主催によるパブリックビューイングが生涯学習センター文化ホールで開催をされました。女子バレーボールキャプテンの古賀紗理那選手は惜しくも決勝トーナメント進出こそありませんでしたが、引退を表明し最後の試合となった対ケニア戦において3セットストレート勝ちし、同じく、男子マラソンに出場した赤崎暁選手も、自己ベストを大きく上回るタイムで日本人最高位の6位入賞と活躍し、両選手とも大きなスクリーンに映し出されるたびに、スティックバルーンと大声援でボルテージは一気に盛り上がり会場が一つになりました。

また、翔陽高校出身でフェンシング女子フルーレに出場した菊池小巻選手は、女子フェンシング競技において個人、団体初の見事な銅メダルを収められました。

このように大津町にゆかりのある選手達の活躍は、子どもたちのみならず大津町にも夢と希望と感動を与えていただきました。

さて、大津町の陸上競技は以前から盛んであり、運動公園の競技場では現在でも定期的にNPO法人クラブおおづの子どもたちや大津町陸上競技協会が日頃から練習活動をされております。赤崎選手も幼少期よりここでトレーニングされ、大学生時代も毎年帰郷した際に子どもたちに指導をされていたと伺っております。

議員御指摘のとおり、競技場はクレイ系舗装のため、天候の影響を受けやすく雨天時には利用出来ない状況ですが、陸上競技場としての需要も増えていますので、町としても将来的には競技場走路における全天候型への改修整備は、競技力向上の観点から有効なことだと考え、赤崎選手のような将来のオリンピックを育成する上でも重要なことだと認識をしております。そうした中で、町として、全天候型レーンの新たな整備には、先ほど議員からもございましたが、概算で1億6千万円超を要し、耐用年数は15年から、長くて20年程度と試算をしております。

一方で、競技場のある大津町運動公園は平成10年の完成から既に20年以上が経過し、適宜補修対応している状況であり、令和6年3月に改訂した個別施設計画では、今の施設を維持するための球技場、陸上競技場、総合体育館などの長寿命化改修工事や空調設備工事、芝生改修、照明のLED化工事など、現時点で総事業費が約22億円を要する見込みとなっております。議員御提案のスポーツ施設整備事業の中にスポーツ振興くじ助成金（t o t o）についても、既にグラウンドの

芝生改修事業などの財源として調査研究をしておりますが、補助対象の条件としては同時期に複数回の申請ができない要件となっております。

したがって、既存施設の維持管理の必要性や町の財政事情を考慮すればスポーツ施設に関しては、まずは既存施設や設備の維持的な改修を優先せざるを得ないと考えております。

今後、全天候型改修整備及び既存施設の大規模改修に向けては、施設としての維持管理費を含めたライフサイクルコストの観点も念頭に入れながら、その他にも有利な補助事業や企業版ふるさと納税、あるいはネーミングライツなどの財源確保に向けた調査検討を進め、総合振興計画に沿って慎重に進めていきたいと考えております。詳細につきましては担当部長から説明いたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは、御説明をさせていただきます。

町長の答弁にもありましたように、パリオリンピックでは、町にゆかりのある選手の活躍は勿論ですが、町全体が一体となってオリンピックムードを高めたのではないかと考えております。

学校や地域、スポーツ団体など各方面で応援がなされており、町では役場庁舎の南北の壁面に横断幕を掲出し、庁舎ロビーでは等身大パネルや選手が着用したユニフォームやシューズ等を展示して、また、町公式インスタグラムでは応援メッセージの募集などを行っております。

それから、大津小学校、大津中学校の児童生徒により、同小中学校出身の古賀選手、赤崎選手に応援ビデオレターを作り、手作りして横断幕も作成していただきました。

また、地域を代表して新地区と引水東区からも横断幕を作成されて地域からも大いに盛り上げていただいたところです。

また、大津町の体育協会、それから、町のスポーツ推進委員、それから、NPO法人クラブおおぶで構成するスポーツ3団体からは、古賀選手、赤崎選手のパブリックビューングを盛大に開催していただき、そして大津町陸上競技協会より応援Tシャツほか、大津町バレーボール協会からは応援チランなど作成していただき大いに盛り上げていただきました。

さて、町のスポーツ拠点施設である大津町運動公園は平成10年に落成し、平成11年のくまもと未来国体の少年男子サッカー競技の会場として利用され、その後もインターハイやサッカー場を4面備えていることで県内外から全国大会、九州大会レベルの会場として利用をされているところです。

大津町運動公園の競技場は、天然芝のサッカーコート、400メートルトラックをはじめ跳躍や投てきなどのフィールド種目も可能な施設で、周辺自治体においても数少ない施設の一つです。

大津町の陸上競技の歴史は古く、運動公園が出来る前から盛んに活動をされております。現在では、毎週土曜日、クラブおおぶジュニア陸上の小学生が約70名が汗を流し、火曜日のナイターでは、大津町の陸上競技協会が練習を行っております。

また、公園内には全長約1.1キロメートルのゴムチップ舗装の周回コースもあり、町民の多くの方が健康体力づくりとして阿蘇や俵山などを眺めながらウォーキングやジョギング等を楽しんでおられます。

競技場の整備は定期的に指定管理者で行われておりますけども、走路はクレー系舗装になりますので、雨天時にはどうしても地盤が緩くなり、滑りやすい状態になるので利用を中止する場合がございます。

町長の答弁にもございましたように、大津町運動公園は開園後26年が経過し、他の施設も躯体そのものの老朽化が進んでいる状況で、適宜修繕を行いながら対応をしている状況です。

利用者のニーズは勿論ですが、施設利用者の安全性、改修後の維持管理費用も考慮しながら、持続的な運営が可能かどうか協議する必要もございますので、将来、競技場の全天候型への整備も考えながら、しっかりと長寿命化計画のもと取り組んでいきたいと考えています。

終わります。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問いたします。

もう1回資料お願いしていいですかね。

今、町長の答弁の中にはですね、スポーツの森の整備に22億円これからかかるんですという話がありました。今、教育部長のほうからは現状のほうをちゃんと丁寧に説明していただいていると思うんですけど、これちょっとね、いろいろ考えたいところがあるんですよ。確かに町長御指摘のとおりで、このスポーツ振興くじ助成金というのは、同じ箇所、同じ期間に適用できないというのがわかっています。申し上げたいのは、実はその財源をどのようにするかというところですね。これは教育部のほうでというよりは、町長自らのイニシアティブということでお伺いしたいんですが、先ほど言いました、大津中央公園のウォーキングのところですね、そこはまちづくり交付金でお金が入っているんですよ。それも半額の補助がついています。大体の公園の整備は社会資本整備総合交付金の中でやります。また、それが防災に特化した場合は別の面で防災交付金という、言っただけでも4つの補助事業、交付事業、助成事業があるわけですが、そういったものを重層的に汲み上げていけば、陸上競技場の走路やそういった周回コースの補修というのもこういう財源に、スポーツ振興くじから持ってくる。グラウンドの芝生化については、これヘリポートに転用すれば防災交付金に使えますとか、まちづくり交付金を使いたいのであれば住民皆様に広く開かれているところについては、そこをあてがうとか、そういう何かちょっと財源の補完し合うような関係を作っていけないと、先ほど申し上げた22億円の補修の捻出はできないと思うんですよ。私は、この振興くじの資料をつけたときに、全てのスポーツにエールを書いて書いてある、この表題というのはすごいと思うんですよ。スポーツの種類を問わないんですよ。しかもほかの7つの補助事業の中には、指導者の育成とか、様々な補助事業があるわけで、これをですね、この補助事業についてはスポ森に本当に特化をさせていただいて、全てのスポーツの環境を整備するために充当してほしい。そして、ほかの財源で何とか引き当てることのできるのであればですね、その芝生の改修や様々な体育館の延命化とか、そういうところを取り組んではどうかと思いますので、このそれぞれのですね、助成事業や補助事業を重層的に汲み上げていく研究をされないか、1点お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

補助金等の使い方につきましては、常々お話しておりますけども、もちろん補助金があるからといってこの事業をするというのはあまり望ましくないと思っております、一方で、議員がおっしゃるように、必要なものについて必要な補助を探していくとしては非常に重要だというふうに考えております、今、町としてもそのように取り組んでおります。先ほど22億円とお話しましたが、その中でt o t oも含めてどういった財源を持ってくるかというのは、今、調査・研究を重ねておるところでございます。

一方で、様々な補助金重層的にと話もありますけども、それぞれの補助金によりまして組み合わせができない補助金等も多様にございまして、そうした中でより有利な組み方をしていきたいと、そのように思っております。

また、修繕等の仕方に関しましても、先ほど答弁述べましたとおり、ライフサイクルコストの観点が非常に大事だと思っておりますので、補修するにしても今までどおり直すのか、あるいは、維持管理がよりかからない、あるいは長寿命化できるようなそんな仕掛け等も、まさに議員おっしゃるとおり、今進めておるところですので、さらに解像度も上げながら、御助言あおいながら進めていきたいと、そのように思っております。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 今、町長の答弁から伺い知れたのは、その財源があるからやるんですよとか、チャレンジしますよとかじゃなく、補修できるところを総合的に判断してされるということだったんですけど、1個だけ抜かないでほしいところがあるんですね。それはやはり競技者のニーズなんですよ。使用者のニーズ。だからそういう人たちが困っている現状をこうやって、ここが壊れている、老朽化している、あるいはこういうのを新しくつくってほしいよという意見についてはですね、これはいろんな手法がありますが、町のその住んでおられる方の提案というのにしっかり耳を傾けていただく。これは教育部の話だと思いますが、陸上競技はこれで不便性があるんだと、照明の件とかも伺っています。いろいろと、暗いとかですね。そういうところも伺っていますのでしっかりと助成ができるように検討のほうをよろしくお願いします。

2問目に移ります。

2問目は、地方たばこ税を活用した分煙環境整備の進捗状況についてであります。

資料をお願いします。

令和2年第6回定例会で総務常任委員会で審議の上、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願が全会一致で採択をされています。請願の紹介人でありました大塚龍一郎議員より意見書が提案され、発議され、これも全会一致で承認をいたしております。「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書」の提出が国になされました。

当時の議事録をたどればですね、これは真ん中ですね、「望まない受動喫煙」防止の実効性を高めるために、たばこ税の一部を分煙環境整備に活用できる制度の検討を進めること。地方公共団体が積極的に屋外分煙施設や屋内喫煙施設の整備を図るよう促し、その整備を推進すること。改正健

健康増進法の目的を達成するため、国は地方公共団体の分煙環境整備に対する地方財源措置の周知徹底及び条件緩和・簡便化等所要の見直しをしてくださいということを要望しています。

国は、その要望に従いまして、一番最後の下のところですね、総務省自治税務局長通達、地方団体が行う屋外分煙施設、特別交付税措置しますと。特交措置をするということは補助事業ができるということなんですね、市町村のほうでですね。そして、民間事業者にもその範囲を適用します。つくる施設は厚生労働省が定めている分煙化施設ですよと。助成金制度の創設を自治体に求めるとともに、その整備方針や分煙施設の整備状況を調査しますよというのが国の回答だったということです。

2枚目に移ります。

それですね、この通達の関係でいきますと、政府の令和6年度税制改正大綱というのがあります。望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的、かつ安定的な確保の観点から、たば税がほしいですって書いてあるんですけども、駅前、商店街、公園などの場所における屋外分煙施設の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税、これはたばこ税が入るのは国なんですけど、地方たばこ税が入るのは市町村、市町村もたばこ税もらっているでしょ。だったらあなたたちもそれを活用してはどうですかっていうことが積極的に予算措置を講ずるなど取り組みなさいという言い方で書いてあるということです。

通達のその1番の要点は、分煙施設の整備に係る特別交付税措置の拡充ですと。屋外分煙施設の整備は公共団体が行う施設、民間事業者が行う施設でも事業費の2分の1を上限し、自治体が補助することが可能になると言っています。例えば、500万円で喫煙所を整備するのであれば、まず厚生労働省のですね、右側にありますけど、厚生労働省の助成金を使えば施設ごとに上限100万円ですね、まず100万円の補助がやってきます。400万円のは自分でやるんですかといったら、これが財源のうち、2分の1みますということなので、200万円の補助が入るだろうです、どうなのかわかりませんが、それでもですね、喫煙所つくりたいなという事業者さんは半分以上のお金を国から支援をいただけることができるでしょうという話なんですね。この併用が可能であるというのも総務省の通達の中に実は出てきます。

当時のですね、大津町の総務委員会での審議記録などを拝見しますと、喫煙所の整備は、望まない受動喫煙の抑止につながるとともに、健康増進に資するとして自治体での対応を求めることが明記をされておりました。健康を増進することは国の責任において行うことであり、財源は国が確保すべきという意見もありました。小規模な事業者さんは予算的に対応できないことにも触れられていました。そうした審議ののち、請願と意見書、これがありまして、町の財政を多いに潤している財源として4番目だったと思いますけれども、地方たばこ税の税收確保の観点や健康増進法に基づく受動喫煙の防止を考慮し、国が既に動いていることは明らかです。

じゃあ動いているところで各市町村とかどうしているかという話なんですけど、熊本市は厚生労働省の助成事業、総務省の特別交付税措置に加えて、市の一般財源を充当し、補助率10分の10、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業を行っています。これ今年やっているかちょっとわかり

ませんが、これにより小規模な事業者さん、あるいはたくさんのお店が集合しているような場所ですね、喫煙所の整備ができます。今、左側にお示ししていますが、熊本屋台村、上通の近くにありますけども、こちらに917万円全額の分煙施設の助成を行っております。

右側なんです、これ画面が出ませんでしたね、はい、右側なんです、武蔵野市吉祥寺三鷹駅トレーラーハウス型喫煙所で、これは資料は総務省のほうからいただいているんですけども、そのトレーラーハウス型喫煙所、ユニバーサルデザインに対応するためスロープを備えてバリアフリー型になっており、移動も可能で、例えば、イベントのときには、この駅前では何かイベントをやるといときには、密集しますので、分煙環境整いませんね。そういうときには、このトレーラー引っ張ってきて、よそのところに喫煙所をつくるということが出来ます。そうしたたばこを吸わせるというような特化的な目的じゃなくて、デザイン的にもおしゃれなものを演出しています。

町としても積極的にこの分煙環境を整えて、小規模な民間事業者等への助成制度を創設し、駅前や街中に屋外分煙施設を設置する考えはありませんか。

町内における喫煙を続ける方と受動喫煙を望まない方が共生する分煙の進捗状況と今後の環境整備についての具体策を伺います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の2問目、地方たばこ税を活用した分煙環境整備の進捗状況について質問にお答えをいたします。

まず、町のたばこ税の税収について説明をさせていただきます。令和5年度の収入額は3億8千328万5千564円となっており、前年度の収入額より約192万円増額となっている状況です。

町たばこ税の使途に関しては、目的税ではないため、町民税や固定資産税と同様に一般財源の収入となりますので、町の様々な財源に活用させていただいております。

議員がおっしゃるように、令和2年第6回定例会で、たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書が国に提出され、昨年度は地方公共団体が行う整備に関してのみ特別交付税が措置されていたものが、今年度から民間事業者等が行う整備に関しての助成が追加され、制度が拡充されております。

議員御指摘のとおり、たばこについては、喫煙や副流煙による健康被害は多岐にわたり、肺がんをはじめ多くのがんや心筋梗塞、脳梗塞などの循環器疾患、慢性気管支炎、肺気腫など数多くの疾患に深く関係し、分煙に向けた取り組みは公共、公益という意味でも必要だと考えています。

また、妊娠期においては、流産、早産、死産、低体重児、先天異常、新生児死亡のリスクが高まるとされております。このように望まない受動喫煙による健康被害を防止し、健康増進を図るため、令和2年の改正健康増進法では、学校や児童福祉施設、医療機関、行政機関などの第1種施設は敷地内禁煙とし、事務所や工場、ホテル、飲食店などの第2種施設は喫煙可能な場所を設置することによって分煙を進めることを定めております。

健康増進法の改正にあわせて、町としましては、学校や庁舎が分類される第1種施設は敷地内禁煙とし、社会教育施設などが分類される第2種施設においても、分煙対策として来場者の動線を考

慮した喫煙所の移設を実施をしました。

また、法律の改正により、施設区分に応じて一定の場所を除き喫煙が禁止となることを中小企業へはチラシ配布で周知をし、また、住民の皆様には町広報誌で周知を行ってきました。

町民の皆様の健康を守るためには、望まない受動喫煙を防止するため、分煙対策に積極的に取り組むことが重要です。

議員御指摘の駅前や街中の分煙対策については、必要性を認識しており、特に高校生や空港利用者が数多く利用する駅前などは分煙対策が必要だと考えていますので、有利な財源の確認・獲得を含め、分煙環境の整備を進めたいと考えております。

また、望まない受動喫煙による健康被害や国の制度などについては、町から情報発信を行っていきます。

具体的な取り組みについては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） おはようございます。

時松議員の質問について、本町での具体的な取り組みについてお答えいたします。

町では、喫煙による健康被害を防止するため、様々な年代の住民を対象に喫煙リスクについて周知を行っています。例えば、喫煙が早産や死産、低出生体重児、新生児死亡などのリスクとなるため、母子手帳交付時や乳幼児の訪問・健診時において、健康と喫煙の関係について保健指導を行っています。また、喫煙は心筋梗塞、脳梗塞などの疾病に影響があるため、特定健診受診者、特定保健指導において、必要な方へ禁煙指導・禁煙治療への啓発を行っています。

議員がおっしゃるように、令和6年4月1日、総務省から「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策推進のための分煙施設の整備促進について」が発出されています。

内容は、たばこ税の確保と健康増進を目的とした分煙対策を積極的に進めるため、今年度より、従来の地方公共団体が整備する分煙施設に加え、民間事業者が整備する施設も特別交付税措置の対象に追加するものでございます。

全国では東京都のいくつかの区や、大阪市、名古屋市など都市部の自治体が分煙施設の整備について助成事業を実施しています。

また、県内では熊本市が民間団体への助成により、市街地に4か所の喫煙所を整備されています。

現在、本町では分煙施設に対する民間団体への助成などは実施しておりませんが、このような状況を踏まえ、近隣自治体の動向を注視したいと考えております。

本町は、昨年度、町の健康づくりの基本となる「第4次大津町健康づくり推進計画」を改定しています。この計画で、「たばこ」については、喫煙や副流煙による健康被害が多岐にわたることから、「たばこの及ぼすリスクの周知を行い、正しい知識の普及に努める」こととしております。

今後は、受動喫煙に対するリスクなど正しい知識の周知に併せ、分煙対策として、現在国が実施している飲食店や中小企業を対象とした「受動喫煙防止対策助成金」などの制度についても、町の

広報誌やホームページなどで積極的な情報発信に取り組んでまいります。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい、再度質問します。

私と思うのはですね、まず、先ほど町長の答弁の中で、第1種施設と第2種施設の話がありましたよね。第1種施設って役場のことも指しますよね。学校とか病院とかいったら、それはあまりにもやりすぎだと思うんですが、じゃあその公共施設のうちの役場というのは、市役所というのはどういう位置づけなんですかっていう話になるんですけど、病院というのはやはり健康増進をするのが第一義でありまして、あるいは学校は未成年者が集う場でありまして、そこが禁煙であることについては何の異論もないです。ただ、市役所とか、町役場とかいう施設というのは、全ての町民の人のためにあるわけなんですよ、もちろんお子さんもいらっしゃいますので、そこでロビーでたばこが吸える場所があるというのはちょっと私は異常だと思います。自分でまあ煙草を吸う、私は喫煙者ですが、そういった環境の中に子ども置くことは私も嫌です。ただですね、禁煙法じゃないんですよね、これ。分煙促進のための健康増進法でありまして、じゃあそういったその役場や市役所といった庁舎の中に喫煙所はないんですかっていうことは、結構調べさせていただきました。

夏に総務委員会のほうで行政視察で関東のほうにも行きまして、先ほどのスポーツ施設の調査などでいろんな役場に行くんですけども、あるとこ、ないとこバラバラなんですね。じゃあなんでバラバラなのかと言われれば、第1種施設の中には、特別な要件を満たせば屋外の喫煙所を整備していいという解釈にちゃんとなっているんですね。ここがまず争点だと思うんですよ。

住民の皆さんの利益になるように考えるのであれば喫煙所をいたずらにつくることはノーだと思います。また、全て敷地内禁煙にしますというのも多分ノーだと思います。それぞれの立場の人たちがそれぞれの立場において利便性が高められるようになっていけば私はいいと思っておりますので、すみません、その第1種施設であるから役場の中全部禁煙にしますという根拠をもう1回教えてください。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。

第1種施設の考え方ですけども、基本的に庁舎の敷地内は原則禁煙ということになっております。ただし、屋外についてはそれ相当の施設整備をすることによって可能ということで御理解いただきたいと思います。

当然、我々も分煙の施設の整備の意義については十分認識しているところですけども、やはり財源ありきということではなくって、その事業が本当に必要性があるのか、あるいは、住民ニーズがあるのか。その辺を踏まえる中でですね、判断をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） こういったことを考えるときにはですね、たばこのおかれていた環境は大変厳しいんですね。病院にかかれば必ずたばこを何本1日吸いますか。もうおやめになったほうがいいんじゃないですかっていう話になるんです。確かににおやめになったほうがいいのかもしれない

ん。しかしですね、現在吸っておられる方はやっぱりいますので、そういった方のために何か用意するっていうことは必要です。

もう一つあれば、駅前の飲食店の中にはですね、居酒屋さんをされている方がいますけども、子どもが入れないということにしているところがあります。それは卓上でたばこを吸えるようにしておられるんですけども、それとてですね、分煙施設を整備することさえできれば、家族連れでご飯を食べに来ることもできるわけですね。そういった形の整備ができていくことを私はちょっとともめますので、たばこだけに煙に巻かないようにしていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3問目に移ります。

熊本空港アクセス鉄道と町の都市計画との調和についてお尋ねをします。

コロナ禍から再開されたまちづくり懇談会も随分と定着をしてきました。特に昨年から実施をされている各小学校区での住民との質疑応答というのは、私たち町議会議員としても大変参考になるものです。

また、発言をするということに恥じらいがある方にも配慮し、今年度からはウェブを活用しつぶさに対応するなど、役場行政としての公聴の仕組みというのがどんどん進んでいるように感じました。様々な会場で質疑応答がありましたが、大津南小学校で行われたまちづくり懇談会では、熊本空港アクセス鉄道に連動した都市計画について様々な意見が出ていました。その中で、年初報道があったとおり、熊日の報道でしたけれども、現在、新しい開発の焦点となっている、そのときは「中間駅」と書いてあります。中間駅に関する意見にはおおいに頷けるところがありました。そのおおいに頷ける意見というのは、ある方がおっしゃったのでそのまま言いますが、「もう周辺市町村の都市開発っていうのはすごく遅れているので参考にならない。1970年代の田中角栄がやった列島改造みたいなことをするのが筋ではないか」というような先鋭的な意見もありました。この意見等を踏まえて、南部地域振興の嚆矢となるかについてです。関心が高まっていくとともに、町民の皆様には様々な思いがあるはずです。

そして、資料を御覧いただきますと、これは仙台空港アクセス鉄道沿線名取臨空タウンの都市整備状況なんですけれども、これは町長は現地で御覧になってます。そして、こないだは経済建設委員会のほうで永田委員長以下で視察をされて、その研修成果報告が出されておるところです。

仙台空港鉄道株式会社が運営する仙台空港アクセス線、美田園駅及び杜せきのした駅の周辺には商業施設が建ち並び、市民の暮らしをサポートしているしゃれた街並みが整備されているということをおっしゃってました。名取臨空タウン地区は、仙台のベッドタウン、そして仙台空港のゲートウェイとしての認識機能が高まっており、不動産開発運営事業等を展開している仙台地区の事業者、地元銀行を主幹事とするシンジケートローンを契約締結にめどをつけ、大型複合商業施設をさらに開発しようとしています。平成25年の4月ですね、東日本大震災の前のときですけども、名取市では、総合教育センター、今は県の御助力をいただいて美田園高等学校、子ども総合センター、中央児童相談所など様々な官民一体となって教育福祉の複合施設を建設していると聞いています。

地元名取市では、その東日本大震災で甚大な被害を受けましたが、これも力強い復興のエンジンとして震災復興住宅の建設など、その周辺開発がどれだけ名取、引いては宮城県の振興に助けになっているか。また、そうした総合的な開発というのが名取市単体で行えないということについて、開発に学びがないわけではありません。

2枚目いきます。

熊本県の動向から伺える空港アクセスへの全体像です。空港アクセス線の環境影響評価の報告書が県知事から示されております。この左の図でいうところの赤い波線の部分が調査の対象エリアです。いよいよ開発エリアが具体的にできております。ここにお示ししているもう一つの赤い線と青い線は、私が令和4年の3月にですね、質問させていただきました、熊本空港アクセス線の路線予想図です。青については、私がスポーツの森に立ち寄るならこのような形状が考えられるかもしれないという御提案でしたが、まさに赤の線のとおりになりました。令和5年12月、県議会において当時の蒲島知事が野党からの議会答弁にしっかりされてますが、そこに私は注目しています。右上です。令和5年12月定例会知事答弁、知事は、「この空港アクセス線のルートをどう考えていますか。どのような構想ですか」という質問に対し、答弁は、阿蘇方面に向かって肥後大津駅を通過したら緩やかに右へカーブし、高架橋により国道57号の上空を通過する。そして、白川を渡り、前に迫る高遊原台地に達したらトンネルに入ります」と書いてあるんですね。これはすごいことを書いてあるなと思います。知事が答弁するから知事が考えているということではなく、恐らく事務方の土木部の方がそういう答弁の案を書いていると思うんですけども、要は、県としても具体的にそういうものを持っていると、去年の12月の時点でわかるんですね。わかってて今9月、要するに約10か月が経過をしましたが、ここから中間駅の構想というのを考えるときに、ちょっとスピード感が足りないのではないかと思います。なぜスピード感が足りないのか、右下のは県が示しているロードマップですが、今、方法書、真ん中のところですね、環境アセスメントの方法書の説明が終わり、いよいよ環境調査をやり始めますというところですよ。県は、鉄道概略設計等の調査、測量、都市計画決定などどんどんやっている最中、そして、令和9年にはいよいよ工事が始まりますよというロードマップを本当に真に受けて考えたときに、我が町にはその、もしですよ、中間駅ができるのであれば、2年しかその開発を考える余地がないんですよ。それ以降はどんどんどんなし崩しに進んでいくんですよということがわかるわけです。なし崩しって言い方ちょっと変ですけども、周辺があれば当然附帯する道路、橋、あとは公共施設の集約などいろいろ考えなければいけません。木村知事へと県政がバトンが渡ったそうですが、この方向性は変わることはおそくないでしょう。

資料は3枚目になります。

こちらは東京メトロと称されます東京地下鉄株式会社東西線千葉縣市川市行徳駅周辺の今昔写真です。左側が昭和43年、行徳駅が建設時、そして、右側が現在の行徳駅です。塩田での製塩事業が主だったこの地がここまで発展することを昭和43年の往時、誰が予見できたのでしょうかって話なんですね。左側です。これが昭和43年当時の行徳駅、そして、右側が。手前が行徳の駅です。

奥にですね、妙典という駅があります。

この写真からはですね、2つの学びがあります。1つは、この左の写真のところのこの部分ですね、これ何なのかというと、これは市川市立第7中学校です。昭和37年に開校した本校は、周辺の急激な発展の中にあっても敷地の拡幅、教育関連施設の充実、保育施設やデイサービス拠点、公会堂の設置などをして地域コミュニティと核を今握っています。この施設はどこにあるのか。はい、地域を拡幅してここにあります。敷地も広がっています。利便性も上がりました。そうした複合施設を設けることが行政側のアプローチの一つだと私は思います。

そして、2つ目は、隣の駅の妙典駅の話をしてします。

ここですね、妙典駅っていうのはね、この当時ないんです。妙典信号所というのがありました。要は、この行徳駅に入ってくる電車を折り返すための停車場があったんですね。そして、これが現在の妙典です。妙典駅は、行徳駅に比べてこじんまりとした施設が昭和43年ありましたが、これは列車の待避施設として使っていたものをですね、列車の待避所っていうのは、実は私が令和4年の質問の中で鉄道の関する技術上の基準を定める省令というところを書いてますけど、そのまま駅の設置に流用することができます。県が示した環境影響評価方法書には、中間的では信号所と書いてあります。信号所は、後の世に駅に発展させることができる時間の猶予を与えてくれているわけです。昭和44年、行徳駅は駅として開業しますが、先ほど言った信号所、妙典駅は平成12年に開業しています。周辺開発にじっくり取り組む時間の猶予を町が選べる選択肢の1つと考えます。

町長以下執行部、経済建設委員会がこの地に着目をしているのは、このまちづくりがですね、着目しているのは仙台のほうですけども、仙台のその地に着目をしているのは、まさに今後の大津町の都市計画に一石を投じることが明らかならなですね。仙台空港アクセス線の延長は7.1キロです。県が想定する空港アクセス線の延長は6.8だったと思います。そうしたもの、相似したものを県がつくりあげようとするなら、それに対して布石を打つことは大変重要と思います。

ここですばり言っていただきたいんですね。まちづくり懇談会の中では、参加された町民の皆さんには一部示されているとは思いますが、議会でしっかり発言をしていただきたい。町長から言葉を聞きたい。中間駅が設置をされる場合、予算はどの程度と見積もるか。駅性人口に利用率を乗じて、利用者数を計算するというのは、前回、コンサルタントを使った調査を行いました。仮に中間駅を設置した場合、駅性圏人口を増加させるためのその調査と開発予定は。

そして、肝心な駅周辺の開発の話をするので、周辺道路の整備についてはどのように行うのか。もう10か月経ちましたので、お示しいただきたい。よろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の3点目の質問にお答えいたします。

まず、空港アクセス鉄道につきましては、現在、県においてルートの検討や調査等が進められており、今年度末には現時点で示されているルートよりも詳細なルートが示される予定と伺っております。

「中間駅」の構想は、この空港アクセス鉄道のルート上に整備される信号所を活用して駅を設置

するとともに、周辺エリアの開発を行うことで、定住促進や商業機能の充実による暮らしやすさの向上、経済活性化等を目指すものであります。

この構想の実現に向けて、まずは、まちづくりの最上位計画である「都市計画マスタープラン」への位置付けについて検討する必要があります。マスタープランにつきましては、アクセス鉄道や中間駅のみならず、T S M Cの進出等に伴い急激に社会環境が変化している状況を踏まえ、予定より大幅に前倒しをして改定することとしており、来年度末の完了を予定しております。現在は、町全体の人口、産業、土地利用、市街地形態、自然条件などの現状把握や分析を進めている段階であり、その後、それらの分析結果をもとに土地利用や都市施設整備、市街地整備、自然環境保全等の方針を定めていく予定です。アクセス鉄道のルートや信号所の位置は、まだ確定していない状況ではありますが、マスタープランを改定する過程において、まずは中間駅周辺エリアにおけるまちづくりの方針や、居住、商業、福祉、教育、防災など様々な観点から必要となる機能及びその規模等の検討を進め、それに併せて、議員の２点目の御質問の「利用者数の推計」や「開発想定」につきましても、具体化解像度を上げていきます。

また、３点目の御質問の「周辺道路の整備」につきましても、エリアの開発規模や、それに応じた交通量等を見込みながら具体化していくことになります。なお、現在、町内全域の交通量を分析し、渋滞対策に効果的な新道路整備等の検討も行っていることから、これとの整合も図ることで、まちづくりと渋滞緩和の両面に効果のある道路整備を検討していきます。

また、アクセス鉄道事業の好事例である宮城県名取市への視察へも含め、様々な他自治体の事例等の情報収集も進めているところです。御質問の１点目の「予算規模」につきましては、利用者数や開発想定に加え、これらの先行事例の情報等も参考にしながら、駅設置やその後の運営、維持管理等も含めて見込みを立てるとともに、費用対効果の検証等もより深めていく必要があると考えています。

また、先ほどスピード感のお話もありましたが、ルートを確定というのがスタートラインではございませんので、今現状の見立て、あるいは、仮説と設定しているところにおきまして、様々な進められる準備、検討、分析等はもちろん進めているところでございます。

いずれにしても、財源を含めて町単独で実現できる構想ではないため、国の補助制度の研究・要望を引き続き行うとともに、県や関係機関とも密に連携していく考えです。また、開発にあたってサウンディングを行うなかでは、当該計画への興味や期待は高いと感じていますので、民間活力の導入といった視点も持ちながら中間駅構想を具体化し、実現に向けてしっかりと取り組んでいきます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○３番（時松智弘議員） はい、再度質問します。

まず、まちづくり懇談会を受けて様々なその御意見があったところを生かすというのがすごく大事でありまして、地域のその発展のためにその信号所が駅に変わったときには、様々な施設のことに目をかけてきますということでした。防災のことについて述べられました。南部地域のですね、

中島区、岩坂区、鳥子川区っていうところでは、そういった災害が発生したとき、水害が発生したときの避難所がないというのが長年結構な御指摘でありました。対案として、スポーツの森のほうに避難をされてはいかがですかっていうことをお示ししていますが、やはり豪雨のときに白川を渡るのは不安であるということをおっしゃっている考えでですね、これは信号所周辺に限らなくて結構なんです、例えば、橋脚部分を活用し、防災のための一時高台の避難所であったりとか、あるいは、その橋脚の取り付け部としては、トンネルに入っていくというのは明言されてますので、その近くにですね、付帯施設を整備するなどということが多分可能ではないかと思います。それが1点ですね、防災のことをお尋ねします。

2点目はですね、これが地域のために何にもならないという争点があります。例えば、水を涵養する田んぼが減るではないか。騒音が発生するではないかみたいなこともあったと思いますが、実は水は先般総務委員会の中で環境保全課のほうから御指摘をいただきまして、水はこの大津町の地下水も将来62年にわたって枯渇することはありませんという、最初に水が足りなくなるかという想定から、実は3倍の量の水があるんですということがありまして、そういったものをちゃんと情報公開して、地域の安全を図っていただきたい。そして、騒音についても、今航空圏の騒音がすごく大変だということで調査があったと思いますが、これも環境の関係で調査をした結果、騒音はよほど車のほうがうるさかったということが明言されています。

ですから、そういったことの環境の配慮ということに対しての問題はこれからいくつか出てくるでしょう。鉄道が走れば騒音が出るかもしれない。鉄道が走れば環境が悪くなるかもしれないということに対しての対策ですね、災害と環境対策。

そして、3つ目なんです、先ほど見立ての話をされましたと思います。中間駅がどこにできるかっていうところがまだ確定してないのでという御説明だったんですけども、それも令和4年度私の御指摘の路線設計図というのを考えていただければいいんですね。中間駅ができるであろうところは、標高がプラス15メートルぐらいだと思います。恐らく、大津町が標高が、肥後大津駅が114メートルでありまして、高遊原ゴルフ場が大体180から190、そこに勾配をつけて登って行く限界もお示ししているので、こっから先は駅できませんよというエリアがあるんですよ。そして、中間駅でなければいけませんから、肥後大津駅の隣にできる用がないので、ある程度のエリア決まると思うんですね。2キロぐらいは。そこに都市計画をかけていくということが非常に重要だと思うんで、その見立てについてはですね、ちょっと深堀りできないか。もうこの辺なんだろうということが大体わかっているのであればですね、白川の北にできるのか、南にできるのか、住民が非常に気にしているところでもありますので、その3つ名言していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

防災の観点は議員御指摘のとおり、様々なやり方がございますので、そこはしっかりとより一層具現化できるように調査・研究、回数を上げていきたいと思っております。

また、地域のためになる施設というところで、一つは、もちろんショッピング等も含めて近場でいろんなことが済ませられる、病院も含めてできるというのは地域のためになると思っております。

ただ一方で、先ほどお話ししたような水の問題ですとか、交通量の問題ですとか、あるいは地域に知らない方が増えるコミュニティの問題ですとか、様々な課題は想定されますので、そこはしっかり住民の皆様とも今後、都市マスの課程でも住民説明会等開く想定をしておりますけども、そういったことで深めていきたいと思っております。

また、水の量に関しましては、一部地域では、浸透型の調整池をつくることで涵養量をできる限り減らさないような取り組みを行っております。ただ、それはまた費用等のお話もありますので、民間の開発に呼び込めるかも含めてしっかりと進めていきたいと思っております。

また、どの部分に駅ができるかというお話なんですけど、おっしゃるように、基本的にはもう行き違い施設をつくるのが大前提になってきますので、中間程度に通常はなります。ただ、ちょうど中間になりますと、いろんな開発の問題等もできます。そこはＪＲとも協議・検討はしっかりとしていく想定で考えておりますし、町のほうの仮設見立てとしてもある程度この辺りはなかろうかという予測は当然に立てながら進めているところであります。

また、場所に関しては、先ほど防災・災害のお話がありましたが、やはり水害等を想定しますれば北というほうが選ばれるんじゃないかというふうに私自身は推測をしているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○３番（時松智弘議員） 一応、今回、ずっと舌鋒を鋭くとまでは言いませんが、迫らせていただいているところではあります。気になるところがですね、町民の皆さんが大変気になっている。今、仮の話ですけどね、仮の話ですけど、白川の北側にできると、それこそ我々南部地域の人たち、一番南側にいらっしゃる方はどうなるんだみたいなことをおっしゃられています。そこに付加価値みたいなものを見出せる。先ほどの仙台空港アクセスの杜せきのしたと美田園駅のような関係がちゃんと出来上がるような都市計画づくりを期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。１１時１０分より再開します。

午前１１時０２分 休憩

△

午前１１時１０分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○９番（豊瀬和久議員） 皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただき大変にありがとうございます。また、インターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様も大変にありがとうございます。９番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は、町民の皆様の願いや期待、また、不安や怒りといった声を解決するための提案、質問をさせていただきますので、何

とぞよろしく願いいたします。

それでは、まず1問目の障がいのある子どもとない子どもが同じ教室で学ぶインクルーシブ教育についてお伺いをいたします。

2006年12月に国連総会で障害者権利条約や採択をされ、日本は2014年1月にこの条約に同意をしました。そして、その障害者権利条約に基づき、障がいのある人の人権や自由を守る取り組みの実施状況について、国連から日本が初めて審査をされ、障害者政策の改善を促す勧告が発表されました。勧告の中でも改善を強く要請すると強調されているのが補助資料1—1にある障がい児が学ぶための特別支援教育により普通教育に障がい児が加われない状態が長く続いていることで、障がい児を分離する特別支援教育の中止に向け、障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育に関する国の行動計画を策定するよう求められました。

既に海外では、健常児も障がい児も共に学ぶ環境が整備されており、インクルーシブ教育が当たり前となっています。

本町におきましても、障がい者基本計画等の見直しを行い、新たな計画を本年策定しました。その計画の基本理念は、人種、国籍、性別、障がいの有無等に関わらず、それぞれのあり方や個性を誰もが認め合い、誰も差別や排除をされない社会という考えのもと、誰もが認め合い、輝き、心触れ合う共生のまちづくりとされています。そして、その基本理念の実現に向けた基本方針の一つに障がい児支援の充実があり、補助資料1—2にあるような特別支援教育の充実についての主な取り組みとして、障がいのある児童生徒とない児童生徒が同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を推進するとされています。

その取り組みについて確認したいことが「取り組みの方向性にある主に知的に障がいのない子どもについて通常学級でも学べるようなインクルーシブ教育の実践に向けた環境の整備に取り組みます」とありますが、この取り組みの方向性は、知的に障がいのある子どもを差別しているのではないかとの声が聞かれました。実際に特別支援学級から通常学級へ転籍された方からお聞きした声ですが、学校からは通常学級への転籍は可能との説明を受けられましたが、実際には支援委員会で検討された結果、通常学級には変わらないと言われ、支援委員会でどのような検討がされて、なぜ通常学級に移動できないのかの検討内容の説明も言えないとのことだったそうです。この方は納得がいかず、学校に相談に行かれたそうですが、学校に行ったら、「教育委員会に行ってください」と言われ、教育委員会に行けば、「学校に」と言われたそうです。それでも粘り強く動かれて約6か月間ほどかかったそうですが、最終的には理由はよくわからないまま通常学級に転籍することができて、今では子どもが友達と接する中で多くのことを学び、別人のように成長されていく姿を実感されて、御両親は通常学級で学べてよかったと喜ばれていました。

ただ、言われていたことは、自分たちは積極的に動いて何度も学校や教育委員会と交渉をして通常学級に代わることができたが、ほとんどの場合が本人や保護者の気持ちや意思が尊重されず、中にはそのことが原因で不登校になる子どももいるということを指摘されていました。これは本人の意思を尊重するというよりも教育の側から見た本人の最善をアドバイスしてしまう傾向にあるから

ではないでしょうか。7月に本町で開催された人権同和教育推進大会の中で、「合理的配慮ってなあに」とのテーマで講演がありました。その中で、社会的障壁が意識化されず、合理的配慮が進まない一番の原因は分離教育にあり、障がいのある子どもとない子どもが共に暮らす経験の創出にあると言われ、同じ教室で学ぶインクルーシブ教育の重要性を指摘されていました。

そのような観点から2点お伺いをいたします。

1点目は、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育に対して、町長と教育長はどのように考えているのかをお伺いいたします。

2点目は、障がいのある子どもが特別支援教育か普通教育かを選ぶ際に、普通教育を選択しづらい雰囲気があるのでないでしょうか。1日も早くすべての子どもたちが希望する教育を受けられる環境を作り、本人の意思が尊重されるよう多様な選択肢を示すことが大切であると思いますが、どのように考えられているのかお伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員からのインクルーシブ教育について、行政の長としてどう考えるかの質問にお答えいたします。

行政の長としてインクルーシブ教育は、すべての子どもたちに平等な教育機会を提供するために不可欠であると考えております。

インクルーシブ教育は、すべての子どもたちが障がいの有無等に関わらずともに学ぶ教育です。この教育の理念は、すべての子どもたちが教育を受ける権利を持ち、多様性を尊重し合う共生社会を目指すことにあります。

この実現に向けたインクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えながら、その時点での教育的ニーズに最も的確に応えられる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することと、そのために、通常学級、通級による指導、特別支援学級などのように連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが重要とされております。

町としては、就学前から義務教育を経て、地域や社会につながる長いスパンの中で、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で何が子どもたちの今と未来にとって最良なのかを真ん中に置いた上で、子ども、学校、保護者や関係機関が、議員御指摘のように、しっかりとコミュニケーションをとりながら、柔軟で包摂的な教育環境を構築していく必要があると考えおり、今後もインクルーシブ教育の高い次元での実現に向けて環境の整備を含めて教育委員会とともに進めていきます。

学校の状況等を含めた詳細については、この後教育長がお答えをいたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。豊瀬議員からのインクルーシブ教育についての御質問にお答えいたします。

インクルーシブ教育は、すべての子どもたちが、障がいの有無等にかかわらず、共に学ぶことを

通して、将来における共生社会の形成を目的としています。

「障害者の権利に関する条約」では、そのような共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築が求められていますが、この障がいのある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みづくりにおきましては、障がいのある者が教育制度一般から排除されないことや、個人に必要な合理的配慮が提供されることが必要とされています。

先ほど町長からありましたように、インクルーシブ教育においては、それぞれの子どもにとって最適な教育環境を整備することを目指しているところです。

現在、小中学校では、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、学校施設のバリアフリー化、トイレの洋式化や備品の購入などのハード面の整備に加え、支援員の配置や教職員等の資質向上研修を行っています。

議員御質問における特別支援学級か通常学級かを選ぶ際に、「通常学級を選択しづらいのではありませんか。すべての子どもたちが希望する教育を受けられる環境をつくり、本人の意思が尊重されるよう多様な選択肢を示すべきではないか」という点につきましては、確かに、障がいのある子どもたちの進学や進級に際して、特別支援学級、あるいは通常学級かを選択する際に、保護者も含めてその判断に迷うことは少なくありません。

特別支援学級は、障がいや特別な教育的ニーズをもつ子どもたちに対してより個別的で専門的な支援を提供するために設けられた学級です。これらの学級では、通常の教育に加え、自立活動など、それぞれの学習上、または生活上の困難を改善・克服するための指導や障がいに応じた教育課程を個々に編成して取り組むことで、子どもたちが自分のペースで学びながら、精神的にも身体的にもより成長できるような環境を整えています。

また、特別支援学級に在籍していても、そのことで通常学級と分離されるわけではなく、一人一人の子どもさんの障がい等に応じて、通常学級との交流や共同学習も計画的に行われております。障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、共に学び、共に育つことは、共生社会の形成に向けて経験を広め社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を持つと考えています。

このようなことを踏まえながら、それぞれの子どもたちにとって、将来にわたる自立と社会参加に向けた学びの場をどうするのか、進学や進級における選択は簡単ではないと考えています。

各学校においては、学習や生活に困り感や難しさを抱えている子どもたちについて、様々な視点から原因を探るとともに、解決に向けた支援のあり方や環境整備について、専門的な機関とも連携し模索しながら取り組んでいるところです。教育委員会としましても、学校生活に困り感や難しさを抱えている子どもさん一人一人について、特性等を踏まえながら、より最適な学びの環境で教育を受けられるよう、保護者に対する支援のあり方や教育制度について、丁寧な説明や合意形成を図ることが重要であると考えています。

現在、学校だけではなく、町の福祉課、子育て支援課、就学前に関わる町内の幼稚園、保育園等、療育に関わる機関等、子どもたちや保護者に関わる機関と連携しながら特別支援学級や特別支援学

校等に対する理解を深めるとともに、進学や進級についての意見交換の場をもっています。子どもたちを取り巻く機関が子どもを真ん中に据え連携しながら、一人一人の子どもにとっての将来にわたる最適な育ちの場の提供につながるよう取り組んでいきたいと考えています。

インクルーシブ教育において、特別支援学級で行っている指導は、一見、相反するもののように見えるかもしれませんが、実際にはインクルーシブ教育システムの構築に向けて、補完的な役割を担っていると考えています。先にも述べましたが、インクルーシブ教育の理念のもとでは、全ての子どもたちがその障がいや特性に応じた最適な学びを得られるようにすることが重要です。ですから、特別支援学級における特別支援教育は、インクルーシブ教育システムの一部と捉えられ、特別なニーズをもつ子どもたちがよりよい学びの環境を得るための選択肢の一つだと考えています。

教育委員会としましては、インクルーシブ教育システムの構築に向け、今後とも特別支援教育の充実を図るとともに、子どもたちが授業に参加している充実感や達成感を覚える通常学級と特別支援学級との交流や共同学習等を充実させ、すべての子どもたちが当たり前のように互いの違いを受け入れ理解しながら学び合えるような教育環境づくりに向け、引き続き努力していきます。

なお、御指摘のありました大津町障害者基本計画の特別支援教育の充実の中における取り組みの方向性に記載の文言についてですが、文部科学省が示している知的障がい者については、現在、通級による指導の対象とはなっていないという通級による指導の制度的位置づけに基づき記載したものです。しかしながら、現状、知的障がいがあり、通常学級に在籍している児童生徒もおられるなど、現状とは違っておりますので、表現について福祉課部局と協議しているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 1点だけ再質問を行います。

今、金田町長と吉良教育長の答弁を聞いて、快く感じましたが、言われるように、一人一人状況が違いますので、簡単に解決をする問題ではないと思います。

そこで、本町には、インクルーシブ教育の実践や情報発信に熱心に取り組まれているともまなネットというグループで活動されている方々がいらっしゃいます。当事者の方もこのグループに入られています。このようなグループの方々と意見交換を行って、当事者の困りごとなどを一緒に考え、行動していくことが重要ではないかと思いますが、情報交換等することについていかがかと思いますが、お伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 豊瀬議員の再質問にお答えします。

町内には、子どもたちが通う様々な療育施設であったり、グループ団体等がございます。日頃より子どもたちへのサポートをしていただき、大変感謝を申し上げたいと思います。

今後、意見と情報交換の場や、収集方法については、福祉課や子育て支援課とも関係がございますので、連携し、どのような方法があるかを協議していきたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい。ぜひ一緒にインクルーシブ教育の実現に向けて前進をしていきたいと言っていたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2問目の公共施設へのフリーWi-Fiの環境の整備についてお伺いをいたします、

補助資料2-1にありますように、公共施設でのWi-Fiの設置状況としては、先日の台風のときに避難所だった施設で、9か所中2か所、クーリングセンターになった施設で8か所中5か所と少しずつ増えてはきていますが、まだまだ道半ばではないかと思います。公共施設は、災害時だけではなく、平常時には住民の皆様が会議や講演会等で使用されることも多いと思います。会議や講演会などではパソコンなどをインターネットに接続することもあると思いますので、公共施設にWi-Fi環境が整備されていればサービス向上にもつながるのではないのでしょうか。

また、災害が起きたときのために準備するのではなく、日常的に使っているものを災害時にも役立てるフェーズフリーという考えた方からも日常と災害が発生した場合の両方で役立てることができるWi-Fi環境の整備は有効な取り組みではないのでしょうか。

以上のような観点から、公共施設を利用する人の利便性の向上及び災害時の活用を目的としてWi-Fi環境を整備すべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の2問目、公共施設へのWi-Fi整備の環境整備についての質問にお答えいたします。

公共施設へのWi-Fi環境整備については、議員の御提案のとおり、平時と非常時の両面から導入の効果が期待されております。

まず、平時においてですが、それは利便性の向上であります。公共施設にWi-Fi環境を整備することは、施設利用者の利便性を大幅に向上させることが期待されます。現代社会において、インターネットへの接続は日常生活の一部ともなっており、公共施設を利用する市民や観光客にとっても重要なサービスと言えます。例えば、図書館や公民館での学習や調査活動、観光案内所での情報収集など、Wi-Fi環境が整備されていることで、利用者はより快適に施設を利用することができます。特に外国人観光客にとっては、異国の地の日本で必要な情報を調べることができるWi-Fi環境は非常に重要なサービスとなります。

さらに、Wi-Fi環境の整備は、デジタルデバイドの解消にも寄与することが見込まれます。家庭にインターネット環境が整っていない人にとっては、公共施設でのWi-Fi環境は重要なインフラとなります。これにより、情報格差を縮小し、地域全体の情報リテラシー向上も見込まれます。

また、地域コミュニティの活性化においては、公共施設でのイベントや講座などでWi-Fiを活用することで、地域住民の交流や学びの場が広がると思われます。これにより、地域コミュニティの活性化促進も見込まれます。

2つ目は、議員御指摘ありましたとおり、災害時の活用です。Wi-Fi環境は、災害時にも非常に有効となります。地震や台風などの自然災害が発生した際、電話回線が混雑して利用できない

場合がありますが、W i - F i 環境を整備しインターネットアクセスを提供することで、必要な情報を迅速に取得することが可能となります。特に避難所となる公共施設にW i - F i 環境が整備されていることで、避難者は、最新の情報をインターネットから得られるとともに、家族や友人との連絡を取ることができ、通信容量の制限を気にすることなく、より安心感を得られる避難所運営に繋がります。

また、自治体としても、災害時に重要な情報を町のホームページや公式S N Sなどで迅速に情報発信するとともに、避難所にW i - F i 環境を整備することでインターネットへのアクセス手段の提供を行い、町が発信した情報への到達手段の提供を行うことができるようになり、避難指示や支援物資の配布情報などをよりリアルタイムで提供することで、住民の皆様の不安などを最小限に抑えることも見込まれます。

以上も踏まえまして、現在の町のフリーW i - F i の整備状況ですが、これまでに、県の「くまもとフリーW i - F i 」を整備している、ビジターセンター及びまちづくり交流センターをはじめ、総合体育館、役場庁舎、人権啓発福祉センターに整備をしております。

また、平成28年熊本地震後に策定した、復興まちづくり計画の中でも、指定避難所の機能強化として、W i - F i 環境の整備をうたっております。

このように、導入するにあたっては、多くのメリットが見込まれますが、W i - F i 環境の整備には、初期整備費用や運用コストがかかること、またセキュリティ対策も重要となってきますので、各公共施設での整備の位置づけや、不正アクセスや情報漏洩のリスクのための適切なセキュリティ対策を行い、導入整備の検討を行っていきます。

今後の整備については、町の指定避難所の中でも平時から利用者数が多い施設を中心に、整備を進めていく考えです。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） はい、よろしくお願いします。

次に、3 問目の町営あけぼの団地の自治会問題についてお伺いをいたします。

私も約30年ほど前にあけぼの団地にお世話になっていたことがありますが、町営住宅の生活環境も時代の流れとともに大きく変わり、自治会が抱える問題も多様化・複雑化しています。住みよい環境をつくり、住民に快適な共同生活を営んでいただくためには、町が主体的に自治会の問題を解決するために動くべきではないでしょうか。

愛知県では、自治会町内会の運営に携わる方々に役立てていただくことを目的に、県営住宅自治会活動の手引きというものを作成されており、今、課題となっている自治会役員の選出や自治会の経理に関すること、集会所の運営などが詳しく記載されています。

あけぼの団地で課題となっている自治会役員の選出については、「立候補や推薦、首長の中から選出し、総会で投票により決定します」と記載されています。自治会の経理については、「会計年度が終了したときには、直ちに決算を行い、役員会及び総会に報告しましょう」とあります。集会所の運営に関しては、「入居者そのものの親睦及び入居者全体の福祉増進を図るための諸行事に使

用される共同施設として集会所が設置されています」とあり、集会所を管理・運営するための運営要綱や細かい運営についても運営細則まで定めてあり、「これらを参考に適正なものを作成してください」と記載されています。

今回の一般質問では、同僚議員が自治会町内会の個人情報保護取扱いについての質問をされますが、個人情報の取扱いについても詳しく記載されています。

冒頭にも述べましたが、現在は自治会が抱える問題も多様化・複雑化していますので、町として自治会や町内会をサポートしていくということからもこのような自治会活動の手引きが必要ではないでしょうか。

しかし、現在、本町には自治会活動の手引きというようなものがないので、住民から自治会についての相談や苦情が寄せられたときには、しっかりと話を聞いて、指導や助言を行い、様々な問題を解決に導いていかなければならないと思うのですが、実際にはそうはなっていないようです。

6月19日にあけぼの団地活性化委員会名であけぼの団地の住民72名の署名が添えられた嘆願書が提出されています。その嘆願書の具体的な内容と要望の主だったものを原文のまま紹介をさせていただきます。

1点目は、駐車場のことについてですが、「駐車場は1戸に1台のスペースですが、相当の駐車場が空き状態になっています。しかし、空きスペースには停めることができません。駐車場契約が作られ、フリーの来客も停めることは禁止です。身内も登録されていないとたちまち駐車禁止ステッカーを貼られます。また、必要なら役場、肥後銀行の駐車場に止めてくださいとのことで、異常ではないでしょうか。各棟数台の予備駐車場を作るべきではないでしょうか」とあります。

要望としては、住民の意見を聞き、規約の改定を実施することと、空き駐車場の利用方法も考慮することとなっています。

次に、集会所の利用の件です。「集会所の利用は、住民が申請しても無視され、貸してもらえません。本来の集会所は、住民がいつでも利用できるものです。当たり前のことですが、これも異常です」とあります。

要望としては、集会所の使用申請があったときは、速やかに許可することと、利用者の意見を聞き、規約の改定を実施することとなっています。

補助資料3-1を御覧ください。

集会所和室の個人使用についても記載があります。「集会所を区長部屋として許可されたのか知りませんが、現在は個人的に部屋を利用して、昼夜過ごしている。クーラーも使い放題、その結果、電気料は異常に高く、おまけに使用料金は自治会費から出ています。部屋には鍵が取り付けられて他人は出入禁止です。内側は目張りされており、不信感の塊です。要望として、和室をすべて明け渡すこと。窓は解放のこと、鍵は撤去のこと」とあります。

この嘆願書を提出した際には、役場も自治会との中に入り、解決の方向を探していくとのことでしたが、いまだに何の進展もありません。あけぼの団地の方々は、役場がプレハブの仮設庁舎のと

きから相談に行っているそうですが、全く改善されないなのでこの嘆願書を提出することになったそうです。

このような嘆願書が提出されたにも関わらず、それでも役場は動かしません。役場はあけぼの団地の住民から信頼を失っています。なぜ住民が困って助けを求めているのに状況を確認するなどして真摯に対応しないのでしょうか。

そのような観点から6点伺いいたします。

まず1点目は、あけぼの団地の自治会役員の選任のあり方についてですが、現在は、総会で承認をするような仕組みになっていません。会計監査報告についても、総会での報告がなされていません。総会が開かれていませんので、自治会役員の選任や運営状況に対する質問や意見を言う場がないわけではなく、議決権も行使できず、役員の選任や決算報告は住民に承認をされていません。

町営住宅であるあけぼの団地のこのような自治会運営について、町はどのように考えているのか伺いいたします。

また、駐車場の困りごとについて、介護事業者などが短時間駐車しただけでも大声で注意をされたり、駐禁ステッカーを貼られるなどして駐車できない。親子兄弟が来ても短時間も駐車することができない。子ども、友人があけぼの団地に会いに行かないと言われているそうです。

私も実際にこのような声を何人からもお聞きしました。

このような状況にあるにも関わらず、先日の本会議での駐車場管理に対する質疑に対して、役場の考えは現在のような管理体制にしたら違反駐車が減ってよかったというような答弁をされましたが、駐車場を管理する一番の目的は、違反駐車を減らすことではなくて、あけぼの団地に暮らす方々が安全に気持ちよく駐車場を利用できる状態にすることが目的ではないのでしょうか。

幾ら駐車不安が減ったとしても、住民の不安や必要な介護サービスや家族や友人もこられないような団地になったら、本末転倒ではないのでしょうか。このような問題についても、最前線で住民と接している役場の通いの場の担当者は把握されており、以前より問題点を報告されているとおもいますが、その報告についても何ら対応されていません。

役場の駐車場管理の考えは、あけぼの団地住民の感覚と大きなずれがあると思いますが、どのように考えられているのか伺いをいたします。

次に、集会所の活用状況についてですが、現在、あけぼの区の通いの場は、室公民館分館で開催をされています。室公民館分館まで送り迎えをして、会場の使用料も支払われています。団地の近くに2つも集会所があるにも関わらず、集会所が通いの場として使用できないという報告書が、以前から通いの場の担当者より提出されていると思いますが、このことについても何の改善策もなされていません。どういうことでしょうか。

本会議での集会所の貸出しに関する質疑に対しても、貸し出しをしているとのことでしたが、実際には大集会所も第2集会所も住民が気持ちよく貸出して、使える状態にはありません。集会所は、多くの住民の皆様が使用する施設ですので、明るく、生活な状態で気持ちよく使用できるような状態にしておかなければいけないのではないのでしょうか。

あけぼの団地の集会所は、現在、明るく清潔な状況で管理運営されていると思われますか。

役場の管理体制についても、住民に不満や不信を持たれています。嘆願書にもあったように、A集会所の利用は住民が申請しても無視され貸してもらえませんという声を、何回も役場に行っても住民の声を無視しているようです。

このような対応をしているのはなぜか理由をお伺いします。

次に、団地清掃活動に関する罰金金額のあり方についてですが、清掃活動に出なかった場合の5千円の罰金金額は、常識的に考えて妥当な金額だと思われるかどうかお伺いいたします。

最後に、屋外の避難予定場所にプレハブの現場事務所を建てた経緯が団地住民に全く伝わっておらず、防災上の不安と不信の声が出ています。建てた経緯をどのような方法で住民に周知し、もし災害が起こって避難が必要なきにはどのような対応をするのかという話を住民にされたのかの6点についてお伺いをいたします。

あけぼの団地には行きたくない、あけぼの団地には住みたくないという声が町民の間で広がっています。一日も早くあけぼの団地が安心して暮らせる住まいのセーフティネットとなるように住民の声を真摯に受け止めていただき、改善策を講じるべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の3点目の質問にお答えいたします。

あけぼの団地の自治会問題についてでございます。

議員御承知のとおり、自治会とは、町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、区域の住民相互の連絡、環境美化、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としております。

自治組織は、一般的に「地域のことを地域自らが決め、それを実行するための組織」となりますので、あるべき関係性としては、町がその組織運営等に直接的な関与や指導等はできません。これが前提になります。しかしながら、議員が御指摘のあけぼの団地については、他の自治組織と少し異なり、所属する方が皆、町営住宅入居者でもあります。その点も踏まえて、自治組織に対する町の適切な立場や権限、できることと難しいこと、やってはならないことを、判断を迷う際には顧問弁護士とも相談・協議をした上で精査し、速やかに事実確認と必要な対応をするように指示し、動いてもらっています。

詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。豊瀬議員の御質問に対してお答えいたします。

担当課があけぼの団地内にある2つの組織、あけぼの団地活性化委員会と自治会からそれぞれヒアリングをした結果を踏まえまして、御説明させていただきます。

まず、1つ目、自治会役員の選任のあり方については、昭和60年から施行のあけぼの自治会規

約の中、役員は総会において会員により推薦された人により選出するといった規定に従い、当初からの方法である総会で役員を決めているというふうに聞いております。

ただ、自治会規約上、総会は、棟長及び企画運営委員の過半数の出席という、限られた方による出席で成立することになっているので、その辺りをもう少し見直しした方が良いのではないかといい、自治会役員に対して助言をしているところでございます。

2つ目の自治会会計監査報告のあり方について、担当課のヒアリングによりますと、本人の都合に合わせて集会所に来てもらい、きちんと説明し、確認をしてもらい押印をいただいているとのことで、総会の中でも会計報告をしているというふうに聞いております。

町長が冒頭で申しました観点からは、自治組織内の監査に対して、これ以上直接的に関与するのは難しい状況だと考えております。

3つ目の駐車場の困りごとについてヒアリングしたところ、毎月開催している駐車場管理組合の役員会の中でもこれまで協議した結果、令和6年5月以降、各棟前の駐車場の区画割り当てを固定からフリーに変更したそうです。これに伴いまして、議員御懸念の介護事業者に対しては、9月中に包括支援センターから各事業者へ、あけぼの団地を訪問する際の駐車場運用方法等をお知らせする予定と聞いております。もうすでにお知らせをしてあるんじゃないかなというふうに思っております。

これにより、介護事業者が訪問する際の不具合がある程度改善されると見込んでおります。また、現在作成中のあけぼの団地の個別計画の中で駐車場の配置についても検討を重ねているところでございます。

4つ目の集会所の活用状況について、自治会側に、通いの場の開催に集会所を使用させない理由をヒアリングしたところ、現在も第2集会所は閉鎖しておらず、令和4年度には子ども会の活動に使用したり、あけぼの団地関係の工事があった場合は業者の休憩所に貸し出しを行っているとのこと。停めてはいけない場所に車を停めるなどして使用ルールを守らなかった方たちとのトラブルは絶えなかったため、ルールを守れない団体には貸せないといったことがあったというふうには聞いております。現在も電気や水道は使用することができ、申請があれば貸し出しするとのことでした。しかしながら、集会所の中に子ども会の荷物や集会所で不要になったものなどが置いてあるのを確認しましたので、改善をするように指示を出しているところでございます。

公営住宅法第27条第1項では、公営住宅の入居者は、集会所を含む共同施設について必要な注意を払い、正常な状態を維持しなければならないとあり、あけぼの団地の集会所の利用方法を皆様がお互いに話し合いながら決めていく必要があると思っております。現状、役場が介入することは難しいですが、双方がしっかり話し合いをして、関係修復を図る必要があると思っております。

ただ、議員御指摘の集会所の活用状況のうち、第一集会所の和室につきましては、これまで区長が住民との面談等を区長の自宅で行っていたが、現区長が就任された際、女性区長ということもあり、区長宅ではない場所に事務所を置きたいとの相談を受け、現在の和室を事務所として使用を認めた経緯があるというふうに聞いております。室内を確認した際、適切ではない使用状況が見受け

られましたので、これにつきましても改善の指導を行っているところでございます。

5つ目の、5千円の罰金について、自治会にヒアリングしたところ、自治会の規約上、出不足金として設定をしており、その理由は出不足金を徴収することではなく、清掃作業後の話し合いが大切で、それに参加して欲しいため、どのようにすれば皆が参加するか、令和4年度頃から役員間で協議、棟長等に告知を始めて、令和6年5月から導入したとのことでした。

5千円の出不足金は、自治会ではなく各棟の収入と設定したそうです。当日、体調不良や急用等で清掃活動に出席できないときでも、翌週の事後清掃など救済手段を設けているため、これまで実際に支払った方はないというふうに聞いております。

金額の設定については、各棟から「清掃活動に参加しない」「出不足金を払わない」といった相談を受け、当初は3千円に設定すると出不足金を払ってでも欠席する人が出る可能性を考慮して、高めの設定をしたそうです。実際、これまで欠席していた人が5月以降、清掃と話し合いに参加するようになった事例もあるそうです。

自治組織である自治会が、自治会として決めた金額でありますので、町としての金額の妥当性を述べることは出来ません。

これまでの答弁内容は、あけぼの団地内の2つの組織から担当課がヒアリングした結果でございます。本日答弁した内容の中で御懸念の項目がある場合は、双方で改めて話し合いが必要かと思っておりますので、町としての意見を述べることはできませんが、担当課において日程調整等を行わさせていただきますというふうに考えております。

なお、6つ目の屋外避難予定場所に現場事務所が建っている件の経緯につきましては、今年度、あけぼの団地で大きな工事を2つ予定しており、現場事務所の設置場所について自治会及び業者と協議する中で、大規模改修の現場事務所をあけぼの団地中心にある広場に決めたところです。この広場は、自治会で考えた避難計画の中で、有事の際の一次避難場所としている場所でありましたので、質問内容のような御指摘を受け、業者とも確認、現在広場の約5分の1を占有しているが、残り5分の4はスペースがあるため、有事のときは通常どおり広場に避難していただいて問題ない旨を住民に周知する予定でございます。

いずれにせよ、自治会の問題、駐車場や集会所の問題は、町として介入出来ること・出来ないことがありますので、当然できる部分については真摯に対応しながら、自治会と活性化委員会が話し合うきっかけづくりに努めていければというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問をさせていただきます。

1つは、様々な決め事とですね。さっき罰金が5千円にしたとか、駐車場のこともそうです。集会所のこともそうです。役員の選任のこともそうですけども、総会があっているのかないのかよくわかりませんが、そういう自治会役員を選任したり、自治会の運営状況に対して住民の方がその自治会役員に対してですね、その執行部に対して質問や意見を言う場がないということがそもそも問題だと思います。そして、例えば、5千円にするというのは、総会とかそういうところ

で決めるべきだと思いますし、それが駄目ということであれば、議決権であったり、承認しないということで正常になると思うんですけども、そういう議決権とか承認をするか、しないかとか、そういう機会が全くないということ自体が今の住民の皆様が困られている原因だと思います、一つは。全くその話し合いの場が、話し合いというか、嫌なら嫌とか、良いなら良いとかって言って承認したり、否決したりする場がないということですね、一つは。それについて役場としてはそのままの状態だったらずっと解決しないですよ、この問題は。そのことについてどうなのかというのが1点と。

集会所はですね、ちょっとこの写真にもありますように、これが通常皆さんが気持ちよく使える状態にあるのかどうかですね、明るくて清潔な状態で気持ちよく使用できるような状況に常にして、そしたら貸し出しができるというのが当たり前の話だと思いますけども、第2集会所にしても、もう何年も使ってませんので、相当かび臭いような臭いがしてますし、借りたくなるような場所じゃないというのはわかって言われているのかどうか。その現場、どういう状況に今集会所があるのかっていうのを、集会所はどこの管理、町の持ち物じゃないかだと思いますけども、よくそういうことが地元の住民の方に対して言えるなと思いますけども、集会所も気持ちよく使える状態に今あるのかどうかお伺いしたいと思います。

それと3点目は、さっきから何回も言われてますけども、自治会は町営住宅で暮らす住民の皆さんが安心して住みよい共同生活を営むために自主的に運営している自治組織で、任意の団体ということで役場も関与できないということですけども、であるならばですね、加入の義務もないと思いますけども、いろんな問題があってあげばの団地の自治会の方も、もうそういう問題があるならば自治会を、本当は入ってきたいけれども、もうこういうトラブルがあって嫌な思いをするのであれば、自治会に入りたくないという方もいらっしゃると思いますけども、加入の義務がないということで、退会する権利もあると思うんですけども、そして、それで住民の方が退会をしたいということで言われたら、これはいつもどこでもある話だと思うんですけども、自治会に入らなければごみ出しをさせないとか、そういうことを言われたと言われてますけども、自治会に入っていないとごみ出しができないということが、何か関係性があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

今言った、総会のあり方と集会所のことと、自治会に入っていないと、当然任意の団体ですから、入らなくてもいいと思うんですけども、退会をすることができるのかということと、退会をした場合にごみ出しができないってことがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

確かに、会議の場につきましてはですね、こちらのほうとそういう場を設けることは可能ですので、今後もそういうきっかけづくりは努めていければというふうに思っているところでございます。

第2集会所の件につきましては、担当のほうからも確認しておりますので、今改善命令をしているところでございます。改善命令をして、きれいに、誰でも使えるような状態にして貸し出しをす

るように指導しているところでございます。

それと自治会の退居につきましては、自治会規約の中であるのではないかと思います。

それとごみステーションにつきましては、あくまで役場がごみステーションをつくっておりますので、ごみは出すことは可能だというふうに考えています。ただ、管理とかをですね、自治会でやられてますので、その辺は自治会との協議とか、そういうのは必要じゃないかなというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えします。

一部部長答弁と重なるところがあるかもしれませんが、自治会のあり方ですけども、御指摘のように、一般論としてはしっかりと自治会の中で総会を開きまして、その中でももちろん様々な個別の事情については賛否あるかと思いますが、しっかりと議論して決めていくことが必要だと思っております。あけぼの団地に限らず、大津町は様々な自治会組織ございますけども、その中でももちろん町内関わらず、出不足金を取っているケースですとか、様々なケースがあると思います。ただ、そこ自体にはあくまでも住民自治の権利というか、ございますので、町のほうからそれをなくせというような指導はできないという状況ございますが、先ほど部長からありましたとおり、しっかりと場が作れるようにですね、役場も助言というか、そういったことも含めてしっかりやっていきたいと思っております。

また、集会所等の件につきましては、当初の段階、当初の答弁で説明しましたけども、面談の場所、面接の場所というところで、以前役場から許可をして、話し合った上で進めたというふうに聞いておりますが、当初、役員の方々が想定した状況、あるいは役場が想定した状況と少し異なったような状況もあります。そこは現在、しっかりと指導をしているところでございますので、全体を含めてよりよい環境になるよう進めていきたいと、そのように思っております。

また、自治会組織に関しましては、おっしゃるように加入の義務はございませんが、加入しないことになると、地域の環境整備ですとか、あるいは駐車場とかルール決めますとか様々な課題も懸念されますので、そこもしっかりと皆さんが気持ちよく自治会に加入して、その中で住民自治が進むように町としてもしっかりと関わっていききたいと、そういうふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい、しっかりと町として関わっていただいて、解決する方向に行くようによろしくをお願いします。

次に、4問目の町民ニーズに応じた公共交通の見直しが必要ではないかということで、乗合タクシーの運行エリアと乗降エリアの拡大についてお伺いします。

交通弱者と言われる方が快適に利用できる交通バリアフリー社会を実現させることが住みよい大津町をつくることに必ずつながると思います。時代変化に対応したまちづくりを公共交通から始めるべきではないでしょうか。金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の4問目、乗合タクシーの運行エリアと乗降エリアを拡大すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

本町の公共交通は、町民の日常生活に必要な移動手段として、ニーズに合わせた公共交通サービスの提供に取り組んできました。しかし、自家用車を中心とした暮らしの浸透等により、公共交通の利用者は減少をしております。

利便性の高い公共交通サービスを維持・提供していくためには、利用者のニーズに合わせ、運行の効率化、持続性を向上させることが重要です。

そのような中で、昨年10月から町中心部でのアクセス性改善のために、大津まちなかバスの実証運行を行ってきました。実証運行前後の同路線のバス利用者を比較しますと、約2割の増加が見られ、まちなかの利便性の向上に寄与していると考えております。また、住民説明会やバス・乗合タクシー利用者への聞き取り調査、WEBアンケートを実施し、町民ニーズの把握にも努めております。

実証運行開始から1年になりますが、来月10月からさらに1年間、大津まちなかバスの実証運行を継続し、町民ニーズの高い平日9時台や16時台のバスの増便、美咲野地区ルートの新設によりさらにアクセス性の向上を図りたいと考えております。

また、乗合タクシーにつきましても、10月から町中心部の乗降エリアについて、熊本セントラル病院に隣接する病院を新たに追加し、利便性の向上を図ります。

豊瀬議員が御提案される乗合タクシーの運行エリアや乗降エリアの拡大は、それまでなかったサービスが生まれるわけですから、当然に町民の皆様の利便性や満足度の向上に繋がることは認識しております。

しかしながら、エリア拡大におきましては、公共交通ネットワークの持続性という観点から、公共交通事業者や国・県などと十分に協議しながら慎重に進める必要があります。例えば、今現在は産交バスの路線維持費用として毎年約5千万円を町が赤字補填として拠出しております。これはバス利用者は少ないものの、現在利用されている方々の生活維持として必要不可欠であるとの考えからです。

すべてを乗合タクシーに転換させてはどうかとの御意見もありますが、このバスは大津町内だけを走っているわけではありませんし、バスで町外へ移動される方もおられますので、町の一存や乗合タクシーへの転換を理由にして単に廃止することは難しい状況です。こうした中で、当初の乗合タクシーは費用対効果も踏まえた既存のバス路線廃止の際の生活路線維持として開始をされております。

こうした背景・状況もある中で、乗合タクシーの範囲を拡大しますと、確かに利用される方の利便性は高まりますが、一方でバス利用者の一部がタクシー利用へ転換することによって、バス会社への赤字補填が拡大するとともに、乗合タクシーに対する補助も合わせて拡大することになり、その負担はすべて住民の皆様からの税金で補うことになり、何らの住民サービスへ影響が出てきます。

よって、既存のバス路線の再編や綿密な需要予測、的確な運行ルートの検討、十分な運行体制の

確保、総合的な費用対効果などを十分に精査する必要があります。

御説明したとおり、まちなかバスの開始によってバス利用者は増加傾向にあり、今後実証実験結果も踏まえた新たな取り組みも行うところです。また、今後外国人を含めて移住者が増える中では、バスの需要自体も高まるのではないかと予測もしておりますし、一方では、人口動態や各地域の年齢構成等が変わる中では、バス、乗合タクシーそれぞれの政策有効度ももちろん変わってくると考えています。

そうした動向も注視・分析しつつ、今後もまちなかバスの実証運行を行いながら、町民の皆様や様々な方面からの意見を聴取し、乗合タクシーのエリア拡大も含め、将来を見据えた持続可能な公共交通のあり方を協議・検討していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） 次に、5 問目の水道未普及地域の解消についてお伺いをいたします。

町内に水道未普及地域があり、最近ではT SMCの進出によって地下水が枯渇するんじゃないかと心配をされています。このような不安を抱えて生活されている方々へ安心感を与えていくためにも、町の役割ではないでしょうか。町民が1人も切り捨てられることがないように1日も早く水道未普及地域への対策を考えていただきたいと思います。金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の5 問目、水道未普及地域の解消についてお答えをいたします。

大津町内の上水道は、真木地区の一部に簡易水道組合があるものの、町内ほぼ全域を大津菊陽水道企業団によって供給されており、水道の普及率は熊本県平均の89.5%を大きく超え、99.4%に達しております。しかし、上水道の供給を受けずに自らで井戸を掘るなどして生活用水を確保されている方も一定数おられることを町も認識しております。

水道の供給を受けられる区域である給水区域は、大津菊陽水道企業団が土地利用や人口配置など地域の実情により合理的、かつ水道の持つ社会的役割の重要性を考慮した視点からその範囲を定め、熊本県知事等の許可を得て決定され、区域の変更にも知事の許可が必要となっております。

また、水道企業団が敷設した配水管から分岐して給水管を新たに設置するには、大津菊陽水道企業団条例に基づき、企業長にその承認を受け、その工事に係る費用は給水管を新設する者が負担することになっています。

町では基本的に水道整備に対する支援は行っておりませんが、国からの要請もあって簡易水道事業者に対しては支援してきた経緯があります。事業規模の小さい簡易水道は経営基盤が脆弱なため、水道の安定供給や水質、価格などのサービス水準の維持向上等を図る観点から、水道企業団との統合を前提に、統合に必要な設備の整備に対して行ったものです。

また、町内の土地利用については、町の中心部である拠点エリアと各地域のコミュニティが共存するネットワーク型のコンパクトシティーの形成を町は目指しています。住宅をはじめ商業施設や医療機関などの施設を集積することで住民の利便性を向上させるとともに、道路や上下水道などのインフラの整備費、または維持管理・更新費などの低減を図ることができます。町においても現在、

公共下水道の整備区域等を設定していますが、新たにできた住宅に後追いで行政がすべてのインフラを整備することは、広く住民の皆様からいただいた税金を使うことを踏まえると慎重に対応する必要があると考えています。また、水道企業団が整備する場合においても、その整備費及び維持管理費が既存の水道加入者の水道料金に影響することになります。

その上で、議員がおっしゃられている水道水未普及地域については、現在、水道企業団の給水区域外となっていますので、まずは給水区域への編入が必要になります。給水区域へ編入するためには受益者負担で水道管などの給水装置を整備する必要がありますが、当該地域はJ A S Mの進出により住宅や事業所などの開発が急速に進んでいますので、規模が大きい開発によって給水区域に編入される可能性もあると伺っています。

また、井戸水の枯渇に対する不安に対しましては、熊本県をはじめ、くまもと地下水財団とその構成市町村及び関係団体と協力して、地下水涵養事業を積極的に推進しています。

水道事業の公益性を考えれば、可能な限り住民の皆様が等しく水道による給水サービスが受けられるよう未普及地域を解消していくことは必要なことでありますが、水道料金という水道加入者全体に係る負担との均衡を図ることも重要でありますので、給水事業を実施している水道企業団とも連携して、未給水区域を解消するための合理的・効率的な施策の調査、研究も行っていきます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 最後の軟骨伝導イヤホンを、老眼鏡と同じように窓口に設置すべきではないかということについて伺います。

補助資料6—1にありますような軟骨伝導イヤホンを合理的配慮の一環として老眼鏡を置くような感じで窓口に設置してはいかがかと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の6点目、聞こえにくい方への窓口サービスの向上についてお答えいたします。

窓口対応におきましては、障がいのある方や高齢者等、耳が聞こえづらい方には、大きめの声でゆっくりわかりやすく説明したり、場合によっては筆談をしたりするなど丁寧な対応に努めています。

しかし、コロナ禍以降、窓口には感染症対策のための飛沫感染防止アクリル板を設置しており、職員はマスクを着用して対応しているため、以前より会話が聞こえづらい環境にあります。

そうした中、議員御提案の軟骨伝導イヤホンは、有効な取り組みの一つであると考えております。

また、県内を調査しましたところ、本年度から、八代市が2台、宇土市が1台の軟骨伝導イヤホンを市民課等に試験的に設置して、住民の方からも使用は現状はそこまで多くないものの、使った方からは好評だというふうに伺っております。

そこで、町としましては、耳が聞こえづらい方を含め、来庁者が窓口で安心して手続きや相談等ができる環境を整え、行政サービスの向上を図っていくことが重要と考えておりますので、御提案の軟骨伝導イヤホンの設置につきましては、円滑な窓口サービスの提供に向けて、すでに導入して

いる市町村の管理や運用方法を参考にしながら、導入を進めていきたいと考えております。

○9番（豊瀬和久議員） 一般質問終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時10分より再開します。

午後0時11分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号2番、田代元気です。

約3年半前にオークスプラザの仮議場で初めて一般質問を行いまして、今回で14回目となりました。これまで多くの町民の方々、先輩、同僚議員の皆様、そして町長はじめ職員の皆様に御指導・御協力いただき、微力ながら自分なりに精一杯議員活動に取り組んでまいりました。これまで関わっていただいたすべての皆様にこの場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

今任期中に開催される定例会も今回と次の12月議会を残すのみとなります。残された任期も町の課題にしっかり向き合い、職責を果たしていきたいと思います。

そして、オリンピックの話をしようと思ったんですけど、朝の段階で同僚議員と町長、部長からありましたんで、本日からですね、大分県で社会人野球の日本選手権の予選が始まります。我が大津町のホンダ熊本におかれましては、都市対抗の悔しさをぜひとも晴らしていただき、本戦への出場はもちろんですが、昨年あと一歩だった悲願の初優勝を成し遂げていただきたいと思います。

なお、今日から始まっていますが、ホンダ熊本の初戦は明日、開催地であります新日鉄大分と対戦しますので、ぜひ応援のほうをよろしくお願いします。

また、日本製鉄大分には、大津町出身の与座選手も在籍しておりますので、併せて応援していただければと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。今回は、3つのことについて質問いたしますが、まず初めに、工業団地整備について質問いたします。

前回も工業団地整備については質問いたしましたが、前回の一般質問後に熊日新聞に報道されたことで多くの方から問い合わせや意見を伺いました。

そのことを踏まえまして質問を行います。まず、杉水に計画中の工業団地整備の進捗状況について、前回の町長の答弁で「用地買収について8割の方から内諾を得ている旨の答弁がありました。しかし、2割の方からは代替地の確保が難航しており、承諾をいただけていない」との答弁がありました。前回の質問から3か月が経過した現在、代替地の確保の状況も含め、どのように進んでいるのか質問いたします。

また、すでに内諾いただいている8割の地権者の方について、近隣の土地での地価の高騰で現在の買い取り価格の見直しについてもたくさん要望をいただいております。再度の不動産鑑定を行うことについても、前回の答弁では、「担当部局のほうで検証・検討を行っている」と答弁がありま

したが、その検証・検討はどう進んでいるのか説明を求めたいと思います。

次に、予定地周辺の交通安全対策について、工業団地整備と併せて周辺道路の拡幅や歩道の確保を一体的に進めるとの答弁がありました。その後、関係箇所を見てみますと、やはり車の往来は以前にもまして多く、大型車の通行も朝夕の時間以外にも多く通行している状況でありました。何度とも言いますが、ここは近くには小学校もあります。また、大津北中や町内の高校に自転車で通学する生徒の多くが利用する道路でもあります。

また、既存の集落を抜け道として利用する方も多く、特に朝の時間は大変危険であるとの意見も伺った次第であります。

そこで、お伺いしますが、前回の答弁であった先行してやれる事業や周辺道路の拡張や歩道の確保について、どのように進め、周辺地域の安全対策を行っていくのか具体的なことを質問したいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の1点目の質問にお答えをいたします。

新たな工業団地整備については、6月議会の一般質問において、議員からも令和9年度分譲開始の計画について御心配をいただいておりますが、進捗状況としては、現在も継続して、残りの未内諾者に対し交渉を行っているところであります。承諾に至っていない主な理由としては、工業団地予定地内で農業経営等を行っていらっしゃる方に代替地の御要望をいただいておりますが、現在、杉水区域内及び近隣地域における代替地となる場所での選定が非常に難しい状況になっております。

これまでも、熊本県や町農業委員会とも協力しながら遊休地や耕作放棄地を含め、代替農地を提供していただける方からの農地情報を地権者の方へ御紹介するなど努めてきましたが、その場所に行くまでの距離や代替地の購入費用、土壌の質、日照条件の課題などの理由から、これまでと同等以上の農地の確保には至らず、承諾いただくまでには至っていない状況です。

そのため、現在は、代替地の確保が困難な分を別の代替策で対応できないか、地権者の方と協議を行っているところであります。

用地価格については、前回、議員からも御指摘いただきましたが、不動産鑑定を実施してから一定の期間が経過し、近隣の地価も上昇している状況ですので、不動産鑑定の時点修正を行い、今後、地権者の方々には提示していきたいと考えております。

また、地権者の方々からは、周辺の生活環境への配慮や営農継続のための御要望もいただいておりますので、工業団地整備と併せて、農業経営安定化を図るための施策についても、現在、国や県と協議を行いながら、対策案について検討を進めています。工業と農業が共存していく上では、農業施策の充実は不可欠と認識していますので、こちらも農家の皆様の御意見を伺いながら、早急に取り組んでいるところです。

その上で、工業団地整備スケジュールについて、現時点では大幅なスケジュールの遅れとはなっておりませんが、JAS M第2工場の造成工事も始まり、関連企業の進出や相談も増々増加しており、企業からのニーズは整備を決定した時期よりもさらに一層高まっていると感じております。

また、以前からの課題であった、道路や排水問題を一体的に改善するための国の社会資本整備総合交付金を活用するための期限もありますので、未内諾者の方々には、一定の時期を目途として御承諾いただけるよう、現在、協議を進めているところです。

そういった中、既に御承諾いただいた方や周辺地域の住民の方々には、なかなか進捗状況の御報告ができず、御心配をおかけしていることも承知をしております。

御承諾をいただいた地権者のうち、工業団地予定地内にある木々等がある方については、現在、補償費算定のための調査を進めながらコミュニケーションを取らせていただいておりますが、それ以外の方については、定期的なフォローまでは行き届いていないのが実情でございます。

今後、用地価格の変更やスケジュールの周知、用地取得に向けた売買契約の手続きなど、地権者の方々には御協力いただかなくてはなりませんので、地権者説明会の開催や個別訪問の中で丁寧に説明を行いながら、用地取得に向けて進めていきます。

なお、議員御指摘のこれまでの工業団地整備にかかる事業費については、令和5年度以降、主に基本計画策定、不動産鑑定や相続調査等業務など約1千275万円を支出しております。

令和5年度から工業団地整備事業特別会計の新設も御承認いただき、これまで事業を進めていますが、新たな工業団地整備は、産業振興の観点から、地元企業の成長促進や地域外からの企業誘致、地域の雇用創出や設備投資に係る税収増加をはじめとする、様々な効果が期待されるとともに、工業エリア、農業エリアなどの、それぞれの環境を守るためのエリア施策としても町の重要施策と位置付けております。

今、社会変化の新たな転換期を迎える中、大津町の魅力を伸ばし、また、今後の日本で起こる急激な人口減少社会の中でも、大津町を持続可能な町とし続けるためにも、引き続き、地域社会や農業へ十分な配慮をしながら、地元の皆様の御理解と御協力をいただき、残る用地の取得に向け努めていきます。

なお、道路整備状況を含めた詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） こんにちは。私のほうからは、工業団地周辺の安全対策の具体的な進捗状況について御説明いたします。

そよかぜ台から中部農免道路までの杉水水迫線につきましては、令和4年度から令和6年度にかけて、歩道の設置や道路の拡幅、カラー塗装による横断歩道、路側線の設置を行い、運転者に対し歩道と車道を明確に可視化できるよう約480メートルの整備を行っています。

また、中部農免道路交差点から北側の町道杉水水迫線の途中から護川小方面に延びる町道上原325号線につきましては、道路南側の外側線に歩行者通路部分として、運転者に訴えかけるようカラー塗装による路側線を設置しております。

工業団地予定地に隣接する道路整備で現在進行中のものにつきましては、国道325号から東西に延びる中部農免道路の歩道整備163メートルと、その中部農免道路から北に延びる町道杉水水迫線250メートルの歩道の整備の設計を行っています。また、工業団地予定地の北側に位置す

る車道幅員の狭い町道上原325号線の一部を道路拡幅及び歩道整備180メートルの設計を計画しております。設計が完了しましたら用地の確保、それから工事を行う予定です。現在、路線ごとの事業同意を今取っているところでございますので、それが終了次第設計に入りたいというふうに考えているところでございます。

道路整備につきましては、工業団地整備前に先行して整備ができればと考えておりますが、用地取得が必要なものや、どうしても手戻り工事が発生してしまうなど、先行して整備ができない工事も出てくると思いますので、工事工程も調整しながら進めていきたいと考えております。

今後、交通量が増加する区域となりますので歩行者や運転者が安全安心に利用できる道路整備を国の補助などを活用しながら早期に進めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問いたします。

承諾されてない方には引き続き承諾してもらえるように交渉を重ねているということですが、前回の質問のときから件数でいってですね、どのぐらい増えているのか。もしくは、1件も増えていないのかを教えてください。

またですね、内諾された方が8割いるということで、その8割で土地を集約してそこで工業団地の計画を進めるということではできないのかをまた1点ですね。

それと、交通安全対策についてですけど、一応歩道の整備とか道路の拡幅なんかは一応今度設計が始まるということだったんですけど、以前から要望があっている町道杉水水迫線と中部農面道路の交わる交差点の信号機設置についてですね、一応警察との協議が必要ということで、その後、動きがないんじゃないかなと思うんですけど、その辺りについてはどういうふうな状況なのかを教えてください。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） こんにちは。田代議員の再質問に御説明させていただきたいと思えます。

前回のですね、交渉の件数と今の現状ということでございます。割合的には8対2でございますけれども、新たに1件の方の承諾をいただいてということで、前回と比べると1件の承諾をいただいたというような現状でございます。

それから、内諾者につきましてもですね、早い方にはもう1年前に内諾をいただいている方もいらっしゃると思いますので、早急にこの説明をですね、させていただいて、今後のスケジュールも含めてですね、しっかり御説明させていただきたいというふうに考えております。

内諾者の中でですね、今内諾いただいている部分で土地の計画的なものできないかというようなことではございますけれども、今現状がですね、ちょうど計画の中心のところに家があられる方がありますので、今の内諾者の中での計画変更というのは非常にこのまだ厳しい部分がございますので、しっかりと、今の当初の計画のままですね、残りの方にも内諾をいただけるように交渉を続

けていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 再質問にお答えいたします。

信号機の設置につきましてですけど、今、警察のほうとしましては台数の問題等で今のところ進捗が進んでいない状況でございますが、今後ですね、やはり歩道整備とかそういう中で、進めていく中で再度ですね、また協議ができればというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

町長のほうから答弁で大幅な遅れはないし、ニーズは高まっているということで、このまま計画を進めていくということだったんですけど、この計画が遅れていることで本管内諾された地権者の方は本当に不安に思っておりまして、御心配をおかけしている状況だと思います。このままずるずるいってもですね、地権者や近隣住民の方の不安は増える一方だと思います。また、担当の職員もですね、本当、不動産会社の営業でもないのに用地交渉に励んでおられますが、本当疲労が蓄積しているんじゃないかと、本当心配しております。その中でもですね、町長がこの杉水地区での計画を進めていくのか。私は、交渉がまとまらない場合は、もう次の手を打つべきだと本当に思うんですけど、町長はこの地区で本当に工業団地の整備が可能という自信があるのかをお伺いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

この工業団地が今後進んでいくのかというところと、進まない場合、どうするのかという話だと賜りました。現状としましては、先般もお話しましたとおり、交渉を続けている状況で、そこでおっしゃるように、もうここで確実に不可能な状況ですとか、あるいは、逆にもうニーズがなくなってしまって買い手がつかないことが大いに想定できる状況であれば、おっしゃるように、計画の見直し等も、それは後のために、将来のために必要なことだと思っております。

ただ、現状認識としましては、用地交渉につきましても、今地権者のほうとも具体的な開所法について協議をしておりますので、そこも止まったのではなく進んだり戻ったりはありましたけども、しっかり協議は動いているような状況ですので、現時点では見直す局面ではないというふうに考えております。

また、前回、田代議員からも土地の価格の話等もありましたけど、こちらも公共ですので、あくまでも不動産鑑定の結果になりますけども、今、土地の価格等も踏まえて再度時点修正をする中で、より地権者の方にも御理解を示していただければ、そんな形でやっていきたいと、そのように思っております。

また、土地の形状等に関しましては、今回、以前からお話しておりますけども、国の補助金の関係で工業団地を造ることによって用いることのできる交付金を使う予定としております。それが当たるものがこれまでも課題となっていました、杉水地域の排水、また通学路、そして代替地、今アクセスできるような矢護川地域への道路、そして駅周辺の整備となっております。これを実現する

ためには、大幅に土地の形状を減らすこともできませんし、先ほど田代議員からありましたとおり、一部交渉が進むことをお待ちしている地権者の方々もいらっしゃいますので、しっかりと町の未来のため、そして地権者の皆様のため、地域住民のためになるような形で説明の場もしっかり設けながら進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） はい、もうこの件に関しましては3問質問しましたのでしませんが、本当に近隣の方とか本当に不安に思っている方は多くおられますので、ぜひですね、手厚いフォローをしていただいて、丁寧な説明をしていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2問目は、新たな財源確保の取り組みについて質問いたします。

以前の一般質問で町有施設のネーミングライツの導入、指定ごみ袋への広告の掲載、さらには宿泊税の導入について質問いたしました。

いずれも質問に対する町長の答弁では、前向きに取り組んでいくとの答弁であったと記憶しております。ネーミングライツについては、先日のパリオリンピックにおいて、本町出身の赤崎暁選手が男子マラソンで日本人トップの6位入賞という輝かしい成績を収められました。本当にうれしく思いますし、スポーツの町大津を大きくPRしていただいたのかなというふうに思います。そんなスポーツの町大津として、これだけの施設を有していますが、委員会での現地調査や審議などで感じたことですが、施設の老朽化や備品の破損や劣化など、まだまだ予算をかけていかなければならないものは多いのではないかと感じております。

そこで、ネーミングライツを導入し、施設の維持管理費に充てることで町の財政への影響も軽減できますし、指定管理者にとっても管理運営がさらに向上するのではないかと思います。さらには、何といても利用される多くの町民の方にもっと愛される施設になっていくのではないかと思います。その後の協議はどのように進んでいるのかお尋ねします。

次に、指定ごみ袋への広告の掲載についてですが、前回の質問の際に、もう一つの質問で、指定ごみ袋をばら売りし、レジ袋として販売することについてしっかり進めておられるということで、本当にうれしく、担当の職員の方には敬意を表したいと思います。

今回は、ごみ袋の広告掲載についてですが、前回の答弁では、「要綱などを作成し、事業を勧めたい」との答弁でした。そこで、熊本市の指定ごみ袋に広告を掲載されている企業の方にお話を伺い、大津町でもし掲載事業が開始されたらどうされますかというふうに聞いたところ、前向きに検討したいというお話も伺いました。

そこで質問いたしますが、このごみ袋への広告掲載事業について、どのように進んでいるのか。また、やるとしたらいつから可能なのかも、現在の進捗状況と併せてお伺いいたします。

3点目に、宿泊税についてですが、この件については、3月議会をオンラインで傍聴された方や議会だよりを読まれた方からこれだけの宿泊施設があるし、今もビジネスホテルの建設が何件もあっている。ぜひやるべきではと賛成される言葉を数多くいただきました。

この宿泊税の導入についての町長答弁では、前向きだった答弁はもちろんですが、観光振興に充て、観光が充実していくというような好循環を生み出すとの答弁がありました。そのことについて、町はどのような観光振興と宿泊者を呼ぶための施策を考え、宿泊税の導入を目指しているのか。庁内でどのように議論をし、進めているのかをお伺いします。

以上、過去の一般質問において3つの財源確保の提案をいたしました但、いずれにおいても、前向きに進めていくということだったので、もう一定期間が過ぎたと言ていいと思いますので、どのように進んでいるのか質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の2の質問、新たな財源確保の取り組みについての質問にお答えいたします。

まず、ネーミングライツの導入について、前回、昨年9月の定例会におきまして御質問いただき、調査・研究を進めていくという方向性を示させていただきました。

現在の取り組み状況では、取り掛かりとしては、まず大津町運動公園でのネーミングライツ開始を軸に内部で調査検討や企業側へのサウンディング調査を行っているところです。

サウンディングをする中で、新たな企業ニーズも見えてきましたので、企業側の意向や手法、メリット・デメリットも含めた検討を再度行っております。また、同じくサウンディングの結果として、募集のタイミングとしては、例えば、会場で全国規模の大きな大会が開催される前後や、普段体育館やサッカー場などを利用している団体が全国などで高い成績を収められた直後等のタイミングが、募集をした際に最も大津町でのネーミングライツの価値を感じてもらえるとのことで、募集のタイミングも非常に重要だと認識をしております。特に、やはり大津町といえば、サッカー場や大津高校のサッカー部の存在や活躍が、企業が大津町体育施設でネーミングライツを購入する上での最大の魅力と捉えられているようです。

そうは言いましても、やはり町としての一定のスケジュール感は必要ですので、募集要項など具体的な内容や進め方を引き続き整理し、タイミングも見定めた上で、遅くとも来年度中には募集及び取り組み自体を開始したいと考えております。

次に、ごみ袋への広告掲載について、これまでの取り組みと課題への対応についてお答えします。

令和5年12月の一般質問において、一般財源確保の観点から有効であると考えられるため、まずは広告主のニーズ調査を行い、先進事例を研究しながら進めていくという方向性を示させていただきました。

そこで、ごみ袋への広告に興味があると予想される大津町に所在がある廃棄物の処理・運搬事業者に広告掲載の意向を伺ったところ、肯定的な回答を得ることができましたので、現在、大津町のごみ袋作製の実績がある事業者と広告枠を入れたごみ袋のデザインの打合せを行っております。ごみ袋の作製単価に影響しないようなデザイン及び仕様を複数の事業者に提案をお願いしています。

今後の予定としては、年内にごみ袋のデザインとごみ袋広告掲載の仕様書を作成し、来年2月までに広告主を選定、新年度になりましたらごみ袋の作製を発注し、6月末までに広告が入ったごみ

袋の完成を目指しています。

最後の宿泊税の導入につきましては、3月の田代議員の御質問に対し、次回の内部検討委員会で導入における課題の抽出、その後、外部の検討委員を交えての宿泊税の妥当性、用途、時期、金額、宿泊業者の事務的負担増への対応などを議論しながら検討を深めていく必要があると考えている旨、そして、宿泊税を利用して町の観光振興や宿泊者の受け入れ環境の整備を行い、宿泊者の増加につなげ、宿泊事業者の収入と宿泊税の増収を図り、さらにその税を観光振興に充て、観光が充実していくという好循環を生み出す財源にできないか考えていると答弁したところです。

町では、5月に第2回内部検討会を行い、先進導入自治体の宿泊税収の使途状況等を関係課で確認しております。

5月末には県内の先進自治体である熊本市に宿泊税の使途やニーズ調査の実施状況についての聞き取りを行っております。熊本市では、観光戦略を策定されており、その過程で宿泊者ニーズの調査が行われており、その調査結果を宿泊税検討の材料としているため、宿泊税導入に特化したアンケート調査は実施していないとのことでした。

また、6月には熊本県にも宿泊税の導入について、県の考えや総務省との協議の流れなど確認をさせていただいたところです。

宿泊税の使途としましては、これまでの導入自治では、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられているようですが、本町の実態を踏まえますと、ビジネスでの宿泊が多い状況やスポーツ大会での宿泊施設の利用もあるようですので、観光振興だけの目的に留まらず、宿泊者を受け入れる環境整備なども合わせて、町として広い視点で宿泊税の目的をしっかりと精査していきます。

熊本市は、令和8年度中に宿泊税を導入されるとのことであり、本町でもできるだけ早期に検討を行い導入できればと考えています。内部検討委員会で使途目的の整理ができ次第、今年度中の議会において宿泊税の外部検討委員会の設置条例を上程できればと考えているところです。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） もう再質問はしませんが、本当確実に進んでいて、早いものでは来年の6月には新しいごみ袋が店頭に並んで、広告が入っているのが見れるのかなと思いますんで、楽しみに待っていたと思います。

本当この3つの提案ですけど、町にとって本当に有益な事業で貴重な財源確保につながると思いますので、ぜひとも早期に実現していただけたらと思います。

それでは、3問目に入ります。

3問目は、町長の選挙公約について質問いたします。

町長の選挙公約である新しい大津町をつくる101の具体策の達成状況について、金田町長が選挙時に掲げたこの公約といいますか、政策集ですが、私も当時、選挙の準備をしていましたので、町民の皆様とお話しする機会が多くありました。そんな中、町の課題や住民の方からのいろいろな意見を伺ってまして、当時の金田町長はまだ候補予定者という立場だったのですが、さすが町議2期の8年間しっかり町民の意見を聞き、この政策集に反映しているなと思ったところであります。

それまでは同級生という立場でしたが、その後、お互いが町長と議員という立場になりまして、この政策集を町政にどう反映していくのか見守っていたところですが、町を取り巻く環境が菊陽町にTSMCが進出することで大きく変わっていったと思います。

また、TSMCの進出以外にも空港アクセス鉄道の肥後大津からの延伸や中九州横断道路の町内区間の事業化決定など、本町を取り巻く環境も日に日に変わっていったと感じております。町長はじめ職員の皆様や関係者の御尽力により、新しい企業進出やマンションなどの住宅開発がこれまでに以上に急激に進み、これから大津町はどう変わっていくのだろうと本当に予測ができないほど、ほかの自治体からは本当にうらやましがられる町に変化していつているのではないかと思います。

そんな中でも、後回しにできない町の課題も多く、この政策集には、確実に実行し、成し遂げなければならないものも多いと思っております。

そこで質問ですが、残りの任期も半年を切った現在、この政策集について、町長自身の進捗に関する自身の評価と、残された任期中にぜひともやりたい、この残された政策の中で事業や施策があればお伺いしたいと思っております。

次に、これからも変化が続くと予想される本町ですが、この具体策の完成はもちろんですが、新しい課題や様々な状況に応じた対応が必要になってくると思います。そこで伺いますが、これまでに残された課題や新たに取り組んでいかねばならない事案に対し、新たに施策を実行し、次の4年間も継続して町政の舵取りを担う考えはあるのか質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の3点目の質問にお答えをさせていただきます。

若干長くなるかもしれませんが、少しだけ丁寧に説明をさせていただければと思います。

大津町長選への挑戦、そして2021年2月の就任にあたり、より良い大津町にしていくための具体的な提案として、私は7つの柱と、それに紐づく101の具体策、そして、推進するための4つの基本姿勢をお示いたしました。

7つの柱とは、「新型コロナ対策に全力」、「命を守る徹底した災害対策」、「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」、「人生100年時代を見据えた福祉」、「活気とにぎわいを生む仕組みづくり」、「町内産業支援と活性化」、「町民に信頼され、愛される役場へ」の7つ、4つの基本姿勢は「民間の知恵と活力を生かす」、「先進技術の活用」、「具体的な制度と仕組み化」、「強力なトップセールス」です。

就任当初は新型コロナウイルス感染の拡大防止に努めながら、掲げた政策の実現に向けて全力で取り組む中、先ほど議員からありましたとおり、同年10月には台湾半導体大手TSMCの熊本進出が発表され、町には誰も予想していなかった未曾有の変化が起きました。

そうした激動の中でも、町政運営に御理解と御協力をいただいた多くの皆様のお陰で、新たに発生した課題への対応や、未来への新たな種まきを行いながら、当初掲げた101の具体策についても、あくまでも「より良い大津町の実現」という目的を念頭に置いた上で、そのすべてに着手をし、進捗することができていると考えております。

具体策の個別の達成状況については、それぞれどこまで達成すれば100%の進捗率かと言えば、判断が難しいものもありますが、この3年半強で101の項目のすべてにおいて、本日の時点で何らかの取り組みを行っております。項目別の具体的な内容については、私自身のオフィシャルWEBサイトにおいて、議会ごとの3か月に一度を目途に、進捗状況を公表・公開しています。

ただ一方では、これまで議場でも何度もお答えしましたとおり、私は町長選挙に臨むときから、「具体策の内容を書面どおり機械的に実現していくつもりはありません」と繰り返し述べてきました。具体策はあくまでも「より良いまちづくり」を実現するための手段であり、町政を運営する中で、最終的な目標、「住民の皆様の幸せ」を達するために、住民の皆様や現場職員からのより良い具体策が出た際、あるいは社会情勢などの大きな変化があった場合には、具体策の内容や達成に単に固執するのではなく、柔軟かつ十分に検討をし、もちろん住民の皆様にも十分な説明をしながら、よりよい形で実現していくべきだと考え、実行してきました。

いくつか具体例で示しますと、具体策3の新型コロナとのツインデミクス予防のためのインフルエンザワクチン助成については、当初の懸念や報道ほどインフルエンザとコロナの同時流行がみられなかったためコロナワクチン接種への町独自の補助を施策として優先させております。

また、具体策67の徹底した鳥獣対策・病害対策という見出しの中身には、「鳥獣・病害対策係の新設」を記載していますが、JASM進出による急激な変化への対応を踏まえて、役場全体の人員配置を考えた際、係新設の優先度は相対的には低いという思いから、鳥獣病害対策としては有害鳥獣の出没や農作物被害の状況等をスマートフォンで町へ速やかに報告できる仕組みの導入や、イノシシ等の捕獲報奨金及び電気柵・箱罟導入補助金への予算増額、基腐れ病への消毒補助などの施策で対応をしてきました。これらの具体策はもちろん、書面どおり実現しようと思えば十分実現するものですが、先ほど述べたような考えから、出馬にあたり、より良いまちづくりを行うために示した手段・手法が目的化し、本末転倒とならないように取り組んでおります。

また、具体策50スポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備活性化については、可能性調査実施の結果、既存路線を活用した新駅設置が難しかったことと、空港アクセス鉄道肥後大津ルートという新たな光明が見えてきたことから、空港アクセス鉄道中間駅の設置と周辺エリアの整備活性化に切り替えて、柱にある「活気とにぎわいを生む仕組みづくり」を進めているところです。

一方では、大津幼稚園の民間委譲も含めた町立幼保育園の再編、総合運動公園の指定管理移行、太陽光発電施設の規制に関する条例制定、真木簡易水道の移管、職員定数の見直し、大津中学校の大規模改修、護川小学校の屋根改修、新たな工業団地の整備、下水道使用料や国民健康保険税の見直し、税の滞納徴収の外部委託、全街灯のLED化、通信制高校の誘致、バス転回スペースをはじめとした肥後大津駅の周辺整備、三吉原北出口線の多車線化、立地適正化計画の策定や都市計画マスタープランの大幅に前倒しての見直しをはじめ、その他にも当初の具体策には明記していなかった取り組みも多く進めております。

今ほど具体的に述べた取り組みのうち、多くがこれまで検討の土台には挙がっていたものの、様々な理由で進んでいなかったものですが、長となり、より役場の実情を深く知る中、また、JA

SM進出をはじめ外部環境が大きく変化するうちでの必要の中で、町としての優先順位を設定し、予算を調整して決定し、議会の皆様にお示しした上で推進、実現させてきたものです。

もちろん、政治・政策決定に関することですので各取り組みへの是非については当然賛否あるものと認識していますが、その過程においては、業務量も増加する中で多くの職員の皆さんに真摯に取り組んでもらいましたし、住民の皆様や議員の皆様に多くの御理解や御協力、御助言、御指導を賜りましたことに、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

各施策の進捗や全体的な成果については、個々人によって受け止め方は異なるかと思いますが、政治家である以上、出馬にあたりビジョンや計画を掲げ、任期の満了にあたっては客観的な評価が可能な材料を示す、それに対して最終的には候補者自身ではなく、有権者の皆様がそれぞれの評価軸に基づいて審判を下す。それが健全な民主主義だと私は考えておりますし、政治家であれば、それができるだけ材料をしっかりと提供する責務があると考えながら、これまでもこれからも活動していきます。

この点につきましては、任期も終盤を迎えますので、現在ホームページに掲載中の進捗一覧よりもより分かりやすく簡潔な形で、住民の皆様にあらためて、全体的な町の変化や個別の具体策の進捗状況、その他の取り組みなどを総括としてお示しすることを考えております。

以上を前提に就任後の町の状況の全体を俯瞰しますと、まだまだやるべきことは山積みですが、お示した「新しい大津」へも少しずつつながり変わってきていると感じております。この間、JASMSM進出という追い風も生かしながら、税収等も着実に増え、町のにぎわいや持続可能性を確保するための源泉とも言える、住宅や企業の進出も進んでおります。

具体的には、私が就任したのが2020年度の終盤ですが、今議会での決算でもありましたとおり、すべて概算になりますが、町税収入については2019年度は53億円だったものが、毎年増加して昨年度は59.7億円と順調に推移しております。また、ふるさと納税は2019年度の1千800万円から、こちらは増減がありますが昨年度は6億3千500万円、企業版ふるさと納税は2019年度は0だったものが昨年度は3千240万円、今年度は現時点までに5千万円を超えております。また、旧包括支援センターや旧電算室、室地区の老人ホーム跡地などの遊休町有施設の有償貸付なども進めており、町の収入全体も着実に伸びている状況です。

また、企業誘致等に関しても、こちらも税収と同じくJASMSMの進出の追い風も生かす形でこの3年半ほどで、半導体関連企業はもちろん物流やホテル、産業支援型企业などを合わせて、これまでに大きく上回る約40社の新設や拡張が進んでおり、コロナを契機に新設した大津町創業補助金では幅広い分野で既に20を超える新たな事業が生まれております。さらに、4つの基本方針の関連では、企業誘致や道路要望などのトップセールスも行いながら、民間との連携やICTの導入、必要な条例の制定なども以前よりも加速をさせております。

一方で、渋滞や農地、水、コミュニティ、多分化共生など、著しい発展に伴う課題に対しては、町はもちろん、県や国、近隣市町村とも連携しながら進めております。その点も含めて、まだまだ課題も、私自身の不足も多数あることは十分承知しております。この急激な変化の中では様々な摩

擦や軋轢などが今後も起こるものと見通しておりますが、全国的に少子高齢化、人口減少が進み、多くの自治体において持続可能性さえ危ぶまれる中、知事が100年に1度のチャンスと表現されるJASM進出の良い部分は追い風としてしっかりと生かしながら、急激な変化の過程、そして、その後に発生が危惧される様々な課題を少しでも減らしていくことが大切だと考えています。また、町の歳入は増えているものの、まだまだ十分とは言えない財源の中で、増え続ける扶助費はもちろん、一つには多額の費用を要する学校施設をはじめとした多くの公共施設の建替えや大規模改修などの積み残された課題への対応、次に、JASM進出に伴う様々なインフラ整備をはじめとした新たな課題への対応、さらに、中間駅周辺も含めて未来への種まきの3つをいかに並立させながら住民の皆様の暮らしと未来を守っていくかにも、引き続き目をそらさずに向き合い、対処する必要があります。

それらを遂行していくための今後の方向性について、一つには、肥後大津駅周辺整備や三吉原北出口線多車線化、空港アクセス鉄道中間駅と周辺整備、工業団地と周辺環境整備、昭和園での子育て支援拠点の移転新設、矢護川地区の圃場整備、ようやく事業化が実現した中九州横断道路大津道路の整備など、この4年弱で新たに描いた、あるいは端緒についた都市計画を具体化し、順次進捗させていくとともに、その他の道路や土地利用、学校を含めた施設整備についても、前倒して行う都市計画マスタープラン策定の中で住民の皆様とも意見を交わし、解像度を上げて「新しい大津の都市計画」をつくり、それを実現させていくのが私の大きな責務の一つと考えております。

また、101の具体策における柱1の「コロナ対策に全力」の項目の優先度は見直して良い時期だと考えていますが、柱2から7までの項目は、どこまで行っても基本的に「完了」、「これで完璧」となるものではありませんので、引き続き、より良い大津町を創るために推進していく必要があると考えております。

また、4つの基本姿勢の「民間の知恵と活力を生かす」、「先進技術の活用」、「具体的な制度と仕組み化」「強力なトップセールス」も、これまで様々な取り組みを行ってきましたが、これらにつきましても有効性を感じていますので、引き続き大切にして取り組みたい考えです。町を取り巻く環境は未曾有の速度で変わり続けております。

次年度以降につきましても、「住民の皆様の幸せの実現」、そして「その持続性確保」ということを念頭に、この流れを引き継ぎ、住民の皆様や議会の皆様への説明責任を果たしながら、今述べたことはもちろん、新たな取り組みにも臨機応変、胆大心小に取り組みたい所存です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

今の理解から言うと、次も4年間もぜひ頑張っていくということで理解するんですけども、これから政策なんかを考えていくと思うんですけど、次の4年間で一番初めにこれはやりたいということがあれば、どっちみち後でマスコミにインタビューされるって、何をやるというのは多分聞かれると思うんで、もうここでよかったら言っていいただければと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

質問の意図にそぐうかわかりませんが、現時点では、先ほど述べた3つの観点が大事だと考えております。1つは、しっかりとこの激動の中で都市計画を描いていくこと。そして、今進捗中のものを確実に進めていくこと。その中では、もちろん、先ほどお話しした、これまで以前からあった様々な公共施設の課題ですとか、あるいは、新たに発生することが見込まれている排水道路等の課題、そして、新しい種まきという視点も必要だと考えております。

また、101の具体策につきましても完了しているものはありますし、着手しているものもありますが、もちろん住民の皆様それぞれによる期待度も達成の感じる度合いも異なっていると思いますので、この101の具体策、コロナに関しては少し優先度を変えた上になるかもしれませんが、しっかりと引き続き進捗させていきたいと思っております。

また、その臨む施政としては、先ほどお話しした4つの視点というところで、条例の観点もそうですし、ICTの関連もそうですし、あるいは、業務効率化等もそうですし、そうしたものもしっかり進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 本当この3年間ですね、本当に激動と言っていいほど、私も全然予想していなかったんですけど、目まぐるしく環境の変化があったと思っております。これからですね、市政運営を行っていく上で本当に大変な段階に入ってくると思います。そんな中、金田町長は次の4年も一生懸命頑張るということで勇気ある決断には敬意を表したいと思いますし、私もまた次の4年間、この場に立てることができたならば、私の政治信条である是は是、非は非でまた議論していきたいと思っております。

これで一般質問終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後1時58分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問項目は4項目上げておりますが、第1番目の質問は、地下水はタダではないと、無料ではない。大量に地下水をくみ上げる企業には応分の負担を求めるべきではないかという点であります。

資料の1をお願いいたします。

熊本県は、全国の50万以上の都市の中で地下水でその水道を100%賄っている、そういう全

国でも例をみない地下水都市と言われております。そして、県の地下水保全条例では、この地下水は「公水」、つまり県民の財産と規定をされておりますが、この20年間、20年前から地下水の低下が問題となり、地下水財団などを通じて田んぼに水張りなどをして地下水涵養に力を入れてきて何とかプラスマイナスっていうことで地下水が保たれていると言われております。

ところが、皆さん御承知のように、TSMCが進出することによってこれから想定外の地下水が大量に取水をされる。そういう現実がこれから始まろうとしております。そして、県民の公の宝物でありますこの地下水を大量にタダで使用することは県民や町民と著しく不公平であると、そういう点と、地下水を大量に使用するいわゆる企業は、社会的責任を果たすべきということで、現在、熊本県の統計の中でもどの企業が何立米の水を汲み上げているか、これが明らかにされておられません。

併せて、取水企業名と取水量を県民の前に公開をするべきではないか。こういう点で質問をするものであります。

資料1を御覧いただきたいと思います。

TSMCの現在第1工場が年末には稼働予定、そして、第2工場が建設が始まりましたが、報道にもよりますと、この第1工場で約300万立米、第2工場で500万立米、合計で800万立米を超える水が使用されると、そういう計画だと言われております。

そして、大津・菊陽町民の水道水、私たち大津、それから菊陽の町民の皆さんが年間に使っている水道の水量が788万立米、水道企業団の下の方に書きましたが、令和4年度の決算の数字みますと788万立米を上回る、そういう地下水が800万立米以上ですね、これが果たして無料で際限もなく地下水を汲み上げていいのか。このことが問われていると思います。

この上の表でありますけど、熊本県の令和4年度の統計資料であります。大津町と菊陽町の汲み上げられている地下水の水量であります。水道で汲み上げられているのが県の統計では725万立米、約5割が水道水として使われております。

一方、工業に使われている地下水が559万で38.3%、これはいわゆるTSMCがまだ稼働しない現在までの統計であります。

ここで、この工業に使う559万に新たに803立米が地下水がTSMCで使用されると言われております。

そして、この間ですね、農地の転用が熊日の報道で大津、菊陽、合志、菊池市4市町で227ヘクタールが農地転用がなされております。そのうち、大津町で62.8ヘクタールが既に農地転用が進められているということです。大津町で62.8ヘクタールといいますとどのくらいの規模かといいますと、美咲野団地が56.5ヘクタールです。また、本田技研の熊本工場、これが165ヘクタール、光の森が97ヘクタールということです。かつてない面積が農地転用されているわけでありまして。

そこで、大量に地下水をどんどん汲み上げていくものですから、田んぼなどに水張りを行って、いわゆる田んぼの湛水事業であります、これまで20年間、同じ額の補助金が出されておりました。

たが、今年度になりまして約2倍の補助金になったと。1反当たりで4か月水張りをしますと3万7千円支給されるようになりました。1反が3万7千円ですから、1ヘクタールで4か月で3万7千円の補助金が支給されるわけであります。このことは非常に歓迎されることであります。前回の質問でもこの補助金を引き上げるべきだと私が質問したところでありますが、しかしながら、1か月9万2千円が田んぼの湛水で支給されるから、これは結構なことだとはとても言えないと。なぜならば、最高4か月しか出ない。それから、1年中これを水張りをしたとしても年間で110万円程度であります。ちょっとしたアルバイトよりも安い金額であります。ですから、田んぼの水張りで3万7千円が支給されるからといって喜んでばかりはいられないと私は思うわけであります。

そして、地下水の心配は量の問題と同時に質の問題も問われております。TSMCでは、いわゆる有機フッ素化合物が使用されると言われております。半導体工場にはP f a sのようなフッ素化合物が欠かせないと、また、地下水が欠かせないと言われております。その工場の安全性はともかくとして、一番地下水の涵養に有効なのは、この大津、菊陽の田んぼで食用の米を作ることが一番地下水の涵養に有効であると考えられております。

すでに、これまでもSONYセミコンダクターが半導体の工場で地下水を大量に汲み上げてきたと言われておりますが、SONYさんあたりは補助金を出して、それと同時に田んぼで作った米を買い上げて来られた実績があります。それによりますと農薬を可能な限り少なくする。そして、化学肥料も可能な限り少なくするということでエコ米と言われておりますが、これは従業員向けに1キロ400円でこれまで買い上げてきたそうであります。米1俵が60キロでありますから、1俵2万4千円の価格となります。こうしたエコ米をどんどん普及拡大することが田んぼの何ですかね、地下水の涵養にもつながるし、その田んぼを管理している農業のですね、持続可能な農業に寄与すると、私はそう考え、低農薬、低化学肥料の食用米、これをこの大津と菊陽の、いわゆるざる田と言われる地下水涵養に欠かせないこの地で食用米を作って、低農薬の米を作り、それをさらに学校給食に使用すると。しかし、エコ米は単価が高くなります。高くしないと採算が合わないわけありますけど、その高い米をある程度一定の価格で買い上げて、給食に使うためにその差額分をいわゆる、地下水を大量に汲み上げる企業から応分の負担をしてもらうと、このことが必要ではないかと思うところであります。

それから、現在も田んぼで米が作られておりますが、いわゆる低農薬ではない、一般的な農薬を使い、一般的な化学肥料を使うと、それが50年、100年農薬をそうやって使い続けますと、それは全部地下水の中に浸透していくわけですね。この日本が本格的に農薬を使い出したのは、多分4、50年前からだと思います。これから50年、100年、こうした農薬を使っていくとそれが地下に浸透する。そして、地下水を汚染することにつながるのではないかと私は危惧をしているわけであります。そういう意味でですね、大津・菊陽の田んぼがですね、地下水の涵養に非常に有効な田んぼであるということは誰もが認めるところでありますので、この大津、菊陽で作られた米が、そして、エコ米としてですね、一定の価格で買い上げられて農業が続けられていく、そういう環境を作ることが必要だと思うわけであります。

そういう意味で町長にお尋ねすることは、地下水はタダではないと。県民、あるいは町民の財産でありますこの地下水を大量に使用する企業に対して、応分の負担を求めるべきであると。ただ、大津町だけでこれを求めることはできないと思いますので、町長としてですね、大量に使用する企業に対するこの応分の負担を県に対して求めていくと。それと同時に、現在、大津町内で地下水を組み上げている企業があるわけですけど、先ほどの資料で、現在でも559万立米が大津と菊陽町内で地下水を汲み上げておりますが、どの企業がどれだけ地下水を汲み上げているかというのは明らかにされていないわけでありますので、少なくともですね、取水企業名と取水量を県民の前に明らかにするべきではないかと、このことについて町長にお尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の1問目の質問、大量に水を汲み上げる企業に応分の負担を求めるべきについてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、菊陽町に進出したTSMCの子会社、JASMの第一工場が年内に操業をはじめ、1日当たり最大で8千500立方メートルの地下水の採取が始まろうとしています。

熊本県では水道水の約8割を地下水に依存するなど、地下水は県民の暮らしや経済活動を支える共通の基盤となっています。そこで、熊本県は県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう、事業者、県民及び行政が「地下水は公共水」とあるとの認識に立ち、協働して地下水の水量及び水質の保全に取り組むため、熊本県地下水保全条例を制定しております。

熊本県地下水保全条例では、一定規模以上の地下水を採取する場合には、県の許可または届出が必要であり、許可を受けた者及び届出をした者は、毎年度、年間の採取量を県に報告する義務があります。熊本県では、この報告された年間の採取量を地下水採取者ごとには行っていないですが、市町村及び用途ごとに県のHPにおいて公表をされております。

次に、大津町の農地転用と山林の伐採の実態についてです。農地転用は令和3年度から今年の7月までに326件、約65.1ヘクタールが転用の許可を受けております。山林は令和3年度から令和5年度の間に約12.9ヘクタールが伐採されておりますが、この面積には伐採後、新たに植林されている地域も含まれております。大津町では令和3年度から今年8月までに行われた開発申請は269件約250ヘクタールとなっており、これは、宅地や農地・山林、その他雑種地などのすべての地目を含めた面積となっています。なお、太陽光発電の開発による開発が面積の過半を占めており、これを除いた開発は266件、約97ヘクタールとなります。

荒木議員の御心配の一つは、農地や山林の開発に伴う地下水涵養量の減少と認識しておりますが、開発申請を伴う開発については、原則として開発区域内で雨水の処理をしなければならず、雨水浸透枳や雨水調整池の設置が義務づけられております。また、5ヘクタール以上の開発申請では、熊本県地下水保全条例において地下水涵養指針を踏まえた地下水涵養計画を知事に提出する義務があります。

次に、水田涵養に対する補助金についてです。

白川中流域で水田湛水事業を行っている水循環型営農推進協議会の水田湛水助成金は、本年度か

ら反当り1か月湛水が1万1千円から1万9千円に、最も高い4か月湛水は2万7千500円から3万7千円に増額されるとともに、令和6年度からは冬季湛水についても助成が始まることで、湛水面積は前年度実績526.5ヘクタールに対して本年度計画では846.2ヘクタールに増えています。

また、令和6年8月にJASM、JA菊池、菊陽町、大津町の4者は白川中流域をはじめとした涵養効果が高い地域の水稲作付けや農業振興についての推進を図るための「白川中流域等における水稲作付けの推進及び農業振興に関する協定」を締結しております。

この協定によって、主食用米の作付けに対しても企業が協力をを行い、令和4年産主食用米の作付面積の20%と令和4年度から作付けを増やした面積に対して反当り約3万5千円の作付け協力金が交付されるとともに、白川中流域におけるウォーターオフセット米を、企業が通常の流通価格に1俵当たり5千円程度の協力を交付して買い取る、新たな二つの取り組みも始まっております。

次に、低農薬・低化学肥料の主食用米生産に対する地下水採取者の負担についてです。

まず、エコ米につきましては、くまもと地下水財団がウォーターオフセットの取り組みの一つとして、平成24年から「水の恵み」というブランド名で減農薬減化学肥料により、白川中流域で栽培されたエコ米の購入仲介を行っていました。しかし、生産者の事情により栽培面積が減少し続け、平成28年以降は販売ができなくなった経緯がありますので、エコ米の栽培は容易ではないと考えております。

地下水を大量に採取する企業などに経済的負担をしていただき、地下水涵養に大きく貢献する白川中流域のエコ米を含む主食用米の利益をかさ上げすることで、水稲農家の作付け面積を拡大し地下水涵養量を増やすことも可能だと考えます。

しかし、私たちが利用している上水道の料金は、取水や浄水、給排水等の施設の維持管理などの上水道の供給に要する費用であります。自ら地下水を採取している企業等はそれらの施設を自己負担で整備・運用されております。

大津町を含む熊本地域は、熊本県地下水保全条例において重点地域に指定されており、令和5年10月以降に地下水採取の許可を新たに得るには、地下水採取量に見合う量を目標に地下水涵養に取り組むことが熊本県地下水指針に義務づけられております。

また、許可採取者が単独で地下水涵養に取り組むことが困難な場合においては、他の採取者等と協働して取り組むことも可能です。例えば、熊本地域においては、公益財団法人くまもと地下水財団、またはその他の地下水保全を目的とする公益法人等が実施する先ほど説明しました地下水涵養事業や主食用米作付け拡大事業に対し、寄附等を通じて地下水涵養を行うことができます。

このように熊本地域においては、大量に地下水を揚水する採取者は自ら地下水を涵養するか、または寄附等により第三者に涵養をお願いするなどして地下水保全のために応分の負担をする仕組みが取られています。

大津町としては、大津町の地下にある地下水盆は熊本地域の11市町村で共有していること、また、地下水は市町村の行政界を超えて広域的に流動していることを踏まえ、熊本県地下水保全条例

を制定している熊本県及びくまもと地下水財団並びに地下水盆を共有している11市町村、関係団体等と協力しながら、地下水採取量の削減や白川中流域の特性である高い涵養力を生かした地下水涵養のさらなる推進を行い、熊本の地下水量の保全に努めていきます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は、地下水を大量に汲み上げる企業が応分の負担をするべきということに対して、町長はいわゆる水田の湛水、田んぼの水張り等で企業はその何ですかね、応分の負担をしているとお考えのようではありますが、資料を見ていただきたいと思います。

大量に地下水を汲み上げる企業は応分の負担、社会的責任を本当に果たしているかということでもあります。

T SMCが進出をする前、今現在でありますけど、それまでも大口の取水は確かにありましたけど、これは日経E S Gの報道で、これまではその県内で130社で2千260万立米を地下水を汲み上げていたという統計があります。1社平均で年間17万立米がこれまでの実績であります。

ところが、T SMCの第一工場だけで310万立米、第二工場の500万を合わせると800万立米がこれから地下水が汲み上げられる予定ということでもあります。もう全然規模が違うわけがあります。

そして、先般の報道でこのJ A S Mの工場でこの中流域で採れた米を60トン購入をすると。先ほど町長のお話ではどうも5千円ほど1俵当たり上乗せをすると、それは大変有難い話ではありますが、それが本当にこれほど大量に地下水を汲み上げる企業としての責任が果たされているかどうかということでもあります。

私はそれで計算をしてみました。60トンの米というと、60キログラムの米俵で1千俵であります。1俵に1万円上乗せをして米を買い上げたとしても、いわゆるJ A S Mが持ち出すお金は1千万円であります。

それから、第一工場、第二工場合わせて803万立米のこれを地下水涵養するとしたら90ヘクタールで3か月間田んぼに水張りをして、涵養をして、3か月間1反当たり3万1千円が支給されるわけではありますが、これを全部J A S Mが出したとしても2千790万円であります。いわゆる数千万円の何ていいですかね、お金で過去例を見ないような大量の地下水を汲み上げて、本当にこれが世界的大企業、要は、トヨタをしのぐほどの大企業としての果たすべき社会的責任であろうかと私は訴えたいわけがあります。

先ほども言いましたけど、大津、菊陽町民は、水道代をこのJ A S Mと同じほぼ同じ量、780万立米を水道水として利用して、12億円の水道料金を払っているわけであります。企業が自分とここで地下水を汲み上げているからタダではないとおっしゃいましたが、それはたかが知れているわけであります。公の水をこれほど大量に使用するのであれば、そして、それによって莫大な利益を上げるということでもありますならば、T SMCによって経済効果で確かに雇用が増えたり、賃金が上がったりすることは歓迎すべきことではあります、この熊本県民にとって宝の水であります地下水がもうほとんどタダで使用されるということではないでしょうか。

いわゆる、SDGs、持続可能な社会がこれから求められていると思いますが、発想の飛躍的転換が必要ではないかと思います。

そして、先般報道されましたが、TSMCの第三工場誘致、県知事さんが非常に一生懸命されているのはわかりますが、現在の第一工場、第二工場のすぐ目の前に第三工場が造られたら、じゃあ一体どうなるんだと、水の心配はどうなるんだ。あるいは、幾ら排水をきれいに流すといっても、化学物質がどんどん薄まって、最終的には海に流されるんでしょうけど、それが濃縮をされて、第二の水俣病が発生しかねない。そういう心配もございます。

そういう意味でですね、第一工場、第二工場で賛成だった方々もまさか第三工場まで半導体の工場ができることには非常に不安を抱えているわけであります。

そしてですね、地下水の涵養には、本来の食用米の田んぼで、これを拡大することこそが持続可能な社会になると思います。そして、その中でも農薬をできる限り少なくして生産をするエコ米、この事業を拡大するには、いわゆるコメの買い取り価格を3万円近くに引き上げないと増加はやっていけない。これが現実であります。

最近の帝国データバンクが発表されておりますが、今年の1月から8月、皆さん、8月にかけて日本全国で米が足りない、食用米が足りない、私も広島の親戚のところに米を取り寄せて送りましたが、瑞穂の国と言われるこの日本でですね、主食の米が足りないという騒動が起きた。その一方でどうでしょうか、帝国データバンクの資料では、1月から8月に発生した米を作る農家の倒産、あるいは廃業、解散、これが例年の2倍以上のペースで進んでいるということでもあります。要するに、今の農家はですね、米を作っても飯が食えない。ですから、米農家はどんどんもう後継ぎがいない、高齢化、そういう状況をそのまま放っておいていいのかということを私は訴えたいわけであります。

大津町と菊陽町のこのざる田、いわゆる田んぼに水を張れば1日で10センチ、0.1メートルの水が地下に浸透していく。ほかの地域に比べて数倍の涵養能力があると言われております。熊本県もそういうふうに評価をしております。このざる田をですね、非常に有効不可欠とするならば農業、農家の経営改善、後継者の確保、田んぼの本来の機能発揮のために農薬などを減らした有機栽培米の米価の補償、そして、それを消費する学校給食などへのエコ米の提供と、こういう好循環な社会を創り上げていかないと肝心要のですね、農家の後継ぎがいない。1年中水張りをして100万円程度の収入しかないわけですよ。作物はもちろん作らんで1年間水を貯めたとしても100万円ちょっとです。これでは農家が持続可能な後継ぎができるわけがないと私は思うわけであります。そういう意味でですね、もう今まで想像もできないような大量の地下水が汲み上げられようとしているわけですから、我々もですね、発想の転換をしなくちゃならないと。そうでなければ地下水が低下をしたり、あるいは、農薬等をどんどんどんどん使い続ければ将来地下水の汚染につながりかねない。そういう心配を私は継承するべきだと思いますけど、町長に再度お尋ねをしますけど、このまま大量使用のこの企業に対してですね、地下水をこのままタダで提供するのは当たり前だと思いののか、それとも社会的責任を果たすために、この前、私は神奈川県のアダチ市に9万人の都市

ですが、ここでは自治体独自で地下水企業にメーターを取り付けて地下水の汲み上げた量に対して協力金を負荷しております。

そういう意味ですね、この日本で一番地下水に一番しているこの熊本ですね、こうした企業に対して応分の負担を求める必要があると思うかどうか。そして、この地下水を汲み上げている企業の名前、取水量、これを県民の前に公開をするべきではないかと。この2点について再度お尋ねをします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの画面にありました中で、基本認識としまして、大津、菊陽町民は水道代を12億円負担している。水はただではないというお話なんです。基本的な私の認識としましては、水道の水そのものというか、大津菊陽水道企業団として人を設置して、設備を投資して、その中の利用料というか、そういったところでお金を支払うという形で、例えば、自宅で井戸を掘っているとこにしましては、企業さん等もそうですけども、自らその整備することによって水自体はただで使っている現状じゃなかろうかと思っています。

同じように、工業用水を使っていた企業さんにおきましては、しっかりと町のほうにお金をお払いしていただいているところでもあります。

その上でですけど、おっしゃるように、そうは言いましてもこれだけ水を大量に使う企業さんがいらっしゃる中で、どのように県民の安心とそして実際の水を保っていくかは非常に重要な視点だというふうに思っています。そうした中でどうしていくかということなんですけども、秦野市に関しましては、おっしゃるように、1つの市町村単位でやっているということですが、熊本県のほうは以前からこの涵養への協力金という形で企業さんの協力を求めてきたという背景がございます。その中でももちろん町としても、県とも話をしながら、あるいは企業さんと県とのほうでもお話をしながらこの間、この協力金のお金を引き上げてきたような経緯もございます。また、その中でウォーターオフセット米の取り組み等の新しい取り組みも進めております。

なかなか企業さんにおかれましては実際には様々な業態業種ありますけども、法人税は収めていらっしゃって、固定資産税も納めていらっしゃって、その中で強制的に水の使用量に対して町独自でお金をかけるということは地価がつながっているところも含めてなかなか難しいと考えております。そうした中でも、先ほどお話ししましたように、これまで県とも連携しながら企業さん等もお願いをしながらいろんな条件を獲得してきたところでございますので、今後も引き続きよりよい形にできるようにしていきたいと、そのように思っております。

おっしゃるように、民間企業のほうからしっかりと負担をしていただきまして、その中で農業も含めて循環する形が理想だとは思っておりますので、ただ一方で、企業経営のほう、あるいは、その影響には従業員の影響等様々あります。

また、あるいは先ほど議員のほうから増やす面で雇用賃金等のお話もありましたが、そういったものも一体的に踏まえて今後もよりよい形になるように、今まで、先ほど話したとおり、様々な条

件獲得してきましたので、引き続き県ともしっかりお話をしながら進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） これまでも町独自の自主財源の確保が非常に大切であるということで、先ほどの同僚議員の中でも自主財源をどうやって確保するかということで言われて、その大切さが強調されておりますが、まさにこの水をいわゆるタダ同然で使う、そういう方々に応分の負担をしてもらう。そのことがいわゆる自主財源につながるわけですね。それを使って農業が持続可能になるようにとりわけ田んぼでの食用米の生産、そして農業が続けられるように米を作って飯が食える、そういう農業を作っていかなければこれから、もう私も70を過ぎましたけど、農業者の高齢化はもう本当に深刻です。あと10年もすれば激減をするんじゃないと言われております。そういうことがないように米を作って飯が食える、そういう仕組みを作っていかなければ幾ら田んぼに水張りをしようということでも掛け声をかけてもそれが不可能になってくる可能性もあるわけであります。

これは日経のESGの記事がネットで出されておりますが、ESというのは、企業が環境を尊重し、そして社会的責任を果たし、そして、ガバナンスを追求をします。これからの企業はそうではなくてはいけないと、日経の関連の会社の報道であります。その報道の中でですね、先ほど言いましたように、これまで130社で2千260万トンの地下水を汲み上げてきたと。ところが、ここに来てTSMCの第一工場で310万トン、さらには第二工場で500万トンの水を使う、果たしてそれが可能かどうか。非常に疑問であると報道がなされております。

農地の拡大はもはや頭打ちです。一方、拡大の余地があるのは冬の湛水だが、こちらは水利権の問題があると。むやみやたらに増やすことはできないと。このように報道されております。

そういう意味でですね、もちろん、大津町独自で、単独でこうした負担金を求めることはほぼ難しいと思いますけど、大津の町長さんと菊陽の町長さんが先頭を切ってですね、この大津菊陽の田んぼがいかに大切かと、それを維持するための費用が必要なんだということを町長には強く求めてもらうことを要望をしておきたいと思います。

この問題はですね、1回で合意することもできませんし、また、大津町単独でのこうした行動はですね、できないかもしれませんが、ことはですね、5年、10年、50年先の問題でありますので、大津菊陽と併せてウォーターオフセットもやっとな菊陽で何か始めるような話も出てきておりますので、大津と菊陽が力を合わせて、この地下水がどれだけ大事か、そして、大津菊陽の田んぼがどれだけ役割を果たしているか、このことを県に対してもですね、強く求めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

質問の2番目はですね、同和対策事業について質問をいたします。

先般、いわゆる大津町で同和地区と言われてきました地域でですね、地元の方からこれまで同和対策事業として蚕とか養豚とか農機具の倉庫とかが造られてきたけど、もうほとんど使われていないと。そういう施設が残ってて、見た目もあまりよろしくない。何とかできないかという御相談を

受けまして、町の例規集を調べてみました。ここに出されているのが、私が見つけたのは、少なくとも7つの規定が例規集に残っております。畜舎施設貸付規定、花木共同集荷施設、養蚕飼育施設、堆肥舎施設貸付けと、こういった7つの規定がありますが、このいずれもほとんど用を達していないと言われております。一刻も早くこうした必要のない規定は見直しをして、そして、そのせつかくの用地でありますので、町の普通財産にすれば、これを代替地等にも使えるのではないかと思います。本来であればもうとっくに使用されていないのであれば規定を見直さなければならないと思いますけど、これをどういう扱いをされるのかお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の2つ目の質問、すでに実態のない農業施設など実態に即して廃止して活用の質問にお答えいたします。

同和対策事業により整備された農業施設の貸付規定が残っているが、長年利用されていない。施設自体が老朽化しており、景観的にも問題があるので、町として有効活用をするべきではないのかとの御指摘かと思います。

同和対策事業については、同和問題解決のために1969年に制定された法律で、同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することが目的とされていまして。そのため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図るなどの措置が規定されていまして。同法は10年間の時限立法でしたが、3年間の延長ののち、1982年3月に失効したことに伴い、新たに同年4月から地域改善対策事業特別措置法が5年間の時限法として制定され、1987年3月に失効しましたが、法律が失効すると取り組みが遅れている地方公共団体の財政負担が増し、事業の推進が困難になることから、今後とも国の財政措置を定めた特別立法が必要であることから、同年4月に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に引き継がれました。同法は1992年に5年間延長されることとなり、1997年3月に失効を迎えたが、同年4月に残事業処理のため5年間財政上の特別措置をとる再改正法が施行されました。

最終的に国策としての同和対策事業は2002年に終了しましたが、大津町においても、同和対策事業により、道路整備などのインフラ事業、社会福祉や教育向上のための隣保館・児童館、公営住宅の設置などの生活環境の整備、雇用創出などの諸産業助成として、農業施設が整備されました。

養蚕施設などの農業施設については、当時、部落差別解消の課題の一つに収入の安定があり、その解決のため、養蚕施設のほか、豚舎、からいも貯蔵庫などの農業施設が建設されました。

養蚕施設では、一番多いときで8件が養蚕をおこなっていましたが、安価な中国産絹糸の流通により、次第に国内の養蚕業は衰退し、平成24年に使用されなくなりました。また、豚舎などについても利用者の高齢化による離農などにより使用されなくなり、現在は農業施設として農政課で管理をしています。使用されていない施設は、蚕飼育所が2か所、豚舎1か所、作業所1か所があり、堆肥舎や農機具保管庫、からいも貯蔵庫は1件の農家が現在も使用されております。その他にも、いくつかの施設がありましたが、既に普通財産に移管し、売却するなど有効活用させていただいた

土地もあります。

現在の状況としましては、施設が使用されなくなっからしばらく時間が経過しましたことと、また、近隣の土地の動きも加速しておりますので、地元と協議を現在行っているところです、具体的には令和4年度より使用されていない蚕飼育所2か所と豚舎1か所、作業所1か所の施設の今後のあり方について、地元の農家組合などと協議を進め、4か所の施設については地元農家組合で使用する意向はないことを確認させていただいており、最終的な地元の意向が決定した場合、町として有効活用できるような方法を検討する旨を伝えております。今後は、地元農家組合などと最終的な意向確認を経た上で、行政財産から普通財産に移管し、地域はもとより町としても有効活用ができるような方法を検討を進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） いわゆる同和対策事業で一定の過去にですね、効果を果たしてきたことは認めますが、既に実態がないということで、地元からいわば迷惑施設になっているということです、一刻も早く整理をしていただきたい。ちなみに、お隣の菊陽町も同和問題が非常に激しかった自治体であります、菊陽町の例規集を調べてみましたが、こうした例規集はもう1本も残っていません。実態のない例規をですね、いつまでもこうやって、いわゆる放置したのは行政の責任もあると、非常に問われなくちゃいけないと思いますので、一刻も早く整理をしていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

3問目は、あけぼの団地に来客用駐車場をということで、令和4年ですからもう2年前にこの団地に来客用駐車場は必要ではないかと質問をいたしました。そのとき、検討するということでありましたが、あけぼの団地は、約400戸、正確には確か412戸だったと思いますが、来客用の駐車場が1台分もない。前回も言いましたけど、まさにこれは行政の怠慢ではないかと私は言わざるを得ないと思います。しかも駐車場の設置スペースは十分にあると、先般の議案質疑の中で、令和5年の使用料が353万円と答弁いただきました。1台、1か月1千円ですので、1万2千円で割りますと294台分、300台未満ですね、あけぼの団地の駐車場は、各戸に1台分は確保されているということで、少なくとも412台分の駐車場が確保されているはずなんです。ですから、実際使われている294台分との約100台分が空きスペースになっているはずなんです。ですから、来客用駐車場を設けるスペースがないなどはまさに理由にならないということであります。

今日の同僚議員の質問からもありましたけれど、私も知り合いのところに以前停めましたら、ものすごい勢いで怒られました。ここはよそから来た人は停めちゃいけないと言われたわけであります。そういう意味でですね、400件の住宅があるのに1台も来客用の駐車場がないというの改めて言いますけど、行政の怠慢ですよ。この写真を見てください。菊陽町の原水町営団地ですね。ここは約30世帯の団地ですが、この写真は来客用専用駐車場が6台分確保されております。大きな看板です、来客用駐車場、ここは町営住宅の専用駐車場です。御用のある方のみ御利用できますということで、私が写真撮りに行ったときは1台もまだ停まってませんでしたけど、そういう

意味ですね、団地の方からも来客用駐車場をつくるスペースはあるということですので、直ちに
来客用の駐車場を確保するべきではないかと思えますけどお尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の質問にお答えいたします。

町が管理している公営住宅等は今年8月末現在で20団地870戸です。そのうち、あけぼの団地は412戸を管理しております。

駐車場につきましては、以前の質問の中でも申しましたとおり、町営住宅駐車場取扱要綱の中で、1戸につき1台の駐車場と明記をされておりますので、412戸分の駐車スペースを確保しているところ です。

議員がおっしゃるように、あけぼの団地における来客用駐車場については、住まう上での利便性の観点等から要望があることは認識しておりますし、これまでも様々な検討を行ってきました。限りある敷地の問題や設置後の管理方法などクリアすべき問題もありますので、駐車場管理組合に協力をいただきながら、また、団地ごとの個別計画の中で実施に向けてさらに研究していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の質問について御説明いたします。

町長が申しましたとおり、町営住宅駐車場取扱要綱第9条第2項に、駐車場の使用承諾は1世帯につき1台とすると規定されており、あけぼの団地も1戸1台分の駐車場を整備しているところでございます。

あけぼの団地は昭和50年代に建設された団地であり、当時の状況では各世帯に自動車が1台というのが一般的であった背景もあったことで、1世帯につき1台でも充分に対応できていました。そうしたこともあり、建設当初は1世帯1台分の駐車場も整備がなされていない状況でしたが、その後、整備改修が行われたことによって一定の駐車場が確保されることとなりました。

令和4年3月の議会の一般質問で、荒木議員のほうから来客用駐車場としてコインパーキングなど配慮が必要ではないかという質問を受けまして、実施に向けて、駐車場管理組合や業者と検討を行いました。導入費用及び運転費用を考えると、毎月の赤字見込みなど採算性が取れないこともありコインパーキングの整備を断念しております。これにつきましては、令和4年9月議会の議会答弁事項の対応状況調書の中で回答をさせていただいたところでございます。

先日、駐車場管理組合と担当課で協議する中で、駐車場の取り扱いについて、令和6年5月以降、各棟前の駐車場の区画割り当てを、固定からフリーに変更したことで、また、日中であれば、別居家族等が入居者の棟の前に空いている駐車スペースに停めてもらっても構わないなどを確認しました。これにより、日中であれば、あけぼの団地入居者をある程度訪問しやすくなるのではないかと
いうふうに思っています。

しかし、夜間につきましては、本来停める入居者の駐車スペースの確保のために同様の工夫は難

しい状況ですので、例えば、大規模改修の工事などで使用する際の仮住まい先として確保している、政策空家の駐車スペースの分の一部を来客用駐車場として活用できないかなども引き続き検討していきたいと考えております。一方で、一部の民間賃貸マンション等でもまれに来客駐車場のスペースを整備しているケースがありますが、一部の世帯が占有してしまう等のトラブルもあるようなので、公平性を保てる適切な管理と合わせて駐車場管理組合と話し合いながら可能性を見出していきたいと思います。

また、令和4年度に大津町公営住宅等長寿命化計画を更新しており、この計画を基に、今後の団地ごとの個別計画を策定していく中でも、駐車場についても検討を重ねていきます。

ただ、個別計画を実施していくには時間もかかりますので、駐車場の短期的、中長期的な計画も併せて検討し、よりよい入居者の利便性が高まるような整備運用ができればと考えております。

ちなみに、菊陽町のほうではですね、町が管理している9団地のうち2団地について来客駐車場があるそうです。それにつきましては、建替えや解体をきっかけに新たに駐車場計画を立てまして駐車場整備を行ったということになっているということでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 時間がきましたですけど、いずれにせよ400世帯の団地にですね、1台も来客用の駐車場がないというのは怠慢としかいいようがないです。直ちにですね、別にコインパーキングにこだわったわけじゃないです。看板を立てればいいだけです、来客用駐車場と。行政としてですね、最低の責任を果たしていただきたいと、このことを述べて質問を終わります。

○議長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時12分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第6回大津町議会定例会会議録

令和 6 年第 6 回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第 3 日)						
令和 6 年 9 月 1 3 日(金曜日)						
出席議員	1 番	大 村 裕 一 郎	2 番	田 代 元 気	3 番	時 松 智 弘
	4 番	面 川 秀 貢	5 番	大 塚 益 雄	6 番	三 宮 美 香
	7 番	山 部 良 二	8 番	山 本 富 二 夫	9 番	豊 瀬 和 久
	10 番	佐 藤 真 二	11 番	大 塚 龍 一 郎	12 番	坂 本 典 光
	13 番	永 田 和 彦	14 番	津 田 桂 伸	15 番	荒 木 俊 彦
	16 番	桐 原 則 雄				
	欠 席 議 員					
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 記	荒 木 啓 一 飯 塚 彩 菜			
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長	吉 良 元 子	
	副 町	長	工 藤 あ ず さ			
	総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博		
	住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美		
	健 康 福 祉 部 長	大 隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治		
	産 業 振 興 部 長	白 石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎		
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆		
	総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳				
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲				
	会 計 管 理 課 長 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎				

議 事 日 程（第 3 号） 令和 6 年 9 月 1 3 日（金） 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 2 一般質問

○議 長（桐原則雄） 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山本富二夫議員。

○ 8 番（山本富二夫議員） 皆様、おはようございます。早朝から傍聴に来ていただきありがとうございます。今年はいろんなものが値上がりし、町民の生活は厳しさを増すばかりです。また、猛暑が続いており、体調管理には気を付けて熱中症対策をして乗り切ってください。畑作農家の人たちは猛暑で土が乾燥し、作付けができない状態ですが、大変だと思います。今回の質問は 3 問を、町民の相談を受けて、8 番議員、山本富二夫が通告書に基に質問をします。

大津町の不登校等の問題についての対応・検討について。

去る 8 月 3 1 日、熊本市教育委員会遠藤教育長の「増え続ける不登校生徒、どうする学校、どうなる子どもたち」の講演会に出席して、遠藤教育長の講演と意見交換会、全体討論会での全国で不登校生徒が 3 0 万人だが、病気療養やその他家庭の事情等で 4 6 万人の生徒が長期の欠席をしていると言われておりました。

熊本市は今年から学校とフリースクールとの話し合いの場を設けたが、公的な助成は教育委員会では国の法律でできないと言われておりました。福岡県から出席されていたフリースクールの代表者は、私学支援課よりフリースクールに対しての支援があると言われておりました。遠藤教育長も教育委員会以外の福祉課やその他部署の連携でのフリースクールへの支援を考えていきたいとも言われておりました。

印象に残った質問は、引きこもりの親の「行政やフリースクールに相談したが、自分が期待した

ほどの回答はなく、失望した」と発言をされたのが印象に残りました。不登校の子を持つ切実な親の悩みだと感じました。

全国的な不登校の問題ですが、今回は大津町の不登校児に対しての教育長の認識と対応について聞きたいと思います。

資料1をお願いします。

これは大津町の不登校の現在の表なんですけども、菊陽町と合志市と菊池市のものも菊池郡市平均で出しております。大津町も年間も通して見れば小・中学生の不登校児は学年末は195名にのぼる。今年度のデータベースでは夏休み明けには前年を上回るペースで増えるであろうと想像します。町や学校は不登校の傾向のある児童生徒の早期の発見を見極めることが重要だと思うので、先生方への指導のマニュアルを町独自で作成すべきだと感じました。

資料2を見ていただきたいと思います。

いわゆる不登校特例校設置者一覧であります。政府も令和6年2月29日に学びの多様化学校の設置に向けて手引きの改定についてを各都道府県、教育委員会、指導主事、主幹宛に出しています。令和4年度不登校児童は小・中学生で30万人と過去最高の多さであります。文部省では、令和5年3月31日に誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校、COCOLOのプランを取りまとめるとともに、昨年6月16日に教育振興基本計画に不登校児生徒の多様な教育機関の確保に向けての各都道府県に1校以上、分教教室型も含めて300校の設置を目指すと書いてありました。教育外での学びの児童生徒に提供することが大事だと思います。

大津町も教育外での学びの場の提供をするとともに、考える時期にきていると思います。

資料3を見ていただきたいと思います。

これは大津町の1つのフリースクールの教育現場であります。教育外での1つとしてフリースクールについて考えていただければと思います。フリースクールは、大津町にもあるが自分の子どもが不登校の初期の段階で親にとって、不登校当初は大きな助けになる情報提供が保護者の皆さんには伝わらなく困惑されております。

親が町に相談したときに、町は支援センターを勧められるが、子どもたちが合わなかった際、フリースクールなどより多くの居場所を周知し、まずは子どもと保護者の安心、それから多様な学びの補償をしていくことが必要かと思います。

国でもフリースクールなどの民間施設やNPO法人と積極的に連携し、情報収集をし、提供すべきとしています。

フリースクールに通う生徒児童も大津町独自の視点で就業時間や卒業証を認めて発行を考えても良い時期にきているのではないかと感じております。国の基準に捉われず、町独自の基準を検討していただきたいものです。

そこで1番に、令和6年度の大津町不登校児小学生88名、中学生107名であります。今年の6月、小学生32名、中学生46名と昨年の同月よりも増えていることについて、町は不登校の解決策に教育長はどう対策を講じていくのか。

2に、学びの多様化学校の大津町への開校を不登校対策として考えてよいのではないかと。

3に、不登校の家庭教育では、子どもがいることで親自身が仕事が限られることや、食事や電気代、送迎などいろいろなことでお金がかかることで生活が厳しい家庭もあると聞いております。不登校の家庭への支援またはフリースクールへの支援等を考えて進めていくのはいかがかと思い、教育長の見解を聞きます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。山本議員从不登校児童生徒の解決に教育長はどう対策を講じていくのかの御質問にお答えいたします。

本町においても全国の傾向と同じように、不登校児童生徒は、令和3年度から急増する傾向にあり、今年度の不登校児童生徒の状況も、昨年度と同じ傾向で推移しています。不登校児童生徒数は年間30日以上欠席した人数を計上することとなっており、仮に不登校が解消しても数字としては残るシステムになっています。とは言え、山本議員からもありましたように、昨年度は不登校児童生徒数が195人にものぼり、本町においても大きな課題であると認識しています。

この195人につきましては、全日欠席の児童生徒はおりませんが、年間30日から60日欠席した児童生徒の割合が最も多くなっています。

不登校の要因は様々であり、時には登校しないことがその子どもの心身の安全や安定を保つ上で必要な場合もあります。個々の不登校児童生徒の困り感等を探りながら、学校復帰のみを目標とせず、将来にわたる社会的自立に向けた支援のあり方を探りながら対応しているところです。

不登校児童生徒にとって、登校しない日が重なり学校での学習等が断続的になってしまうことは、自身の学力や学校生活上での不安感等が増幅し、さらに学校から遠ざかってしまうことになるのではないかと考えます。教育委員会としましては、不登校状態にあっても、その学びを継続するという視点で、教室外での学びの場の確保等について、学校や関係機関と連携しながら様々な取り組みを行っているところです。

文科省ではすべての児童生徒が安心して学ぶことができるよう令和5年3月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランを、令和5年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定しました。このパッケージでは、特に、地方公共団体等において取り組まれないこととして、不登校の児童生徒すべての学びの場の確保に関し、校内教育支援センター未設置校への設置促進及び学校内外で支援が受けられていない児童生徒への教育支援センターのICT環境整備や、アウトリーチ機能等の教育支援センターの総合的拠点機能の強化が掲げられています。これらは、いずれも国に先駆けて本町では整備を進めてきたところであり、今後、さらに強化を図っていきたいと考えています。

続いて、議員御質問の学びの多様化学校の開設を不登校対策として考えてよいのではないかの御質問にお答えします。

パッケージでは、学びの場の確保として、全国に学びの多様化学校の設置も推奨されました。

学びの多様化学校とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実

施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき、学校を指定し、特別な教育課程を編成して教育を実施することができる学校のことです。平成28年12月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立し、第10条においては、国及び地方公共団体が学びの多様化学校の整備及びその教育の充実のために必要な措置を講ずることが努力義務とされました。

その設置形態も廃校などの学校設備を活用する学校型や、一般の小・中学校を母体とする本校をもち一部の学級のみを指定する分教室型、高等学校等において一部のコースを指定するコース指定型、さらには今後設置が検討されています分校型などがあり、令和5年4月時点では、全国に24校の学びの多様化学校が設置されています。

学びの多様化学校を設置するには、県との情報共有の元、対外発信や人事配置等の多大な予算の確保と時間を要することが予測されます。文部科学省も、学びの多様化学校を各都道府県・政令指定都市で1校以上の設置を計画的に進めるとしており、それを町内において設置することは、現段階では考えていないところです。教育委員会としましては、今後も一人一人に合った学びの場を確保するため、学校内における校内教育支援センターとしての教室設置や支援体制の整備、町教育支援センターの機能強化及び民間教育施設等との連携による学びの場の提供を充実させていきたいと考えています。

続いて、フリースクールの活用と補助金支給を考えてはどうかの御質問にお答えします。

フリースクール等の民間教育施設は、学校や教育支援センターに通えない児童生徒の学びの場の確保という観点では、大切な教育施設であると考えています。先ほども触れましたが、教育委員会としましても、町内外の民間教育施設等を訪問し経営方針や活動内容等の情報共有をさせてもらい、校長会で提供しています。特に、現在、民間教育施設等に通っている児童生徒が在籍する学校においては、当該校長が教育施設を訪問して児童生徒の学習状況や生活の様子等を把握したり、個々の状況に応じて学校行事等への参加を促したりしています。

なお、補助金支給につきましては、現在、就学援助の対象の児童生徒に対しては、就学援助費を支給しており、それを持って民間教育施設等に通う児童生徒の保護者への経済的な補助としていくところですが、

不登校児童生徒への対応の詳細につきましては、この後、教育部長よりお答えいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。山本議員からの不登校児の解決にどう対策を講じていくのかについて御説明をさせていただきます

教育委員会では、不登校児童生徒への対応マニュアルとして、県教育委員会が毎年作成しています不登校対策重点取組事項を準用し、年間をととして校長会、教頭会及び不登校担当者会等で周知を図るとともに共通実践をお願いしているところです。共通実践の一つである「愛の1・2・3運動+1」の実践をととし、現在でも、教職員による家庭訪問は継続をしており、保護者との対話をとおして児童生徒の状況や保護者の願いや思いを共有するよう努めています。

また、文科省は、8月29日に校内教育支援センターの全国での公立小中学校での設置率が7月時点で46.1%だったと公表をされました。本町には、すでに両中学校に校内教育支援センターを設置しており、児童数の多い3つの小学校内にも学校独自の校内教育支援センターを開設をしています。校内教育支援センターは、校内フリースクールなどとも呼ばれ、学級に入れない児童生徒の居場所を確保すること、悩みや不安を抱えた保護者の相談活動を行うことを目的としています。そこでは、教員や町独自の教育相談員が、児童生徒が自分のペースで生活や学習ができるよう、保護者が子どものことで相談ができるよう、スクールカウンセラーなどとも連携しながら支援に当たっています。

さらに、本町の不登校児童生徒対応の拠点といえる町の教育支援センターでのこれまで行ってきた児童生徒への対応、保護者や教職員の相談活動をさらに充実をさせることにより、学校の対応と校内教育支援センター及び町の教育支援センターを軸とした不登校児童生徒への対策を講じていきたいと考えています。

毎年、年度始めには、全児童生徒への家庭に対して、町教育支援センターのチラシを配布し、役割等について周知を図ってきたことですが、保護者の中には、相談場所を知らずに、依然、我が子の不登校状況を家庭で抱え込んでおられる方々がおられることも予想されますので、より多くの児童生徒、保護者に活用していただくためにバスキャッチ等により継続して周知に努め、対話を重視した相談体制づくりの強化に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ただいま教育長から大津町の校内の支援センターの充実を進めているということで、私としてもぜひ校内であっても、不登校の児童が校内に来れるような取り組みを今後ますます進めていっていただきたいなと思います。

もう一つ質問したいのですが、福岡県から出席されたフリースクールの代表者の方が、教育委員会ではなくて私学支援課よりフリースクールそのものに対しての支援があるというふうに言われました。また、福岡市の遠藤教育長も教育委員会以外の福祉課やその他の部署との連携でのフリースクールへの支援を考えていきたいと言われました。このことについてもう一度お尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 山本議員の再質問にお答えします。

私もその会に参加したわけではございませんので、どのような内容であったかわかりませんが、山本議員がおっしゃった、その言葉だけ捉えますと、まず、福岡のほうで私学支援課、つまり熊本県でいうと私学振興課ではないかなと思います。こちらは私立の学校への補助とか様々な対応をするところでございますので、私立学校としてそういう民間教育施設がある場合には、そういう補助があるのではないかなというようなお答えだったのではないかなと考えております。

また、2点目の福祉課とか、大津町でいいますと福祉課、子育て支援課等がございますので、そういうところとの連携と考えますと、先ほどお話をさせていただきましたような就学支援援助であったり、あるいは、準用保護とか、要保護とか様々な家庭への補助がありますので、そちらのほう

に関してのお話だったのではないかなと思いますが、ちょっとそれ以上詳しくわかりませんので、以上、お答えさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 私が聞いたのでは、福岡市の場合は、フリースクールに対して支援があるということではと言われておりました。

1 問目はこれで終わります。

2 問目に入ります。

今のままでは鳥獣被害が街中まで及ぶと考えるの対策をということで、町長にお尋ねします。

今年は鳥獣被害の駆除依頼がからいも農家や畜産農家、水稻農家から私にも駆除依頼がきます。多くの農家から猟友会に対しては毎日のように駆除依頼があると聞いております。被害農家全体の代表である立場としての質問をします。

今まで農政課の努力で電柵設置など鳥獣被害対策は、一部では効果があり、被害を抑えております。

資料4を見ていただきたいと思います。

これは今年7月19日、内牧畑地区での被害写真であります。ここは90アールの畑なんですけれども、法面の被害は猪によるもので、5頭ぐらいで1晩での被害状況であります。

また、下のほうの写真につきましては、鹿の稲の食害の現場であります。これはピンクのは、食害の後に農家の方が張られたピンクのテープなので、これにより鹿はピンクは嫌いますので、その後被害はありません。畜産農家の方が畑地区におられるんですけども、牧草の草が伸びないということで、夜の9時頃に御夫婦で牧草地を見に行ったら、最初の日は10頭、2日後には18頭が牧草を食べていたので、電柵をすぐにはりめぐらして被害を今現在抑えられているという状況です。猪や鹿は、3年ぐらいしたらこの電柵についても復習し、どこか電柵が切れてないところから入ったりすることもあります。

私も実際に夜の10時頃内牧区を軽トラで、内牧区の中でも畑井手のほうを巡回したときに、猪1頭と鹿10頭が目の前で確認されました。毎日現在、内牧だけでもなくて、大津町の山間地では、猪や鹿が日常的に田畑をめぐらし、荒らしているものと考えております。大津町の獣環境は太陽光発電所ができ、工場などの開発で住み場がなく、町中心部まで出没し、町民に被害が出るかもしれません。

警察は、街中での猟銃での殺処分は現時点では認めないと思いますが、一番早く捕獲でき、町民への被害を出さなくてすむもので、警察と町は協議をこの猟銃についての街中での使用について検討、協議していただきたいなと思います。

特に猪は、人に向かって突進してくるので危険であります。夜8時過ぎたら山林や田畑地域が近くにある方は1人で散歩やジョギングなどをする場合は、猪との遭遇の危険があるので、より注意喚起を町のほうとしてお願いしたいなと思います。

次に、今年6月に佐賀県内で豚コレラが猪より確認されました。熊本県内に猪も豚コレラの発生

が確認されたら、養豚農家は脅威になると感じます。昨年は2月にJA菊池、森林組合、猟友会、農政課の打ち合わせがありましたが、今年は開かれないうち現在に至っている状態です。隊長も班長も決まっていないので有害駆除隊の活動ができない状態であります。農政課は2回有害駆除隊の総会を開きましたが、2回の流会で総会がその後開催されていない状態です。農家の作物被害は増えるばかりですが、農家として農政課の考えが理解できません。農政課に「総会の開催は開かれるか」と聞いたら、「開きます、大丈夫です」と言われましたが、未だ開かれていない状態です。

町全体の作物被害が増大するばかりだが、農家は収量が減れば収入金額が少なくなり農業経営が苦しくなります。有害駆除隊に駆除依頼ができるが、総会が開催されていないから有害駆除ができない状態が今現在の大津町の状態です。農家から毎日のように猪や鹿の駆除の依頼が来ても、また、被害が出ていてもできない状態が続いております。農政課が大津町有害駆除隊の総会を開く気があるのか、熱意が私には伝わりません。農家としては迷惑をしているので、農政課は被害農家の意見を汲み上げてもらいたいと感じております。

内牧区は、被害は7月22日に農政課の職員による現地調査をしていただきました。今は飼料米田で猪がもう水張りを、刈り取る前なので水を張らなくしたところ、猪は水が入っていると水田には入りませんが、水を抜いたら稲の中に入ってきて、飼料米を倒している状態です。牛は、猪の入ったいがわらは臭いがつくので飼料としては食べません。それと猿が定住し過ぎて民間の庭先まで来ているのが瀬田地区の現状であります。瀬田地区では、村中の、それも上井手、下井手とあるんですけども、上井手を過ぎて、下井手を過ぎて、白川の近くまで来て堂々と家庭菜園の野菜類を持ち帰って行く状態だとあきれて住民の方はおられました。上井手沿いに十数匹から20匹の猿がいると観光客の方が珍しいので写真を撮っている姿も見ます。人慣れし、人を怖がらない猿や猪、鹿も街中近郊に餌がなくなれば街中に餌を探しに出没し、住民に被害を与えるかもしれない状態にきています。

警察と町と猟友会の方と街中の猟銃使用を協議する時期にきていると思いますが、町はどう考えているのか、3つ質問します。

街中に出没した鹿や猪の捕獲には大変難しいとは思いますが、猟銃使用も警察と協議を重ねてもられないかということと、法面被害の大きな被害農家の復旧工事は町の対応で半額でもいいのでできないか。有害駆除隊の総会が開催されていないのはなぜか。以上について、町長の見解をお聞きます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） おはようございます。山本議員の2つ目の質問、鳥獣被害が増加している。街中まで来て町民に被害が及ぶと考えての対策についてお答えをいたします。

一つは、人が居住する区域での猪や鹿の捕獲の際に麻酔銃の使用を警察と協議できないか。二つ目は、猪や鹿により農作物だけでなく農地自体に大きな被害が発生した場合の復旧工事を町で対応できないか。三つ目は、捕獲隊の総会が開催されていないため被害農家が困っている。捕獲隊の総会が開催されていないのはなぜかとお尋ねかと思っております。

最近の町の現状としまして、菊陽町でのJASM進出に伴い、関連企業の進出も相次いでおります。特に工場に近接する室地区や杉水地区においては、宅地はもちろん農地のみならず山林においても開発が進んでいるのが現状です。

これまで、この山林を従来の棲みかとしていた猪や鹿、猿などの野生鳥獣が人の生活圏に出没してきており、その件数は年々増加しております。捕獲数においても、5年前の平成30年度捕獲総数は84頭でしたが、令和4年度は478頭が捕獲されており、5年間で約5.5倍程度に増えている状況です。

特に町中心部においては猿や鹿の目撃情報が増加しており、人や住家に被害が及ばないか懸念するところです。

議員一つ目の質問にあります町中での麻醉銃の使用についてですが、有害鳥獣捕獲のために麻醉銃を使用する場合、都道府県知事の許可を受けたものに限り実施が可能となっております。しかしながら、対象とする鳥獣は、原則としてニホンザルとされております。ニホンザル以外の猪や鹿などの大型の獣類に対して麻醉銃を利用する場合、麻醉薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻醉銃で撃たれたことにより対象個体が興奮し、捕獲者や周辺住民、住宅等に重大な危害や損害を及ぼす可能性があるため、原則として許可していないこととされております。ただし、人命に関わる危険性等を踏まえてもお安全かつ確実に麻醉銃を使用することが可能と判断される場合にあってはこの限りではありませんが、実施する場合には警察などと密接に連携・協力して慎重に検討する必要があると考えております。

次に、猪や鹿により農地自体に大きな被害が発生した場合の復旧工事への対応について、町として有害鳥獣による被害防止のための捕獲活動や、被害防止のための電気牧柵等への補助などを実施しております。有害鳥獣対策には、農家による自己防衛対策が原則となっており、発生した農作物被害への被害に対しては、農業共済による被害補填や減収に対する収入保険制度などがあります。

議員御承知のとおり、水害等による農地災害に対する復旧事業については、被害規模にもよりますが町による復旧対応が可能な場合もあります。現在のところ、大きな地震や水害で見られるほどの規模での鳥獣による農地被害は町内において確認はできておりませんが、今後大規模な農地被害が発生することも想定し、県などの関係機関と連携し、多面的機能支払交付金事業による対応や、災害復旧事業メニューの可能性も含めて研究をしたいと考えております。

三つ目の、捕獲隊の総会が開催されていないのはなぜかという質問について、現在、事務局を担っている町としては、日程などの調整を行い、議員からありましたとおり、総会は開催はされたものの、内部で議案の承認に至らずに流会になったと把握をしております。

現在、新体制でスムーズな対応ができるよう捕獲隊隊員の皆様の御理解と御協力をいただけるよう協議を進めているところです。

詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） おはようございます。私からは有害鳥獣対策の現状について御説明し

ます。

議員御指摘の現在の農作物の被害状況につきましては、しっかり農政課のほうで認識をしているところでございます。町におけます現在の有害鳥獣対策への取り組みについてですが、大きく3つの対策で対応を行っております。1つ目は、大津町有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動、2つ目は、各地域で立ち上げられた地域駆除隊による捕獲活動がございます。また、3つ目は、農家による電気牧柵の設置に対する補助を設け、自己防衛をお願いしております。なお、有害鳥獣が嫌がる環境をつくるのが対策の第一歩であり、熊本県が推進している「えづけSTOP!対策」として、耕作放棄地や竹林などのやぶの適正管理を行い、隠れ場をなくすこと、また、収穫しない野菜や果実、生ごみなどの放置をなくす「エサを与えないこと」などの有害鳥獣を寄せ付けない対策も推進しているところでございます。

また、住民の皆様から有害鳥獣の目撃情報や被害情報を提供してもらい、その対応をスムーズにするために、スマートフォンから操作ができる「ロゴフォーム」を構築し対応にあたっているところでございます。

御質問の町中に有害鳥獣が出没した場合の対応についてでございますが、現在は通報を受けた後、すぐに現場に向かいまして、空砲等の音で威嚇し追い払う方法を取っておりますが、有効な対策とはなっていないのが現状でございます。

また、他県ではクマの市街地出沒対策に関し、現在は、市街地での銃の使用は警察官職務執行法に基づき警察官が命じた場合に限られておりますけれども、鳥獣保護管理法を改正し、市街地での銃猟が可能になる要件を条件付きで緩和しようとする動きも出てきているようでございます。人に被害が及ぶ可能性がある場合を想定し、麻酔銃の使用についても警察と協議し、捕獲手段につきましては、捕獲隊に御相談しながら対応していきたいと思っております。

次の有害鳥獣によります被害にあった農地の復旧工事につきまして、私も現場を見せていただいております。現状ではですね、自然被害などの補助制度はありませんが、被害にあわれた農家に対し、有害鳥獣対策として何らかの対策がないか県と協議を行っていききたいと思っております。

最後の質問の総会の開催されていないのはなぜかにつきましては、今年5月と7月に2回の総会が開催されておりますけれども、未承認の議案が残っている状況でございます。有害鳥獣対策における捕獲活動及び予防活動におきましては、猟友会の協力は必要不可欠だと考えておりますので、町事務局としましては、今月中にですね、総会の開催をお願いしながら、総会成立に向けてしっかりと対応させていただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 豚コレラの件でちょっとお尋ねしたいと思っております。

国からの依頼で豚コレラの血液検体検査の依頼がきていると町に思いますが、これはちょっと聞いた話ですが、大津町で実施しなければいけない検体検査を菊陽町の猟友会に依頼されたみたいだが、菊陽町の猟友会から大津に依頼された検体検査はできないと言われたとお聞きしました。検体

検査の提出期限は迫っております。町は検体検査をどうされるつもりなのか。

それと有害駆除隊の総会は遅れているので、部長、自ら総会の開催に取り組んでいてもらいたいと思いますが、その２点について部長にお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 山本議員の再質問にお答えいたします。

まず、１点目の豚コレラの血液検査の依頼についてでございますけれども、現在、野生の死因におけます豚熱ウイルス拡散防止と発生予防対策として国からの要請により、熊本県が県の猟友会と委託契約を結び、年間３００頭分ですね、猪の血液などの検体をですね、家畜保健衛生所に提出を依頼し、検査が行われている状況でございます。

大津町にもですね、養豚農家にとっても大変この活動を心強く、豚熱のですね、発生予防と蔓延防止にも大変有効な取り組みだと認識しております。猟友会の皆様に御協力いただいていることに大変感謝申し上げます。現在のですね、委託状況につきましては、町としまして県のほうが委託を行っておりますので、その状況を確認をさせていただいて、また猟友会のほうに御相談させていただきたいというふうに思っております。

それから、２つ目の総会の開催でございますけれども、総会の開催につきましてはですね、２回開催をお願いをしたところでございますけれども、また再度ですね、今月中には捕獲隊のほうをお願いをしてですね、しっかり御説明をさせていただいて、開催の成立に向けてしっかりと対応させていただきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○８番（山本富二夫議員） 部長が今の心強い捕獲隊の総会についての御意見いただきましたので、早目に総会が進んで捕獲隊の活動ができるようによろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

T S M C 進出以後の大津町の農地転用面積は何ヘクタールかということで質問させていただきます。

大津町の現在の状況を見ると、街中心部では田畑に数多くのマンション開発が進んでいる。また、その他地区でも住宅開発が進んでいる。引水地区では、東京の大手不動産会社が大型の住宅開発を発表された。今まで山林や畑地帯には大型の重機が入り、大規模開発が行われているのをよく見かけます。大津町の農地転用面積は、２１年、２２年、２３年度とありますが、２３年度で件数として１２０件、面積として２４．７ヘクタールが転用されております。T S M C が２０２１年１０月以降、菊池地域で１６４ヘクタールの農地が別の用途に転用されたと聞いております。農工商併進を掲げ、商工業の発展と農業振興を平行して進めてきた大津町は、杉水地区の３２５沿いの工業団地造成や中九州横断道路の計画、インターチェンジ計画も計画されており、周辺は半導体関連の集積が進んでいる状況です。

２３年度は農地転用が２４．７ヘクタールと著しい増加ですが、農業委員会以外での開発も進んでおります。

そこで、農業振興をどう進めていくのか。農家の要望を汲み取ってもらいたいと思います。2に、代替農地の確保は、農家の要望に応じて答えられているのか。その点についてお聞きします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の3つ目の質問、T S M C進出以降の天津町の農地転用面積は何ヘクタールくらいについてお答えをいたします。

一つは、山林や畑地帯において大規模な開発が行われ、農地が減少する中、町農業振興をどう進めて行くのか。二つ目は、代替地を要望する農家に対して、どのようにして代替地の確保を進めているのかとのお尋ねかと思います。

天津町においては、半導体関連企業の進出に伴う開発や宅地開発により、農地転用が増加しており、令和3年度は14.7ヘクタール、令和4年度は18.5ヘクタール、令和5年度は24.7ヘクタールと直近3年間で合計57.9ヘクタールとなっています。今後もしばらくは開発が続くことが予想されますので、農地転用面積はさらに増加すると考えております。

この様な中、農業は、天津町の発展と経済を支えてきた基幹産業であり、食糧や環境に直接影響する産業でもあると認識しており、それぞれの分野と連携し、農業の振興に向けた取り組みを実施しております。具体的な農業振興対策としては、町特産品である「からいも」に対する生産支援として、基腐れ病に対する消毒への補助や生産指導の実施。今年度は議会にも予算を御承認いただき、外国人の甘藷嗜好調査や消費状況など様々な調査を実施し、甘藷の消費拡大に向けた取り組みも実施する予定としております。

また、町農業の振興のためには、地産地消も重要な取り組みであり、天津町で生産された安全安心な農畜産物を町民の皆様が消費できる環境づくりが必要であると考え、町のイベント時にも地産地消に向けた農畜産物のPRを行っております。

なお、農業生産基盤整備も重要な施策であり、現在事業を進めております真木・矢護川地区における圃場整備事業の早期着工に向けて、国に対する予算要望活動も行っております。

さらに、今年度は農作業の効率化と労力軽減のためにICTなどを活用したスマート農業機械導入への支援事業も創設し、多くの農家の方に御活用いただいております。人口減少が加速していったらゆる業種で人手が不足する中、天津町のように、民間開発が進んでいない地域においても遊休耕作地が増加している傾向もございます。また、現在の就農者の年代構成を踏まえると、10年20年先を見通せば、町内農業においてもこれまで以上に担い手が不足し、遊休耕作地も増加することが懸念されます。したがって、次に御説明する農地のマッチングと合わせて、町としてより高い生産効率を見出せるスマート農業を推進することで、農家の支援と農業振興に繋げたい考えです。

今後も引き続き、農作業の効率化、農畜産物の消費拡大、ブランド化など、事業を展開し、農業振興に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、代替農地の確保について、J A S Mや関連企業の進出に伴い、農業振興と企業進出の両立を図るために県農林水産部長を座長に菊池市、合志市、菊陽町、天津町、益城町、西原村の6市

町村と県庁農政関係課長による営農継続県・市町村連絡会議、県庁農林水産部関係各課による農林水産部PT営農継続支援チーム、県北広域本部、菊池郡市4市町及び農業委員会、JA菊池などで構成される県北広域本部PT営農継続支援チームを昨年度から立ち上げ、定期的な意見交換を行うなど、相互に連携を図り、半導体関連企業の進出等に伴う農地減少に対する耕作可能な農地の確保と生産支援について、町を超えた広域的な農地のマッチングや簡易的な基盤整備の要望調査など、早急な対策を進めており、これらの取り組みにより新たな代替地を確保するとともに、営農継続に向けた支援に努めたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 再質問させていただきます。

今から大津町の優良農地が中九州横断道路計画やインターチェンジ、また、空港アクセス鉄道の計画もあり、農地が減少すると考えます。減少することで農家は町からより以上の早目の協力依頼があれば協力は惜しまないと私も考えます。だから、よければ早くわかった時点で農家に対しての説明責任を果たしていただいて、農家が安心して転用ができるような対策を町には講じていただきたいと思います。

これについて、町長としては今後優良農地の転用について、発展するために農家の意見を前向きに聞いてもらえるか、まあ早目に発信してもらえるか。それをちょっとお聞きしたいんですよ。情報発信の、今までの部分が少し遅いということなので、もうちょっとその部分を情報発信でアクセスなどが、県の計画でここにできますといたら、それを早目に農家に言っていただくとか、インターチェンジができるところは大体わかっているのわかりますけども、その点を少しお願いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

町あるいは町内に関わる県・国等の事業により開発が行われる場合には、農地の転用等によって農家の皆様をはじめ、住民の皆様に対する影響は非常に大きいので、わかり次第、あるいは早目に情報を出すべきだという御指摘かと存じます。おっしゃるとおりでございますのでそのように努めたいと思っております。

ただ、空港アクセス鉄道に関しましては、現在、まだ県のほうでルートを確定していない状況で、町としても正確な把握はできていない状況でございます。そういう状況でございますが、中九州横断道路、あるいはそのほかの町の開発も含めてしっかりとわかり次第出せる段階になりましたら速やかな情報公開と周知、そしてもちろん代替地等も含めた先ほど御説明したような御相談もしっかりと町としての責務を務めていきたいと、そのように思っております。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 町長から前向きな発言をいただき、また、私たち関係する農家も大変その点についてはありがたいと思います。

これで質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。１１時０５分より再開します。

午前１０時５８分 休憩

△

午前１１時０５分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○１０番（佐藤真二議員） おはようございます。佐藤真二が一般質問を行います。

今日は４問ございますので、簡潔にですね、進めていきたいと思います。

まず最初が空港アクセス鉄道の中間駅についてです。

資料をお願いします。

今日はですね、４つの問題が質問ありますけれど、前半の２つにつきましては、どういう状態なのかきちんと説明をしていただきたいというような内容のものになります。

アクセス中間駅につきましては、昨日同僚議員から具体的な質問があつて、具体的な内容は今後の都市マスの中で解像度を上げていくということや、現時点では、県やＪＡとの協議を続けているとのことでした。

ただ、昨日の話の中では、中間駅の話と周辺開発の話が錯綜している部分もありましたので、今日はそこには注意しながらですね、話していきたいと思います。

現時点で、私には中間駅の設置についての賛否というのはございません。中身がわからないからでございます。ただですね、その一帯的に行うという周辺開発については、その実現性を危惧しているところです。

それからですね、もう一つわからないのがこの中間駅を必要不可欠とまで言われる理由です。元日の新聞に掲載されたのが話の始まりだったんですけれども、元日だけ、正月だけにですね、中身はかなりおめでたい内容になっておりましたけれども、本当にそれだけいいのか、楽観的に考えていいのかということについて、今日は少し指摘をしたいと思います。

資料のほうは町長の３月の施政方針の中間駅に関する部分を図式化したものです。

まず最初に位置づけとして、本町が今後のまちづくりにおいて重点を置く施策の一つであるということ定義しまして、その背景には、（仮称）スポーツの森駅というものの検討がうまくいかなかったというものがあつて、ただし、アクセス空港に関しては、中間駅の可能性があるんだというようなことを説明されたと思います。

説明の中でよくわからないというか、もう少し補足の説明が必要ではないかなと思う部分ですね、この当初と信号所を活用することによって状況が変わるという部分です。

まず、１番の速達性への影響、それから、新駅ホームを町独自で設置する費用というものがスポーツの森駅では負担になるということだったんですけれども、空港アクセス鉄道の中間駅であれば、その２つを最小限に抑えることができるということです。

しかしですね、信号所での離合というのは、すべての運行においてなされるものではないんですね。例えば、3本に1本ぐらいとか、5本に1本ぐらいとかですね、そういったものです。ですから、駅をつくってその度ごとに停まっていく、快速があれば別ですけど、その度ごとに停まっていくというものに対して、これを最小限にできるという言い方ができるのか、あるいは、高架の上に設置するわけですから、少なくともプラットホームはですね。高架の上に設置するわけですから、スポ森駅をつくるのと比べれば、少なくとも費用は余計にかかるだろうというようなことが考えられるわけで、この1番、2番に関しても、まずクエクションマークがつくということです。

それから、3番につきましてはですね、さらに補足説明が必要になってくるかと思います。現状では利用者数が見込めないということになっております。

しかし、商業施設や住宅地を一帯的に整備することで利用者が増加するという今度の中間駅の話ですけれども、だったらそれはスポ森駅での検討でも一緒だったんじゃないのかなと、もう一つが、その商業施設や住宅地の一体的な整備というのが利用者の増の前提になるわけですが、それが本当に実現可能なのかということです。

それから、もう一つ違和感感じておりますのが、ここの確定事項ではないが必要不可欠であるということです。

必要不可欠なものっていうのは、通常は確定されるんですよね。それが確定されないというのはなぜなんだろうなと。確定できない要因と言いますのは、考えられますのは、実現可能性のハードルが見えないからということが大きいのではないのでしょうか。

3月の一般質問で私が大規模事業を次々と繰り出す中で、裏付けの財政計画というものが示されていませんねと。それに対して、優先順位というものを今後きちんと整理していきますというような答弁でした。しかし、未だその優先順位というものは示されておられません。その中で、この事業だけ必要不可欠というのはですね、どういうことなのかなと疑問に思うところです。

この1番下の所には、説明欄の中で、今後も実現に向けた調査や計画づくり、県やJRは基より、議会、住民の皆様および関係各機関とも含めた皆様との協議を進めていきますというふうなことを施政方針の中でおっしゃってますけれども、あれから半年経っておりますけれども、少なくとも議会に対しては協議というものは何もあっておりません。

また、県やJRとの協議があります。これは少しは進んでいるんでしょうけれども、まずこの県の話についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

この資料は昨日もちょっと出ていましたけれども、阿蘇熊本空港アクセス鉄道整備に向けた取り組み状況という、県の今年6月の資料です。これずっと見ていきますとですね、こういうタイトルの資料なんですけれども、この中にはですね、中間駅に関する記載というのは一切ないんですね。つまり、県は本当に協議に載っているんだろうかなというところが少し疑問になってくるわけです。

そして、その中にもう一つこういうものがあります。

環境アセスメントに関する部分ですけれども、その中に知事の意見として、熊本地域の地下水の涵養に大きく寄与している農地が可能な限り減少しないような施設の配置を検討すると。つまり、

空港鉄道が農地への最小限にしたいということをおっしゃっているわけですね。その中で、町のほうが、中間駅はいいとしてもですね、その周辺開発に取り組むとすれば、それはこの知事の考え方、この環境アセスメントについての考え方と反するものにはなりはしないだろうか。そういうふうなことも心配するわけであります。

そこでまず1問目は、1回目として3点お尋ねをします。

1、商業施設や住宅地の一帯的な整備、スポ森駅で一定の開発を織り込んでも利用者数が見込めないとした判断根拠との総意も含め、もう少し具体的にですね、説明をしていただきたいと。

それから、県やJRとの協議はどう進んでいるのか、県は中間駅や周辺開発にどのように関与していくのか。そして、既に民間事業者からのサウンディングを行っているということですが、この参入というのが本当に見込めるのかですね、この3点について、昨日の説明と重複する部分は要りませんので、要点を絞ってお答えいただければと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 佐藤議員の1問目の質問にお答えをいたします。

今年の3月に、私が議会で施政方針について述べさせていただいたうち、中間駅に言及した箇所についての質問かと思えます。

まず、必要不可欠と表現した、背景及び趣旨でございますけれども、こちら必要とするか不可欠とするか、必要不可欠とするか、いろいろ少し疑問もあったところですが、やはりしっかりと賛否も明らかにして、ビジョンを提示するということはスタートラインと思ってますので、そのように表現をさせていただきました。理由等はその後にもまた御説明します。

ただ、昨日も工業団地関係でお話しましたが、やはり住民の幸せというのが頭にあって、その中で手法が決まっていくと思っています。

今後、解像度も深めていく中で、仮に様々な課題があっても、それが住民の皆様の今と将来的な幸せとを合わせたときに、マイナスになるのであればそれは計画の見直しとかももちろんに考えていけないといけないものだというふうに思っています。

また、現時点で確定事項ではないと表現したのは、それは町としては必要不可欠と思っていても、先ほど佐藤議員からまさにありましたとおり、民間の話、JRの話、県の話がありますので、そこはまだ確定していないという表現でしたが、わかりにくかったようで大変申し訳ございませんでした。

まず、日本全国で少子高齢化が進み、さらに今後はそれが加速することが見込まれる中で、県内でも多くに自治体が消滅可能性自治体とされるなど、人口構造の面では一層厳しい時代になると考えております。

一方で、大津町にはTSMCや関連企業等の進出が進み、地価も急激に上昇しております。その影響もあり、工業や物流、賃貸の集合住宅、ホテル等の開発が進み、ある意味では新たな活力が生まれる一方で、定住するための戸建てや、日々利用する商業関連の開発は低調な状況です。

その背景には、町内のごく限られたエリアに住宅や施設が集中していることによる地価の高騰

が大きく影響していると分析をしております。

そうした変化の中で、大津町が持続可能かつより住み暮らしやすい町であるために、人々が定住でき、そこで、様々なサービスも選択しながら豊かに生活できる場所を整える必要性があると感じております。もちろん、そこでは、先ほど山本議員からありましたとおり、農地とのバランス、農業とのバランスも必要だとは重々認識をしているところでございます。

そうした中で、町の東部地域や南部地域、ひいては町全体の活性化を含め、先ほどお示した課題の改善・解消策として、アクセス鉄道の開通という好機を生かした、新駅設置と新たな商業や住宅への整備は、現時点では必要不可欠だと考えております。

なお、これは私の出馬の際に示している101の具体策の大綱「活気と賑わいを生む仕組みづくり」の中の50「スポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備・活性化」で示している内容とも重なるものです。署名自体は前町長の時代に出されたものですが、令和2年度上期に提出された住民の皆様からの約7千人分のスポーツの森駅新設を要望する陳情署名にも応える形で3年ほど前に行ったコンサルティング会社に委託しての可能性調査においては、既存路線を活用した「スポーツの森駅」の新設は、周辺の地形や本数なども踏まて可能性分析をすると、一定の開発を行ったとしても乗降者数が見込めないというところで、短中期での設置は難しいという結果に至りました。こちらスポーツの森駅付近でできないものが、では、アクセス鉄道でできるのかということなんですけれども、一つは本数お話と、また、今TSMCによる風向きの部分、また、スポーツの森駅にしましては、コンサルタントの示したデータによりましてもすぐに近接にかなり広いスポーツの森が広がっていて、その開発は難しい。また、北側も住宅がある。さらに、西側のほうはある意味崖のような段差になっているというところが非常に影響しておりまして、その中で1千名を目安にしたときにかなり厳しい状況という御説明をさせていただいかと思います。

しかしながら、スポーツの森駅ではなく、そのスポーツの森の至近とは言えないまでも比較的アクセスしやすい場所にできることを想定している空港アクセス鉄道の中間駅については、現在、県JRとの意見交換や民間へのサウンディングを行ってきた中では、十分に実現可能性があるとともに、多くの住民の皆様の御期待にも応えられるものだと考えております。

なお、陳情書の趣旨としては、主に駅ができることによる公共交通という観点からの付近の利便性向上、スポーツの森の利用促進と活性化、そして肥後大津駅瀬田駅間のエリアを発展することによる町全体の発展を機とする内容となっていたかと思います。

また、議員御指摘の空港アクセス鉄道中間駅関連につきましては、まちづくり町民懇談会でも住民の皆様にお示しをしているところです。その中では、「大津町は現在、働く場所は増えているが、家賃や住宅の価格も上がっており、地元で育った方や仕事などで賃貸住宅に住んでいた方がそのまま住宅を購入するということも含めて、大津で住む続けるということも難しくなっており、住み暮らすことができる余地を増やす必要があると考えている。商業施設に関しても多くの住民の皆様や阿蘇方面の方が大津町ではなく、わざわざ菊陽町等へ出かけている状況も見られる。ただし、民間企業は基本的に経営が成り立つ地域にしか進出はしない。したがって、県が予定している空港

アクセス鉄道のルート上に中間駅を設置し、その周辺エリアに、民間事業者等による住宅用地や商業施設の開発を誘導、定住促進や商業機能の充実による暮らしやすさの向上、経済活性化等を目指し、町の東部地域や南部地域、ひいては、町全体の活性化に繋がりたいというような形で答えをしております。また、質疑にお答えする形で、スポーツの森駅から空港アクセス鉄道中間駅へ舵を切った理由も説明をしております。

この構想の実現に向けては、まずは、まちづくりの最上位計画である都市計画マスタープランに位置付けする必要がありますし、より緻密な分析が必要だと考えています。当然ながら、その過程において、内容や規模、必要性の度合いなどについてはより詳しく考察していきます。

都市マスにつきましては、アクセス鉄道や中間駅のみならず、T S M Cの進出等に伴い急激に社会環境が変化している状況を踏まえ、予定より大幅に前倒しして改定することとしており、現在は、町全体の人口、産業、土地利用、市街地形態、自然条件などの現状把握や分析を進めている段階です。

今後、それらの分析結果等をもとに、土地利用や都市施設整備、市街地整備、自然環境保全等の方針を定めていく中で、中間駅周辺エリアにおけるまちづくりの方針や、住居、商業、福祉、教育、防災など様々な観点から必要となる機能等の解像度を上げていきたいと考えております。

また、議員御指摘のイメージも共有できていない件につきましては、今ほど御説明した経緯や背景も踏まえて進めてきましたが、当然都市マスの見直しを進める中で、町民の皆様や議会の皆様の御意見も伺いながら、さらにイメージを具体化し、随時共有していく考えです。

また、費用面と知事、県の方針等々でございますけれども、費用面につきましては、まだ突き詰めている段階ですが、研究の段階では、例えば、民間の区画整理事業の中で道路を造るような事例等もございますので、町としては可能であれば、相手もあることですが、民間の資本を入れていくことによって実現するのが最も町も財政を踏まえた段階ではいいことじゃないかと現時点では思っております。

また、知事の発言につきましても、県のほうも農地とJ A S Mを含めた工場とのバランスというのは非常に危惧、懸念、検討されているというふうに向っておりますし、逆に知事の定例会見の中では、大津町の計画に、私としては前向きと取れる発言もございましたので、その中でしっかりともちろん県ともJ Rとも協議をしながら進めているところでございます。この状況の中で実現可能性のところと現時点としては十分実現可能であるというふうに認識をしておるところです。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 今の答弁ですと十分に実現の可能性はあるんだということを前提に進められるということだと思います。ただし、やはりどうしてもその民間事業者の参入というのがですね、やっぱりそれこそ不可欠になってくるというような内容ではないかと思います。

そこで資料のほうを次お願いします。

これはこの図は昨日も出てきておりましたので、左側のほうですね、見られているかと思いますがけれども、これが大体今のところ示されておりますアクセス鉄道の大体この辺を通るんじゃないかと

うかというようなエリアということになります。6.8キロあるということで、この瀬田龍田線を超えるあたりまでが高架式ですね。それから、その先がトンネルになるというふうに言われておりまして、実際に中間ということを考えればですね、大体この辺りか、この辺りになってくるかと思います。そうですね、トンネルに入る前ですね、前の辺りになってくるかと思います。

そこで、その信号所の場所、中間駅を設置したいというふうに考えられる場所ですけれども、昨日の話ですと、来年度中には決まりますと、ルートが正式にですね。その中で、町長の中間駅の見込みとしては、白川の北側ということだったというふうに思います。白川の北側と期待するのは、中間駅、あるいは周辺開発を考える場合のことですが、それが空港アクセス鉄道の信号所として適当かということはまた別の問題ですもんね。別の問題ということになります。信号所の場所というのは、設置場所の建設的な条件と鉄道運行上の合理性が優先されるはずですよ。それは信号所での待ち時間を最短化することです。速達性の目的のためにはそれが必要になると。そうすると、本当ならやっぱり、それこそ中間にですね、置かれるものということが考えられるわけなんですけれども、白川のこの南側のほうですね、白川の南側というのは氾濫想定区域に入りますので、今回のその宅地開発とかには向かないかと思いますけれども、だからといって、信号所の設置に向かないということはないんですね。信号所は高架の上にあるわけですから、この南側であっても別に問題はないということになります。可能性は十分にあるということですね。

それから、周辺開発の場所についてですけれども、すみません、ここの部分をこう広げております。大きな開発ができそうな土地というのは、この塊とこの塊にあるわけなんですけれども、先ほどいいましたように、こちらの南側のほうが浸水想定区域に入っておりますので、あまり開発には向かないだろうというふうに考えられる。ただ、いずれもですね、この2つとも非常に大変な努力をして圃場整備がなされてつくられた優良農地であります。南側をおいてその北側だけでも昭和54年から平成8年ですから十何年か20年近くかけて進められてきました。費用としても30億円近くの、その当時の30億円近くの費用が投じられて整えられてきた農地であります。

この地域にはですね、大規模な営農法人が存在するわけですね、私も農業分野はあまり詳しくないので細かくは言えませんが、これもですね、非常に苦労を重ねて設立した法人だと聞いております。牧場もまたいくつかありまして、先ほど飼料米の話がありましたけれども、飼料米もかなり多く生産されております。こうした地域の開発、先ほど町長の話にもありましたように、土地開発組合を作ってやっていただくというのが非常によくあるというか、上等手段なわけなんですけれども、それがこの営農法人の経営や構成員の統合にですね、統合を揺るがしかねない問題ではなかろうかということも危惧するわけです。

工業団地においても、先ほどありました代替農地の確保というのが問題になっております。これなかなかうまくいっておりません。普通に考えてもですね、こういった点は懸念されるわけです。

民間業者が参入してきたとしてもですね、こうした開発においてはどれだけ土地取得について町が関与し、補償し、迅速に、確実にを行うかということを担保することが重要な要件となってまいります。

仙台アクセス鉄道の話ありましたけれども、仙台空港のアクセス鉄道はその辺りを国や県がですね、しっかりと主導権をとって、高度にテクニカルな手法で解決していったというふうに公表されております。

そうしたですね、J Rや県と協議しながらやっていくと言いながらですね、やはりその周辺開発については、県は名前も出ていない県幹部の話として積極的に協力したいといっているだけであって、どの程度関与するのかというのは不明なわけです。多分この周辺開発については、町がやってくださいというような話になってくるんだろうと思います。

そうすると、町が持つリソースというのが問題になってまいります。町が予定する大規模事業については優先順位さえ決まっております。しかし、その一つ一つは財源と職員の業務量といった資源を大量に消費します。これが土地の確保の問題、県の関与の程度の問題、それから町のリソースの問題、こうした困難さ、デメリットを越えてまで実施することが本当に不可欠と言えるかと。必要不可欠という言葉は、少しちょっと言葉としてはどうだったかというのは、先ほど町長の話にありましたけれども、それでもですね、必要不可欠と本当に言えるのだろうかというところがですね、その説明はまだ不足しているのではないかと思います。

町南部の活性化というのは確かに必要ですし、町民の生活の豊かさというのも確かに必要です。しかし、人口面で言えば、次の質問項目で触れますけれども、南小の校区というのは増加に転じております。児童数も増加に転じました。そうした中で、大規模な集合住宅の建設の話があって、それに戸惑う住民もいるというふうに聞いております。南小で行われました、先ほどまちづくり懇談会では、道路、橋梁、避難所の問題というのがまず地域の要望として上げられておりまして、南小の建替えというのも急務でございます。

中間駅の設置は、鉄道の完成に合わせれば10年後ということになります。周辺開発がその2、3年前からということであれば、現時点で具体的な実現可能性というものが担保されていなければならないと思います。

そこで2回目の質問としては、用地取得が円滑・迅速に行われる見込みがあるのかと。それから、財源計画が立っているのかと。昨日、予算に関しての質問がありましたけれども、そこに関してはまだ見込めないという話でしたけれども、少なくとも財源の見込みはあるのだろうか、どういふところから持ってくると考えておられるのかということですね。そこに関してはまだお答えいただける余地があるのではないかと思います。

そして、これも先ほどありましたけれども、住民への具体的な説明ですね、特に南部の住民、そして地権者たちへの説明です。菊陽町のJ A S Mの南側の土地の新しい工場団地の話は、表明したのが9月の5日です。それに対して、地権者の説明が9月の11日、1週間と経たないうちにですね、きちんと説明がされているんです。これが私は普通の対応であるかと思います。

今、私の質問した3つの点について、再度質問したいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

必要不可欠のところは、先ほどお話したところですけども、今後、解像度はしっかりと高めていく中で説明責任等も果たしていきたいと思っています。ただ、重ねてになりますが、やはりビジョン、イメージを示してそれと同時にその予算ですとか、完全に固まっている状況になるというのは非常に難しいと思っております。今、逆にビジョンも示さないまま進めてしまいますと、それこそビジョンと同時にすべてのことが転がっていきますので、もう時間もなくなってしまうというふうに思っております。そこで、一つ一つ議論を重ねながら、あるいは説明しながら、あるいは調査分析しながら現状を進めているところです。

まず、予算につきましては、先ほど説明したとおり、現時点ではできる限り民間に担ってもらおうということと、また、三吉原北出口線多車線化におきましては、デジ田交付の非常に大きな補助を獲得できましたので、そういったこともしっかりとやっていく必要があると思います。

その中で実現可能性というのもより高めていかないといけないですし、検証は必要があるというふうには思っております。

また、信号所に対して、まず1番目にございましたけども、信号所に関してはちょっと行き違い施設の話ありましたけども、ちょっと県の話もありますので、あくまでも私の認識として受け取ってほしいんですけども、信号所をつくるにしても、その水の懸念等も踏まえて、県としてもそもそも白川より北側のほうがいいというふうに検討しているんじゃないかというふうに把握をしております。

その中で行き違い施設、中間がいいという話もありますけども、あくまでもおそらく大津空港間は6分、7分の中で、厳密に中間ということはございませんし、また、県としても随分ビーバイシーのことは指摘をされておまして、県がビーバイシーを達成するためにも空港周辺、肥後大津駅、そしてこの中間駅実現するのであれば、そこは非常に重要な部分を占めてきますので、そのように捉えていただければというふうに思っております。

また、圃場整備等に関しても御指摘のとおりでございます。先ほど今後の農政ビジョンのお話もさせていただきましたけども、おっしゃるように、これまでしっかりと集積してきて、今も担っていただけるというところで、この周辺の皆様に関しては、まだ詳細な説明はルートを確定もできておりませんけども、大きなプレーヤーの方にはサウンディング等も若干は進めているところであります。

また、南小関係も含めてですね、今回はもちろん中間駅の整備、あるいは南小を建替えるにあたっては、将来のビジョン、人口推移がどうなるかというとも重要だと思っておりますし、先も見通した上での小学校計画等も必要だとももちろん考えておりますので、そこは先ほど御説明したとおり、これからさらに解像度を上げていきたいと、そのように思っております。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） その町長の思いとしてはですね、十分に分かるわけなんですけれども、ただそのビジョンを示すといった、そのビジョンにはプラスの面とマイナスの面の両方がきちんと組まれてなければならないのに、そのマイナスの面というものがですね、どうも考慮されてないん

じゃないかと、今までの説明の中では見えるんですよ。ですから、そこはですね、やっぱりプラスの面、マイナスの面まで含めたところできちんと説明が必要かと。しかも今回の一般質問も、その前の議論の中でも今後解像度を上げてという言葉たくさん出てくるんですよ。けれども解像度がいつ上がるんだという話なんですよ。上がらない時空の話ばかりがたくさん出てきて、具体化していこうとしているものがなかなか見えてこない。最後の南小の話にしたってそうですよね、今後の人口の動き、子どもの数の動きを見ながらというけども、それずっと見とつても仕方がないんですよ。ある時点で決めてやらなきゃいけないことだと思います。そういった意味でですね、今後もう少し丁寧な説明をしながら進めていただければと思います。

2問目に移りたいと思います。

その丁寧な説明の一つなんですけれども、令和3年度以降ですね、町の姿がどう変わったんだろうかということです。人口の問題から土地利用の変化の問題、基本的なサービスの量的な変化とか企業立地の効果とか幾つかですね、上げさせていただいておりますけれども、以前ですね、T S M Cの進出が決まっていなかった状態の全員協議会で、大津町としてどのような方向性で対応していくのかというお話をですね、町長にお伺いしました。その中で、企業誘致を進めるのか、人口増を目指していくのか。まあ2つに1つ選んでくださいという話じゃないくて、どっちに軸足を置きますかという話だったんですけれども、町長は人口増を重視するというようなことを言われたわけですね。それから間もなく3年になりまして、町の中では人口が増えた、農地が足りない、家賃が高くなったというような変化や、多くの企業が進出して拡張してきているけれども、どういう効果が期待できるんだろうかといった疑問が話題の中に出てくることです。

そうした変化や疑問に対して、これまでの一般質問の中でもありましたけれども、いろんな機会でも様々なデータが断片的には示されるんですね。ただその全体像として町がどう変わったんだろうかということがなかなか説明がなされる場がないということで、今回、ぜひそういった機会をですね、設けていただきたいなと思ひまして、この質問の中に取り込んだところです。

例えば、人口について言いますと、すごく増えたかっというところでもないんですね。むしろこれまでより増加のペースは落ちております。印象と違うのは、室小の校区、何かすごく家がいっぱい建っているように見えるんですけども、実は0.87%の増加率に収まっているということです。そして、南小、護川小のところはですね、増加率が非常に高くなっております。

これがその人口増加の具体的な伸びですけども、ぐっと伸びてきたのが少しペースが落ちてきているという状態になっているのかわかるかと思います。

この人口増加を見たときにですね、人口はおおむね微増ということなんですね。ところが上水道の供給数がぐっと伸びているということは、人口は増えてないけど居住者は増えているんじゃないかなということが一つ予想できるわけです。ところがそうであれば増えるはずのこれが増えてないんですね。ということで一体何が起きているのかなというようなことをですね、ちょっと私としては一つの疑問として思っているわけです。

農地転用とか企業立地に関してはこれまでの質問の中にも話がありましたので、ここでは繰り返

しませんけれども、この全体像というものをですね、一つ教えていただけないかなということでお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

データを示して御答弁をというところで、定量的なお話ということでしたけども、どうしても定性的な部分も入れないといけない部分がありますので、そこは併せて御説明させていただきます。

各種データを整理した資料を準備しておりますのでそちらを御覧ください。

1点目の町の人口の変化に関しまして、本町の人口は、令和6年8月末現在で、3万6千125人、1万6千304世帯となっており、令和3年度当初と比較しますと、人口が691人増加しているのに対して、世帯数は1千205世帯の増加となっております。また、外国人の人数は令和3年度で424人、現在が918人と約3年半で倍増している状況です。

人口の増加は、主に町内への新たな企業進出や住宅開発などによる移住、いわゆる社会増に起因しているものと考えておりますが、近年は工事関係や会社の立ち上げ等による一時的な移住、さらに県外からの企業進出の増加による単身赴任者の増加などによって、住民票を大津町に移していない方も増加していると分析をしております。したがって、住民票上の人口と実際に生活されている方の人数の乖離が以前よりも広がっており、先ほどお示した住民票上の人口以上に、実際に住み暮らしている人数は増えていると考えており、開発が進む中、今後も住民票上の人口、実人口ともに乖離はあるものの増加するものと予測をしております。

また、外国人の増加はコロナ収束に伴う農業・工業分野での技能実習生の増加や、外国企業の進出による影響が大きく、今後も人数、町内における外国人比率ともに、増加していくものと考えています。

次に、令和2年度は0件だった新たな企業立地については、令和3年度5件、令和4年度8件、令和5年度13件とTSMCの進出発表以降、加速度的に増加しています。こちらについても、令和5年頃から若干問い合わせ等が減ったものの、2棟目の発表以降には問い合わせが加速しております。また、中九州横断道大津道路が事業化したこともあり、TSMCの影響を差し引いたとしても今後は半導体関連企業に留まらず物流企業からの進出ニーズも一層増加するものと見込んでおります。そうしますと、新規採用はもとより進出企業内の勤務地異動による移住も含めて、働き手となる人口は一層増加するものと考えられます。

また、戸建て住宅、共同住宅の開発申請の件数も戸建て及び集合住宅の部屋数が令和3年度が406件、令和4年度が1千41件、令和5年度1千493件とこちらも加速しており、今後も人口の増加は継続するものと考えております。ただし、戸建てとして開発可能な土地の不足や土地価格の上昇等によって集合住宅の伸びと比較して戸建ての開発件数は横ばいに近いような状況であり、今後も大津で生まれ育った方々、あるいは仕事などで移住して集合住宅に住まわれている方々に末永く大津町で暮らしていただくためには、戸建てエリアや分譲マンションなどの開発・誘致なども必要だと考えております。実際に不動産業界の方にお話を聞きますと、町内宅地の高騰により、

家を建てるタイミングで近隣市町村に転出するケースも増えているようです。

一方で、先ほど述べましたとおり、住民票を移されていない方も増えていると推測はしているものの定量的には示すことができない状況もあるため、定量と定性の両面から把握・分析することが必要不可欠だと考えています。

定性的に人口増加を感じる部分として、先ほど議員からの御提示もありましたが、それ以外にも不動産やホテル事業者、企業などへのヒアリングにおいては、集合住宅の完成前から企業が契約して空き部屋がなくなっている状況や、ホテルに中長期の滞在者が増えている状況、また、交通渋滞の過密化などが見られます。また、別の側面として、いわゆる関係人口、交流人口である観光客や短中長期のビジネス出張も急増しており、今後のまちづくりを考える上では、インフラの整備も含め、そうした点も考慮するべきであると考えています。なお、住民票上の人口ではなく、実際の定住人口の定量的な把握につきましては、来年10月から5年に1度の国勢調査が始まりますので、より定量的な実数把握が可能になるものと考えています。

また、御質問にあります町のすがたについて、今現在はまさに過渡期である捉えており、現状の動きから未来への予測を立てた上で、まちづくりを進める必要があると考えています。冒頭で、定量的な変化と見通しとして、人口、特に立地企業数や開発申請件数は急増しているということをお示しましたが、実際の人口の伸びとは乖離があります。これには、先ほどお示した住民票の取り扱いも影響しますが、開発申請が出たものの未だに建築中の物件が多数あり、企業についても過半数は事業所の工事も完了していない状況です。多くはこれから1、2年のうちに本格的に動き始める見込みで、さらに並行して、JAS M2棟目も含め、新たな開発の申請や企業進出が進んでいきます。また、集合住宅においては、入居申し込みが始まり契約も終えているものの、住居不足の折で、進出予定企業が先行で契約をされているがゆえに、入居者がいないような状況も見られます。いうなれば、適切かわかりませんが、現在は踊り場のような状況にもあり、多くの開業と合わせて人口はまた急増するものと予測しています。

次に、2点目の土地利用の変化につきまして、農地転用の件数、面積も年々増加しており、令和2年度から令和5年度までに合計で301件、59.1ヘクタールが転用され、本年度になりましても相談が相次いでいる状況です。この農地転用のうち、153件、35.2ヘクタールが用途地域外での申請であり、市街地開発が広まっている状況です。先ほど御説明しました開発申請の件数や、本町で活発に行われている建築工事の状況からも町が大きく変化していることが見て取れますが、併せて農地の減少や地下水の量や質を心配する声も、先ほど議員からも御指摘ありましたが、実際に多く聞かれております。

続いて、3点目の教育・保育、基本的サービスの量的変化につきまして、未就学児は減少傾向にありますが、小中学校の児童生徒数は、全体として増加傾向にあります。しかし、小学校ごとに児童数の増減を見ますれば、学校ごとに傾向があり、教室不足、児童数の減少など課題は様々です。

また、特別な支援が必要な児童生徒が203人から230人と増加、日本語を母語としない児童生徒は11人から9人とほぼ横ばい、不登校なども151人が195人と増加傾向にあり、中で

も外国人の児童生徒の数や比率は、現在は横ばいですが、外国関連企業の進出も増えておりますので、今後特に高くなると予測をしております。

また、今後必要となる基本的サービスの量的変化の予測としては、まず全体としては、先ほどの踊り場という話もしましたが、人口の増加を予測していますので、必要となるサービス料も増加するものと考えています。ただし、今後の人口の伸びの内訳としては当面、未婚の若年層や単身赴任層、そして小中学生の子どもがいる世帯と比較して転居へのハードルが相対的に低い未就学児までの子どもがいる世帯が増え、その後、さらに移住した世帯が町内で結婚・出産することによる未就学児の増加が見込まれると考えています。

したがって、今後の人口動態としては、成人、未就学児、小学生、中学生、高校生といった層が同時に同じ割合で急激に増えていくのではなく、時間差で順次増えていくのではないかと予測をしております。よって、全体や各校区での人口動態の実際の数値を定点観測しながらも、今から将来を見通した受け皿についても全体と校区の双方から検討、想定しておく必要があると認識をしています。

また、こうした人口動態については、町がどのような施策、特に都市計画を展開するかによっても、大きく変化するものだと考えていますので、その観点からも、現在進行中の都市計画マスタープランは非常に重要な位置づけにあると捉えております。

次に、４点目の企業立地の効果についてですが、令和３年度から令和５年度までの立地協定数が、県全体で１９２件、うち大津町は１３件となっています。内訳は、新設が１２件、増設が１件で、業種としては製造業が９件と最も多くなっています。

今後の経済効果として、公表分だけで少なくとも新規投資額で約３６０億円、新規雇用者数では約１千人が予定されており、人口増加や地域経済の活性化、法人町民税や固定資産税などの増収、新たな雇用機会の創出など地域経済活性化にメリットがもたらされと考えています。実際に、現在の住宅の開発申請や商業進出の御相談は、企業集積を見込んだものがほぼ全てを占めております。また、これまで大津町は自動車関連企業が多くを占めておりましたが、今後は半導体や物流、ホテルや商業施設を含めたサービス業の割合も伸びる余地が大いに高まったと感じています。財政的、経済的に持続可能な町であり続けるためには、特定の企業や業界に偏るのではなく、町内産業の多様性も必要だと考えていますので、地場企業との相乗を企図して新たに進めている産業支援型企業のさらなる誘致も含め、引き続き積極的に様々な業種の誘致を進めていきたい考えです。

ただし、企業集積や住宅開発が進む一方で、既存企業も含めた働き手不足なども顕在化しておりますので、商業的な賑わいも含め、住み暮らし働く場としても、より魅力的で選ばれる町とできるよう、また、子育て世帯をはじめ働きたい方が働き続けられる環境が整った町とできるように、また、農業、商業、工業すべての業種に従事の方が幸せであるように町民全体の幸せと、持続可能性の向上に繋げることができるよう、予測に基づく将来ビジョンを描きながら定点観測もして取り組んでいきます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 御説明ありがとうございました。

今の話としてはですね、私のほうからこういったことについて説明をお願いしますといったことですので再質問ということはいたしません。

3問目に移りたいと思います。

3問目はですね、不登校の児童生徒への支援の在り方ということでお尋ねをいたします。

2人続けての質問になりまして非常に申し訳ないんですけども、昨日のあけぼの団地の話もそうですけれども、様々な切り口でいろんな人がですね、お尋ねするというのはいいことではないかなと思いますので、ちょっとしつこいと感じられる部分がもしあれば申し訳ありませんが、少し掘り下げながらですね、質問をさせていただきたいと思います。

まず、出しております表の上の分はこれまで私が3回この問題について一般質問しておりますけれども、それについての概要です。平成31年の出席扱いのことに関しては、学校復帰が前提でなくなっているという状況に対する対応ということで、その後の2回は、教育委員会と学校と民間施設の連携のあり方についてというような内容のことをお尋ねしたわけです。この質問の背景には、この三者相互のずれがあつて、これを詰めていかないと最終的には児童生徒の利益が保たれないという私の認識がございます。

先日、ある先生からお話を聞きまして、その先生ですね、以前は小学校の校長先生をなさってたということで、現在はある自治体の教育支援センターに相当するところで仕事をなさっておられます。言われたことは、学校にいたころは不登校の子どもの実態が見えていなかったと。立場が変わって子どもたちのことがようやくわかってきたんだというようなことをですね、おっしゃいました。この先生が特別ではないだろうと思います。ほとんどの学校の先生は、学校の中から不登校を見ているのであって、例えば、その外部から見てる私たちや、あるいは子どもたちを支援している支援組織の立場とはやはり見方が変わってくるだろうなと思います。こうしたギャップを埋めるためのツールっていうのが示されておりまして、民間施設と学校との効果的な連携のための共通シートというものを策定しておりますというようなことが以前に伺いました。

これによって学校と民間施設との共通理解というものが進むということなんですけれども、実際にですね、その本当に校長先生が、先ほどの答弁では、校長先生が施設に訪問して連携を取っておりますというふうに言われたんですけども、本当にそれできているのかなというふうなところはちょっと私も疑問に思うところでございます。

それからもう一つは、この資料には出てきませんが、児童生徒についての児童生徒理解支援シートっていうフォーマットが用意されておりまして、これを使って学校は、学校、地域、保護者、関係機関というものは、その生徒についての理解を深めていまいしょうというようなツールでございます。これがですね、今のところきちんとできているのか、あるいは、その中に実際に民間施設を利用している子どもたちの場合、その民間施設というものをこの理解支援シートを共有する中に入っているのかですね。そこについてまずはお尋ねしたいと思います。

時間があんまり残っておりませんので、できれば簡潔にお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 佐藤議員の不登校に関わります学校と民間施設等の連携の中におきまして、児童生徒支援シートの活用がどのようにあるかということのお尋ねかと思います。

ただいま学校は、今、議員から御質問がありましたけれども、学校に在籍して民間施設等に通っている子どもたちに関しましては、学校長が各そういう支援施設に伺ってですね、学習の様子とか、生活の様子を聞き取りながら関わっていることはやっているところでございます。

ただ、多分議員が常々おっしゃられるのは、子どもたちの学びの場がどれぐらい確保できているのか。そういうことを非常にこう懸念されているのではないかと思います。そういうところにお答えしますと、今、不登校にある子どもたちの中で、各、例えば、学校に設置しております校内支援センターの活用、あるいは町が設置してます町教育支援センターの利用、あるいは各家でですね、オンライン等で授業を受けながら学びを継続している事業、そういった子どもたちがおりますが、学校内外の教育支援センター等で学びが確保できている不登校児童生徒が今全体で約6割おります。それから、今申し上げましたように、家庭でのオンラインとか、民間教育施設等を利用している子どもたちが約3割、つまり全体で不登校児童の約9割は学びの場を確保している状況にあります。

ただし、一方でですね、1割の不登校児童生徒におきましては、学びの確保ができておりません。学校側としてはですね、どうにか改善を図ろうと様々なアプローチを試みているところですが、なかなかこの1割の家庭に関しましては、家庭訪問等を繰り返してもなかなか保護者や本人と会えないとか、なかなか連携がうまくいかず、学びの場の確保には至っていないということでございます。

したがって、先ほど御質問がありました、児童生徒理解支援シートは、そのような子どもたちに継続的に関わりながらどのようなアプローチをしていくのか。あるいは、連携ができている場合には、この子については今こういう状況なので、次はこのような方向を向けて支援をしていきたいと思いますというような個別の支援シートを作ってそれぞれに関わりをもっている。そのようなシートでございます。

ただ、御質問にありましたように、そのシートを持って民間教育施設とも細やかに連携ができていくかという点、そこについては、まだ十分できていないということは認識しているところでございますので、今後、そういう部分も含めてですね、やっていきたいと思っております。

それに、今後の民間教育施設との連携に関しましては、文科省のほうからですね、以前、教育支援センターなど学校外で指導を受けている内容が学校の教育課程に照らして適切な場合はその成果を評価に反映できる。そういったことを出してございましたけれども、そのことをさらに法令化、法令上明確にするため、現在、文科省において省令改正が進められております。そこでの条件としましては、1番目に、学習計画・内容が学校教育課程に照らして適切であること、2つ目に、教育支援センターなどの関係者や保護者と学校の間に連携協力関係があり、学校が保護者を通じて児童・生徒の状況を定期的・継続的に把握していること、3点目に、対面指導などで学校と児童・生徒の間で適切な関りが維持できていることというこの三つを提示しております。

このことに関しましては、以前から大津町のほうで校長会とこういう場合には出席扱いにしようということで、校長会と共有してきた内容と合致するものでありますけれども、このことを一部民間教育施設とも共有してきたわけではございませんので、今後はこのような3つの条件も民間施設等とも共有しながらしっかりと成績に反映できるのであれば成績に反映して、そして、一部の民間施設への通所は出席扱いにもしておりますので、十分学びができていますということであれば指導要領上の出席扱いにもできる。そういったことも含めてですね、今後、しっかりと連携の充実を図っていききたいと考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 今、教育長のほうからですね、おっしゃっていただきました、その人権の部分ですが、今後、将来の改正に照らして、その項目についてきちんと周知というかですね、連絡をしていくというような、伝えていくということでした。

そうしたときですね、こういった情報に関してですね、文科省のほうで出しているのが、不登校児童生徒の支援に関する情報提供等についてということで、事務連絡出ておりまして、具体的に言えばこういうパンフレット作ってくださいというような話があります。この中のこの部分です。言ってしまうと、一部の施設では出席扱いにしているところもありますというふうに言われましたように、その施設によってその容態というのはやっぱり違うんですね。そこがやっぱりポイントになってくるかと思います。先ほどの質問でも経済的な支援ができるかできないかというようなところもですね、そういったことに関わってくるかと思うんですけども、そのためにはですね、やはり町としてその施設をきちんと評価して、この施設であればこういうふうな扱いになりますよというような情報をきちんと出していくべきではないかということです。きちんと明確な基準を作ってくださいね、学校長の判断というのもこれはあるんでしょうけれども、その判断の基準というものがやはり必要になってくるかと思います。その上で、こういうふうな情報を提供していくということによって、子どもたちがじゃあどこを、今学校には行けない、支援センターにも行けない、じゃあどこか行けるとこないかなと考えたときに、ああここだったらちゃんと勉強もできる。評価してもらえというようなですね、判断の基準になるのではないかと思いますので、その辺についてもですね、一つ、ぜひ今後進めていただければと思います。

時間もございません、4問目に移りたいと思います。

4問目、時間ございませんので急ぎますが、保護司の活動への支援についてということで、面談場所となる施設の提供をということをお話したいと思います。

今年になりましてですね、法務省のほうから保護司の面談場所について、各自治体のほうで協力をお願いしますといった内容の依頼の文書が出ております。以前からこういった要望というのは、町のほうにもあったということで、それについては、ちょっと現在、現状では厳しいですというような返事をされてたというふうに聞いておりますけれども、今年7月に改めまして国のほうから正式に依頼が来ております。この中では、保護司の面談場所について協力をいただきたいと、もし保護司会のほうから要望がありましたら前向きに検討してくださいというようなですね、依頼とな

っておりますが、これについての対応を今後、ぜひですね、進めていただけるかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の質問にお答えします。

保護司の活動への支援について、面談場所となる施設を提供していくべきではないかとお尋ねでした。

おっしゃるように、保護司、事件の前からも成り手不足というのは非常に懸念されておりまして、町としましても保護司会、更生保護女性会をはじめとした地域による更生保護の活動は重要であると認識をしております。

また、子どもを含めまして、事件の起こる前から町としては保護司会のほうと相談しながら条件、場所等を調整してきたところですが、双方の条件が合わずに、現在としては面談場所をお貸しするという条件には至っているというのが現状でございます。

現在も保護司から面談場所について相談があった際は、福祉課を通じて町公共施設を利用いただくなど支援を行っているところですが、引き続き、保護司の活動環境の整備に努めていきたいと考えています。

具体的には、町公共施設にはそれぞれ利用にあたっての減免規定もありますので、今後、所管課入らずによりスムーズにいきますように、より利用しやすい方法を整理するなど、引き続き保護司の活動環境の整備に努めるとともに、更生保護活動に対する理解を深めるため、広報啓発を行っていききたいと、そのように考えています。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 非常に前向きな答弁いただきましてありがとうございます。

現在、町が運用面を言えばですね、町が導入を進めております施設予約システムと地元ロックとかですね、非常に便利なツールもございますので、そういったものを活用しながらやっていけばより保護司の活動にとってですね、いいものができていくんじゃないかと思っておりますので、要請があった場合にはぜひですね、前向きな回答をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時5分より再開します。

午後0時05分 休憩

△

午後1時05分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より、早退の届けがありましたので御報告申し上げます。

大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席ナンバー5番、大塚益雄です。まづもって、傍聴の方におかれましては、暑い中、傍聴に足を運んでいただきまして、大変ありがと

うございます。町が主体する国際交流事業の水難事故で亡くなられた女子中学生の方に御冥福を申し上げますとともに、御家族の方にお悔やみを申し上げます。

また、パリオリンピックについては、日本チーム、メダル45個と記録更新しました。日本代表選手の方、本当にお疲れさまでした。そして、本大会では、大津町出身であるバレーボールの古賀選手、陸上の赤崎選手も活躍、健闘されました。大津町の誇りです。次の大会での活躍を期待するとともに、後輩も育ててもらいたいと願っております。

また、大津町をPRしてほしいなあとも考えております。今後も私は精一杯応援していきたいと思えます。

そして、パラリンピック大会においても日本チームが大活躍、世界に勇気を、感動を与えてくれました。本当にありがとう。

さて、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は2問質問させていただきます。1つ目は、避難所の備えは万全かです。いつ発生するかわからない地震、台風等の災害においては、常に備えをした上で、少しでも不安や心配することがあるのならば改善していき、災害が発生しても被害を最小限に止めるように常に工夫していき、改善すべきではないでしょうか。

最近では、石川県能登半島地震や宮崎県南部日向灘での震度6弱の地震、神奈川県地震、茨城県の地震、熊本県でも地震が発生しております。したがって、どこで発生してもおかしくない状況であります。気象庁は、有識者で構成する評価検討会を臨時で開催、地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると発表されております。したがって、どこで発生してもおかしくない状況であります。

気象庁は、有識者で構成する評価検討会を現地で開催、地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると発表されております。

また、8月9日の熊日新聞記事では、気象庁初の臨時情報として南海トラフ巨大地震に注意と発表がされております。南海トラフ臨時情報を受け、熊本県内でも最大で震度6弱の地震や4メートルの津波が想定されるとして避難経路の確認など備えを再確認してほしいと呼びかけられております。

災害直後に適切に動けるような組織を整備しておき、今回を機に、改めて確認しておくべきではないでしょうか。要介護者の支援体制は確定できているのか。また、高齢者及び障がいがある方への独自避難は9か所ありますが、周知はされているのか確認いたします。

熊本地震では、一般の人が若草学園に集中して避難されたため、障がいのある方が若草学園に入れなかったという事例も発生しておりました。

資料1-1をお願いします。

そこで、災害が発生したときは、各避難所を開設し、避難所運営が始まるかと思いますが、23か所の避難所の管理・運営は、各地域、校区ごと安全を確認後、開設されると思いますが、避難所の備えは万全か町長に伺います。3点伺います。

1つ目は、避難所の体制と運営はどうなっているのか。各避難所の体制、避難所開設時の役割と運営はどうなっているのか、9か所の福祉避難所の周知は徹底されているのか。2つ目、各地域の避難場所、備品の点検状況等、防災倉庫の維持管理は整備されているのか。3つ目、大津町防災訓練は、今後どのような訓練を取り組んでいくのか。以上、3点伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の質問にお答えいたします。

南海トラフ巨大地震や大型台風時等大規模災害時における町の体制は、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置して対応することとなります。

また、町の避難所については平成28年熊本地震の経験から、平成30年に県立校との災害時における学校施設の避難所等利用に関する協定の締結により一般避難所23か所、福祉避難所9か所となっております。避難所の開設・運営については、避難所運営マニュアルに基づき、開設前に職員や施設管理者が施設の安全確認を実施した後に、避難所を開設しております。

一方、町の防災関係備蓄品については、平成28年熊本地震の経験から約1万人の避難者を対象として平成31年3月に大津町備蓄計画を策定し、令和元年から5年間で備蓄食6万食、こちら1日2食3日間分を始めとして毛布、ダンボールベッド、パーテーション、簡易トイレ等の避難所資器材を楽善・運動公園及び中央公園防災倉庫及び大林防災用資器材倉庫等に備蓄するとともに、9つの各小中学校に発電機、テレビ、懐中電灯等を備蓄し、年1回点検・確認を行うこととしています。一方、家庭内等の備蓄については、ハザードマップや防災士による啓発チラシ等により、最低3日間できれば1週間分の備蓄について啓発活動を行っております。

次に、町の防災訓練について、新型コロナウイルス感染症による制限もありましたが、熊本地震においてスムーズな対応ができなかった避難所運営について、平成30年度から令和4年度までの間に中部・南部・北部の小学校体育館を利用して、区長・民生委員・防災士等により避難所運営組織を構築する全体的な訓練を実施し、避難所運営のイメージづくりを行いました。

また、令和5年度からは、各小学校区ごとに各地区からの代表者を選出して4年間で段階的に指定避難所での受付、避難スペースの開設、運営組織の構築等の訓練を行うことにより、各指定避難所において各地区の方々が協力して避難所運営ができるようになることを目標としております。さらに、インクルーシブ防災の観点から、避難所に外国人や難聴の方などがスムーズに意志表示できる備品を新たに配備しております。

また、避難に援助が必要な方々については、災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者の把握や区長・民生委員などへの情報提供は毎年継続した見直しを行うとともに、地域と連携した個別避難計画の作成等を推進し、協定に基づく福祉避難所への避難については、災害対策本部から各福祉避難所の収容可能人員を割り振り、要支援者の確実な避難を行っていきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。避難所の備えは万全かについての御質問にお答えを

いたします。

町では、平成27年に避難所の運営マニュアルを策定しまして、その後、改定を重ね、そのマニュアルにそれに基づいて避難所での対応をしております。

まず、1点目の、避難所の体制と役割についてですが、避難所を開設する場合には、施設の管理者または派遣する避難所の担当職員による施設の安全確認後に開設をすることとなります。

また、避難者数の規模に応じた避難所の開設が必要となるために、発災直後には、避難所開設場所を早急に決定をし、すでに職員を割り当てております水防班の体制によって、各避難所へ派遣し、担当職員を配置することといたしております。

次に、備品の点検状況と維持管理整備についてですが、各小中学校には、町が備蓄品を配備しておりまして、年度初めの校長会におきまして各学校に備蓄している発電機等の備品の説明を行うとともに、各学校の夏休み等を活用して備品の点検・確認を実施いたしております。

また、町の備蓄倉庫における非常食や備品の管理につきましては、年度初めに数量や使用の可否等の確認を行ない、町の備蓄計画に基づきまして、備品数等の見直しや避難施設の環境改善を行っているところです。

さらに、災害発生時における物資の要求・受入については、県と密接に連携するとともに、大規模災害時には、熊本地震時に使用いたしました大津中学校の体育館や協定に基づきますJ Aのカントリーエレベーターの使用についても検討することとしております。

次に、町の防災訓練についてですが、例年10月の第4週目の日曜日を町の総合防災訓練と位置づけ実施をしてきたところであり、今後につきましても、地域における安否確認や災害時の避難行動要支援者の支援、消防団、あるいは関係機関との連携した訓練を行ってもらうとともに地域と災害対策本部が連携する情報伝達訓練についても継続して訓練することとしております。

また、避難所の開設・運営訓練につきましては、令和5年から4年間で段階的に地震等の大規模災害時における地区住民の方や避難者が主体となって避難所運営ができるようになることを目標としておりまして、避難所の受付・案内、避難所のスペースの設定、避難所運営班の編成による避難所ルールや、あるいはスケジュールの作成等の訓練を行い、避難所における万全の体制を確立していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 再度質問いたします。

最近ではホテルに宿泊している人が相当数おられると聞いております。なぜかという、避難所はパーテーションがなく周りが気になるという声をよく聞きます。これは女性の方からよく聞きます。そういったことで、避難所での間仕切りはあるのか。また、しないのかを確認したい。

また、プライバシー等での問題を考えると家族毎に仕切りを設けるべきではないでしょうか。

また、常に避難所に装備しておく必要があると私はと思いますが、今後、どのような対応をしているのか、その3点伺います。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） すみません、パーテーションの話があったかと思いますが、避難所においてプライベートの空間を守ることというのは当然大事なことでと考えております。先般の台風時の避難所においても、段ボール等用いながらですね、区分けをしたりしたような避難所もございますし、また、熊本地震時には、避難が長期化しましたので、きちんとパーテーションを作っていますね、そこで生活空間を作って過ごしていただいたということでございます。

今後につきましても当然避難された方が避難所で安心して過ごされるようなことというのは当然やっていくべきことだと思いますので、議員御提案のおっしゃったようなことも含めてですね、町としても最大限の支援をしていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 今のプライバシーの問題につきましては、今後も気配りという意味ですね、進めていただきたいと思います。

防災訓練について再質問いたします。

各地域で指定されている避難所も高齢者も障がい者も安心して避難できる施設と性別、障がい有無に関わらず、誰もが使える、いわゆるユニバーサルデザインや障がいに関係なく平等に生活社会の実現、いわゆるノーマライゼーションという考えのもと、整備していくことが地域での見守り活動の延長戦になり、妥当ではないかと私は考えます。そのために、民生委員さん、大津町町内の看護師、介護士の資格を持っておられる方に災害時の対応、協力をしてもらうために登録、募集してはどうでしょうか。防災訓練もそのような状況を踏まえて作り上げていくために、意識的に行っていく必要があると思いますが、この点について伺います。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 地域における避難所の運営のあり方だと思いますけれども、先ほどの答弁の中でですね、申し上げましたけれども、令和5年度から4か年かけて避難所運営のあり方っていうのをですね、段階的に実施をしております、今年6年度が2年目になりまして、当初は住民の方の避難であつたら安否確認っていうのを昨年度して、今年度、避難所内においての避難者の生活空間を作るということで、防災訓練あたりを予定をいたしております。

その中で、議員おっしゃいましたように、地域の中にいろんな資格をお持ちの方がいらっしゃいますので、できるだけその方たちが地域の中で、避難所の中でそれぞれの資格をお持ちの方が地域の中で活躍していただけるような避難所運営でとても大事だと思いますので、そういったことも含めてですね、そういった視点の中で令和5年度から4年間かけて実施します避難所運営についてはですね、ステップアップするような形で実施をしていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） まずは命を守るということが一番大切であろうと思います。災害が発生しても安全で安心して避難所運営ができるまちづくりを築き上げたいものです。

次の質問に移ります。

続きまして、通学路における安全確保について質問いたします。

私も室小学校校区の青少年育成協議会には毎年参加し、子どもたちの見守り活動に協力しております。朝の見守り活動については、会社定年後、11年間、登校の際は毎日行っており、現在も行っております。特に子どもたちが安全で安心して通学できるよう、地域の仲間とともに見守り活動を行っております。

また、子どもたちへのあいさつ運動においては、見守り隊メンバーも朝起きすることで毎日の日課となり、健康維持に役に立っております。

2-1の資料をお願いします。

さて、通学路の安全点検については、各小中学校校区の青少年育成協議会や学校PTA、地域のボランティア等で危険箇所の報告や点検が行われており、教育委員会や問題箇所の担当課、警察による改善や対策が実施されておりますが、見送られ、そのままの箇所があるようであります。

一方、三吉原道路美咲野セブンイレブン西側通学路におきましては、美咲野方面から359名の大津北中学校の生徒が通学する通学路となっております。その通学路の一部を写真で見てもわかりますが、通学道路の一部、畑の斜面、高さ2メートル以上の土手が幅5メートルほど擁壁がなく、土嚢であります。その土嚢が劣化しており、破れております。地震や大雨時には、状況次第では土手の斜面が崩れる可能性があります。よって、早急な対策が必要ではないでしょうか。いつも散歩する方より相談がありました。

また、各学校からの危険箇所の内訳があった内容についても見送られ、危険な箇所があるようであります。

そこで、私なりに調査、確認を行いました。結果としましては、令和4年度につきましては、危険箇所として全体で26件ありました。対策済みが24件であり、未対策は2件でありました。令和5年度につきましては、全体で57件ありまして、対策済みが47件であり、未対策は10件でありました。したがって、令和4年度と5年度の未対策としましては、合計12件であります。未対策の理由としましては、聞くところによると、県や警察、地権者等々の関係者機関との協議が必要であって、現在も未対策となっているようであります。

今後も粘り強く関係機関と協議していき、改善していただきたいと思います。と思っております。

再度、そういった現場を確認していただき、必要に応じた早急な対策をすべきではないでしょうか。以上のことから町長伺います。

1つ目、各校区からの危険箇所の要望と進捗状況はどうなっているか。2つ目、通学路の危険箇所として各校区からの要望されている内容については至急協議して対応すべきではないのか。3つ目、三吉原北側通学路の斜面の対策、対応はどのように改善していくのか。以上、3点伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の2問目の質問にお答えいたします。

各校区からの危険箇所の状況と進捗状況はどうなっているのか、通学路の危険箇所として各校区から報告があっている内容については至急対応すべきではないか、三吉原北出口線側の通学路の斜面の対策はどうしていくのかというお尋ねでありました。

児童生徒の安全確保を図るため、毎年、大津町通学路交通安全プログラムの方針に基づき大津警察署、道路管理者、学校PTA、地域ボランティアの方々等関係機関が連携して危険個所の調査を実施しております。

令和5年度には7月に学校へ危険個所の調査依頼をし、回答の結果を基に9月に3日間かけて20か所を関係機関や学校関係者と現地調査を実施し、11月に現地調査の箇所やその他対策が必要な個所の対策を検討する調整会議を開催し、令和6年4月にその結果を大津町のホームページで公表し学校・PTAに通知をしております。

令和4年度においては、各学校から26か所、令和5年度においては57か所の危険個所の報告がありました。

その対応として、道路の外側線や停止線の引き直し、横断歩道のカラー化、危険な側溝の蓋の交換、安全施設の設置、カーブミラーの調整、警察による取り締まりの強化等の対策を実施しました。令和4年度は24か所、令和5年度は47か所となっています。

今後も引き続き対応を検討していく必要がある個所が、議員からもありまして、令和4年度で2か所、令和5年度で10か所の合計12か所となりました。

この12か所については、用地交渉等地権者との交渉が必要なもの、道路管理者や警察と協議が必要なものなどです。今後も引き続き、危険個所の解消に向けて関係機関と連携しながら進めていきます。

なお、三吉原北出口線の通学路の御質問については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） こんにちは、私のほうからは町道三吉原北出口線の通学路の斜面の対策について御説明いたします。

議員御指摘の個所は、セブンイレブン美咲野店の西側にある畑に面した歩道の法面部分になります。高さが2メートル以上あり、法面の下の部分には擁壁が設置されていますが、その一部には擁壁がない区間が5メートル程度あり、その部分は土嚢を積み上げた状態となっております。

道路からの進入路部分であるため、都市の入り口としての利用を考慮して土嚢積みとなっているのではないかと思います。この土嚢が劣化して破れているものがあり、法面が崩れる可能性があるのではとの御指摘でした。町としましても歩行者の安全確保のために、地権者の方に連絡をとり、法面が崩れないような対応を実施してもらうよう依頼しております。なお、土嚢が破れて土砂等が歩道部分に落ちている部分につきましては、歩行者の安全のために、町の方で撤去をしているところでございます。

法面の処理方法につきましては、地権者の方からは、業者に依頼をしているそうです。どのような工法で対応するかがまだ決まっていないため時間を要していますが、早急に対応したいと思っていますという報告がっております。今後の進捗についてもしっかりと確認していきたいと思っています。

通学路の整備は、児童生徒の安全確保のためには早急に整備することが重要な課題と捉えてお

りますので、引き続き優先的に取り組んでいきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○５番（大塚益雄議員） 再度質問いたします。

未対策の理由として、関係機関と協議が必要と聞いておりますが、未対策の部分で、関係機関との協議というのは、具体的な事例を上げればどういうものですか。努力すれば可能なのか。全くできないものか、法的なものか、個人的なものか、わかる範囲でいいですので、お願いします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 大塚議員の再質問に御説明申し上げます。

未対応で１２件上がっている部分にはですね、道路ですとか、道路に出てきている立木の撤去ですとか、そういったところが関係がございまして、その土地の地権者の方との交渉ですね、が必要な部分がありますので、すぐにこう対応が難しい部分ですけども、それにつきましては、今後も引き続き対応をしていっているところでございます。

それと警察等の交通規制等に関係する部分につきましては、警察と公安委員会のほうの申請等が必要でございますので、そちらのほうに少し時間がかかっている部分等が残っている部分でございます。こちらは今進めているところではございます。

それから、今年度、前年度対応できない中にも今年度ですね、土地改良区関係で用水路の側溝の蓋とかですね、そういった部分で、来年度は土地改良区のほうが予定されている部分などが含まれているというような状況でございます。

今後も引き続きですね、できるだけ早めの対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○５番（大塚益雄議員） 今後も粘り強く協議していき、改善していつてもらいたいと思います。そして、通学路におきましては、大津町全校区安全で安心して通える通学路でありたいものです。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。１時４５分より再開します。

午後１時３７分 休憩

△

午後１時４５分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○７番（山部良二議員） こんにちは。山部良二が通告に従い、一般質問を行います。お忙しい中、傍聴に来られた皆様、誠にありがとうございます。

まずは、自治会個人情報保護法取り扱いについてお伺いいたします。

町民の個人情報がＳＮＳに流出している問題に関して、流出元が私の会員である自治会であることから個人情報は認可地縁団体が管理しており、なぜ、流出したのかを明らかにする必要があります。

す。また、自治会は、会員から集めた個人情報を適切に管理する義務があり、個人情報保護法に基づき、情報の収集、利用、保管、廃棄に関して適切に手続きを行う必要があります、流出が発生した場合は、その管理責任を問われるのではないのでしょうか。

また、個人情報の管理が不適切であった場合、自治会長自身にも責任が及ぶ可能性があると考えています。

また、町の監督責任としては、自治会が適切に運営されているか監督する責任があります。具体的には、地方自治法や個人情報保護法に基づいて自治会に対し、適切な指導を行うことが強く求められているのではないのでしょうか。

また、実際に勧告に行なう場合、活動に対して定期的な監査や評価を行うことが必要であり、また、自治会が法令に違反した場合には、改善指導や必要な措置を講じることが重要ではないのでしょうか。

以上を踏まえ、2点お伺いいたします。

認可地縁団体を認可するのは町である。大津町に監督責任はないのか。また、自治会に対して、指導・監督は行わないのか。

2点目です。

個人情報の漏洩が発生した場合、個人情報保護法委員会に報告や本人に通知することが令和4年法改正により義務となったことを自治会・町内会向け個人情報取扱い手引き等を作成し、ホームページなどで掲載し周知しているのか、今後の対策をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 自治会・町内会の個人情報保護の取り扱いについての御質問ですが、まず、自治会に対する町の指導監督責任についてですが、まず、認可地縁団体というのは、町長の認可によりまして法人格を付与された地縁による団体のことで、その規約に定めた目的の範囲内で権利義務の主体となることができるものとなっております。

また、株式会社などとは異なりまして、法務局への法人登記の制度はございませんので、法人登記に係る手続きが町長の認可と告示というふうになります。

住民相互の連絡、あるいは環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持などの地域的な共同活動を行うために認可を受けるという認可地縁団体特有の性質上、町との関わりも深くなるところであります。

そのため、地方自治法におきましては、市町村に対しまして、認可を受けた団体を行政組織の一部と解釈してはならないということを規定するとともに、認可地縁団体制度が創設された平成3年当時の自治省の通知におきましても、市町村長は認可地縁団体に対して一般的監督権限を有しないということを明示するなど、認可地縁団体の民主的運営と自主的活動を最大限に尊重することを市町村に求めています。

そのことを踏まえまして、町が指導監督という行政指導を行うことはできないということを考えておりますけれども、ただ一方、自治会におきましては、地域において重要な役割を担っておら

れまして、その運営に関しましては、様々な難しい分野でのお困り事等の事案等もあるかと思しますので、それについては、当然町ができる範囲の中でアドバイス等をさせていただくことになるかと思ひます。

次に、手引の作成等による個人情報保護委員会への報告等の周知についてですけれども、現在は、行政区嘱託員会議におきまして個人情報の取り扱いに関する注意事項をお伝えするだけにとどまっております、手引などの作成やホームページでの周知は行っていない現状でございます。

しかしながら、個人情報保護については専門的で難しい分野でもありますので、日常における取り扱いの注意事項や漏洩等の問題が発生した場合の対応方法などを説明する手引きを作成し、認可を受けていない自治会も含めまして、町内すべての自治会に対して説明する機会を設けたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 再度お伺いいたします。

やはりですね、個人情報の大切さを周知するのは絶対必要だと思います。確かに、おっしゃる通りに、明確その町に責任があるとは言えないと思いますが、やはり道義的な責任はあるのじゃないだろうかと思ひます。

先ほど部長がアドバイスと言われましたんで、実際、この的確なアドバイスをしていただけたらと思ひます。

豊瀬議員からも指摘がありましたけど、やはり個人情報取り扱い手引き、これは作成するべきだと私思っておりますし、やはり個人情報を流出させた可能性のある自治会等には、研修やセミナーを実施する必要があるんじゃないでしょうか。

私の住む自治会の会員の中からも毎年ですね、氏名、年齢、住所、家族構成等記載した現況届と災害時要支援者名簿など、個人情報を自治会に提出しなきゃいけないわけですよね。こういうことがあったら提出するの怖い、そういう話も聞かれますので、その点についてそのやはり不安を払拭するような必要があると思ひますので、その点について再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 個人情報の取り扱いについては、当然重要なことだと思っておりますので、研修あたりについては、当然個人情報についての研修をやることは当然ですが、それと先ほど議員のほうから手引きを作ったらという提案もありましたので、町のほうでそういった内容も含めた手引きを作成して、すべての自治体にですね、説明する機会を設けていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） いい答弁で、本当にありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

それでは、2点目にまいります。

労働力確保についてです。

日本では、令和6年度、出生数が70万人を切って60万人台の可能性が高くなっています。これは明治初期の出生数と同じ数字です。このままでいくと日本の人口は2100年には4千万人を

切ると言われています。穏やかに人口減少が続くのであればまだしも、これから急速な人口減少時代がやってまいります。

資料1を見ていただいてよろしいでしょうか。

パーソル総合研究所が出している労働市場未来推計2030、見ると衝撃の事実がわかります。人手不足の状況は、2030年には7千73万人の労働需要に対して、6千429万人の労働供給しか見込めず、最悪644万人の人手不足となることがわかっています。

資料に産業別に見た人出不足の表を見ていただいてよろしいでしょうか。

一目瞭然ですから、この表を見ますと、圧倒的に人手不足になる業種としては、サービス、医療、福祉、小売り、製造業など、いわゆるエッセンシャルワーカー、すなわち生活必須職従事者であり、いかなる状況下でも必要とされる生活を根本から支える職業の方々が圧倒的に足りなくなる。このままでは本町の経済に様々な悪影響が出るのではないのでしょうか。

また、リクルートワークス研究所、未来予測2040、労働供給制約社会がやってくる中では、主任研究員の古屋氏は2040年には最悪1千100万人の働き手不足時代がくると警告をなしています。

単なる人手不足論ではなくて、日本社会が生活を維持するために必要な労働力を供給できなくなる可能性があると言っています。このまま人口が減り、労働不足が深刻になれば、大企業は人材を確保するために賃金を引き上げるしかありません。特に特定の議論を持つ労働者に対する需要は高まるとともに、賃金の上昇圧力が強くなり、大企業が賃金の引き上げを実施します。ですが、中小企業は大企業と同じように賃金引き上げを行えるのでしょうか。余力のない中小企業にとっては、人材確保が非常に困難になると思います。

また、社会における労働の供給量は今後数年の踊り場を得て、2027年頃から急速に減少する局面に入るそうです。

しかしながら、労働者が減る一方、労働事由が減少しないこともわかっています。高齢人口が減少しないからです。高齢人口は、医療、福祉など労働集約的な対人サービスに対する依存度が高く、こうした業種に従事する職を中心に労働力の消費は今後も増加すると言われています。

また、労働供給制約によって、民間企業における待遇環境改善による若手の取り合いが加速し、結果として、その競争についていくことができない公務員の人材確保が非常に困難になると言われています。実際に自衛官や警察官の応募者数が減少しており、公務員の成り手不足が深刻ではないのでしょうか。

もうすでに、介護、医療スタッフの不足、教職員の不足などが問題になっているのではないのでしょうか。

今後、絶対的に労働供給が足りないのだから何も手を打たなければこの状況は加速します。

資料3を見ていただいてよろしいでしょうか。

644万人の人手不足を埋める4つの方向性とあります。対策1、働く女性を増やす、対策2、働くシニアを増やす、対策3、働く外国人を増やす、対策4、生産性を上げる。私としては、これ

に徹底した子育て支援を入れるべきだと思っております。これから現実を受け入れ、徹底した対策を打たなければどうなるのか、それだけでなくT SMC第二工場の進出も決まり、第三工場の話もあります。また、高校生の地元就職率、全国ワースト5位なのも重なり、近隣市町村で激しい労働力争奪戦が起こるのではないのでしょうか。この現状を打開していくのか、以上を踏まえ、4点お伺いいたします。

労働力を不足することで、生産性が低下し、町の企業の生産活動が制約される可能性があり、これにより地域経済全体の成長が鈍化すると考えられるが、解決策はありますか。

労働者が不足すると、企業は人材の確保をするために賃金の引き上げの必要があり、大企業であればできると思うが、中小企業にとっては大きな負担となりかねないが、支援策はありますか。

3番目です。7月時点での話ですが、地域包括支援センターで求人を行っていましたが、新たな職員が採用されていないということでした。今後高齢化がさらに進み、福祉や介護の現場で業務に支障が出るのではないのでしょうか。

4点目です。少子高齢化に歯止めをかける必要があり、本町で働く子育て世代の確保が重要となってきますが、支援策をお聞かせください。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の御質問にお答えいたします。

令和3年10月にT SMCが菊陽町への進出を発表して以来、半導体関連企業を中心に多くの企業の進出が決定し、現在も本町への進出についてお問い合わせを多くいただいている状況です。一方で、進出を考えておられる企業及び既に町内に立地いただいている企業からも、「社員を募集しても応募が少なく、待遇を改善しないと社員の確保できない」、「家賃高騰や渋滞による通勤時間の影響で退職した社員がいる」という声も聞いており、企業にとって人材確保は非常に厳しい状況にあると認識をしております。

現在、景気拡大に伴って、売手市場となっており、人手不足の状況は、今後見込まれる労働力人口の減少に伴って継続することが予想されており、企業は採用活動で様々な取り組みを行っております。

その取り組みの一つに外国人労働者の雇用があります。外国人労働者数は、全国で2018年の約146万人から2022年には約182万人に達し、今後も増加することが見込まれ、人手不足で課題を抱える中小企業においても、外国人労働者の雇用も念頭に採用活動が行われ、町内の外国人も増加傾向にあり、町の人口のうち約40人に1人以上が外国人の方が占めている状況です。

一方で、企業においては単純な労働力ではなく、特定の技能やスキル習得することが必要とされる場合も多く、また、人手不足や人件費の高騰は、機械化などの設備投資を促進させ、現場の業務を一部リモート化するなど労働環境の改善を図る取り組みも進められています。

町としても、企業が直面する人手不足に対応しつつ、人材の確保については、今後の企業進出や事業拡大においても支障となりうることから、企業連絡協議会会員企業と地元高校との企業ガイダンスや工場見学会、学校と企業との情報交換会を実施し、地元企業の魅力発信や地元定着に取り

組み、町内企業への就職に繋げております。

また、既に企業で働かれている従業員を育成し労働力不足を解消するために、町内企業でも独自で資格取得制度やキャリアアップ制度などの福利厚生を設けている企業もあります。IT技術やDXが進展する中で、従業員のスキルアップは、企業の競争力を維持するための鍵となりますので、町としても従業員の方が新たな知識を習得し、求められる知識やスキルを向上させる上で有益な支援メニューを充実させ、仕事につながる資格取得や職業能力開発に役立つ研修や情報発信を強化していきます。

また、町内に人材派遣サービス事業者が開所され、半導体設備のメンテナンスに通じた人材を中心に育成し、派遣先企業の要望に応じた人材を送り出されております。さらに町としても、来年4月から旧電算室に通信制高校を中心にリカレント教育を展開する教育拠点を誘致する予定ですので、町内の高校はもちろん、そちらからもぜひ大津町の企業で就職いただけるように連携を図りたいと考えています。また、今後企業も増える中で、新たに転入する夫婦のいずれかが職を求めるというケースも増加するとも考えられていますので、子育て環境も整えながら、就職を望む方が大津町内で働けるような子育て支援環境も引き続き充実化を図ります。

合わせて、大津町で住みたい、働きたい、住み続けたいと思っていただけるような街づくりを進めることで、人口減少の抑制や増加を図りながら課題の解決に向け企業の人材確保にもつなげていきます。

次に、地域包括支援センターを含めた福祉や介護現場における人材確保について、御質問にお答えします。

本町の高齢化につきましては、地域包括支援センターが始まった平成18年と現在を比較しますと、高齢者は3千人近く増加し、高齢化率も19.1%から23.3%へ4.2%増加していることから、高齢化が徐々に進行している状況と認識をしております。

このような中、町としても地域包括支援センターの充実が急務として、社会福祉士と介護支援専門員の会計年度職員を募集しました。町広報紙やハローワークで求人を行い、ようやく今年の7月、8月にそれぞれの職種に応募があったところです。

現在、地域包括支援センターにおきましては、保健師2名、社会福祉士常勤換算2.94人、主任介護支援専門員1名の配置を含めた21名で活動をしています。

また、国は、地域包括支援センターの負担を軽減する取り組みとしまして、地域包括支援センターから相談業務を各居宅支援事業所に委託できる仕組みや、要支援1・要支援2の方のプランを委託から指定に切り替えることで、指定居宅介護支援事業所が自ら実施できる仕組みをつくりました。この2つの取り組みは居宅介護支援事業所の協力が必要です。現在、本町では取り組んでおりませんが、今後は事業所とともに検討を進める考えです。

高齢化が進み、福祉や介護の現場で業務に支障が出ないようにするために、専門職の確保は大変重要な課題と捉えております。引き続き地域包括支援センター職員の資質向上と併せて、最優先に取り組む考えです。

最後に、子育て支援日本一と言える支援策を考えているのか、との御質問にお答えします。

住民のライフスタイルや働き方が多様化する中、特効薬的な施策は難しく、国も数十年にわたり、少子高齢化対策を講じてきたものの、結果として、さらなる少子高齢化に向かっているのが現状です。

実際、多様な施策を実施しておりますし、こども家庭庁発足後、新たな支援制度や従来の制度の拡充を行っています。そして、町としても独自事業も含め、様々な施策を展開しているところです。

具体的には、安心して育児ができる環境整備として、育児相談のほか、親子で集い互いに話したり相談したりし合える子育てひろば、一時的に子どもを見てもらうことができるファミサポ事業や一時保育等を御利用いただくことで、子育てでの孤立化を予防するとともに、虐待等のハイリスクにならないよう、関係機関と連携した支援機能の強化に努めています。さらに、町立幼保育園の再編計画の中で、新たな子育て支援拠点の整備を計画していますので、当該施設もより環境整備に寄与できると考えております。

また、子どもの預け先、その受け皿の充実として、町では児童の受入れに必要な保育士確保に向けて、町独自に0歳児を中心とした待機児童予防のための予備保育士雇上げ事業、町内保育所に就職した保育士向けの就職支援金事業、新たに保育士を目指している学生向けの保育所見学ツアー等を実施しております。また、保育士の働きやすい環境整備に対する支援として、保育士の負担軽減や離職防止のため、保育補助者や園の清掃等を行う保育支援者の雇用への支援、園での使用済みおむつ処理に対する補助も行っています。また、先ほど述べた町立幼保育園の再編計画の中では、今後も町立の認定こども園を新たな拠点の一つとして、町として私立園とも連携した保育の充実に努める考えです。

また、親子の愛着形成がしっかりできるとともに、保護者同士の繋がりづくりを後押しできる環境整備として、親子が楽しめる居場所づくりも進めています。

この点からは、今年3月実施の保護者アンケートでも、室内外で遊べる場所の整備を求める御意見を多くいただいております。具体的な計画としては、本年1月頃のオープンを目標に、だれもが等しく遊ぶことができる大型複合遊具のあるインクルーシブ公園を運動公園内に設置するとともに、今後、昭和園のリニューアル構想の中で、子育て相談ができ、かつ親子や子ども同士、室内外で遊ぶことができる環境を整備していくことを計画しています。さらに、民間の活力という面では、家族連れ等が休日に楽しめるような商業施設の誘致活動にも引き続き努めていきます。

以上になりますが、今後も働きたいと思っている子育て世帯にとっても住みやすいまち、働きやすいまちとなるよう取り組んでいきます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 様々な子育て支援策聞いて全部覚えられないほどの充実ぶりだと思います。私もインクルーシブ公園、提案した身として1月に完成することは誠にうれしくありますし、やっぱり町民が望んだことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

本題に入りますけど、今、外国人労働者が増えてきているという話もありましたが、今後その外国人の方に働いてもらうためには、その魅力が必要だと思う。要は、その世界でやはり外国人労働者が必要になってくるときに、日本が働く先として選ばれるのかっちゅう。そこが重要になってくるんじゃないかなと思います。

3点目ですね、大津町ではですね、女性労働率が県下市町村で平均を大幅に下回っていると聞いておりますが、やはり子どもを育てながら働く女性たちへの支援が重要になってくると思います。やはり通年で就労支援を実施できるような場をつくるべきじゃないでしょうか。

また、今多くの自治体で女性職場環境改善助成金の活用を行っています。事業内容としては、女性専用の更衣室、休憩室、授乳室の設置、またはトイレの改修等などの環境整備、その他女性のための職場環境を改善に向けた取り組みなどに助成金を出すものです。

戻って、3点目ですが、町民の方からですね、やはり高齢者が近隣住民に対して嫌がらせをして、警察や地域包括センターに相談されたがなかなか問題が解決しないと御相談がありました。その方はこのような状況が続けば大津町から他市町村に引っ越しも考えたいとおっしゃっておられました。やはり今後ですね、急速な高齢化が進み、認知症などにより支援が必要な単身高齢者が増えてくるのではないかと懸念しております。ですから、さらなるアウトリーチ支援の充実が必要だと考えております。今の状況で対応できるのか。今21名職員の方がいらっしゃると言いましたが、やはり今後ですね、徹底した機械化や自動化によってですね、マンパワーが必要な部署に人材を充てていく。人の力を生かす施策が必要ではないでしょうか。その点について、再度伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） こんにちは。山部議員の再質問にお答えいたします。

まず、女性の就労支援についてでございますが、本町でも子育てをしながら働き続けられるよう多様な働き方の支援事業として、在宅ワークや企業を支援するセミナーを開催しております。今後も継続して各事業所に法令順守、活用に関する情報提供や育児休業制度の啓発、強化に努めるとともに、議員御提案のありました、女性職場改善のための助成金についても先進自治体等の取り組みを調査・研究していきたいと考えております。

また、地域包括支援センターでは、御相談があった場合、高齢者が困らないように本人に寄り添った対応を心がけているところでございます。しかしながら、中には困難なケースもございますので、その場合、時間をかけて丁寧に対応しているところでございます。

議員御指摘のとおり、住民に寄り添った対応にはマンパワーが必要でございます。町としましては地域住民に寄り添ったアウトリーチ支援等のために関係部署で連携、協力して取り組むとともに、人材の質の向上、魅力ある職場づくりなどの取り組みを進め、人材確保につなげたいと考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再質問にお答えします。

外国人に対する魅力づくり及び外国人の方が日本で勤めてもらうためにというところでおっしゃ

るように、今、円安の影響ですとか、あるいは、各国のいわゆる発展途上国と言われてたところがか
どンドン賃金も上がってくる中で、日本の労働市場としての競争力も低くなっていると思ってお
ります。そうした中、おっしゃるように、日本の持つ様々な魅力を高める中で総体的な魅力も上げて
いかなければならないと思っています。

町としてできることという、また限られる部分もありますけども、今の現況等を申し上げます
と、この前もお話しましたとおり、この2年間で420名ほどだった外国の方がもう930名ほ
どになっているような状況でございます。その中には台湾関係の方も多くいらっしゃれば、農業関
係で来られている東南アジア中心の方々もいらっしゃいます。そうした中、住む上での困りごと
というのが多様に出てくると思いますので、今、住んでいらした方々がより快適に住まわれるよう
な、そうすることによって、母国での口コミですとか、あるいは就労の継続につながるような取り組
みを進めているところですので、町としては引き続きその点を強化していきたいと、そのように思っ
ております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、最後のインクルーシブ教育についてお伺いいたします。

今、マナ友ネットの皆様や町民の間でインクルーシブ教育について活発な議論が行われておりま
す。特別な支援が必要な子どもや障がいのある子どもが通常の教育環境の中で質の高い教育を受け
ることを目指し、活動を続けられています。

同僚議員から多様性を尊重し、異なるバックグラウンドや能力を持つ子どもたちが共に学ぶこと
を促し、これにより相互理解などの向上について質問がありました。ですので、その他の点につい
てお伺いいたします。

インクルーシブ教育によって子どもの将来や自立に向けた道筋が明確になることで、希望のある
生活につながるとガイドラインにはあります。障がいを持つ親に対して真摯に対応しているのか、
具体的な情報提供を行っているのか、教育の分野だけではなく、医療、福祉等の様々な立場の人が
支援目標や内容について情報を共有することで役割が明確となり、適切な支援につながるのではな
いでしょうか。

また、一人一人の指導や支援の内容、方法が具体的に明確化され、適切な支援を受けられること
が絶対条件であり、子どもや保護者の思いを共有し、有効な支援を継続し、さらなる充実した支援
が行われるように子どもを真ん中として保護者、学校関係機関をつなぐことが重要ではないでしょ
うか。ですが、実際に障がいのある子どもが通常学級で教育を受けることを望んだ場合、子どもや
親に対して意見を聞きながら判断しているのでしょうか。最初から排除してはいないのでしょうか。
そのような声も保護者から聞かれました。以上を踏まえ、お伺いいたします。

1、すべての子どもが教育にアクセスできるように特別な支援が必要な子どもに自分のペースで
学べるよう個別の教育計画を製作し、必要な包括的支援の提供を行う必要があると思いますが、町
の現状をお聞きかせください。

2 番目です。インクルーシブ教育では、協力的な学習環境をつくるため、子どもたちの学びを支援することが重要であり、チームアプローチが必要で様々な専門家が連携して教育を行う必要があるのではないのでしょうか。町の現状をお聞かせください。

3 点目です。インクルーシブ教育を推進するには、教職員の過重労働を解決する必要があると私は考えております。たださえ多忙を極める教職員に特別支援教育に関する知識・技能の習得を求めたり、通常学級で障がいのある子どもを個別に支援を求めたりすることは、残念ながら負担増につながることもあるのではないのでしょうか。この問題を乗り越え、インクルーシブ教育を実践する必要があると思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。山部議員のインクルーシブ教育についての御質問にお答えします。

インクルーシブ教育は、すべての子どもたちが障がいの有無等に関わらず、ともに学ぶ教育です。その実現のために必要な具体的な仕組みや環境を整備するインクルーシブ教育システムは、教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えたその時々での的確な指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備や多様な学びの場を用意しておくことが重要とされています。

議員 1 点目の御質問で御指摘のように、インクルーシブ教育システムの構築のためには、すべての子どもたちが教育を受ける権利を有していることを踏まえ、個々の子どもたちに最適な支援を行っていく必要があります、そのためには一人一人の支援計画が必要となります。

各学校においては、そのような個々の教育的ニーズに応じた支援を行うために、長期的視点に立った個別の教育支援計画と日常的な支援のあり方に係る個別の指導計画を作成しております。これらの計画は、特別な教育的ニーズをもつ子どもたち一人一人の教育効果を最大化するとともに子どもを取り巻く保護者も含めた関係者が情報を共有するために作成するものです。なお、特別支援学級に在籍する子どもだけではなく、通常学級に在籍する子どもでも特別な支援を必要とする場合は、同様の計画を作成しています。

また、これらの計画を作成する際には、一人一人にとって最適な学びの環境整備に努めるため、保護者や本人の願いを聞き取ったり、関係機関や専門家の助言を受けたりしながら、具体的な支援のあり方を検討しています。

次に、御質問の 3 点目の教師の多忙化を乗り越え、インクルーシブ教育を実践するという御質問にお答えいたします。

議員御存知のとおり、近年、学校現場の多忙化は大きな社会問題になっており、働き方改革等による教職員の負担軽減が求められています。校務の D X 化や行事等の見直し等によって町内の教職員の時間外勤務時間の削減は少しずつ進んでいますが、しかしながら、まだ充分ではないことは承知しております。

その一方で、学校に求められる教育的役割は社会情勢の変化の中で常に変化しております。一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた支援を行っていくためにも、教職員は負担軽減の一方で、

学校への新たな教育ニーズに関する知識や技術等を身につける必要があります。

特に、特別支援教育に係る研修は、通常学級にも特別な支援を必要とする子どもが一定数在籍する現状から、すべての教職員が受けるべき悉皆研修として、県においても数年かけて実施してきたところであり、特別支援学級担任の悉皆研修も4年を掛けて行ってきました。

教育委員会としましては、教職員の日常業務の負担軽減や効率化を図るため、町の支援員を各学校に配置しておりますが、それらの支援員にも特別支援教育に関する研修等を町独自で実施しており、各教室における支援の質の向上を図っています。

また、各学校におきましても、勤務時間に位置づけた校内研修の中で計画的に特別支援教育の研修を行うとともに、関係機関との連携も図りながら、学校総体としての支援体制の構築に努めているところです。このことは、一定の職員に負担が偏ることなく支援の質の向上につながると考えています。

今後も、教職員の負担を考慮しつつ関係機関等と連携しながら、障がいのある子どもたちの将来における自立と社会参加に向けた学びの充実を図るため、学校総体によるインクルーシブ教育システムの構築に努めていきます。個別の教育計画の詳細及びチームアプローチに関してましては、担当部長よりお答えいたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、山部議員の御質問の1つ目と2つ目について、関係がございましたので併せて御説明させていただきます。

個人の支援計画につきましては、先ほど教育長からもありましたとおりに、一人の子どもにつき、2つの計画が作成されているところです。

個別の教育支援計画では、子ども一人一人の教育的ニーズを包括的に書き記し、それに基づき、長期的な教育目標を設定します。子どもが学校生活全般において必要とする支援、本人や家族の願い、医療機関や福祉サービスとの協力体制などを明記しながら、長期的視点での支援内容を定めており、子どもに対する総合的な支援の枠組みを提供するものとなります。

次に、個別の指導計画でございますが、これは個別の教育支援計画で設定した長期的な目標を達成するために、日常の教育活動における具体的な指導方法や指導内容を詳細に計画したものになります。将来に向けて必要な学習内容やスキルを子どもが習得するための短期的な目標を設定し、それに基づき、どのような教材、教具、指導法を用いるのかを明記します。個別の指導計画は、教育活動の実践面に焦点を当てて作成された計画です。大きな枠組みとしての個別の教育支援計画があり、それに基づく具体的な実践につながるのが個別の指導計画という関係です。

これらの計画は、子どもたち一人一人の状況を見ながら、学校で年に数回の確認と修正を行うとともに、年に2回から3回の教育相談の場で、保護者の思いを聞き取り、支援内容等の確認も経て、次の学年や学校へと引き継がれているところです。

このように、これらの計画は作成するだけではなく、子どもの実態に対して、どのような支援ができるか、どのような力をどのようにつけていくのかについて、子どもに関わる職員や保護者と

共通理解するものとなっています。

一人一人の子どもの状況に応じた、その時々に必要なかつ最適な支援ができるように、各学校では、町の臨床心理士による教育相談や発達検査等を実施しております。情報を保護者や学校と共有しながら支援の方法を考えています。

また、町委託巡回相談支援事業所の相談員や大津支援学校のコーディネーターなどの専門家に、実際の子どもたちの様子を見てもらいながら子どもの状況に応じた支援として、有効かどうかなども助言をもらっているところです。

なお、校内においても特別支援学級や共同学習等を行う通常学級等の担任が一人で支援の方法を悩んだり、子どもの困り感を抱え込んじたりしてしまわないように、定期的に特別支援学級担任の会議やケース会議を開き、子どもたちの情報を共有しながら必要な組織的な対応を検討したりしています。

このような校内のチームアプローチに加え、療育サービスなどの支援者とともに、療育に向かう前の時間を使った情報共有や会議の設定などの連携も進めているところです。

このように、学校や関係機関が互いの役割を理解し補い合うことは、それぞれの強みを生かした効果的な教育や支援となり、子どもたちの一層の成長につながると考えます。

今後も、子どもを真ん中に据え、学校や関係機関等が協力した取り組みを引き続き推進していくために、福祉課や子育て支援課との連携も一層強めながら、町としてのインクルーシブ教育システムの構築に努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 再度お伺いいたします。

何ですかね、さっき質問しました障がいのある子どもが通常学級で教育を受けることを望んだ場合、子どもとか親に対して意見を聞きながら判断しているでいいんですかね。その点が一つと。

あとですね、今、年に数回個別支援計画を作ると言われておりますが、その時のその個別支援活動計画はその担任と親と関係者の方は具体的にどういう方が一緒に来られるのか。

それと、支援員は研修を受けられてるということですが、それはそのもうかなりプロフェッショナルに近いような知識を持たれているのか。それとも、サブ的な支援なのか。その辺わかれれば教えていただきたいと思います。

もう1点はですね、一つその懸念するところはですね、発達障がいや障がいのある子どもがですね、他の子どもから特別扱いされているのではないかとと思われることがあると思うんですよね。だから、教育的支援は、特別扱いがずるいとか他の子どもに思われてしまわないか。だけん、それを子どもになぜこの支援が必要なのか。だれにでも苦手なことがあるということをしっかり納得できるように、子どもたちに説明することが大事だろうと思いますし、また、授業の進度が送れる可能性もありますから、その辺りをその担任とは別の専門知識を持った方がやはりクラスでサポートするような状況が望ましいのではないかと思いますので、その点について再度お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、山部議員の再質問にお答えしたいと思います。

すみません、順不同になるかもしれませんが、御了承ください。

まず最初に、通常学級を判断するときに意見を保護者の方あたりから聞くといったことをやっているかということですね、まず、支援委員会という制度がございまして、まず最初に、年4回開催をしておりますけども、その中でそういった特別支援学級とか進路についてですね、御意見を伺うような形になっていきます。その前段として、その対象の児童生徒の御本人と保護者と学校のほうですね、もちろん本人と保護者の皆さんの御意見をですね、慎重に伺いながら、そして、御本人さん、児童生徒の最適な学びの部分の相談をしながら、そして合意形成をして支援委員会にかけていくという流れを今作っているところでございます。

それから、町雇いの支援員さんが各学校には配置されております。その支援が必要な子どもさんの状況を見てですね、各学校でその子どもさんについていただくとか、といった形で支援をしていただいている先生です。特別支援学級の特別な知識、免許の資格を持っておられるわけではありませんけども、そういった研修の場をですね、町の教育委員会としましては、専門の先生に来ていただいて研修を行うような機会を設定して実施をしているところです。

そして、できるだけ学校間ですね、情報交換も必要でございますので、そういった情報交換の場ともなっているところです。

それから、最後に言われました、特別扱いされている関係のお話でございますけども、大津町におきましては人権教育をですね、基盤として互いを尊重し、認め合えるような仲間づくりを日々行っているところです。支援学級に在籍する子どもさんたちだけではなくてですね、通常学級に移る特別な支援を要する子どもたちに対しても様々な支援を行っておりますが、特別扱いであるとか、ずるいとかいったような言葉はですね、保護者や子どもたちの声として聞こえてはおりません。学校においては、保護者の協力も得ながらですね、それぞれの子どもの持つ障がいについて理解を知る機会も設けているところです。

各学級に必ずしも専門的な知識を持っている支援員ができる人を配置できているわけではございませんが、町の臨床心理士による教育相談やですね、発達検査等を実施したり、町委託の相談支援事業所の相談員や大津支援学校のコーディネーターに実際に子どもたちの様子を見ながら支援のあり方を指導・助言をしてもらったりといったことで、専門的な知見を持つ方々と連携によって適切な支援のあり方に努めているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 最後に、特別な場所を作らず、その子どもにあった特別をスローガンにですね、ともに学ぶことを実現できる大津町をつくるために、今後も問題提起してまいりたいと思います。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時45分から再開します。

午後2時38分 休憩

△

午後2時45分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

この1か月ほど大型店の店舗からお米が消えております。時々宮崎県の早場米が売り場に並びます。値段は5キロ2千980円、お一人様1袋に願いますという張り紙が添えられております。次の日にはもう在庫はありません。政府はもうすぐ新米が出回りますと発表しておりますが、新米だけがすべてではありません。昨年の在庫米を出せばよろしいのではないかと誰もが思うのですが、何か裏がありそうな気がいたします。

第1問目は、お米の品評会についてです。

円安の効果で日本に来る外国人旅行者が急増しております。そういうニュースが連日新聞やラジオで報道されております。ネットで調べてみますと、訪日客が食べたい日本食ベスト10というのは、10位がおにぎり、9位が焼肉、8位そば、7位焼き鳥、6位しゃぶしゃぶ、5位お好み焼き、4位カレー、3位天ぷら、2位ラーメン、1位寿司だそうです。そのほかにもかつ丼とかしゃぶしゃぶ、すき焼き、たこ焼きなども人気のようです。そういう単品だけでなく、お米を中心にした日本食自体に感心が集まっているようでございます。

和食は素材としてお米、野菜、魚、味付けには醤油、味噌、出しとして昆布、かつお節、いりこ、椎茸などが使われております。味付けされていない御飯を主食にして副食として味噌汁、焼肉、てんぷら、漬物、納豆、焼きのり、煮ものなどを食べるので御飯自体がおいしくないといけません。そう塩をかけても食べるだけでおいしい、こういうお米は素晴らしいですね。

少しお米の歴史をたどってみますと、江戸時代までお米が経済の中心でした。明治になると工業が発達し、米経済の比率が下がってきましたが、それでも日本人の主食であることには変わりありません。1918年には、米が県外に移出するのを差し止めるため、富山県大津の女性方が海岸に終結したのを発端に米騒動が起こっております。これをきっかけとして富山湾の沿岸一帯で人々が米屋や役場などに押しかけて米の移動禁止や安売りを要請する運動が広がりました。その原因として、当時、日本軍がシベリアに出兵しております。兵士たちの食糧として国は米を大量に買い占めました。このとき、民間の米商人は登記として米を買い占めました。そして、民間に売る量を減らしたために値段は高騰したというわけです。

このように、米は日本人にとって大事な食糧です。かつて食糧管理法という法律がありました。食糧供給の安定を目的に太平洋戦争中に制定されたものでしたが、戦後の食糧難時代も生き続けました。この間、米は米屋でしか買うことができませんでした。要するに、米は配給制だったわけがあります。しかし、米余りの状況から自主流通米制度ができて、登録業者である米屋以外にも買

うことができるようになりました。配給制度は、時代の流れとともに消滅していきました。私が二十歳の頃、東京で自炊していたということは、この前も申し上げましたが、米は配給手帳を持って米屋に買いに行きました。日本人の主食を守るために政府は生産者米価として一定の価格で米を買い上げていました。そして、消費者米価として消費者に配給しておりました。

つまり、この頃、米作り農家は競争のない世界で生きていたことになります。この間、おかしな現象が起きました。先ほど言った生産者米価よりも消費者米価が高くなっていたわけです。生産者から高く買ったお米を消費者に安く売るということです。そういう状態では当然おいしいお米よりも量が優先されます。欧米の生活に憧れ、国民はパンを食べるようになっていきました。当然、米の消費は減少します。政府は、米余りに困るようになり、自主流通米制度、減反政策へと移行していったことは皆さんよく御存じのことです。

減反政策とは、米の生産を抑制するための生産調整政策です。生産過剰となった米の生産量を調整し、米の代わりに麦や大豆などへ転作させると。国が地方自治体を通じて農業者に生産目標量を配分し、転作支援の補助金を支給することによって調整を行うことです。

水田で麦や大豆などを作る農家に対しては、10アール当たり3万5千円の補助金が付与される。家畜などの飼料の米に対しては、より厚い補助がつくと。

1970年から2017年までの50年近くに実施された減反政策が2018年には廃止されました。この減反政策は、農業経営者のやる気を削いだと言われております。お米の評価は一般的に農林水産省が定める検査規定による成分と見た目で行う1等や2等の格付けと、日本穀物検定協会が行う食味ランキングがあるようです。食味試験では、上位はA、次がBとなりますが、最上位は特Aということになります。最近は青森、秋田など東北がよい評価を受けているようです。残念ながら南のほうは振るわないようでございます。

ちなみに、一般的においしい米作りの条件は、1、品種、2、良質で豊かな水、3、広く平らな土地、4、昼夜の気温差が大きい、5、水はけのよい土地とされています。さて、大津町ですが、米を作る人は減少しております。特に南のほうではその傾向が強いようです。北部矢護川では、熱心な方々の集団がいらっしゃいます。大津町農政課主催で味の向上を目指したお米の品評会を開催したらどうでしょうか。

スーパーで買うお米の味は、以前に比べたら各段によくなっております。競い合ってこそ質が向上する。10年ほど前ですが、私たち委員会で大津町の農協を訪れたときに、炊飯器で炊いた御飯を味見させていただきましたが、しかし、これはそのよそのお米とですね、比較しないと美味し、美味しくないというのはなかなか判別がつかない。一般的に炊き立ての米は美味しいわけですが、そういうことですね、その品評会を開催して、よそと比べたらその仮に結果が悪かったとしても、それはみんながそれを見て、よし助けてやろうというふうな気になるのではないかと私は考えております。ですから、その地産地消という言葉もいいんですが、やはりそれには町民がみんなですね、応援してやろうという気にならないといけないのではないかとこのように考えているところでございます。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の 1 つ目の質問、お米の品評会を開催してはどうかについてお答えいたします。

日本における米政策につきましては、戦後の食糧不足の解消から一転して、経済成長とともにライフスタイルが変化し、米消費量自体が減少していった結果、米の過剰生産が問題となった状況があり、1970年代から減反政策が開始されました。

減反政策の主な目的は、米の過剰生産を抑制し、市場価格の安定を図ることにありましたが、農家の所得保障も重要な目的で、減反面積に対して補助金が支給されるため、農家は安定した収入を確保することができる制度でした。しかしながら、時代とともに減反政策は徐々に縮小され、2018年には生産調整へとその名も変更され、国からの生産数量配分は廃止されましたが、激変緩和の観点から需給を勘案した作付け目安は現在も示されています。

大津町は、世界かんがい遺産にも認定されている用水路の上井手、下井手により、昔から水田地帯であり、米どころとしての歴史がございます。また、中部、南部地域の白川水系の水田は、ほぼ基盤整備が済んでおり、本町の水田面積の約8割を占めています。

近年の町農業の状況につきましては、国の減反政策の中、圃場整備された白川中流域の肥沃な水田を活かすとともに、農業用機械への過剰投資の抑制及び計画生産出荷を目的として大津町高能率機械整備事業を展開し、今日の集落営農法人へと引き継がれて現在に至っており、土地利用型作物の麦、大豆や飼料用米、飼料作物といった耕畜連携作物の導入を推進してきました。

これに伴い、米の作付け状況は、10年前は100ヘクタール程度の作付けがありましたが、令和5年度には60ヘクタール程度まで減少しているのが現状でございます。

このように、町における米の生産量は減少しているものの、平成27年度には引水区の農家と地域の皆様の御協力により、皇室行事の新嘗祭における献穀事業に取り組み、米と粟を献上するなど、大津町のお米のPRと水田農業の重要性を再認識することができたと考えております。

近年は、お米の品種改良が進み、味はもとより、粒の大きさや均一性、収量や暑さに強い品種が開発されるなど、品質が向上しております。町でも近年はヒノヒカリから、食味のよいくまさんの輝きへの作付け転換が行われております。

議員から御提案のありましたお米の品評会についてですが、以前は町においても、町内の各地域で生産されたお米の食味会を実施していたと伺っておりますが、国の政策により作付け転換が行われたことによる米の生産量減少や、個別販売の増加などもあり、現在は、町独自での食味会は実施しておりません。

なお、お米の食味コンクールにつきましては、昨年度は多良木町で開催されました九州のお米食味コンクール運営協議会主催の九州のお米食味コンクール、米・食味鑑定士協会が主催する米・食味分析鑑定コンクール：国際大会が実施されており、大津町からも九州のお米食味コンクールに出品をされております。

議員のおっしゃるとおり、生産者が競い合い、切磋琢磨することで品質の向上などにつながると考えます。また、品質が向上することで販売価格も上がり、儲かる農業につながれば、担い手確保にもつながるなど、様々な相乗効果が発生する可能性があります。大津町で生産されたお米のPRやブランド化も視野に入れ、まずは、県内や九州内で開催されている様々なお米の品評会やコンクールへの出品を生産者に促すために、情報収集と生産者に向けた周知にしっかりと努めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） これについてはですね、再質問はいたしませんけども、まとめとしましてね、昔、大津町にはアルコール工場と澱粉工場がありました。農林1号という大きなからいもを原料にいたしましてからいもを作っていたわけですね。こんなに大きいからいもですよ。まん丸い。その後、平川の古庄チカシさんが貯蔵してからいもを寝かせるとうま味が増すということを発見されて、発見という言葉がいいかどうか分かりませんが、その貯蔵庫をつくって、味を増して出荷するということをやられるようになりました。当然、周りの人もみんな真似したわけです。このときね、大津町のからいもというのは、そういう飼料用の澱粉を作るような、アルコールを作るようなその美味しくないからいもだったんですよ。しかし、その貯蔵庫で寝かせたからいもがうまいということで段々とブランド品となりました。

今ですね、七城のあそこのメロンドームですか、あそこにもからいもの天ぷらっていうのを売ってあるんだけど、横に大津のからいもを使っていますと書いてありますよ。そんなにやっぱり今は有名になったんですよ。

また、次のやつは戦後日本酒はですね、衰退の一途をたどりました。これは皆さん御存じだと思います。その日本酒メーカーというのも熊本県にもいくつもあったんですよ。確か、菊池市にも菊の城てありましたかね。それからハツノサというのがあったんじゃないかな。それから、その城南にはなくなって西海という酒もありましたしね。それから、御船には常薫という酒があったと思います。

そういうことで、その酒は段々とその衰退の一途をたどったということで、この時、小さい酒屋さんは樽売りといって、一応樽でお酒は作るけど、これを中央の大きい酒屋さんに売ってたど、樽売りでいうことがございました。灘とかですね、それから伏見とかいう酒屋さんに。そういう状況だったんですが、もうだめかなと思っておりました。焼酎の人気のほうがこの頃出てきたもんですからね。と思っておりましたが、情熱のある人たちが美味しい酒づくりに挑みました。今でいうと獺祭をはじめ、銘酒が誕生していったわけです。これ東北のほうの酒はもともと美味しいですもんね。うまいものは値段が高くて世界で評価されるようになりました。今ではワインと同格になっておりますね。そのヨーロッパのソムリエなんて人が日本の酒の銘柄を、あれがいいこれがいいと議論しているような時代ですからね。そのようにして、復活していったわけです。

今の日本の米作りはどん底にあります。しかし、このどん底だからこそチャンスなんですよ。さっき言ったように、からいももどん底でした。お酒もどん底でした。これから熱意のある方が頑

張っていけばいい雰囲気を作れるんじゃないでしょうか。

そういう意味で、単なるですね、品評会というのは最初の一步であって、そういう機運であって、町がそういう姿勢でまず応援してやるようなその雰囲気を作ってやると。そして、米作りに熱心な方々を応援することによって、この熊本から、大津からそういうのをその発信していけたらいいんじゃないかというふうなことで、これは今日、一般質問したわけです。

それから、その私たちはこの前、経済建設委員会で東北のほうの仙台のほうに行ってまいりましたけども、やっぱりそこでレストラン行くと米が出ますね。お米が出るんだけど、やっぱりこの米はどれくらいかなと、私は常に感心があるから食べてみますと、もちもちもちもちしてやっぱりこっちの米とちょっと、まあその北のほうだから違うけども、それはそれやっぱうまいですよ。だから、やっぱりですね、うまい米を作って、そしてブランド化して高く売る。これからですね、農政課の職員の方々は、うまいという全国の米を取り寄せてですね、味見して、研究していついていただきたいと思います。

2問目に入ります。

ふるさと納税についてです。

この件につきまして、過去にも質問したことがありますし、ほかの議員の方々も取り上げてこりましたが、一般質問は町民の方の傍聴もありますので、基礎からわかりやすく話していきたいと思っています。

総務省のポータルサイトからですけども、多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで今は都会に住んでいても自分を育んでくれたふるさとに自分の意志でいくらかでも納税できる制度があってもよいのではないか。そんな問題提起から始まり、多くの議論や討論を経て生まれたのがふるさと納税です。実際には、都道府県市町村への寄附であります。しかし、今現在、誰もがその感じていることは、こういうふうな目的でできてふるさと納税が、今では、その違うほうに進んでいる。返礼金目当てになっているということは、皆さん御存じですよね。しかし、そういうこと言ってもしゃあないから現実に合わせなくてしゃあないですね。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では、原則として自己負担額の2千円を除いた全額が控除の対象になります。ところが、現実には、返礼品目当ての節税行為になっております。ネットで調べたところ、令和4年市町村別受入れ金額ランキングでは、1位都城市、195億円、大津町は218位の10億円です。ネットには4年度のしか載っておりませんが、5年度はどうでしょうか。現行の住民税の所得控除の寄附金について、交付税の取り扱いはどうなっているのでしょうか。調べてみますと、寄附受領団体においては、基準財政収入額に当該寄附金は参入されません。寄附金を受けた分、交付税が減少することではなく、寄附金全体が収入増になります。実においしい話です。

寄附する人の所属する地方団体においては、基準財政収入分が減少する分の75%が減少します。減少分のうちの75%分は交付税が増加することによって補われると。残りの25%分は、当該団体の収入減となります。今、東京、大阪、横浜などから文句が出ているのはこの部分です。

さて、町に対しては、昨年に比べて今年は大津町のふるさと納税の額が減っているようですが、原因は何か。全国で受け入れる金額の多い団体と、返礼品システムの説明をした後にお答えください。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、平成20年度に開始されて以降、大津町にもたくさんの方から御寄附をいただき、様々な事業に有効に活用させていただいているところでございます。

今、全国の数字等は手元にはすみません、ないんですけども、一旦、概況を説明させていただきます。

本町にとりましても、第6次大津町振興総合計画後期基本計画に示しております様々な施策の実施と、住みたい、住み続けたいと思える町にするために貴重な財源であると考えているところです。

寄附額としましては、令和3年度が約4億3千万円、令和4年度が約10億3千万円と急増しましたが、令和5年度は、議員御指摘のとおり、約6億3千万円に留まったところです。

急増の背景・転機としては、一つには令和2年度よりポータルサイトの管理やコンサルティング等を行う企業と委託契約を結んだことが挙げられます。商品を取り扱うポータルサイトなども増やし、結果、令和元年是寄附額1千800万円ほどでしたが、令和2年度は約6億2千万円ほどを集めております。ただし、これは主に、当時、熊本県の共通返礼品であるくまもと黒毛和牛に使える有利な国の補助制度を活用できたことによって、安く多くの牛肉を返礼できたことによる寄附の増加であり、寄附は激増したものの、単年のみの事象で、かつ返礼自治体としてのレビュー評価は大幅に低下する結果となってしまいました。

そこで、令和3年以降から委託先にも協力を仰ぎ、町内の豚肉やからいもを活用した、小分けの豚のスライスや豚のバラエティパック、餃子、ハンバーグ、さらに焼きほし芋や冷凍やきいも、いもけんぴなどを開発・出品していただくとともに、順次、企画違いの返礼品を寄附者が選ぶことができるセット商品や詰め合わせ商品、発送時期が選べる仕組みや定期便の導入などの取り組みを行いました。

また、町内の出品事業者を対象に制度の趣旨や参加のメリットなどの理解促進、事業者の課題解決や販路拡大のためのセミナーなども総合政策課主催で開催し、乾燥野菜や青汁、コーンやアスパラ、メロンなど、町内・域内事業者による新たな返礼品の発掘を行うなどの様々な取り組みによって、地元事業者からの返礼品の充実も進めてきました。さらに、そうした取り組みと並行して、返礼品を掲載するポータルサイトもさらに4つから7つに増やしてきた結果、安定的にふるさと納税を増やすことができました。

また、低迷していたレビュー評価についても、商品品質はもちろん、町長からのお礼メッセー

ジを同封することや、レビューコメントに対しては必ず速やかな対応を行うことで、最も寄附額の多い楽天サイトにおいて、現在は5点満点中で4.7点超と、全体的にもかなり高い評価を頂いています。単に寄附を集めるだけではなく、こうしたことをきっかけに町のファンづくり、関係人口づくりにつなげたいと考えております。

そうした中で、本町への寄附が低下した理由としては、主力の豚肉の価格高騰や制度の見直しによって内容量や価格の見直しを行わざるを得ない中で、相対的に他の様々な返礼品との間での魅力が低下してしまったことが大きな要因の一つです。また、小分けの豚肉パックや干し芋については、全国の自治体も様々な工夫を重ねており、競合する類似のものが増えてきたことも影響をしております。

さらに、全体としましては、これまでふるさと納税に力を入れていなかった自治体が力を入れ始めており、市場全体は伸びているものの底がなくなっている状況です。また、地場産品基準により、本町取り組むことのできない安くて大量のお米やお肉、海産物、あるいは多くのフルーツやトイレットペーパー等の日用品などを提供することのできる自治体に人気が集まる傾向も依然として多くあります。

また、加工場がある自治体に関しましては、輸入肉を活用したハンバーグですとか、味付け牛タンですとか、あるいはうなぎ蒲焼等も非常に人気というふうに伺っております。

寄附額の向上に向けては、町担当課としても2週間に1回は担当間、月に1回は私が加わった上で、委託業者との報告会兼戦略会議を行っております。

ふるさと納税は、議員御指摘のとおり、町政を運営する上で貴重な財源となっておりますので、議員御指摘のように、さらなる返礼品の多様化・魅力化も行いながら巻き返しを図っていきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 再質問します。

ふるさと納税のこの返礼品ですけども、今、町長のほうからですね、研究しながらやっていきたいということなんですが、とりあえずですね、返礼金の研究をすると。そして、担当課は全国ですね、目ぼしい返礼品をある程度取り寄せて、まあ食味なり調べてみるという気はございませんか。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

現状としましては、今、御相談しているコンサルティング会社のほうが九州に止まらず全国的に展開しているところでございまして、その中でも大津町にはかなりのリソースを割いてやっていたいただいております、研究のほうも町の中で重ねているところです。

課題としましては、やはり人気は返礼品としては、海産物とか安くて大量のお米ですとか、そういったものが人気なものがある状況の中で、なかなか大津町ではお米も、大津は品質がよく少なく、そういう状況ですので、なかなか真似できない状況があります。

また、先ほど話したように、ハンバーグ等も加工場があれば海外肉を利用した本当に安くて大量のもの出せるんですが、難しい状況にございます。

また、町内の事業者さんにも説明会等を開いておりまして、少しでも発掘できるように努めておりますが、なかなか生産能力という意味で各店舗、作ることができても年間売上げベースで数百万円程度が限界という状況でございます。そうした中ではございますけども、現在、おっしゃるように、町としてもこれまで干し芋ですとか、豚肉の小分けになったパックですとか、あるいは、ハンバーグ、餃子等のより売れ筋のものを研究してきたところでございます。ただ、議員御指摘のとおり、現在伸び悩んでいる状況でございますので、さらに研究を深めながらより魅力的な商品づくり、そして、もう少し中長期的では、一般消費財となり得る企業の誘致等も返礼品の充実につながるように努めていきたいと、そのように思っております。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○１２番（坂本典光議員） それでは、まとめに入ります。

今述べてきたように、ふるさと納税は自分のふるさとを助けるという本来の目的から返礼品を求めるようなものになってしまいましたが、しかし、現状からいくとこれをうまく利用するしかない。先ほど申しましたように。都城市を見てみますと、収入が１９２億円ですから、仮に返礼品等の経費を差し引いた分が半分だったとしても、考えてみれば１００億円の純利益が出るというおいしいことですね。

第３問に入ります。

障害者の苦難についてです。

３月から７月に就労事業所３２９か所が閉鎖され、障がい者５千人が解雇や退職に追い込まれたという共同通信の全国自治体調査が発表されました。大津町では直接に影響はないかもしれませんが、この内容、傾向をどのように理解されているか質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の障害者の苦難の質問にお答えをいたします。

障がい者の就労支援については、通常の事業所等で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行い、一般就労への移行に向けて支援する就労継続支援のサービスがあります。これには、雇用契約を結び最低賃金以上が支払われるＡ型事業所と、雇用契約を結ばずに利用するＢ型事業所があります。

議員がおっしゃった就労事業所の閉鎖と利用者の解雇につきましては、本年７月に共同通信が都道府県、政令指定都市、中核市を対象に実施した全国自治体調査の結果ですが、閉鎖となったのは就労継続支援Ａ型事業所です。

この背景としましては、就労継続支援Ａ型事業所は、本来、事業で得た収益から障がい者の賃金を支払わなければなりません、国からの報酬や助成金を目当てに参入し、公費で賃金を賄う事業所が以前から問題になっていました。

国はこうした状況を是正するために、２０１７年に報酬の支給要件を厳格化し、事業所の閉鎖が相次ぎました。しかしながら、その後も同様の事業所は残り、国は経営改善計画を提出させるなどしてきましたが、状況は大きくは変わりませんでした。そこで、今年４月の報酬改定で事業の収

益で障がい者の賃金を支払わえていない場合は報酬を大幅に引き下げたため、共同通信の調査によると、全国で329か所の事業所が閉鎖となり、利用者約5千人が解雇や退職となっている状況です。なお、閉鎖した事業所のうち4割強は最低賃金が適用されないB型事業所に移行をしております。

また、事業者は、閉鎖の際は利用者が継続的にサービスを受けられるよう調整する必要がありますが、一部の事業所では、一方的に閉鎖を告げるなど利用者への対応が不十分なケースもあるようです。

熊本県内の状況につきましては、閉鎖したA型事業所が4か所、そのうちB型事業所に移行した事業所が2か所です。大津町にはA型事業所が2か所あり、閉鎖した事業所はありませんでしたが、障がいのある人の生活基盤を確保することや、働くことにより生きがいにつながる就労継続支援事業の充実が重要なものであると認識しており、今後も利用者に不利益が生じないよう、関係機関との連携を図りながら就労支援を推進していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） この内容については、新聞で報道されましたけども、なかなか内容がですね、深くてですね、ここで短時間でやるようなものでもないと思いましたけども、これを取り上げることによって関心を持っていただきたいということで、ここで取り上げたわけです。

障がい者を社会ののけ者にせず、仕事を与えることは大事です。能力のある人は社会を引っ張り富を生み出す。その一部は、障がい者の為に使う。それが能力ある人の責務だと思っております。

第4問目に入ります。

これはですね、こういうたぐいのは私何回もやってきたんですが、これ何回かですね、こういうことを繰り返すことによってちゃんと意識を持ってもらいたいということでやっているわけです。

日本の常識と世界の常識についてです。

昨日、孫を迎えに大津小学校に行きました。校長先生の話によれば、大津小の現在の児童数は840名、4年間に140名増加したとのことでした。あと140名増えればこれマンモス校になるんですかね。また、分離校が増えそうですね。

さて、ユーチューブの情報でもわかるように、世界的に日本人の道徳心や思いやりは高く評価されております。日本の教育のたまものです。しかし、日本は地理的に特殊な国です。周りを海に囲まれ、人種的にはほぼ単一民族です。明治以後、全国民が同じ価値観で教育されました。メリットは、全国以心伝心で、心が伝わるということではないでしょうか。団結力があります。思いやりもあります。困ったら誰かが助けてくれます。他人に迷惑をかけないというこの精神は、もはや宗教に近いようなところもあると思っております。デメリットは、人を気づ付けないから表現が曖昧になるということが1つではないかと思えます。それから、一度合意が形成されると皆そのまま突っ走る傾向にあると。批判を許さないということですかね、これはね。本当は常に現在の状況を把握し、修正を加えながら前に進むべきなんだろうが、なかなかそれもそういう特殊性によって、そこはデメリットに働いているんじゃないかと。第二次大戦のとき、負けるとわかってきてもかたく

なにそのまま破滅の道を走ってしまいました。だから、この時、もう一度走ったものに批判するということがもう許されなくなってきたと、こういうことでしょうか。

一方、アメリカ、ヨーロッパ、中国は他民族国家です。民族や宗教で考え方、価値観が違います。以心伝心では伝わりません。はっきりものを言うとか、宗教上のタブーなど、少しずつ教える必要があるのではないのでしょうか。

大津町は、今後、台湾の方々を中心に外国人が増えます。一つ体験談を上げます。6月の一般質問でふるさと創生1億円事業のことを申し上げました。私は、それに参加しまして、当初は、男性はアメリカのロサンゼルスということになっておりましたが、この時、ロサンゼルス暴動が勃発しまして、急遽ヨーロッパ行きのマドンナ翼に参加してくれということでしたから、そちらのほうで行きました。男は3人でしたが、あとは女性でした。随行のガイドさんは、その男性で、以前、アメリカでそのウェイターですか、あたりをしながらそのチップで生活していたという苦労人でした。その方と一緒にいったんですが、まあパリでのことです。ガイドさんがみんなを集めて、これから先ドロボーの中を歩くと思ってくださいと、人前で財布を見せてはいけません。ここにはお金がありますといっているようなものです。そういうことを言われて、それから、そのエッフェル塔の展望台でのことです。きれいな女性が私に寄って来て、流暢な日本語で私に話しかけました。私は、東京に住んでおりました。パリを案内しますと言い出します。私は、一瞬立ち退きました。つかさずガイドが大きな声で、そこにいるんですよ、ガイドさんは、大きな声で、「坂本さん、その人は詐欺師です」と叫びました。女性はさっと立ち去っていきました。あそこで大きな声が出せることが私には立派に感じました。日本人は遠慮して大きな声で威嚇して相手を追い払うことがなかなか難しい。これは観光地の出来事ですから特別かもしれませんが、善良な人に対してははっきりものを言うことは大事だと思います。常識が違う他民族の中でポジティブに自分の言いたいことを述べる習慣は大事ではないのでしょうか。でないと、あの人は何を考えているかわからない。不気味な人だと思われるかもしれません。

以上です。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 坂本議員からのこれからグローバルに活躍するには外国の習慣、常識も教える必要があるのではないかとのお質問にお答えします。

議員おっしゃったように、日本人の礼儀正しさや道徳心の高さは、落とした財布が届けられ現金も盗まれていなかったと言う外国人旅行者の驚きの声やサッカーの国際試合後にごみを拾う日本人サポーターに対する称賛の声など、多くの事例が報道され、世界からも認められているところです。世界有数の我が国の治安の良さは、全人格的な陶冶や社会性の涵養を目指す日本型学校教育の成果であると中央教育審議会答申においても述べられており、豊かな情操や規範意識、他者への思いやり、公共の精神の育成等を図る教育は、今後どのような時代にあっても変わらず重要であると考えています。一方、文化や習慣の違いを理解できていなかったことに起因する痛ましい事件も、過去には報じられており、議員御指摘のとおり、日本に留まらずグローバルに活躍する子どもたちを育

成する上では、外国の習慣等の理解も必要であると考えます。

今日、経済・文化など様々な面で国際交流が促進され、国際的な相互依存関係はますます深まっております。このような国際社会において、互いに異なる文化や宗教等を持つ人々が協調・共生していくためには、相互の文化や宗教等の共通性や相違を認識するとともに、互いの価値観や生活様式などを受容・尊重しなければなりません。

学校教育では、国際理解教育において、広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持つ人々と共に生きていく資質や能力を育成するとともに、日本人として、また個人としての自己の確立を図るために自己理解や自分の考えや意思を持ち表現できる基礎的・基本的なコミュニケーション能力の育成を図っているところです。

特に、日本人として、また個人としての自己を確立することは、世界の中でも自分を見失わず自己実現していく上で基盤となるものです。

自己確立のためには、子どもたち一人一人が学校や地域における学習や体験を通して自分に自信を持つことや、自分の暮らす地域の歴史や伝統文化などの理解を深める中で、家庭や地域への帰属意識を高めることなど、地域社会という広い視野を持って、学び・くらすことが大切であると考えています。

地域社会において、自分には社会の中で役割があることを知っていくこと、あるいは知ろうとする子どもたちを育成することは、やがて日本や世界を視野に入れ自分の生き方を見つけていく子どもたちの育成につながると考えます。

各学校で取り組んでいる、社会に開かれた教育課程では、教室における学習を教室外の体験につなぐことを大切にしており、国際理解教育として実施している台湾の学校との交流活動も、その一環であります。子どもたちは、異なる文化・生活・習慣をもつ同年代の子どもたちとの交流をとおして、異文化を直接体験しながら相互理解を深めており、国際感覚を養うという点でも大きな意義をもつと考えております。

また、議員御質問の、外国の習慣や常識を知る教科での学習としましては、道徳における小学校での国際理解、国際親善、中学校での国際理解、国際貢献で取り扱っている他、中学校外国語科において、外国語で表現し伝え合うために、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉えることとして、外国と日本の文化や習慣等の違いを取り上げた教材等を活用しています。小学校の外国語教育においても同様であり、タブレット等を活用して世界の様々な情報を収集しながら、海外での行動を仮定した外国語活動等を実施したり、姉妹校の子どもたちと英語による互いの学校や国の紹介等も行っています。

なお、本町には、近年、様々な国の方が来町したり住民となったりしておられます。実際、町内の学校には、外国にルーツを持つ児童生徒が少なくない数で在籍しており、通常から共に学習や生活をしています。その中では、ごく自然に互いの国の言葉や文化を知り合うことも多いと考えており、実際、今年実施した台湾の子どもたちとの交流活動においては、町内の各学校に在籍している台湾にルーツを持つ子どもたちが、流暢な台湾語で学校紹介を行うなど活躍しておりました。子

どもたちの生活は、すでに国際化しているとも感じています。

今後とも、様々な場や機会を捉えた国際理解教育を推進し、国や人種の違いを越え互いの人権を敬う精神を涵養するとともに、国際社会においても、ひるまずに自分の考えや意思を伝えながら、自己実現を図っていける子どもの育成に努めてまいります。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○１２番（坂本典光議員） 終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後３時３９分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第6回大津町議会定例会会議録

令和6年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)									
令和6年9月17日(火曜日)									
出席議員	1 番	大 村 裕 一 郎	2 番	田 代 元 気	3 番	時 松 智 弘			
	4 番	面 川 秀 貢	5 番	大 塚 益 雄	6 番	三 宮 美 香			
	7 番	山 部 良 二	8 番	山 本 富 二 夫	9 番	豊 瀬 和 久			
	10 番	佐 藤 真 二	11 番	大 塚 龍 一 郎	12 番	坂 本 典 光			
	13 番	永 田 和 彦	14 番	津 田 桂 伸	15 番	荒 木 俊 彦			
	16 番	桐 原 則 雄							
欠 席 議 員									
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 書	長	荒 木 啓 一 記 飯 塚 彩 菜						
地方自治法第 1 2 1 条第1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町	長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長	吉 良 元 子				
	副 町	長	工 藤 あ ず さ						
	総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博					
	住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美					
	健 康 福 祉 部 長	大 隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治					
	産 業 振 興 部 長	白 石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎					
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆					
	総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳							
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲							
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎							

議 事 日 程（第４号） 令和６年９月１７日（火） 午前１０時 開議

日程第１ 諸般の報告

日程第２ 一般質問

午前１０時００分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

日程第１ 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第１ 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は議席及びタブレットに配布のとおりです。

日程第２ 一般質問

○議 長（桐原則雄） 日程第２ 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

大村裕一郎議員。

○１番（大村裕一郎議員） 改めましておはようございます。

それでは議席番号１番、大村裕一郎が、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただく内容は、町内の子どもたちの遊ぶ場所についての１問となります。

それでは質問をさせていただきます。

大津町では公園への遊具設置等を通じて、子どもたちの遊ぶ場所を提供しております。これは子どもたちの健康づくりや友人とのつながりを深めるのに非常に有効だと考えます。しかし、公園の遊具で遊ぶ世代は、園児や小学生の限定的な世代のみであるのは、周知の事実だと考えます。

また、夏の時期に関しては園児や小学生さえ熱中症を警戒し、ミスト等で対策はしてありますが、公園で遊ぶこと自体を遠慮してしまっているような状況にあります。そして、小学校の高学年から中学生、高校生に関しては公園に行くことはあっても、遊具等で遊ぶ姿はほぼ見ないような状況にあり、大津町の中ではなく、近くでもゆめタウンや熊本市内まで足を運んでいる状況にあります。もちろんその際はＪＲやバス、自転車、親の送迎などで行っているかと思いますが、いかんせん子どもたちからすれば距離があり、公共交通を利用すればお金がかかるため遊びに行く回数としては非常に少ないものだと考えます。また、遠出をするということで、親の心配はつきません。更に一括りにはできませんが、現在の子どもたちはインターネットの普及やその他様々な理由により、今の２０代から３０代の方が子どもだった頃より友達の家遊びに行ったりなどの機会が非常に減少していると思われます。これでは、友達同士が会う機会も減り、子どもたちにとって非常に重要な

友達とのコミュニティーも深まらず、社会性を学ぶ機会の損失にもつながりかねません。

そういった中、町の発展も佳境を迎えておりますが、この機に乗じて雨や熱中症の心配がなく室内で遊べ、なおかつ低年齢の子どもたちから中高生、家族連れでも遊べるアミューズメント施設を誘致する考えはないか、町長の考えを問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。大村議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、町内においては猛暑の日や雨天の日などに親子連れや小中校生が遊べる場所、憩える場所はまだ限定的だと考えております。

実際に、令和5年度のまちづくりアンケートでは都市基盤づくりにおける町立公園に関するアンケートにおいては、「満足」という回答に至らなかった1番の要因が41.9%の方が選択した「雨の日に遊べる場所が少ない」という理由です。また、「大津町にどのような子育て支援策を望みますか」の質問に対する回答の1位は54.1%の方が選択をしている「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という項目。更に議員が言及されている「ゆめタウン」に関連しては、「あなたは大津町にどのような商業施設を望みますか」の質問に対して、「大型ショッピングモールの設置」を、全体で最も多い36.8%の方が選択をしています。

この3つの項目における各選択理由としては、議員御指摘のように、「天候や熱中症の心配をせず、低年齢から中高生、家族連れが屋内で遊べる」という観点も大きく関係しているのではないかと考えております。

そうしたニーズへの対応として、現在、一つには昭和園で計画中的の子育て支援拠点の中に雨天時でも遊べる施設設置を計画中であり、また一つには中間駅付近への誘致を目指している大型商業施設として実現できないかと考えています。その施設内においては、議員がおっしゃるようなアミューズメント関連の店舗も是非テナントとして進出していただけないかと考えております。

現在、町内の屋内アミューズメント施設としては、イオン大津店内の遊戯スペースや、イオン大津店から西ほどにあるカラオケ施設が考えられます。どちらも買い物時のちょっとした間の子どもの遊び場や、中高生や家族連れなどの遊び場としても、大変有り難く、また人気の施設だと捉えているところですが、家族連れや中高生を含む多くの方が町外の施設を利用している状況も多く見聞きます。現在町内には大規模な屋内アミューズメント施設はありませんが、屋内で遊べる新たな選択肢があれば、猛暑や雨天時においても、親子連れや中高生等が町内で過ごす機会が増え、結果、町の経済効果も見込めることから、住民サービスと町の発展の両面において大きな効果があると考えます。

また、町内に限らず阿蘇方面等も含めて現在菊陽町や市内でショッピングやアミューズメントを楽しんでいる方が、大津町内で余暇などを過ごすように転換することによって、町内の様々な既存店舗にも好影響を及ぼし得るのではないかと考えています。

一方で中間駅周辺に大型店舗の誘致が実現しても開業にはまだ時間がかかりますので、大村議員御提案のアミューズメントに関しては、住民の皆様からのニーズも踏まえ、単体での誘致も検討の

余地があると感じたところです。民間企業は集客の見込みがない限り出店は難しいものと認識していますが、議員御指摘の通り、T SMC進出によって、企業進出や住宅開発が加速する中、大津町に興味を示す商業事業者も増加していますので、今後は大型商業施設の内部という視点だけではなく、アミューズメント施設単体でも、出店条件などの照会を行いながら、誘致につなげる取り組みも行っていきたい考えです。中高生や親子連れが楽しめるアミューズメント施設は、e スポーツ的なものや、ボウリング、カラオケ、映画、スパなど裾野も幅広く、いずれも新しい大津町の魅力向上に寄与すると考えています。現在、都市計画マスタープランの見直しも進めていることから、町全体の具体的な土地利用、商業地域などの用途地域を設定する中でも、より効果的に、屋内アミューズメント施設の誘致を行うことも検討、協議していきます。

大津町を取り巻く環境は大きな変化の波の中にありますが、この追い風の部分をしっかりと生かし、住民の皆様にとって、住みたい町、住み続けたいと思える町を実現できるようにこれからの町づくりを進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1 番（大村裕一郎議員） それでは再度質問いたします。

単体での誘致も考えていただけるというところで、非常に安心をしているところではあるんですけども、先ほど述べましたとおり子どもたちの移動手段というのはですね、基本的に自転車か徒歩がメインになってくるかと思います。そういった点を踏まえてどういった場所に誘致する考えなのか、もし今のところで考えのほうがありましたら再度答弁のほうよろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の再質問にお答えいたします。

場所に関しましては、土地の価格高騰等もありますし、その一方で少々土地が高くなろうとも民間事業者は誘客が見込めるときに立地を考えるといます。その辺に関しましては、民間の土地の動きですとか、各事業者様のニーズというか、調査等があると思いますので、その点も含めて各事業者にも市場調査というか、ヒアリングというかサウンディングというかそうしたことも進めながら進捗をさせたいとそうように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1 番（大村裕一郎議員） 市場調査のほうしていただければと思うんですけども、やはり今回再度質問した内容に関しても、子どもたちが行きやすい場所に誘致していただくのが一番かなというふうに思います。基本的にあまりに遠いとやはり行けなくなってしまうと元も子もないので、その点をしっかり含めた上で検討のほうしていただければと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時20分より再開します。

午前10時10分 休憩

△

午前１０時２０分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永田和彦議員。

○１３番（永田和彦議員） 通告に従いまして、一般質問を行います。今回も２点質問を行いたいと思います。

まず初めに、企業誘致と農業生産基盤維持は比例しなければならないと思います。このことについて町長に聞きたいと思います。

農工商併進、昔から我が町は農工商併進の町であると言われてきました。よく言ったものであります。要するに１次産業、２次産業、３次産業もひっくるめて併進していくんだというバランスのとれた町というのが、この農工商併進という言葉に込められている。それをもって町の発展とするというのが目的ではないかなと考えます。農業が今非常にＴＳＭＣ関係とか、その関連企業関係で、こうどこかに押しやられるんじゃないかなとか、新しい農地の確保が非常に難しい状況になっているというのが、今現状ではないかというふうに感じています。

資料の中で九州農政局が発表いたしました、九州農業レポート２０２３年に、九州から海外へ輸出された農林水産物の総額は、１千５５９億円と３年連続で過去最高を更新しております。人口減と高齢化で国内市場が縮小する中、生産基盤を維持するためには輸出の拡大が不可欠であり、政府は３０年までに輸出額を５兆円の目標をあげております。食料の安定供給もトピックに取り上げております。ウクライナ危機や気候変動、新興国の人口増加世界は人口爆発をしているような感じですが、日本は減少している状況であります。

そういったものを背景に食料確保への懸念が高まっております。また５月に成立した改正食料農業農村基本法は、食料安全保障の確保を基本理念としております。平時には輸出分を含めて生産し、海外からの輸入が停止する事態となれば国内向け生産に切り替える戦略とするとされます。

画像は各国の食料自給率を出しております。こういった図は皆さんいろんな所で見ておられると思いますが、やはり各国と比べてみると日本の食料自給率はものすごく低い。輸出大国であるというグローバル経済の中で、バランスをとりながらやってきたならばこういったかたちになったのかなというのうかがえますが、やはり食がなくては我々人間は生きられない。当たり前のことであります。ですから、そういったものを調整するために、農業も技術革新でどんどん米がとれるような技術になってきましたので、逆に減反をするというような施策も行ったりとかしております。

そしてこの食料自給率というものを考えたときに、我が町は一体どうなるんだというのが先ほど言った、２次産業あたりの進出によって１次産業が危ぶまれているということでもあります。ここまでの説明で理解していただきたいことは、農業の担い手と農地があつてこそ成り立つ政策ではないかなと。食料自給率というのに農地がない、担い手がいけないでは話がならない。ではそのひずみはどうするんだっていうことが、今回の質問の趣旨であります。

ここの理解が重要でありますので、昨今の新聞の切り抜きあたりを持ってきましたけれども、農用地確保緊急要望といたしましてＪＡグループ熊本と県の農政連は２３日、台湾ＴＳＭＣなどの半

導体企業の集積に伴い減少している農業用地の確保を求めて木村知事に緊急の要望書を手渡ししましたという熊日の切り抜きですけれども、見られた方はたくさんおられると思います。ということで県に要望をいたしました。これが新聞が8月24日です。そして8月28日のこれは熊日の8月30日ですね、の後日は農地確保へ国に支援を県が要望しております。この新聞記事も見られた方々は多いだろうと思います。そういった農業者の意見が多く集約されまして県に要望をしました。そして県は早速国に要望をしてこの写真に移っているのは、坂本大臣ですが、農水省の大臣に手渡ししておられます。そういったかたちでその動きがここにきて一段と早くなってきたのかなと。

要するに農地確保というのが見えてないと。減少するのは皆さんわかったことでありますが、この農地減少に対して政府見解というのがはっきり示されていないと私は思っております。そういった第2次産業が膨れるのはわかったことだと。それがこの質問の要旨で述べておる社会の変化が起きるときに、必ずどこかにひずみが起こると。それを程よく調整するのが政治であり、行政の仕事ではないですかという質問なんです。やっぱりここです、農業者がもう不安になれている。しかも担い手はどんどん減少している。ここに来て農地も減少している。一体どうすればいいんだという話です。町はこれで何もしないのかということになっております。

ですから農地の確保というものは喫緊の課題でもありますので、町も本腰を入れてこの解消に向かわなければならないと思います。

そしてまた半導体受注生産のTSMCの関連企業も含めて、大量の水を使うということですね。地下水をかなりの量を使われると。その地下水を育むのは、農地や山林であることもわかりきった事実であります。ですから農地及び山林の保全はきちんとやらなくては、実はそういった半導体産業あたりも潤わない。逆に言うならばそういった地下水が豊富にあるからこそ、この熊本の地を選ばれたのかもしれませんが。しかし、それに対する我々は保全をしなければならない。これには多くの金額もかかるだろうし、また人員も必要であります。そう考えます。

ということで、地域の産業構造は大きく変化しました。今までの説明どおり全産業が拡大しているわけではないということでもあります。ここで町長には、農工商併進の我が町においての将来を見据えた方針を示していただきたいと思うわけであります。変化を感じたならば今後の推測を始めなければならないと思います。今後の町の行く末を予測するために、あらゆる事例やそんなものを用いた報道やインターネットを使いまして、情報収集に努め行動に移さなければならないと思います。しかしまだその情報収集と計画が立っていないということです。社会の変化は時代の要望であります。すでにそういった現象も表れているということです。長たるものは、その感性が長けていて、対応、処方を示す能力が求められると思います。今後の我が町が産業バランスがとれた望ましい姿を示していただきたいと思います。

1回目の質問になります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の御質問にお答えいたします。

本町では、1970年代から本田技研工業の誘致や工業団地整備など、様々な企業誘致の取組を

進め、既存の企業集積を活かしつつ、農工商併進の取組を展開し、特色ある地域資源や産業を効果的に結びつける取組を進めてきた結果、人口も増加し、町の活気が維持されてきました。

また、産業の集積やそれに伴う新たな雇用の創出は、法人町民税・固定資産税等の増収や定住による人口の増加等、町の発展の大きな原動力となっております。

そうした中、令和3年11月に、菊陽町への半導体大手の台湾積体回路製造TSMCの進出が発表されて以降、半導体関連企業を中心に企業の立地が本町でも加速しておりますが、一方で、社会情勢や産業構造の変化、新たな企業進出による人材不足や交通渋滞などにより、既に本町に立地いただいている企業様への影響も懸念をされております。

こうした状況も踏まえながら、商業工業分野においても企業進出の受け皿となる工業用地を確保しながら新たな企業誘致を推進するとともに、企業の持続的な活動を支援していくことが求められています。

また、議員御指摘のように、その上では工業分野に留まらず、農業、商業、日常生活など、様々な影響を勘案する必要がありますし、更に工業分野だけを見た場合にも、圏域において半導体産業が活発化する中で、先ほどお話した人材不足が加速するという構図も見られ、おっしゃるように急激な変化による「ひずみ」をいかに緩和、解消する視点や施策も必要だと考えており、今議会の質問でもお答えしましたとおり、まだまだ十分な成果とは言えませんが、人材確保・育成等に向けた様々な取組も並行して行っております。

その工業分野において、本町では工業団地は全て分譲が完了し、町内にインフラ整備の整った開発可能な用地が不足していることや、用地があっても価格が大幅に上昇していることなどにより、特に比較的大きな製造業などにおいて企業進出に結びつかない事例も見受けられることから、本町においても早期に用地を提供するため、杉水地区において新たな工業団地の取組を進めています。また、工業団地の整備に当たっては、国の交付金を活用し、杉水地域から以前からの課題であり、更に近隣に企業や住宅開発が加速する中で、更なる悪化が懸念される周辺道路や排水を整備するとともに、開発が著しい杉水地域に比較すれば代替地の確保がしやすい状況にある矢護川地域への道路改善を並行して進める計画です。

一方で、議員御指摘のとおり、短期目線だけではなく将来を見据えたビジョンを持って乱開発につながらないよう計画的に進めることが重要との考えから、おおむね20年ごとに行っている都市計画の用途見直しにつきましては、社会情勢の急速な変化を踏まえ、令和3年に作成した計画を令和7年度までに見直し、町全体のバランスを考えながら、農工商の基盤づくりのために、将来を見据えたビジョンを持ってまちづくりに取り組む必要があると考えております。

一方で、1次産業である農業は大津町の基幹産業です。現在、大津町の農業は、企業進出による農地不足、地下水保全への対応や世界情勢の影響を受けた物価高など、大きな環境の変化に併せ、大変厳しい状況の中にあります。

農業においては、国全体としての課題でもある食糧自給率はもとより、農地の多面的機能の中で、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村での生産活動

が行われることにより生ずる食料その他、農産物の供給以外の多面にわたる役割を果たしています。

一方で、今議会でも指摘をいただきましたが、日本全国で人口、とりわけ生産年齢人口が急激に減少する中、農業においても、高齢化による就農面積の縮小や後継者不足による耕作放棄地加速化への懸念などの従来からの課題もあります。耕作放棄地が増えると食料生産をはじめ、農地の多面的機能を発揮できないばかりか、地域の生活環境の悪化も懸念されますので、今年度より農作業の効率化と労力軽減、更に品質向上を支援するため、ＩＣＴなどを活用したスマート農業機械導入への支援事業の創設を行っております。

また今後、就農人口が大幅に減少することも見込まれる中、農地を守るためには、大型機械を活用可能な農地整備が求められる中、事業を進めております真木・矢護川地区における圃場整備事業の早期着工に向けた国に対する予算要望活動、県や関係団体と連携し、農家の営農継続に向け代替農地のマッチングの支援など進め、令和７年度から本格着手する計画としております。また、これまで守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくための地域計画の策定や、町全体の土地利用計画と併せた、農業振興地域整備計画の見直しを行うなど、農業がやりやすい環境整備を行っております。

ただ一方で、議員御指摘のとおり、公共が入っての土地のマッチングは十分な成果が出ていないの現状もあります。背景としましては、日当たりや交通アクセスなどの条件の良い土地は限られており、そうした農地は民間の開発事業者としても開発に適している場合も多く、転用されるケースも増加しております。この結果、特に農地を借りて耕作をされていた方がお困りになるケースが各地で見受けられます。また、農家さん同士での売買の条件が合う場合においても、条件の良い農地については公に相談する前に、日頃から付き合いのある農家さん同士での取引が進んでいることが挙げられます。また、急激な地価上昇の中で、地主さんとしては企業が開発目的で購入する金額やそれに近い金額での売買を望むケースもＪＡＳＭ進出以前よりも大幅に増えており、農家の方が代替地を望む際に提示できる金額との乖離が生まれているという背景もございます。更に、大津町を含む菊池地域においては、酪農や畜産従事者も多く、畜舎や飼料は確保できたとしても近隣開発が進む中で糞尿処理のための農地や匂い、排水などの問題により、経営環境が悪化することで、営農継続に大きな支障が出ており、処理施設等を求める声も挙がっており、そうした点も含めて、現在、国や県とも対応を協議・相談をしているところです。

日本の農業の重要性や危惧される点を食料自給率の観点からみますと、昭和４０年代は、カロリーベースで約７０％でしたが、現在は３８％と低迷しております。農業者の高齢化や人材不足、輸入依存度の高まり等様々な要因が影響し、食料自給率が低下している状況が続いています。このような中、世界各地での紛争は、日本の食料安全保障に影響を与える状況にあり、対策として地産地消の取組は大変重要であると考えております。地産地消の推進により、外部からの依存が減るため、国内の緊急事態にも強くなります。また、地元で生産された食品が近くで消費されるため、供給の遅れや品質の劣化が軽減され、食料供給の安定や食の安全性の向上に寄与するとともに、輸送コストの削減による二酸化炭素排出抑制など環境保全につながることで、町の農業者や事業者を支援

し、地域経済の活性化につながるなど、多くのメリットがあると考えますので、生産団体と連携した各種イベントでの農畜産物の販売促進・PR活動による地産地消の更なる推進と、農畜産物のブランド化の取組により、付加価値をつけた販売、流通販路拡大を図ることで、儲かる農業を確立し、担い手確保と1次産業の活性化を推進できればと考えております。本町の基幹産業の一つである農業を守っていくためには、短中長期の具体的な農業施策を実施するとともに、今後は人口減少に伴い、農業の担い手も減少することが予測される中、優良農地を守り、いかにして効率的で採算性が伴う農業とするのか、国や県とともに将来のビジョンを作り上げる必要があると考えております。併せて経済活性化のための企業誘致も同時に推進する必要がありますので、全体を見据えながら促進を図っていきます。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

昨今の出来事で米の価格が上昇しているということで、皆さん非常に苦慮されているのではないかなと思います。農産物全体、うちの場合は、いろんなかたちで農業全体的な影響が出ているのはもう明らかでありますけれども、今回北部工業団地、まだまだ進んでおりませんが、これも約束の日付までに間に合うのかなというところまで、ぎりぎりの所まで来ております。実際、もう北部工業団地を設計してもし売買が可能になった場合ですよ。それから設計をして、工事をして3年半ぐらいはかかるのではないかなというのが委員会での見解ではありましたので、時間はほぼない状況であります。

日本全国見渡して見ますと、やっぱり農業に対する意識を高めないと今回の米の品薄ですね。こういったものがいかにリスクに弱いかなというのがはっきりしてきたわけであります。それは我が町もそういった状況に置かれていると。米のことについて言いますれば、人口減を前提にした需要予測、気候変動やインバウンドの増加などに対応しきれないということが明らかになったわけであります。対策といたしまして高温に強い品種への先付の転換を進めておりますがそれも2割程度に留まっているという話です。そしてまた数多く発生する台風の進路次第におきましては、想定範囲を超える被害が起こる日本でありますので、そういったことも加味して考えなければならないと思います。今回の米の価格高騰におきまして、岸田首相が米の円滑流通これを指示しております。食料安定供給、農林水産業の基盤強化本部会合で指示したそうであります。流通不足の懸念に対処し、市場を注視し、円滑な流通に取り組んでほしい、坂本大臣ら関係閣僚に指示をしたとありました。そしてまた政府備蓄米を子ども食堂やフードバンク向けに無償で交付する制度拡充も首相が自ら求めたとありました。この価格高騰であります、実は日曜日、米を5キロ単位ぐらいで最近では買っていますが、うちの家内と2か所ぐらい回って、高いねとこれキロあたり幾らになるかいて。計算したならば600円から700円ぐらいになって6×5、30の3千円ですね。3千円とか3千500円とか4千円とかもういいやつになったら、とめどもなく高いんでちょっと手がでないというやつです。これはですね非常に問題でありまして、政府備蓄米を放出せんかという話がいろいろありましたでしょ。それでも農林大臣はうんと言わなかったんですね。うちの代議士であります、

これにはいろいろ裏話とかいろいろなさもあります。価格があまりにも今まで米が安いから、価格を本当は上げたいんだということで、そういった意図もあるのではないかと。備蓄米を出してしまっただけならば、価格は安定するかもしれないけれども農業者のそういった生産体制に対する収入ですね、が上がらないということが問題としてありました。

しかしながら我々一般消費者の立場ということから考えれば、私はこのことについて一生懸命考えたらですね、勉強はよくしてませんでしたけれども、エンゲル係数というのがやっぱり浮かび上がってきてですね、このエンゲル係数を押し上げている。言うならばその家庭における食費の割合ですね、これをかなりの額、かなりの%、上げているなと感じました。要するにその分上がった分、食費に使う分、可処分所得は減ります。このエンゲル係数というのは、町で言うならば義務的経費ですよ。食べるために、生きるためにだからここは安定しなくてはならない。させなくてはならない。柔軟に安定させることができるのは国なんです。だからうちの大臣あたりもここはどういった意図でああいったことを言ったのか私もわかりませんが、価格の安定供給に努めてそして農業施策というのは別問題として扱うべきではないかなと考えた次第であります。

要するにこれやり方はですね、米を、うちは全然食わないよという所もあるかもしれませんが、明らかに全体の我々の所得でそしてまた税金を支払っているんなかたちを出したときに、これ増税ですよ。正しく増税と一緒にですよ。そういったかたちにしかないとは思いました。だからここはやっぱり価格安定をさせなさいと言った。またこの備蓄米というのはそうした性質があるものなんです。ここに書いてありますけれども、在庫量、市場の状況、消費者の動向、物価など総合的に判断しなければならない。これが政府備蓄米の役割なんです。例えばこういった話をなぜ言うかって言うならば、今回の質問の要旨であります全体的な農業のそういった状況が危ぶまれているような感じにしか町もなっていないということが問題かなと思っております。こうなってくると国があてにならなくなってきましたんで、坂本事務所の誰かは聞いているでしょう。そういったことを大臣に言っとって欲しいなと思います。かといって今さら下がるのかなったときに、J A阿蘇だったですかね、いろんなJ A各社が農家に対して支払いを上げておりますね。だから中間業者が儲けるという構図ではいけないということが、きちんと認識されて農家のほうに潤うように、そういったかたちで農家に支払いを上げたということが昨今の新聞等々に載っておりましたので、それはそれで農家にしたら好ましいかたちがある程度は価格が皆さんが買った価格がずっと転嫁されて農家の所得に変わるというふうになってきたのかなとは感じます。しかしいづれにしても高い。米高いです。意識がそうなっているんでここは非常に難しい。うちの天津町を見てもすれば米だけではないということですね。テレビでもいろいろ放映されましたけれども、牛に食べさせる牧草、グラスあたりが土地の持っている方々から値上げをさせてくれとか、いろんなかたちで価格に転嫁されていきますんで、いろんなかたちで農業というのはものすごい影響力があるという事実がはっきりしてきたのではないかなと思います。

そういった中で国の指示を待ったとら、とても我が町の農業は良くなるのかなと思っておりますので、北部工業団地はあのまましぶづけになる可能性だってでてきている状況なので、あすこに

対しても、本来ならばですよ早急に話をまとめあげて、そこにおられた農業者の方々が次の新しいところでもうすでに次の生業としての農業を始めているというのが、本来好ましいかたちではないかなと。それさえもやってない、できないってなったときに、じゃあなぜできないのって。町長はそういった北部工業団地をまずまとめあげて、一歩ずつ町政を前に進めるんだと思ったときには、自ら行って頭を下げるべきですよ。いざここに来たらですね、地権者の方はうんて言いませんよ。頭を下げて下げまくるしかもうないんです。それって町長言いましたよね。就任時。強力なトップセールス言いましたよね。セールスで一番大事なのは、幾度も幾度も顔を出すことですよ。話してお願いすることなんですね。それ以上のウルトラCは持っておられますか。そこのところをきちんと一歩一歩確実にやっていかないと、全体農業どころか北部工業団地もうまくいかないというふうになりはしないですか。何かそこのところも見えませんが、この点について再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えいたします。

まず議員おっしゃるように、米の需給等々で非常に食料需給率も含め、あるいは我々の日々の暮らしのほうにも影響が出ているというところは非常に感じているところでございます。また、先ほどの工業団地のお話を少しさせていただきますと、地元区長様への説明会ですが、地権者説明会、あるいは校区の説明会のほうは、もちろん私のほうもしっかりと出席させていただきまして、一つ一つの質問にできるかぎり私のほうからお答えさせていただいたところです。

また個別農家の方のほうにも何度か足を運んでいるところでございます。ただ一つやはり大きなところは農業というのが皆様の生業となっている点でございまして、我々としましては、もちろんお願いもしているところですが、実際今の現況としては、代替地のところ、またその中で民間の工業用地あるいは物流住宅用地もかなり動いている中で、そうした影響も地権者の方に出ている状況があります。そうした中でやはりお願いするとあわせて大事なのが具体的な代替案を持っていくということと考えています。そうした中これまで担当中心に交渉を一つ一つ進めたところですが、進んではやはり難しかったり、また進んでは難しかったりを重ねている中で、また現状を一つ条件といたしますか、必要な項目のほうを具体的に煮詰めているところですので、そこをしっかりとこちらとしても御準備した上で私のほうも必要に応じてしっかりと足を運んでいきたいとそうように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） ついつい長く言ってしまうので、どんどんいかなないと。

2問目もあります。ここで3枚目の画像を出しました。私はそういった全体的に大津町の今後を考えたときにどうするべきかと考えたときに、いろんな進出企業が来ます。それなりの大きな会社がたくさん来るんですね。そういったところは必ずと言っていいほど企業理念、有名な所で言うなら、2問目に出しますけれども、京セラとかフィロソフィーいうならば企業理念というのを非常に大切にしている。そういったものに訴えるべきではないかなと。企業が来られるのはいいんです。

菊陽はまた誘致をするために工業団地を造ります。西原もどんどんできてます。もうすごいです。そういったものを考えたときに、来てもらって納税してもらえればいいのかという問題だけじゃなくなってくるんですね。やはりそういったひずみが起きた農業者の方々に、あなた方もそういった迷惑をかけたくはないでしょうと。企業の方々も。あなたたちの経営理念は、ここの地でこの経営ビジョンを示しておりますけれども、サステナブル、言うならば持続可能であって全体が共生して生きるのが生きていくのが企業であり、農業者皆さんが良くならんといかんという考え方は企業理念の中に必ずあるんですよ。そこをお願いしなきゃいかんと思うわけです。企業の方いらはいはいはですね、これは2級品です。私から言うなら。町に来て起業されるのはいいです。しかし、我が大津町には1次産業、3次産業たくさんおられますよと。そういった中で、あなた方製造業が来て本当に助かります。しかしお互い助け合いましょうよという理解を求めるべきではないかなと。で3枚目をこれ出したんです。

そしたらTSMCの地下の除水施設、そういったものに我々は全員で行きました。執行部も行きましたけれども、そこの地下で私が質問したの覚えておられる方々おられると思いますけれども、JASMの方々が菊陽町、前の田んぼでとれた米を全体的に使いますと。水張をされて、そして地下水になってとか言われたんで、ちょっと待ってくださいと。その水張の水はどこから来るんですかと私が質問しました。それって山林やいろんな所に育まれて、川になって出てきて貯水能力がちゃんとあるんですと。それが上井出を通して菊陽のこの地に下りてという話をしました。若いやっぱり説明者の人たちは答えられない。しかし、そのときすぐ堀田社長が来てわかっておりますと。我々企業としてもそういった山林に対する野山に対する協力はやっていきたいと。阿蘇方面から流れてきておるのはわかっておりますということをそこで言われたわけですよ。それぐらい言うとかんと、我々は何をしにそこに見に行ったかという話にしかならないじゃないですか。要点ですよ。そこは。それをお願いしに私は行ったと思っております。だからそういったものをきちんと言えば、逆に企業から町長何か協力することはないですか。うちはどういった分野は得意なんですって。だからそういった大津町の広大な山林に対して我々が協力したいことをできることをさせてくださいというふうなかたちになれば、農業に対してできることをさせてくださいというかたちになれば、これこそ一番良い産業の発展で農工商併進ではないだろうかなと。こういうふうに私は考えたわけでありまして。だからまずそういった企業がたくさん来られるのはいいですけども、町に対してその金くれとかそういったものじゃないです。何ができますかと。雇用ですか、それともその御社の特別な技術をこの大津町に生かしてもらえますかというかたちで述べさせんといかんのかなと思います。

いずれにしても農業者を守らなければならないし、食料自給率は本来ならば地方公共団体単体で数字を出して管理するべきと。これは私は昔から言ってもおりますがそう思っております。この経営理念、言うならば経営ビジョンに対して、やはりセールスとかいろんな企業振興課もありますんで、そういったところをちゃんとお話して、理解してもらってまちづくりを進めるというのが一番いい状況じゃないかなと。かたちではないかなと思いますので、この点について短くていいですから質

問を3度目します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再々質問にお答えいたします。

企業様としましては、もちろんしっかりと企業経営する中で法人税、固定資産税を地域に納めるということはもちろんですけども、それ以外に社会的責任として地域への影響を、悪い影響は抑制したりですとか、プラスの貢献をしていく必要があるという御主旨だと思います。

おっしゃるように消費者から見た場合もSDGsという方向で、企業さんがそういったことは非常に力を入れている傾向もございますので、町としてもしっかりと働きかけを強化する必要があると考えております。そうした中、町としては諸先輩方が築き上げてきた企業連絡協議会等もございます。その中で例えば農業直接ではございませんが、時差出勤等々様々な御協力をいただいているところですので、その中でより良く町が発展して、住民としても企業としてもより良い環境が築けるように何ができるかということは、役員の皆様ともしっかりとお話しながら企業連絡協議会の会員様にとどまらず、様々な働きかけを町として、町としてのビジョンも持ちながら進めていきたいとそうように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 2問目に移ります。

「一般事務職は要らない」とうちの知事が発言されて、注目されましたけれども、この言葉自体は、はっきり切取りですね、私の女性蔑視発言と一緒にすよ。切取りです。何も一般事務職を馬鹿にした発言でもなんでもないわけです。話の流れの中でこの言葉は出ておりますが、つい載ってしまったという感じですかね。笑いながらですけども、教育長に、ある会合で教育長に過激な言い方だけど、普通科なんかいらんと思ってるのねとか言ってらしたですもんね。これってジョークの範囲内だろうと私は思います。あの映像を見た限りはですね。しかし、このなぜそういった言葉が出てきたのかなと言ったならば、やはりこの産業界の中で今半導体企業が来ておりますけれども、いろんな企業の中で人手不足というのがやはり問題になってきているのかなというのがあります。求人と求職者のバランスが壊れているということで、今必要なのはエッセンシャルワーカーではないかなと。先週質問も出ておりました。実際にそういったマッチングというのがいつの時代もうまくいくのかといったらそうではないですよ。例えば今問題になっているのは、これは黒田さんと言われまして、議員研修会のときに菊池市で我々が講演を受けた方であります。この本も買いましたけれども、まだ読んではいません。質問もいろいろしたわけでありまして。今後のどういった世の中になっていくんでしょうかと。うちの知事が一般事務職はいらんとか言ったものを総合的に勘案してみればですね、ここは私も要旨として過激なことを書いておりますが、一般事務職はいらん。あなたも事務職でしょ。あなたこそいらんと言いつついたいくらいですけども、実際ですね、これからの世の中どうなるのかといったときに、私は今までも一般質問でもしました。ソサイエティ5.0といういろんな社会はどんどん変化していきますよと。その中でこの講演で黒田さんが半

導体に産業が進んでいけば、どういった世の中になるのか。A I を使えばどういったことになるのかと言ったときに、まず1番に来るのは士業関係ですね。弁護士とか何々士という士業の方々が専門の勉強をしなくても、情報がどんどん手に入ってその情報の使い方というものがすでに使い方まで教えるような、そういった世の中になってきたということです。良い大学、良い会社に入りなさいと教えられました。素直に勉強した子10年後どうなるんでしょうかとA I 研究者が予測したものもあります。明るくはないと言っておきましょう。ということで、その辺の勉強では、すでにA I がとって変わるというのはいろいろ言われてますよね、それって。

しかしこの一般事務職にはいらんないには噛みつきたいんです。我が国には世界に冠たる義務教育があると思っております。これはですね、国体、国のかたちをきちんと形づけるために非常に重要なことで、それこそ全体の日本国民としての土台、基礎基本を作る重要な役割を持っているというふうに理解しております。最近世の中がいろんなかたちで権利だとか自由だとか言い始めたならば、最近の新聞の切り抜き持ってきましたけれども、不登校というのもかなり問題になっておりますけれども、不登校選んでいいんだよというようなことを書いてあるのがありました。不登校を選んでいいって、我々が小さい頃、義務教育期間中に行きたくないときたくさんありましたけれども、親から叱られて泣く泣く行ったことも実際ありますよ。我慢は必要だったんですね。それって結果的には、私60半ばになりましたけれども良かったんです。将来を見据えた言葉が親の言葉だったんですよ、それが。結局今は大々的に新聞あたりで不登校を選んでいいんだよというふうなかたちで、何もかもが過保護になってきているということはこれ問題ではないかなとは思っております。これ言い出したならきりがないと思います。

時間ありませんので、総合的にこれをまとめますれば、どっかの知事がいろいろ言われて辞めないといろいろあってますけれども、あの人も勉強はできたかもしれないけれども、総務省か何かの天下り知事かなんかという話にしかありませんので、うちの県知事もそうですよね、どっかの省庁におられた方だったんでしょ。大体総務省の天下りとして知事席があるというのが、国では通説になっているという話は聞きますけれども、財務官僚が一番えらいというようなあるらしいです。私はわからんですけど、そういった文献をよく見ます。結局は一生懸命勉強をしました。しかし、大切なものが抜けとったら、やっぱりいかなのんじやないかなていうことですよね。言わんとするところは。だから義務教育をきちんと受けさせて、そして人の基礎基本たるものを身に付けないと、ソサイエティ5.0なんか言ってもですね、所詮社会が変わって動かすのは人間ですよ。人間が、だから一般事務職がいらんないというのはこれやっぱり暴言ですね。そういったかたちで見ればだけど、基礎基本をあらゆるかたちでどんな社会がきても生き抜くための子育て、教育の仕方というのは義務教育にこそあると思います。そして時間がないとずっと答えも先まで言いますけれども、私義務教育というのをちゃかす人が大嫌いなんで、町長に言ったかな。読み聞かせとかいろんなかたちで一般の方々が学校に出向いて学校で講演するのは辞めてもらえんかと。最近ではうちの議会も言ってますもんね。何かどっか小学校に行って選挙とかどうのこうのそんなことを講演した。もうものすごくむかついたわけでありまして、ちゃかすなと。義務教育をきちんとさせてあげなさい

ということで、義務教育はきちんと教育長に聞きたいのは、段階的に義務教育の始まりから終わりまで、段階的に教育指導要領によって、ずっと成熟しているようにできたものですね、これって。それを途中で横から入って行って、選挙がどうのこうのとかうちの議員が何か言ったらいいですけど、実際知らんですけど、そういったものも見当たるといことはこれ異常ですよ。そして義務教育を考えたら、義務ですから教育を受けさせる義務を持って我々は義務教育を行う。受ける側というのは、これは国の義務として与えたものですから、これは公務に付してるんですよ。それこそ。義務教育という公務に子どもたちは付してるんです。そういった時間をちゃかしてはいけない。不登校を選んでもだめですよ。ちゃんと行って公務を全うしなければ、そう思います。中には病気の人もおられます。それはきちんとした医師からの診断をもらってください。じゃないと今後の日本がやはりちょっと怖いなど。なんもかんも容認するようなことを言ってしまえば、世の中に出て我々だって我慢することってたくさんあるじゃないですか。それって筋通らんだろというようなこともありますよね。しかし社会は回っていく。その中で我々はいろんな知恵を持って生き抜いていくということです。

最後にここに1回しかしませんので、出したのが偉大な方々をここに持ってきました。先ほどの黒田さんは、もう社会は変わっていくということを痛切に言われました。だからその前段として義務教育でも何か取り入れんといかん教育ってありますかっていう質問を僕はしたんですよ。菊池市においてですね。非常に難しい問題ですねっていうことを黒田さんは言われました。それは今から考えていかなければならない。時間が変わってどうしても受け身になりますんで、事前対応はできないのかって私は質問したんです。そしたらやっぱりそれはなかなかどう変わるかということまでは黒田さんもやっぱりものすごく変わるということは、漠然としたものはわかるけれども、どういったかたちにきちんとするということまでは言えないというような答弁だったです。

そして、ここに挙げた偉人の方々。本田さんから稲盛さん、松下さんと見たときに、誰もが知る偉大な方々です。やはり大津町の人間としては本田さんを一番上に挙げますよ。こういった方々はその時代どういった今のような世の中は恐らく想像もしていなかったと思いますけれども、しかしその時代時代で一生懸命生きることができたのは、基礎基本をきちんと持って人の正しい道とは何かを追及してきた人たちだからですよ。それを育むのは一般事務職はいらないというのは暴言になってしまいます。基礎基本をきちんと学んでくださいと。そしてから花開く人生を歩んでくださいが本当の答えではないかなと。この偉人の方々の本を読むときにものすごく胸が打たれます。事実だからですよ。そういった奇跡を先人の人たちがおられるんですね。こういったことを考えるのがこれからの社会で生きていく、言うならば子どもたちが大きく、いろんな時代でも必ず君たちの生きる道はあるというのが本当ではないかなと思います。教育方針として特色ある教育をやはり求めたいですけども、基礎基本はもちろん大元です。教育長がそういった時代の流れは感じておられるでしょうから、教育長の思い、あたりをここで聞きたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。永田議員の「急激な変化の中にある、これからの社会に通用

する教育方針」についての御質問にお答えします。

人はこれまで、狩猟社会から農耕社会、工業社会を経て現代の情報社会に至るまで、生産手段と社会構造の飛躍的な変化を経て社会を発展させてきましたが、現在は、議員おっしゃるように次の大きな社会変革としてソサイエティ5.0に入りつつあります。ソサイエティ5.0は、人工知能、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆するものであります。平成28年第5期科学技術基本計画で提唱された社会の姿であるソサイエティ5.0ですが、それから9年目を迎え、今は、「超スマート社会」と言われるまさにソサイエティ5.0に一歩踏み込んでいるとも言えるのではないのでしょうか。「生成AI」のような、これまでになかった新たな技術によるサービスやビジネスが創出される中、人々の生活は今後も劇的に便利で快適なものになっていくと予想されています。

しかし一方では、「AIのような先端技術を創り使いこなす人とそうではない人とで、大きな格差が生まれるのではないか」「進化したAIが従来は人間が担ってきた仕事を奪ってしまうのではないか」議員もおっしゃるように「学校で教わったことだけでは、社会で通用しなくなるのではないか」など不安の声も多いと文部科学省も述べています。そして確かに、それらの不安は現実化してきているとも受け止めています。

技術の発展と社会の変化は複雑に影響し合い、その速度を指数関数的に増加させ、今後訪れるソサイエティ5.0の社会がどのようなものか正確に予測することを極めて難しくさせています。しかしながら、子どもたちは、その社会に身を置き、望むと望まざるに関わりなく社会の担い手として生き抜いていかなければなりません。子どもたちに「未来を託すバトン」を渡すまでに私たち大人が目指すべき日本、そして大津町の在り様は、経済性や効率性、最適性だけを追求した無機質な社会ではなく、議員もおっしゃるようにあくまでも人が中心となり、一人一人が他者との関わりの中で自己実現を図りながら幸せや豊かさを追求できる、そんな社会であってほしいと考えています。

教育委員会としましては、そのような社会の形成者として、「たくましく豊かに未来を切り拓く子どもの育成」に向けた教育実践を進めているところです。

全ての国民を対象とする義務教育においては、今後どのような時代の変化を迎えるとしても、子どもたちには主体的に課題に向かい合い、その時々最適解を見出し前向きに生きようとする「生きる力」が必要であると考えます。

本町では、この「生きる力」を、「身に付けた見方・考え方を働かせ「知識・技能」を活用していく力」、「新しい納得解を生み出す「思考力・判断力・表現力」」、そして「言葉や文化、時間や場所を超えながらも自己の主体性を軸にした「学びに向かう一人一人の能力や人間性」」と捉えています。その育成のために、「社会に開かれた教育課程」のもと、「学び」と「くらし」のリンク化を意識した「カリキュラムマネジメント」の実施やICT環境を生かした「個別最適な学びと協働的な学びの実現」を大きな柱に据えているところです。

議員の御質問でもある義務教育での学びが将来の社会においても通用するためには、特に子ども

たち自身が生涯学び続けながら、自ら課題を発見したり、どうしたら解決に向かうか考えたり、そのための手法を模索して、実行したりといった前向きな姿勢が大切であると考えます。

そして、それを支えるものとして、ありのままの自分を肯定する「自己肯定感」、自分が誰かの役に立っているという「自己有用感」を育成する必要があります。それらは、子ども自身が多様な人と関わりながら、自分が大切にされ愛されていると実感できる経験や成功、あるいは失敗から学んだ経験が多いほど、より育まれると言われています。先ほど議員から御指摘がありましたように様々な方に学校に入ってきて、子どもたちに関わりを持っていただいていますけれども、それはあくまでも学校側が必要とした場合に依頼をして入ってきているケースであり、そこに逆の流れで学校の中に入っていただくことに関しては、やはり御指摘のとおりいくらかの問題があると思いますので、これからも各学校と共有して大事な部分について御協力を願いたいと思っております。

今後も義務教育の役割として、「生きる力を身につけた、よき社会の形成者として未来をきり拓く子どもの育成」に向けてしっかりと人材育成につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前 11 時 22 分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 諸般の報告
- 委員会審査報告

令和6年第6回大津町議会定例会会議録

令和6年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和6年9月18日(水曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎	2 番 田 代 元 気	3 番 時 松 智 弘
	4 番 面 川 秀 貢	5 番 大 塚 益 雄	6 番 三 宮 美 香
	7 番 山 部 良 二	8 番 山 本 富 二 夫	9 番 豊 瀬 和 久
	10 番 佐 藤 真 二	11 番 大 塚 龍 一 郎	12 番 坂 本 典 光
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄		
欠 席 議 員			
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第 121条第1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長 兼 法 制 執 務 係 長	吉 良 元 子
	副 町 長 工 藤 あ ず さ		
	総 務 部 長 藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 財 政 係	田 邊 嵩 博
	住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治
	産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆
	西 岡 多 津 朗		
	総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳	
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲	
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 8 2 号	町道の路線認定について
議案第 8 3 号	あけぼの団地上水道改修工事（1 期工事）請負契約の締結について
議案第 8 4 号	大津町一般会計補正予算（第 6 号）について
同意第 3 号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程（第 5 号） 令和 6 年 9 月 1 8 日（水） 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 令和 6 年度議員派遣について 議決

日程第 5 議案第 8 2 号 町道の路線認定について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第 8 3 号 あけぼの団地上水道改修工事（1 期工事）請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 7 議案第 8 4 号 令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 8 同意第 3 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席並びにタブレットに配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長（桐原則雄） 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書はタブレットに配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（永田和彦） ただいまから、経済建設常任委員会に令和 6 年 9 月 4 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

今回は決算も含まれておりますので、長くなる可能性があります。御了承願いたいと思います。

当委員会に付託されました案件は、議案第 7 2 号、議案第 7 3 号関連、議案第 7 5 号、議案第 7 8

号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、認定第1号関連、認定第3号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号の13件であります。

当委員会は、9月5日、6日と審議の前に所管事業の14か所の現地調査を行い、その後委員会403号室におきまして執行部より付議議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審議の経過についてはお手元のタブレットに配布の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果意見につきまして報告いたします。

まず、議案第72号、町道路線の変更についてであります。

都市整備部建設課におきまして、説明を聞いたのち委員の意見といたしまして、本路線の狭小区間は、車両と歩行者の通行が重なった場合、歩行者が畑に入って避けております。歩道がないということです。危険な状態のため、早期整備により利便性が高まるようお願いしたいと意見がありました。

議案第72号は、議論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号関連、令和6年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

委員より、今回のTSMC及び関連企業の進出により、農地が転用され工業用地に代わっている現状があるが、農業委員会では議題とか意見等は出ていないのかとの問いに執行部より、農業委員会会長が杉水地区で酪農を行っているため、農地減少の現状は認識し、影響は会長自身が受けておられます。現時点では農業委員会として町執行部への要望等は行っておりませんが、上部団体である熊本県農業会議を通じて、農地の確保や農業団地整備等の要望などは、国へ提出を行っているところであるとありました。

また委員より、経済建設常任委員会は、町の農業振興委員（農業振興地域整備促進協議会）でもあるために、農業委員会等の流れや国・県の方針、対応策を伺いたいと考えている。TSMCの第2工場建設の公表等を踏まえると、今後も農地が転用され工業用地に代わるといった傾向は続くと思われる。そういったことを念頭に置いて、農業振興の在り方を考える必要があるとの問いに執行部より、大規模な畜産農家や野菜農家は、所有地の他に借入地もかなりありますが、所有者の意向が企業への売買であれば、尊重せざるを得ない面もあります。ソニーの第2工場、TSMCも第2工場の他、第3工場の話もあり、御指摘のとおり今後も農地の減少が見込まれます。継続的な営農ができるよう農業振興整備促進協議会等で農地を守っていく必要になってくると思いますので、農業委員会でもしっかりと検討を行っていきたいと思いますと答弁がありました。

産業振興部農政課におきまして、委員より、スマート農業推進支援事業補助金について、基本的な耐用年数は何年か。また、一般的な使用可能年数について農機具メーカーに確認をしているのかとの問いにおきまして、執行部より、基本的な耐用年数は7年です。一般的な使用可能年数については、農機具メーカーも明確には示されませんが、7年間の耐用年数は適切に使っていただくよう農業者への指導を徹底していく必要があると考えておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、今後の農業につながる事業となるよう、農業者との情報交換を密にしておいていただきたいと思います。

続きまして、産業振興部企業振興課におきましてであります。委員より、バスの実証運行について、全国ＩＣカードが廃止されると言われているが、代替の方法は何かあるのか。また、バスラッピングは大津町やホンダの紹介などを載せるのかとの問いに執行部より、まず、支払い方法の件ですが、現在のバス運賃の支払い方法は、「くまもんＩＣカード」、「全国交通系ＩＣカード」、「現金」のいずれかとなっております。今年の５月に報道があったとおり、今年１２月中旬頃には、Ｓｕｉｃａのような全国交通系ＩＣカードのサービスが使用できなくなります。代わりに、来年３月までに、クレジットカードで決済ができるよう、システムを導入される予定になっております。バスラッピングについては、からいも君や、バイクのまちづくりも進めておりますので、そういったものをＰＲできないか、検討を行っておりますと答弁がありました。

また委員より、これまでの実証実験で、第１回目と比べ、第２回目の利用が減っていたが、今回から有料にすることで、より利用者が減少するのではないかと。何か対策は考えているのかとの問いに執行部より、この実証バスに限ったことではありませんが、本田技研は自動車やＪＲ、バスなどを利用される方に対し、交通費を実費支給されております。一方で、定期券を購入する場合は、改めて「くまもんＩＣカード」を購入しなければなりませんので、少しでも利用していただけるよう、普及促進を行っていきたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、バスに関係する分析費用だけで２００万円もかかるのかとの問いに執行部より、バスに関係する部分だけではなく、大津町内を含めた国道・県道・町道などの渋滞情報を把握し、バスの利用が増えれば、それだけ渋滞が緩和されることにつながりますので、現状を認識しながら、引続きどういった施策を行えば渋滞が緩和するか等のシミュレーションを行ってまいりますと答弁がありました。

意見といたしまして、これまでの実証実験では、車は何台減ったのか。利用者数だけでなく、この道路を通過する台数が何台減ったのかなど、もう少し密な情報が必要と思われる。何台減ったかが分からないのではないかと。意見に対し、執行部より、第１弾の実証実験では、延べ３１８人の利用があり、実人数にして約１６０人が利用されましたので、実質１６０台程度が減少したことになります。３月の実証では、延べ１７０人の利用で、実人数約８０人が利用されたため、８０台程度の車が削減されました。現在、県や熊本市も各取組を行う中で、車の台数が１割減ると、速度が上がり、渋滞が半減するという結果が出ていることから、県としても、公共交通の利用者数を２倍にするという目標も挙げられております。町としても、本田技研や、周辺企業の方と本取組を行いつつ、今後、中核工業団地等などへの取組も検討しながら、進めていきたいと考えております。実証実験は３年間としていますが、この３年間の間でも、ＪＡＳＭ第２工場の建設や、本田技研周辺にはホテルや企業の立地も進みますので、適宜、ルートやダイヤなども見直していきますと答弁がありました。

意見といたしまして、国の補助金をはじめバス運行の原資は税金である。利用が１割から２割に

増えるという今後の将来性が全く見えない。今後のルートやバス運行を含め損益分岐点が出るはずである。企業や住民に寄与できない事業でなければならない。抜本的な改革になっていない。町の発展に寄与するような取組にしなければならぬと厳しい意見に対し、執行部より、実証運行の目的は渋滞対策ですが、損益分岐点を出すことも必要と認識しております。今回は、本田技研を中心に協議を進めていますが、周辺の企業や、翔陽高校も一般路線バスに多く乗られていますので、利便性が良い、この通勤バスを利用してもらえような仕組みづくりを進めていきますと答弁がありました。

次に、都市整備部建設課におきまして、委員より、町道本田技研南通線は、舗装が悪い所もあるが、本田技研工業の南門からホンダHSR入口付近の交差点にかけて、歩道が無い区間を歩いて通勤する方もおり、危険を感じることもある。歩道整備の計画はないのかとの問いに執行部より、町道本田技研南通線は、南門からホンダHSR入口付近の交差点までの区間約500メートルに歩道がない区間がありますが、具体的な整備要望は挙がっていません。状況を確認しますが、整備箇所については優先順位を付けて検討していきますとありました。

次に、都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第73号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、令和6年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

産業振興部農政課におきましては、さしたる質疑等はありませんでした。

議案第75号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

産業振興部企業振興課におきまして、委員より、菊陽町が新たに工業団地を整備するための可能性調査を行うとの報道があったが、完成時期が迫り越されることはないのかとの問いに執行部より、現在、用地交渉を引き続き行なっておりますが、未内諾者は5名となります。未内諾者の要望として、町に農地を売却した後も、これまで同様の営農を継続できるような代替地を求められております。しかし、代替地として紹介した農地も、日陰や土壌の質の問題などにより、最終的に納得いただけない状況であります。今後も引き続き、代替地を探しながら、交渉を進めていきたいと考えております。現時点では、令和9年度分譲に変更はありませんが、進捗によっては検討していかねなければならないと思っております。

一方で、先日、西原村の新工業団地については、売却先の公募がスタートされています。実際の売却期間は令和8年のようですが、今の段階で売却先を募集されておりますので、大津町も今は、造成が完了してから分譲予定ですが、予約分譲などできないかなど、今後研究しながら、スケジュールも見直していきたいと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、令和9年度から逆算すると、いつから工事に着手できるのかとの問いに執行部より、造成工事には1年半程度かかると見込んでおります。ただし、工事前には設計などが必要とな

り、基本設計や実施設計も行わなければなりません。設計にも一定の時間がかかりますので、その時間も考慮しながら、進めていきます。現在のところ、令和6年度から設計、令和8年度から造成工事を行い、その後の分譲できるところで考えておりますとありました。

委員より、熊本市の工業団地は民間に任せており、進んでいる。やはり民間は交渉の仕方が違う。線引きの仕方も違う。町直営で行っていても、長くなればなるほど人件費もかかっている。今後の方向性を、総合的に考え、対応策を町長とも検討していただきたいとあり、執行部より、できる限り、早期に進めてまいりますと答弁がありました。

議案第78号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第79号、令和6年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

工業用水道課におきまして、さしたる質疑はありませんでした。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第80号、令和6年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。さしたる意見はありませんでした。

議案第80号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、令和6年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、過誤納還付金の事例はどのようなものかとの問いに執行部より、今回のケースは、使用料の徴収方法を変更したいとの申出があった際に、その結果を対象人数なども併せて通知したところ、住民票を移動せずに町外に転出していることが判明したため、転出時点まで遡って還付したものでありますと答弁がありました。

議案第81号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、令和5年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。農業委員会におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

産業振興部農政課におきまして、委員より、電気牧柵設置にかかる補助金の要望状況と設置による効果はどうか。電気牧柵設置のみでは、対策が不十分であり、有害鳥獣の絶対数を減らす取組を行ってほしい。有害鳥獣が増える要素や増やさない技術についての議論や方法論はあるかとの問いに執行部より、補助金の申請は、令和5年度が37件、令和4年度が39件であります。要望に対処できるよう予算を準備しています。効果については、柵の高さを調整するなど、正しく設置することで有害鳥獣の農地への侵入を防止することができますので、専門家と連携した現地確認により農業者へ使用方法を周知するなどの対策を行っております。なお、有害鳥獣が増える要素として、掘り残しの作物を放置するなど、田畑がエサ場となることが一つの要因として考えられます。熊本県においても「えづけストップ」が推奨されており、農業者における環境整備も必要なため、町も

防止策について周知を行っていきます。併せて捕獲隊と連携し、「周知」と「捕獲」二重の対策により、絶対数を減らす取組を進めていきますとありました。

意見といたしまして、掘り残しの作物について、「子ども食堂」と連携するなど様々な取組を模索してほしいとありました。

委員より、甘藷基腐病の対策について、クロルピクリンは補助金の対象になるのかとの問いにおきまして、令和5年度までは苗床の消毒に要した経費としてクロルピクリンを補助対象としております。令和6年度に入り、協議会において検討した結果、基腐病が発生した場合の圃場の消毒に要した経費も補助対象となるよう要綱改正を行い、事業範囲を拡大しておりますと答弁がありました。

委員より、菊池台地用水土地改良区関連として半導体関連で竜門ダムの水が使われていくという話で、同意書が結ばれたなどの話を聞いているのが、その点の説明をお願いしたいとの問いに執行部より、TSMC関連において竜門ダムの工業用水利用に関することでこちらに情報があっていることにつきましては、利用者の方に向けた説明会があり、使用してもいいという同意をいただいたと情報として提供を受けております。その後、パイプラインについては竜門ダムのほうから旭志の第三ファームポンドを経由し、工業用地につなぐと確認しております。しかし、細かい内容については現在企業局のほうで検討中のことで、こちらにも情報はありません。県のほうで進めていると考えている状況であります。同意書の中では、農業用水が守られることが第一の条件と掲げておりますので、町としても菊池台地用水土地改良区の合意書が守られるようにしていきたいと考えておりますと答弁がありました。

産業振興部企業振興課におきまして、委員より、企業誘致の手応えはどうか。企業との情報交換で、情報収集に役立っていることはあるのかとの問いに執行部より、町内企業に立地している企業や県から情報を受け、関東や関西などにも企業訪問を行っております。昨年度は産業タイムズ社という半導体関係の分野に精通している業者に事業委託を行い、設備投資の可能性がある企業などをコーディネートしてもらい、訪問を行ってきました。企業立地までにはつながっていませんが、今後も企業とコンタクトをとりながら、企業立地につなげていきますとありました。

産業振興部商業観光課におきましては、創業とか新分野とあるのは、大津町が伸びている証拠である。助成金の要綱の内容次第では、支援の土俵にのれていない事業者がまだあると思われる。そのようなところは、一般財源を使っているのだから、土俵に乗せてやるべきではないだろうか。そうすればもっと増えてくるのではないのかとの問いに執行部より、要綱については、今の要綱で進めさせていただいて、期限を切って進めているところであります。予算もあり要綱で定まっている部分については、できるだけ創業される方のサポートができればと思っております。受付をする時点で、こういったことにお困りなのか、商工会に直接相談に行かれる方もいらっしゃるのだから、そういった方の意見をしっかりと聞きながら、要綱も改正が必要であれば改正をしながら進めていきたいと思っておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、TSMC関係の波及効果がどんどんできてきている部分と、昨今の新聞にもあったかと思うが、九州の熊本をシリコンアイランド、サイエンスパークかなとする構想を描いて

あった。結局、注目されているところでもあるし、その構想が実現するのか、しないのかは別ですよと書いてあった。そのようなことを考えれば、大企業ばかりではない、そこに住む方々とか、いろいろな産業があつてからの社会である。その中で、時代の流れに合致した補助金によって、町が活性化して、選択肢も増えて住みよい町になったねと、もっと末広がりにしたらどうかという提言と思う。時代をみて、底なしに予算があるわけではないし、要綱というのは、それをすることによって、町民全体に対する便益が必ずあるという証拠が、最低でもクリアしてくださいね。というものと思われる。やみくもに補助金を出すわけではないから、そのところをきちんと精査して、まだまだ、当てはめてもいいのではないかとと思われる。委員は、商工会におられるので、商工会の中での話もあると思います。商工会とのつながりはちゃんとして、どのような要望があるのか聞いて、積み上げていくべきであると意見がありました。

また意見として、企業連の会長から、地蔵祭は、子どもさんとか町民の方がたくさん出てこれてうれしいと言われ、人が多く集まる町と言われた。地蔵祭は関係者が、翌朝早くから無償でゴミ拾いを行っている。事業をすとなつたら、音響とか照明とかいろいろとお金がかかり、警備にもお金がかかる。諸経費みたいなのが多く出てきているが、会員それぞれが祭りをもとに宣伝とかサービスなどをして活性化をさせたいと思っており、そこに一般財源を打ち込む価値はあると思われる。また、お化け屋敷はすごい。青年会議所が夏場の過酷な状況でやっているが、子どもたちも楽しみにしている。ひとつの風物詩になっている。活性化策になり、花火とか思い出に残る。体験になる。歴史や文化をきちんと現代にマッチさせながら、商工会の皆様が中心となつてかれていて、諸経費の面とか日々変化があり、昨年は50万円でできていたことが、今年は100万円かかることもあるが、限られた財源の中で、積算するのは難しい。町民に直接、利益につながるようなことをやってもらえるのはありがたいことである。祭りには土台として必要経費がいるということだ。そのようなことを全部ひっくるめて補助の在り方は考えてみたい。企業連絡協議会も一緒に、会員の方々の御紹介とかつながりがあつて、町が成り立っている。会の中で、情報交換をしながら行っていくことが町づくりには大事である。そのところは、情報収集なり町の立場なりを伝えてよりよきものを構築してもらいたいと意見が出ました。

また別の意見といたしまして、燃料価格高騰対策について、運送事業者支援事業だが、輸送事業は厳しい状況である。ここまですれば本来は国策。ガソリンや軽油がどのような経過で価格が高くなったり安くなったりするのか、米もだが安定供給とか為替の安定とか、安定した供給に努めてもらったほうが良いと思う。物流が止まったら大混乱が起こる。大津町でもトラックの数はすごいし、相当運送業者は増えている。企業連の中でも、増えるのは増えてもいいが、競争相手が増えるということで競争相手が多くなる。戦々恐々としている部分もあり、競争も始まっているということ意見をとして出されました。

次に、都市整備部都市計画課におきまして、委員より、まちづくりの観点で「コンパクトなまちづくり」や「スマートシティ構想」など言われているが、これは人口減少の自治体で考えるものであつて、現在の大津町にはそぐわないと思う。大津町は現在、都市計画区域が非線引きであるが、

仮に線引きをする場合、うまくいけば町の発展効果に寄与するが、一步間違えると発展効果が得られないことも考えられる。用途地域（土地の利用方法であります）の設定についても、定め方によって整備しやすくなるかもしれないと思う。全体を俯瞰した計画を策定していく必要があるが、空いている土地を狙って企業等が進出してくる現在の開発状況についてどう考えているのかとの問いに執行部より、議員御指摘のとおり、大津町は全域が都市計画区域ですが非線引きのため、様々な場所に色々なものができてしまう状況で、このようなバラバラな開発等は「まちづくり」として良くないと考えております。そのため、令和6年度より2年間かけて、「都市計画マスタープラン」の改定と「用途地域」の見直し、「立地適正化計画」の策定といった各種計画等を作ることで動いております。その中で、例えば、用途地域や立地適正化計画で、ある程度制限を加えることなどを考慮しながら、現状に対応していけないかと考えておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、大津町では、まだまだ激しい変化が起こるので、計画づくりは難しいと思うが、都市計画審議会などで日本や世界の事例にも詳しい専門家の意見を聞くなどして、都市計画の土台づくりを進めていただきたいとありました。

また委員より、大都市になれば、町営住宅も高層化しているところもあると思うが、今後、町営住宅を建て替えるとなった場合、どのように考えているのかとの問いに執行部より、限りある敷地の中で増やしていくには、高層化も考えられますが、現在、策定中の建設集約計画の中で、あけぼの団地はすべてが3Kの部屋になっておりますが、高齢者の単身世帯等もかなり増えており、ニーズに合わなくなっているのも承知していますので、低層階を1LDKにするなど現状に合った構造を検討しているところであります。今後は、入居者に対してアンケートを実施して、意見の把握と分析を進めていきたいと思っておりますとありました。

都市整備部建設課におきまして、委員より、委託料で行われている塗装のFWD調査とは何かとの問いに執行部より、道路の舗装改修工事を行うにあたり、通行量や劣化具合により舗装構成を決める調査となります。

また委員より、町道を舗装する場合は、毎回FWD調査をしなければならないのかとの問いに執行部より、一般の道路であればアスファルト舗装部分5センチの改修などを行っていますが、幹線道路など通行量が多いところにつきましては、舗装構造のアスファルトの厚さやその下の路盤部分等を調査し、道路の状況に応じた工事を行っていますと答弁がありました。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

認定第1号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号、令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

さしたる意見はありませんでした。

認定第3号は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてで

あります。さしたる意見はありませんでした。

認定第6号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、令和5年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

工業用水道課におきまして、委員より、剰余金が年々増え続けているので、その使途として、町が計画している工業団地に工業用水道を整備することは考えられないかとの問いに執行部より、新たな工業団地に進出を計画している企業についての情報がないことから現状では考えておりません。一方で中核工業団地内の企業から給水量の増加について要望が出ていることから、それに対応するためにも剰余金が必要と考えておりますと答弁がありました。

認定第7号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また決算については全員賛成で原案のとおり認定すべきものとしました。

次に、認定第8号、令和5年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、収益的支出の委託料は高止まりしていないのかとの問いに執行部より、委託料の主なものは処理場の包括的民間委託で、令和5年度は前年度に完成した水処理3系目の管理に係る分が増加しております。3年契約のため、令和6年度、7年度は同程度の水準となり、8年度以降は新たな契約となりますので単価等の見直しにより金額の変更が出てくると思われますとありました。

また委員より、包括的民間委託によるメリットはどのようなものかとの問いに執行部より、専門的な技術を持つ職員が不足する中で、軽微な修繕など迅速に対応できる点などがあります。また、現在の契約を設計する段階で、職員の人件費等について試算したところ、3年間で約4千万円の削減効果があるとの結果が出ておりますと答弁がありました。

認定第8号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてであります。

都市整備部下水道課におきましてでは、委員より、農業集落排水事業の使用料収入が増える見込みはあるのかとの問いに執行部より、料金改定による増加はありますが、流入水量の増加によるものとなると、杉水地区がわずかに増加しているものの、錦野地区、矢護川地区については横ばいの状況であることから、大きな増加は見込めない状況でありますと答弁がありました。

認定第9号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、令和5年度の決算審議において、所管する各課から現状と今後の課題、令和7年度への要望の報告を受け、町の発展を検討した結果、当委員会では令和7年度の業務執行につきまして次の2点を提言したいと思います。

町幹部におかれましては特段の御配慮をお願いしたいと思います。

経済建設常任委員会提言書といたしまして、令和5年度決算審議において所管する各課長から現状と課題並びに令和7年度の要望の報告を受け、町の発展と町民ニーズ等を検討した結果、経済建設常任委員会では、令和7年度の業務執行につきましては、特に以下の2点を重点的に提言します

ので、町幹部におかれましては特段の配慮をお願いいたします。

まず一つ目、工業団地の整備についてであります。建設予定の工業団地について令和9年度の分譲開始に向けて用地交渉が難航しているとの報告を企業振興課から受けた。大幅なスケジュールの遅れはないとのことだが、周辺自治体が着々と工業団地を整備している中、果たして自治体間競争に大津町は勝てるのか。例えば西原村は現在鳥子地域に造成中の工業団地の分譲を令和8年度から開始する計画を立てているとのことである。また菊陽町ではJ A S M第1工場南側に新たな工業団地を整備するとの報道があった。まさかと思うがこの団地よりも分譲開始が遅れるようであるならば、今一度計画の見直しも視野にいれるべきではないか。担当からは代替用地の確保について距離や費用また土壌の質等の項目で苦慮しているとの説明を受けた。町長はできるだけ早急に新たなアイデアを提示し、地域住民の不安を解消していただきたい。

二つ目に職場環境の整備について。多くの町営住宅を管理する都市計画課からは、入居者等からのクレームの電話対応に苦慮しているが、中には理不尽ともいえる内容もあり、それに時間を遮られることで勤務に支障を起しているとの報告を受けました。相手は言いたい放題でメンタル面で疲労している職員もいるとのことであると。佐賀市などいくつかの先進自治体では電話の最初にこの電話は録音させていただきますなどアナウンスを流すことで、相手に冷静な対応を促し職員が無防備な情報を防いでおります。また熊本市でも自動電話録音装置の導入を検討する方針が示されました。新聞報道等で報道されておりました。精神的病気を発症し辞めていったもしくは休職している公務員は全国的に多いと聞きます。大津町も例外ではないのではないか。住宅係ばかりでなく該当する課では、導入を調査研究して町民サービスの向上に努めていただきたい。また町長はトップとして職員が安心して本来の公務に専念する職場環境を提供する義務があると思われますので、積極的に取り組んでいただき、その結果大津町役場で働きたいと思う方々を一人でも増やすことで公務員のなりて不足につなげていただきたいと思います。

以上、2点要望をいたします。

以上で、経済建設常任委員会の報告は終わります。各議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時50分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任副委員長（豊瀬和久） 皆様、こんにちは。ただいまから令和6年9月4日に、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第6

9号、議案第70号、議案第71号、議案第73号関連、議案第74号、議案第76号、議案第77号、認定第1号関連、認定第2号、認定第4号、認定第5号の14件であります。当委員会は審議に先立って9月5日に関係する5か所の現地調査を行い、その後委員会室402において執行部より、説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、モアノートに保存してある審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして報告します。

まず議案第66号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、こども医療の事務に生活保護等の情報を使用するのはなぜかとの問いに執行部より、町の条例では、こども医療の受給資格確認のために、生活保護受給世帯かどうかを確認することを目的に、マイナンバー等を利用することを規定しています。「進学・就職準備給付金」を受給していることで、こども医療の受給資格に影響するような改正ではありませんとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第66号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、附則第2項の経過措置には「当分の間、改正前の職員配置基準を適用する」とあるが、町としてはいつまでに改正後の職員配置基準を整備してほしいと考えているのかとの問いに執行部より、園の事情もあると思いますが、附則第3項のとおり新しい配置基準をとるよう努めることとしていますので、できる限り早めの対応をお願いしたいと考えています。今回の改正は19人以下の家庭的保育事業所についてですが、20人以上の認可保育所につきましても、現時点では新しい職員配置の基準を満たしていると聞いています。これから年度末に向けて園児数が増えてきますと、基準は満たしますが配置人数がギリギリになる園も出てくる可能性も考えられますとの答弁がありました。

委員より、改正後の職員配置ぎりぎりですべての園を実施している園はあるのかとの問いに執行部より、今のところは、配置基準をしっかりと満たしていると聞いていますとの答弁がありました。

委員より、今回の「当分の間」という経過措置について、現時点で小規模保育園に3歳以上の園児がいなければ、経過措置を入れなくてもよいのではないのかとの問いに執行部より、担当課としては、可能な限り保護者の方の気持ちに添っていきたいという考えや、保育士の確保に苦労されている園の現状も含め、様々な可能性を考慮し経過措置を入れるべきと判断したところです。今回の新しい配置基準は、保育士の負担軽減のため、より少人数で保育ができるようにすることを目的としています。したがって、今後、各小規模保育園との協議において、国の新しい配置基準を基本とした運営を求めるとともに、この新基準で対応可能と確認が取れ次第、条例改正により、経過措置の期限設定を検討します。早ければ3月議会での改正で、令和7年3月31日を軸に考えてい

ますとの答弁がありました。

委員より、近隣自治体の動向はどうなっているのかとの問いに執行部より、各自治体の事情にもよりますが、菊池市、合志市は経過措置を規定せず、菊陽町は規定する予定と聞いています。また、全国的にも経過措置を規定するか、判断が分かれている状況ですとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第67号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、大津町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、これまで、申請が面倒でしていない人もいるのではないかと。申請に時効はあるのかとの問いに執行部より、1年前までの領収証があれば申請が可能ですとの答弁がありました。

委員より、新しい受給者証を送付する際に、申請していない人に対して1年前まで申請できることを周知してほしいが、いかがかとの問いに執行部より、現物給付のお知らせとあわせて、周知を行いたいと考えていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第68号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、条例の見直し後の返金手続きはどう変わるのかとの問いに執行部より、10月以降は過誤納金の還付請求書を省略し、過誤納金の発生後速やかに、本人等に通知等でお知らせし、返金手続きを行うこととしていますとの答弁がありました。

委員より、説明資料に「還付金の迅速な支払いを促進するため」と書いてあるが、後期高齢者は手続きが大変で事務手続きに時間を要していたため今回の条例改正となったのかとの問いに執行部より、後期高齢者医療については、条例において請求書の提出を規定しているために条例改正をさせていただきますが、町税、介護保険料、保育料、住宅使用料、下水道受益者負担金についても同様に請求書の提出を廃止することとしていますので、関係例規を改正し、10月から一斉運用ができるよう準備を進めていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第69号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。また、討論もありませんでした。採決の結果、議案第70号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

特に質疑はありませんでした。また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第71号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号関連、令和6年度大津町一般会計補正予算（第5号）であります。

健康福祉部福祉課関係では、特に質疑はありませんでした。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、障害児保育事業の過払いは、町が指摘しなければ事業者は気づかなかったのかとの問いに執行部より、今回の過払いの要因として、町側は対象者を管理しているエクセルデータに誤って卒園児1名を削除せずそのまま残してしまっていたこと、一方で、保育園側は実際には対象者として申請していなかった園児1名を申請していたと思っていたことで、結果的にお互い同じ人数を認識していたため、ミスに気付くのが遅くなってしまいました。今回の事例を踏まえ、町と保育園の双方が、対象者の人数だけでなく、氏名の確認も定期的に行うことで対象者数の誤りがないように改善しますとの答弁がありました。

委員より、水道加入負担金について、現在の学童保育施設では水道に加入していないのかとの問いに執行部より、現在の学童保育施設は、元々学校の教室だった空き教室をお借りして運営していたため、学童保育施設としては別に加入する必要はありませんでした。今回は、学校とは全く別の建物になりますので、新たに加入する必要がありますとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、特に質疑はありませんでした。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より本会議で質疑があった、新型コロナワクチン接種の効果や必要性などを説明してほしいとの問いに執行部より、新型コロナワクチン接種の効果や高齢者への必要性など、厚生労働省のデータに基づいて説明します。ワクチンの効果については、昨年秋冬の接種に用いられたオミクロン株対応ワクチン接種では、コロナ感染による入院を約40から70%程度予防した等の報告が国内外でなされており、特に65歳以上の高齢者においては、高い費用対効果があると評価され、令和6年度から個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、法に基づく定期接種として実施することとなりました。今年の1月から8月までに全国でコロナ感染により入院した患者数を見ると、60歳以上の割合が83%を超えており、高齢者が重症化していることが確認できます。一方で、新型コロナ感染により得られた抗体保有率が、令和6年3月時点で60%を超えていたことも確認できていますが、高齢になると抗体保有率が低くなる傾向がありますので、65歳以上を対象とした秋の定期接種が国でも重要視されています。本町の接種率としては、昨年度の秋開始接種で高齢者の接種率が55%となっていますが、今年度から自己負担金が発生することで接種率が低下する可能性があります。そのため、重症化しやすい高齢者や施設入所者などに接種を勧めるためにも、一般財源を投じて高齢者が接種しやすい負担金に設定することが必要であると考えています。財源としては、地方交付税の交付対象となっています。なお、64歳以下の人のワクチン接種は任意となりますので、引き続き基本的な感染対策の情報発信を行いたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、新型コロナワクチン接種の財源について、本会議で交付税措置があるという説明であったがどの程度なのかとの問いに執行部より、新型コロナワクチンは定期接種のB類となりますが、接種費用1万5千300円から助成金の8千300円を除いた、7千円の3割程度となっていますとの答弁がありました。

委員より、新型コロナワクチンの自己負担額は菊池郡市2市2町で統一したということで間違い

ないかとの問いに執行部より、菊池郡市2市2町で自己負担額を統一していますとの答弁がありました。

次に、教育部教育施設課関係では、委員より、大津南小学校のグラウンド整備については、どのような整備とするのかとの問いに執行部より、水はけが悪いため、重機によりグラウンド表面を削り、排水を改善させる工事になりますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、部活動の地域移行について具体的な取組は何かとの問いに執行部より、スポーツ庁の令和6年度実証事業で熊本県が手を挙げ、県内では南関町及び大津町が採択されています。10項目の課題のうち3項目を選び、大津町ではまず、部活動以外の種目の体験や身体を動かす楽しさを味わう多様なスポーツ機会の提供。次に、指導者不足を補うために体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用。最後に、初心者を対象とした技術指導の動画コンテンツ等活用。以上3つの項目に取り組んでいきます。スポーツの種目は未決定ではありますが、大津町に今不足している部活動の難しい部分を課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第73号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、令和6年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第74号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、令和6年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第76号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、令和6年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第77号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、令和5年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より民生委員・児童委員協議会への補助金について、毎年実施している研修の効果はどう感じているかとの問いに執行部より、民生委員・児童委員協議会は、毎月定例会を開催し、情報交換や、町からの情報提供等を実施しています。また、最近力を入れている引きこもりの対応について、活動を行っている自治体との意見交換等を実施し、実例も含めて、今後大津町での活動に生かしたいと考えています。引きこもりは、そもそも把握することが難しいところもあり、ふくしの相談窓口でも少しでも情報があればアウトリーチで出向いて、お話を聞いて

て支援につなげています。改めて、民生委員・児童委員や社会福祉協議会とも情報交換しながら、困りごとを引き出していくことが大事だと考えていますとの答弁がありました。

委員より、基幹相談支援センターがあるが、どのような状況かとの問いに執行部より、令和4年度からふくしの相談窓口を総合的な相談窓口として開設していますが、その中の基幹相談支援センターは障がい者に特化した相談窓口として三気の会に委託し、3人で対応してもらっています。伴走型支援として相談者の話をしっかり聞いて、障がい福祉サービスにつなげる場合もありますし、複雑化・複合化していて障がい分野だけでは解決が難しい場合は、関係機関でケース会議をするなどして、どうアプローチしていくかなど最善の方法を考えて対応しています。ふくしの相談窓口の実績としましては、新規相談が44件、継続件数は75件、終結件数は50件となっています。新規件数は、令和4年度は77件で、減少していますが、コロナの終息により、コロナ関係の相談が減ってきたものと推測しています。支援の中身については、電話相談が813件、面談が404件、訪問は192件、メール・手紙が192件、関係機関との連絡調整が1千532件となっています。支援会議は13回開催していますとの答弁がありました。

委員より、障害児通所支援事業は、受け入れできないケースがあるのかとの問いに執行部より、特に放課後等デイサービスの利用者が増えていますが、総量規制ということで、菊池圏域である程度、事業者数が限定されています。今年3月に策定しました大津町障がい者基本計画の中で利用者数を見込んで、必要な施設数を確保することとしています。前の計画期間で事業所数が必要数に達していたということもあると思いますが、現在の計画で枠を増やしましたので、今、公募し、事業者選定に向けて対応しているところですよとの答弁がありました。

委員より、災害時避難行動要支援者支援事業は、以前からの課題であると思うが良くなっているのかとの問いに執行部より、災害時避難行動要支援者については、通知を発送し、名簿の充実を図っているところですが、本人の同意を得ることが課題となっています。近くに支援者がいるなどの理由で同意されていない方もいますが、しっかりと分かりやすい周知に努め、趣旨を理解いただいて名簿を充実させ、地区ごとの計画の策定につなげていきたいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、防災や避難に関する話は、日常の生活の中でやっている地域はあると思うが、それを地域の計画書としてしっかりと落とし込めるように働きかけてもらいたいとの答弁がありました。

委員より、生活困窮者のエアコン設置の要望の把握はどのようになっているかとの問いに執行部より、生活困窮者のエアコン設置については、ふくしの相談窓口にも2件相談があり、1件は支援につないで設置ができています。もう1件は、生活保護や貸付等の支援に抵抗があり、設置には至っていません。毎月、社会福祉協議会や福祉事務所と開催している支援調整会議において、生活保護受給者に関して、情報の共有は行っているところです。また、重層的支援体制整備事業のアウトリーチも活用し、生命に関わるような場合には、積極的に対応していきたいと考えています。また、本会議で、民生委員・児童委員等も活用してしっかりと把握するようにとのことでしたので、9月6日の民生委員・児童委員協議会定例会において、熱中症予防、クーリングシェルター、エアコン

設置についての貸付に関する説明を行い、訪問活動の際等に周知をお願いしました。今後、包括支援センターの会議もありますので、介護施設の職員にも同様に周知を行い、情報共有を行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、保育士就職支援金に関連して、新しく正規職員として採用された保育士の居住について町内外の内訳はどうなっているかとの問いに執行部より、大津町に住む保育士が6人、町外に住む保育士が9人の計15人となっています。正規職員として採用された保育士に10万円を支給し、就職に伴い大津町に転入された保育士に追加で5万円を支給するものですが、令和5年度は転入された保育士は1人となっています。どこの園も保育士確保に苦労されていますので、町としましても保育士の方に町内の園で働いていただけるよう、町内園の魅力を発信し、就職や実習のための保育所見学ツアーを行い保育士確保に取り組んでいます。今後も様々な保育士確保策を行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課大津保育園関係では、委員より、主要な施策の成果85ページの延長保育事業の残された課題として、保護者の帰宅時間が遅いことによる生活習慣の乱れ、家族と過ごす時間の低下により睡眠不足や情緒不安定にならないよう、細やかな見守りが必要と記載されているが、まさにその通りと思う。20時まで預けると子どもの成長を見る間もなく寝かせて、次の日になる。利用時間を19時にしたらいいのではと思うが、いかがかとの問いに執行部より、今現在は20時までの利用者はいない状況です。2、3年前程は20時までの利用者がいて、子どもにはおにぎり等の軽食を園で提供していました。子どもは帰ったらすぐ寝てしまうというような状態でしたので、見守りもですが、保護者とも話をして、子どもたちの情緒の安定を図っていきました。近年は働き方改革もあり、コロナ明けから、延長保育自体が少し減っています。家族で過ごせる時間が増えることで、子どもにとって良い方向に向いているように感じていますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部子育て支援課陣内幼稚園関係では、委員より、昨年、保育園ではオムツを保護者が持ち帰らなくてよくなったが、幼稚園にも少なからずオムツ使用の子どもがいると思うが、どのような対応をしたのかとの問いに執行部より、小さめのオムツ処理機を購入し、園で処分していますとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、老人クラブと通いの場、サロンの線引きが曖昧であるため、それぞれの事業における町の目的や補助の有無について明確にした方が活動しやすいのではないかと問いに執行部より、ミニデイ、サロン、通いの場など事業の違いがわかりにくいことは課題ですので整理していきたいと考えていますとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、子育て・健診センターは、年月が経っており老朽化が進むことから今後修繕が増えていくことが考えられる。安全設備的な部分は充実しなくてはならないが、将来的な建て替えの必要性など、今後の展望はどうかとの問いに執行部より、御指摘のとおり、子育て・健診センターは経年劣化がみられ、毎年修繕が数件発生している状況です。令和3年3月に町の個別施設計画を策定しており、建物の健全性については、部分的な劣化が見られるものの安全性、機能性については問題がないとされています。把握した不具合を修繕により解消

しながら利用している状況で、現時点で大規模な改修の計画はありませんとの答弁がありました。

委員より、こども医療費について、過剰受診を抑制できる取組は行っているのかとの問いに執行部より、過剰受診を抑制できる取組として、毎年、広報12月号でジェネリック医薬品の使用など、医療機関等の適正受診についてお知らせをしています。また、乳幼児健診や窓口での手続きの際等にも同様のお知らせ等を配布し、周知・啓発を行っていますとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より就学援助制度について、どのような基準で認定しているのかとの問いに執行部より、まず、就学援助制度の対象は要保護者と準要保護者の2種類があります。要保護者につきましては、生活保護法に規定する要保護者とされており、同法に基づき、教育に関する費用の一部を含む各種扶助費が県から支給されます。一方、準要保護者は、要保護者に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者となり、該当かどうかの判定は、税情報をもとにした申請世帯の合計所得金額が、生活保護法に規定する基準額以下であることなどを就学援助システムから判断し、教育委員会が認定しています。なお、支給額については、国が示す支給項目ごとの基準額をもとに算出し、本町においては年3回に分けて認定者に支給しているところだそうですとの答弁がありました。

意見として、認定者数の増減だけではなく、支援を必要としている対象者に漏れなく支援が行き届くよう、情報発信や啓発に努めてほしいとありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より主要な施策の成果の残された課題の中で、給食調理職員の確保と育成とあるが、調理員は充足しているのかとの問いに執行部より、調理員は募集人員に対しては不足している状況ですが、本年度から派遣の導入をしています。また、調理補助員につきましても、少しずつですが、増えてきていますとの答弁がありました。

委員より、今、米が不足している状況だが、給食に影響はないのかとの問いに執行部より、米飯については、委託により提供しておりますが、委託先からは今のところ、米が不足し、提供が困難であるとの相談等はあっていないとの答弁がありました。

委員より、現在の物価高騰と併せ、米などの値段も上がってきている。来年度の給食費は賄えるのかとの問いに執行部より、米の値段が高騰しているとの報道もありますが、その他の食材も含めて状況を確認しながら対応を考えますとの答弁がありました。

教育部教育施設課関係では、委員より、情報教育関連事業の現状はどうなっているのか。不具合等は発生しているのかとの問いに執行部より、大津町では教育用タブレットはChrome OSを使用しています。他のOSと比べ使いやすく、また、学校内のネットワークのトラブルも少なく通信環境も安定して稼働できています。昨年は、充電不良・カメラ不具合による部品修理が66台、画面割れ・キーボード外れが69台となっています。簡易的な修繕は、ICT支援員とともに対処していますとの答弁がありました。

委員より、教育用パソコンの更新時期は、どうなっているのかとの問いに執行部より、県の共同調達で令和7年度購入、令和8年度から運用となる予定です。現在、使用している教育用タブレットは、購入時に長時間使用できるバッテリーを選定しているので不具合も少ないようです。今後更

新する教育用タブレットの仕様については県の共同調達の中で検討していきますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、文化財学習センターの今後の活用をどう考えているのかとの問いに執行部より、文化財学習センターに多くの文化財が集積しています。当時担当の学芸員が案件の調査・保存及び整理をしていましたが、学芸員の欠員があり、新たな学芸員を今年度途中から採用したところです。一方で、TSMC社の進出により開発協議が増え試掘調査が増加し整理が追い付いていない状況ではありますが、再度、文化財学習センターの整理を行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に委員より、教育施設の利用について、後片づけ等に時間がかかり時間オーバーした際に、1時間分の利用料を支払うのはいかなものか。最初から30分単位であれば良いのではないかと問いに執行部より、昨年6月に実施した利用者アンケートでは78団体から回答があり、約8割が1時間単位を希望され、2割の方が30分単位の希望という結果でした。現在、施設管理する上では料金制度等は条例で定めてあり、1時間単位で貸出しを行っており、利用者は1時間という中で、準備や片づけ等を含めたところで利用されています。アンケートの結果では、1時間単位を希望される理由としては、30分単位になると「細かく設定すると煩雑になるのが面倒」、「短いと使い勝手が悪い」などの意見がありましたとの答弁がありました。

意見として、1時間の会議をする場合に、1時間で会議を終え10分か15分の後片づけの時間が生じた場合、追加で1時間分の利用料を払うことになる。30分単位でできれば柔軟な貸出しができるのではないかとありました。

委員より、主要な施策の成果の「図書館イベント・講座実施事業」について、参加人数目標値240人に対して実績1千615人とあるがなぜかとの問いに執行部より、コロナ禍でイベントができない状態が続いていましたが、新型コロナが「5類感染症」に移行となり令和5年度は年間50本ほど様々なイベントを実施することができたため、多くの方に図書館へ来ていただきましたとの答弁がありました。

次に指定管理者制度及び行政監査報告書に関連してですが、今回、生涯学習課の審議の中で、行政監査報告書に関連して確認を行いました。

今モニターに映っている写真は体育施設を現地調査した様子です。

審議では、まず担当課より指定管理移行後の運営状況の概要について報告を受け、その後、行政監査報告書の内容・対応等について説明をいただきました。行政監査の説明については、監査委員から今後の課題や取り組むべき事項として挙げられていた7点についてその後の対応状況を確認し、すでに対応済み、もしくは対応に向けた調整や検討を進めているとの説明報告を受けました。

確認をしました資料や内容の詳細につきましては、モアノートにアップをしています。

また、アンケートなどによる利用者からの意見としては、要望などの対応が早くなった。公園内のトイレが以前よりきれいになった。トレーニングルームのマシンが新しくなりスタッフの指導も丁寧であるといった意見が寄せられており約8割の方が施設を友人や家族にお勧めしたいと回答さ

れていることを確認しました。

その後これらの結果を受けての行政側の見解を求めました。

担当課からは、昨年4月の指定管理制度移行の際に、不適切な事務処理や、施設の不具合箇所への対応などにより、出遅れてのスタートとなってしまったことは大いに反省するところです。そのような中で、指定管理者側との引継ぎや協議等を重ね、利用者の迷惑にならないことを第一に取り組んできました。行政監査では、「収支決算の状況については、収支の均衡は保たれており、町が指定管理者に支出した指定管理料は妥当であること」、「指定管理者側の財務・資金・人事管理等の執行状況は適切に行われていること」を確認いただきました。

また、監査において「今後の課題や取り組むべき事項」として挙げられた7点については既に対応できているものや、これから慎重に進めていくものがありますが、御指摘いただいた、行政側の認知不足が多々あった点や、施設の維持管理で対応が遅れていた点などは、しっかりと受け止め改善に取り組めます。

施設の利用状況の面では、指定管理者が持つ、スピーディーな対応と、民間のノウハウを活かした柔軟な発想で、トレーニングルームのリニューアルやヨガのグループレッスンなど新たな取組を行い、画期的に需要が伸びています。今後も、更なる利用者数の増や満足度アップと、町民のスポーツ実施率の目標達成に向け、指定管理者と十分なコミュニケーションを図りながら進めていきます。

以上の報告を受けました。

委員からの質疑・意見は次のとおりです。委員より、スポーツ施設の予約システムはいつ新システムに移行されるのか。また、新システムは指定管理者が整備するのかとの問いに執行部より、予約システムについては、町側で準備しており指定管理者が整備するものではありません。既に社会教育施設は先行して移行が終わっておりますが、スポーツ施設については協議中であり年度内の移行で調整をしていますとの答弁がありました。

委員より、施設の予約についてイベントが優先され、3か月先まで予約が埋まっている。町民が利用できるような取組を行ってほしいとの問いに執行部より、施設利用については各種イベント等を開催し、施設利用率を高めつつも町民の方々の利用と、大会や各種イベント等の町外の利用については、バランスを調整しながら指定管理者とも協議をしていきますとの答弁がありました。

委員より、施設利用運営について指定管理者はどのように考えているのかとの問いに執行部より、収支や協定等で指定管理者に委ねているところがありますが、町と協議を行いながら貸出しを行う案件もあります。偏った貸し方にならないように毎月定例のモニタリング会議で指定管理者側と協議をしていますとの答弁がありました。

委員より、行政監査にて監査委員から指摘された事項については、指定管理者と町で十分なコミュニケーションが取れていなかったことが原因の一つであると考えられ、指定管理者に任せすぎたところがあるのではないかと問いに執行部より、昨年4月から指定管理者に移行し約1年半が経過しています。御指摘のコミュニケーション不足を解消するため意見交換や協議の場を設定して

できるだけスピーディーに進め、より良い関係性を徐々に築いているところです。特に利用者の方に迷惑が掛からないような対応が取れるよう心掛けていますとの答弁がありました。

認定第1号関連についての討論はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、特定健診等の受診率の状況と受診率向上のための取組として何を行っているのかとの問いに執行部より、特定健診の受診率は、上昇傾向にあり、令和5年度の受診率は44.2%となり、過去5年で一番高い水準となっています。受診率向上のために、通知や電話による受診勧奨や令和4年度からロゴフォームを活用したオンライン申請を開始し、若い年代の受診率が上昇傾向にあります。また、ナッジ理論を活用して町の広報やホームページでの周知を行い、チラシや封筒等を見直すなど工夫をしながら周知・啓発を行っていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、令和5年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、令和6年度介護報酬改定により訪問介護の報酬が下がり、訪問介護事業所の閉鎖が多いという内容の記事を見たが、大津町での状況はどうかとの問いに執行部より、今回の改定で、全国的な調査結果に基づき訪問介護の利益率が他の介護サービスより高かったことから基本報酬が引き下げられました。本町の現状としては、昨年度に訪問介護事業所が1つ新設されました。また、経営状態についていくつかの訪問介護事業所に聞き取りをしたところ赤字経営となっている事業所が多く、他のサービスと併せて運営している事業所においては本体から赤字補填されている状況であり、単体で運営されている事業所が特に厳しいということでしたとの答弁がありました。

委員より、訪問介護事業所の経営が成り立たず廃業した場合には利用者に相当な影響があるのではないかととの問いに執行部より、訪問介護事業所が廃業した場合は、介護支援専門員が他の訪問介護事業所に依頼し、利用者が困ることがないよう対応することになりますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第4号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、決算書11ページの諸収入・受託事業収入で、補正予算を428万円減額しているが、当初予算の見込みが違ったのかとの問いに執行部より、受託事業収入については、健診や人間ドックなど保健事業の歳出実績に応じて、熊本県後期高齢者医療広域連合から必要額を受け入れるものです。健診等の受診率は上昇傾向にありますが、当初予算編成時の広域連合の見込数の実績値より大きかったため、補正予算で減額していますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定す

べきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告は終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄）　しばらく休憩します。１１時４５分から一応スタートさせていただきます。途中で休憩を入れますので、よろしくお願いします。１１時４５分から再開します。よろしくお願いします。

午前１１時３９分　休憩

△

午前１１時４５分　再開

○議長（桐原則雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦）　ただいまから、総務常任委員会に令和６年９月４日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第７７条の規定により御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第７３号関連と認定第１号関連の２件であります。当委員会は審議に先立って、９月５日に関係する６か所の現地調査を行いました。審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告いたします。

まず、議案第７３号関連、令和６年度大津町一般会計補正予算（第５号）についてであります。会計課関係では、質疑ありませんでした。

次に総務部総務課関係で、委員より、消費生活相談業務委託費が増額している。相談件数が上がったということか。また、単独で相談業務を行っているのか、それとも通いの場等と複合して行っているのかとの問いに執行部より、増額は出前講座の回数が増えたことによるものです。出前講座は自治会や老人会等の通いの場を主宰する団体から申請があり、町が県の消費者協会へ講師の派遣を依頼をしております。主に大津担当の相談員が出前講座の講師をしておりますとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係では、委員より、企業版ふるさと納税に係るポータルサイト委託料が寄附額に対して、２０％という割合は妥当なのか。また、寄附金という主旨からポータルサイトという性質のものではないのではないのかとの問いに執行部より、今回導入を検討している企業版ふるさと納税のポータルサイトは、様々な銀行等の会社が共同で運営されており、全国規模で町の目的に賛同される方々から寄附を募集するものです。２０％という割合は事業を実施しながら検証を行っていきますが、他の事例と比較しても過剰であるとは言えないと思いますとの答弁でした。

意見として、募集に関する経費は、寄附額に関わらず一定であるため、段階的に手数料率を設定するなど検討するべきではないか。また、実績報告の際は、委託経由の寄附かポータルサイトを通じたものかを分けて報告をいただきたいと意見がありました。

また委員より、真木地区簡易水道の復旧に費用が発生するが、地下水の枯渇はメガソーラーの影響も考えられる。事業者へ寄附をお願いすることはできないのかとの問いに執行部より、可能だと考

えられるためPRを検討していきますとの答弁がありました。

次に、委員より、ホームステイプログラムの検証について、第三者委員会の枠組みはどのように考えているかの問いに執行部より、第三者の目線での検証は必要だと考えておりますが、委員構成までは現時点で決まっておりません。決まり次第予算と併せて説明する予定です。

ホームステイプログラムについて意見として、国際協力機構（JICA）で勤務し、海外生活に精通されていても、救急救命や病院での会話は困難だと聞いている。決して技能が不足しているわけではないと思うが、通常生活や専門性など得意、不得意な英語もあるため、今後は現地での通訳を雇い入れるべきではないかとの意見がありました。

次に、委員より、電子計算費の印刷製本費は、なぜこのように高額なのかとの問いに執行部より、標準化・共通化する業務すべてに対してテストを行うにあたり、一定の必要な帳票を確保するため、この金額となっておりますとの答弁でした。

また委員より、これはマイナンバーカードと関連をしているのかとの問いに執行部より、関係していないわけではありませんが、現在は各自治体が各ベンダーからそれぞれシステムを調達しているところを、標準化・共通化することにより、柔軟性のある調達やコスト削減が可能になるということで、国が進めていますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、財産貸付収入について、地価の上昇に合わせて貸付料を上げることが検討しているのかとの問いに執行部より、補正予算に計上した旧老人ホーム跡地について、今年度の固定資産税評価額で計上しています。令和5年度までの月額8万3千789円と比べ、今回の延長分から月額9万9千355円とし、地価上昇を反映させていますとの答弁でした。

次に、委員より、前年度繰越金が4億円も出ている状況で、利息を払ってまで臨時財政対策債を借入れる必要があるのかとの質疑に対し執行部より、臨時財政対策債の発行可能額については、本来交付税として町に交付されるべきものであるため、財政的に余裕がないことを示すためにも発行可能額の全額を借入れるべきであると考えています。

また委員より、臨時財政対策債について、償還時に利子が発生し、借入れなければ単年度の財政が立ちいかなくなるというものではない。更には、当該起債は、借入れなくても発行可能額分は後年度交付税措置がなされる。これらを踏まえると、やはり借入れしなくてもよいのではないのかとの問いに執行部より、御指摘の考え方もあるとは思いますが、借入れをしなければ、財源が不足している状況ではないと国が判断する可能性もあるため、町としては、発行可能額全額を借入れていきたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、旧電算室の貸付先は学校法人であるか。高等学校となるのかとの問いに執行部より、貸付先となる並木学院高等学校大津町学習支援センターは、学校法人英数学館、福岡城西学園、イデアITカレッジの3団体から構成されており、通信制の学校となりますとの答弁でした。

次に、総務部防災交通課関係で、今回レッドゾーンの立ち退きに対する補助金が計上されているがレッドゾーンに該当している宅地はどのくらいあるのかとの問いに執行部より、令和元年度と令和4年度にレッドゾーンに該当する可能性がある人に通知をしました。そのときに図面上で約19

0件あり、ただし、図面上の建物が母屋なのか納屋なのかは判断できないため、対象者から申出があり次第、母屋がレッドゾーンとなっているかを調査しているところですのでとの答弁でありました。

委員より、補助対象の敷地の中でレッドゾーンとイエローゾーンがあると思われるが、レッドゾーンの母屋を解体し、イエローゾーン内に改めて再建することはできるのかとの問いに執行部より、補助金は、レッドゾーンの母屋のみでなく、イエローゾーンも含む敷地全体の建物の解体撤去費を含んでいるため、補助金申請者は、補助対象となった敷地内に建物を建設しない旨の誓約を行ってもらいますとの答弁がありました。

次に、住民生活部税務課関係で、委員より、今回、補正する要因は、長期譲渡所得、一般株式譲渡所得と給与所得の3つとのことだが、それぞれの税込金額がどれくらい上がっているのかとの問いに執行部より、まず、長期譲渡所得が約3千400万円、一般株式譲渡所得が約6千670万円、給与所得については残りの約3千400万円となっています。例年、一般株式譲渡所得の税収は少額でしたが、今年は見込み以上に税収が上がっています。

以上討論はなく、採決の結果、議案第73号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（桐原則雄） それでは、しばらく休憩します。午後1時に再開します。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） それでは、引き続き総務常任委員会の委員長報告を行います。

続きまして、認定第1号関連、令和5年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず議会事務局関係で、委員より、議会の情報発信の中で個々の議員活動の広報についても、今からでも取り組むことができるのではないかと問いに執行部より、議会活性化特別委員会でも様々な意見があり、議会運営委員会としても協議していただく必要があり、改選後に改めて協議してまいりたいとの答弁でした。

会計課関係で、委員より、年末調整システム導入の効果や職員からの声はどうかとの質疑に執行部より、年末調整システムを導入したことで、使い勝手について職員から特に改善の提案等はない状況です。職員のみを対象としていましたが、今年度は導入2年目となりますので、会計年度任用職員の方にも対象を拡大して運用していく方向で考えていますとの答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、これまで会計年度任用職員は雇用して3年経過したら、再度公募しなければならない制度だったが、この制度は撤廃されたのかとの質疑に執行部より、会計年度任用職員の制度は、令和2年度から始まり、令和5年度からは改めて面接を行い雇用しています。国が会計年度任用職員の制度として、3年の縛りをなくし継続して雇用できるような改正を

検討していると聞いています。正式な通知があり次第、通知に従って運用してまいりますとの答弁でした。

次に、委員より、職員採用について、今後も受験者数が減ってくると思われるので、定着率を上げることが大事になると思うが、採用３年以内の職員の離職率について質疑があり、執行部より、具体的な離職率は出していませんが、２０代の離職者数は、令和４年度が２名で国家公務員と地方公務員への再就職、令和５年度が３名で申出による退職となっていますとの答弁でした。

委員より、ＤＸスーパーバイザーの成果について質疑があり、執行部より、ＤＸスーパーバイザーは令和５年１１月に委嘱し、令和６年１月から打合せ等を開始しており、令和５年度中は、現状把握や課題確認などの相談関係を行いました。本年度は、地図情報システムの統合・公開に向けた助言やアドバイスをいただいておりますとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、地域づくり推進活動事業補助金に不用額があるが、使いにくいという意見はあるか。また、使っていない行政区があるのかとの質疑に執行部より、地域によって活動が活発ではなかったり、活動している地域も、年度によって波がありますとの答弁でした。

委員より、補助の対象を広げるなど、使い勝手をよくする予定はあるか。また、使いやすさについて、地区担当職員を通して意見は上がってきていないかとの質疑に執行部より、使い勝手が良くなる努力はしております。地区担当職員からは意見は上がっていませんが、制度について毎年研修をして使い勝手をよくするための研修も検討してまいりますとの答弁でした。

委員より、まちなかバスについて、利用率の低いバス停からの店舗や病院など主要施設がわかるマップなどを作成して利用を推進する考えはないかとの問いに執行部より、個別の店舗名は掲載しにくい状況ですが、昨年の実証運行前には主要施設を示した地図を広報へ掲載しました。バス車両は町外等でまちなかバス以外にも活用されているため、車内への掲示も難しいですが、まだＰＲが不十分のため、周知方法を検討していきますとの答弁でした。

意見として、どの路線でも活用できる広告もあれば、車内にリーフレットを設置する方法もある。地域の情報を町外でアピールするきっかけにもなるため、店舗側からの広告を促す方法も検討していただきたいとの意見がありました。

また委員より、企業版ふるさと納税の寄附金額と基金積立額の差額は何か。また、委託料を寄附金から支払う考えはないかとの質疑に執行部より、インクルーシブ遊具整備や次世代型子育て支援拠点に充てられる寄附金は基金へ積立していますが、それ以外の目的の寄附金は現年度の事業へ活用しており、昨年度は町内の道路事業へ充てています。また、経費を寄附金から払うことは考えておりませんとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、主要な施策の成果に、「利活用が見込めない不動産について管理経費が増加傾向にある」、「不要な土地の公売などの手続きを進めていき財源確保と支出削減を目指す」と記載がある。財政課としては、シルバー人材センターに依頼する町有地管理委託となっているが、これが管理に充てられるとは見えにくい。そもそも管理している土地が、本当に管理が必要

なのか考えなければいけないのではないかと質疑に執行部より、予算査定の過程できちんと整理し、精査していきたいと思います。また、主要な施策の成果を補足させていただきますが、土地の公売は進めている段階であり、引き続き対応していきますとの答弁でした。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、今年度防犯カメラ設置について、15団体から要望が上がっているとのことだが、1か所1基つけたとしても大体20万円から25万円くらいだと思う。全部付けることは考えていないのか。補正または、令和7年度に増額する考えはないかと問いに執行部より、TSMCの影響かどうかは分かりませんが、年々大津町や菊陽町で防犯カメラの設置要望が増えています。要望が多くなれば増やす方向で考えたいと思います。また、現状では、1団体につき50万円までが補助となっており、50万円以内であれば、3台、4台の設置もできるようになっていますとの答弁でした。

委員より、交通安全対策事業について、カーブミラーの設置目標が12基に対して5基、区画線が8キロメートルに対し4キロメートルと半分もないが背景はどうなっているかとの質疑に執行部より、カーブミラーにつきましては、令和5年度は地元から11件の要望が上がっていました。その要望に基づき、交通安全協会大津支部の評議員により、現地調査を行い、設置するかどうかを確認していただきます。その中で、設置場所が個人の土地であったり、設置すると危険である場所については外しているところです。また、区画線につきまして、今回は経費のかかるカラー塗装の要望に対応しており、通常の区画線であれば7から8キロメートルできるところですが、カラー塗装を重視し、距離に直した結果4キロメートルとなったため、今回計上したところでの答弁でした。

委員より、機能別消防団員制度の導入について、その方向性はどうなっているかの質疑に執行部より、令和7年度から導入することで振興総合計画でも目標として掲げています。現在、消防団において、機能別消防団員数などの詳細を協議しており、条例をどのようにするのも含めて検討しているところでの答弁でした。

委員より、防災行政無線で聞こえづらい地域への対応はどうなっているか。また、新型のスピーカーの性能も踏まえた対応を行っているかとの質疑に執行部より、令和3年度に全ての行政区へ調査して対応をしている。特に、全く聞こえないという地域に対して防災行政無線新設と新型スピーカーの提案を4か所行いましたが、2か所は防災行政無線を新設し、残りの2か所においては、防災行政無線新設に対して、音が大きくなる懸念やSNS等による方法で情報入手可能という理由で設置しないことになりましたとの答弁でした。

次に、総務部人権推進課関係で、男女共同参画推進事業の拠点づくりの要望が審議会から出ているが、現状と将来像についての質疑があり、執行部より、町男女共同参画推進条例の第9条にも推進拠点の整備等の必要性がうたわれています。昨年、男女共同参画審議会委員や人材バンク登録者とともに天草の複合施設「ここらす」を視察し、拠点の機能や役割を再認識したことから、町にもこのような施設を望むところです。委員からは人権啓発福祉センターを当面の間その活動の拠点としてはどうかという意見もあったため、関連書籍を整備するところから始め、活動実績を積み上げ

てから拠点としての位置付けを確立していければと考えていますとの答弁でした。

委員より、今後、外国人の離婚問題、DV問題、労働問題等の人権問題について、どこに相談をすればいいのかの仕組み作りをしておく必要があると思う。相談があった際は、熊本県国際協会に つなぐなどの体制作りを今のうちから検討するべきではないかとの質疑に執行部より、現在、相談 の実績はありませんが、今後相談は増えてくると思いますので、体制整備をしていきたいと思いま すとの答弁でした。

委員より、人権啓発福祉センター運営審議会委員の構成はどうなっているのかとの質疑に執行部 より、学校関係（護川小校長、大津北中教諭）2人と町関係（健康福祉部長、生涯学習課長）2人 の計4人ですとの答弁で、意見として、利用者の年齢とかも変わってきているので、意見を聞くた めには公と民のバランスを見直したほうがいいのではないかと意見がございました。

次に、住民生活部住民課関係で、委員より、住民票などのコンビニ交付で1件あたりのいくらコ ストがかかっているのかとの質疑に執行部より、負担金やシステム利用料など費用がかかるため、 交付率30%、交付数が6千900件として考えると1件当たり762円かかります。広報おおづ に特集記事を掲載したことでイオン大津店での利用も増加しているので、今後も周知を強化したい と思っていますとの答弁でした。

委員より、法律相談の相談件数は前年度と比べて増加しているのか。1日で何人ほど予約がある のかの質疑に、執行部より、キャンセル待ちが発生するほど相談の予約があっているため、昨年度 から増加はありません。予約は1日6人です。

また委員より、TSMCの進出などでアパートを解体して地価が高騰しているなどの問題もあり 相談需要も多い。相談を増やすことは考えていないのかとの質疑に執行部より、急な相談対応には、 法テラスなどの無料相談を紹介するなどしています。また、法テラスの利用は、熊本市まで行って 相談する必要があるため、相談状況を確認しながら検討していきたいと思いますとの答弁でした。

住民生活部環境保全課関係で、猫避妊去勢補助金について、熊本県が新たに飼い主のいない猫の 避妊去勢手術支援事業を行っており無料と聞いたが、町補助事業を今後継続していくのか検討する べきだと思うが担当課の考えについて質疑があり、執行部より、県の補助事業については無料で実 施ができますが、手術日が月に1回と決まっておりますその日しか対応がでず、県全体での対応数も限 りがあるので申請の競争率が厳しいと聞いています。猫の相談は町にも大変多く、御相談者の方の 選択肢として、町の1万円の補助金と、菊池地域動物愛護推進協議会の5千円の補助金、それと県 の無料手術、3つの手段を並行しながら実施していきたいと考えており、今現在、町の補助金を辞 めるということは考えていませんとの答弁でした。

続いて委員より、くまもと地下水財団負担金について、各自自治体からくまもと地下水財団へ負担 金を出して、くまもと地下水財団から市町村に各種補助をしているということかとの質疑に執行部 より、そのとおりです。地下水財団への負担金については事業費負担金が構成市町村一律で20万 円と、町有施設での地下水採取量に対して1立米0.3円の単価を乗じて算出した金額が6千円に なります。大津町の場合、スポーツの森大津、大津中学校のプールと子育て健診センターの井戸、

この3つの施設の合計取水量が年間で2万立米程度あり、それに0.3円をかけた6千円になります。なお工業用水道や民間の井戸については負担金の計算には入っていないとの答弁でした。

委員より、熊本県の地下水盆にどれだけ地下水があって、使用量の何年分が涵養されているという試算はあるのかとの質疑に執行部より、くまもと地下水財団や県が説明した会議での説明のあった最新の情報では、熊本地域の地下水は琵琶湖の3.2倍で、比較的飲用水として使用しやすい地層である第1帯水層及び第2帯水層の地下水の存在量は、約100億立米で熊本地域の地下水の年間採取量の62.5年分はあるとのこととの答弁でした。

委員より、大津町では個人の太陽光施設への補助制度はあるのか。電気代の軽減などで、家庭用蓄電池があれば生活が助かると聞いたが、そういう補助は考えられないかとの質疑に執行部より、大津町では太陽光施設への補助制度はありません。現在はあります。菊陽町や合志市では住民向けの再エネ家電への購入補助を取り組まれているので、大津町に補助はないのかといった問合せもあります。町でも協議をしながら調査研究をしていきたいとの答弁でした。

委員より、「ごみ収集運搬業務委託事業」の残された課題の箇所に「行政区や組に加入しない方のごみステーションの利用方法について、町としての方向性を決める必要がある。」とあるが、検討状況はどうなっているかとの質疑に執行部より、組費を払わなければごみステーションを使用できないというところがあり、家の前でごみ収集を行う個別収集をしてくれないかという相談があります。しかし、町としては、ごみステーションの管理は地元で行われているものであるため、そこは地元とコミュニケーションを取りながら、ごみステーションの清掃管理費について支払うことで利用をさせてもらうなどの協議をお願いしており、また、この問題は他の自治体でも起きているため、情報共有を図りながら対応を行っているところです。なお、現在最高裁でも同様の事例で裁判が行われているため、判決について注視をしているところとの答弁でした。

最後に、住民生活部税務課関係で、今後の税収についての予測についての質疑があり、執行部より、現在財政課で、シミュレーション等をつくっており、TSMC関連の企業が増加してきています。TSMC関連企業の税収は、法人税が令和3年度で、150万円程度でしたが、令和5年度決算で、約8千万円に増加しています。また、固定資産税は、令和3年度で、約560万であったのが、令和6年度の課税で約7千300万円に増えている状況です。これは操業等が開始され、施設等も竣工した分です。今後、進出を決定しているが、工場等の建築がまだされていない企業もあるため、税収としては今後更に増えると予測しています。また個人住民税は、納税義務者の増加もありますが、1人あたりの所得も増加傾向です。今後、TSMCの従業員の方も多くなると思いますので、住民税の増加はしばらく見込めると思いますとの答弁でありました。

以上討論はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

議員各位の当委員会の決定に御賛同をお願いして報告を終わります。以上です。

○議 長（桐原則雄） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は認定第1号、令和5年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論を行います。

令和5年度の予算提案のときにも申し上げましたが、大津町の1階の福祉の窓口について問題ありと指摘をしてきたところであります。このふくしの窓口がいわゆる偽装請負にあたるのではないかという指摘をしたところです。そこで私は更に調べてみましたが、内閣府の公共サービス改革推進室の手引きによりますと、地方公共団体の適切な管理下における窓口業務の効率的な実施方法としての解説があり、いわゆるアウトソーシング業務委託についてこう述べております。市町村職員が委託先職員に指揮命令をして業務の処理を行わせたと認められる場合には、契約形態に関わらず労働者派遣にあたり労働者派遣法に従わなければなりません。つまり労働者派遣法に反する偽装請負に該当することになりますと述べられております。また、形式だけの責任者方も偽装請負にあたると指摘されております。形式だけの責任者型は業務委託として請負業者が責任者を置いていわゆる注文主、役場の指定した就労場所等でチームとして仕事をするため一見すると偽装請負には見えませんが、実際は責任者を通して注文主、役場公務員が細かい指示を出し、実質的な支配下においているため形式だけの責任者型と呼ばれ偽装請負にあたりますと述べられております。そもそもなぜ偽装請負が禁止されているのかというと、労働基準法第6条で業として中間搾取を行う行為を禁止する。これがいわゆる偽装請負に該当するとされています。労働者派遣事業はあまり賛成できるものではありませんが、曲がりなりにも派遣労働者の社会保険や各種手当は派遣会社が責任をもつことが厳しく決められており、派遣会社が限りなく賃金をピンハネすることも制限されています。しかし請負制度にはその義務がありません。私もこの間ふくしの窓口で何回か相談にのってもらい、アパートの退去問題とか障がい者雇用問題とかこれは非常に助かっております。

一方で国の法律によって、地方自治体には児童福祉法、高齢者虐待防止法、障がい者自立支援法、子ども子育て支援法、DV被害者ストーカー被害者への相談対応などのたくさんの相談業務が義務付けられております。その最たるものがこの地域共生社会法による他機関の共同による包括的支援体制構築事業、つまりふくしの窓口業務がアウトソーシング業務委託されているわけであります。私はふくしの窓口で働く人を批判するのは毛頭ありません。町民のあらゆる悩み、困りごとを総合的に相談するということは役場自治体の最も大切な仕事であります。最も大切な業務を行う労働者には正規職員として雇用して、まさに役場の部課長に並ぶ処遇がなされるべきだと考えます。つまり大切な相談業務にあたる人はきちんと雇用をして公務員として業務にあたり、偽装請負の疑いを持たれるようなことは即刻改めるべきだと思うからであります。そのことを強く指摘をしまして、新年度でこれが改められることを希望し、令和5年度の一般会計歳入歳出決算認定について反対討論といたします。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） 毎年言われますのでちょっとあれですけど、私は認定第 1 号関連、令和 5 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

毎年ふくしの相談窓口のことについては言われますが、私も毎年福祉課に確認をしますが、住民の皆様、町民の皆様からの声を聞きますけれども、何の問題ありません。何か問題があるなら、そこを指摘していただきたいと思いますが、一番大事なのは住民の皆様、町民の皆様、利用者の皆様のふくしの相談窓口を利用されての声だと思います。そこで何かそれが不都合なことがあったり悪い点があれば、しっかりそこは指摘していただきたいと思いますが、私も確認は何回もしますが、何の問題もないということでしっかりこれは利用者の方にも喜んでいただけてますし、しっかり解決に向けて取組を進められてますので、毎年同じように言われますけれども、何か問題があるならば町民の皆様の声をしっかり届けていただければと思います。

以上のような観点から、賛成の立場で討論をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず議案第 6 6 号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は、反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 6 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 7 号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 6 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 8 号、大津町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 6 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 9 号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 6 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 0 号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 0 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 1 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 2 号、町道路線の変更についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 3 号、令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 3 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 4 号、令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 4 号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第75号、令和6年度大津町令和6年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和6年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和6年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 9 号、令和 6 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 0 号、令和 6 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 8 0 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 1 号、令和 6 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 8 1 号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、認定第1号、令和5年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は認定です。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、令和5年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、令和5年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、令和5年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第9号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

各委員長からタブレットに配付しました申出のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和6年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄） 日程第4 令和6年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件についてはタブレットに配付したとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、令和6年度議員派遣については配付資料

のとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。１時５０分から再開します。

午後１時４６分 休憩

△

午後１時５０分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５ 議案第８２号 町道の路線認定について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第５ 議案第８２号 町道の路線認定についてを議題とします。

お諮りします。議案第８２号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略し
会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第８２号は委員会付託を省略するこ
とに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。本定例会に追加提案しました案件の説明の前に、一言、御礼を
申し上げます。

本定例会に提案しました、すべての案件について、御議決御認定をいただき誠にありがとうございます
でした。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をどうかよろしくお願いいたします。

それでは、追加提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第８２号、「町道の路線認定について」ですが、既存の天津中部地区農免農道一部について
町道認定を行うため道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第８３号、「あけぼの団地上水道改修工事（１期工事）請負契約の締結について」で
すが、令和６年７月１７日に条件付一般競争入札の公告を行い８月２０日に入札を実施しました結
果、村上・大正特定建設工事共同企業体。失礼しました。

議案第８２号よろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。私のほうから議案第８２
号、道路の路線認定について御説明いたします。

議案集の１、２ページをお願いいたします。説明資料集は１ページをお願いいたします。

今回の町道路線認定は、天津中部地区農免道路の一部について町道認定を行うものです。道路整

備につきましては当初地方創生交付金事業により舗装の打替えのみを計画しておりましたが、歩道整備もあわせ一体的に整備ができる都市再生整備計画事業に切替えを検討するにあたり、８月末まで九州地方整備局と整備内容の協議を行った結果、都市再生整備事業で整備するのであれば町道として整備すべきという結論に至りましたので、今後の工程等を執行するためにも町道認定の対応が必要となり今回追加議案としてお願いするものでございます。

それでは路線について説明いたします。路線番号３５２、路線名町道二の迫道免線で延長は４３０メートルです。起点は大津町大字杉水二の迫から終点は大津町大字杉水道免になります。国道３２５号から町道杉水水迫線との交差点までの区間となります。

以上、追加議案につきましては町道の路線認定についての議案ですので、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第８２号、町道の路線認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第８２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第８２号は原案のとおり可決しました。

日程第６ 議案第８３号 あけぼの団地上水道改修工事（１期工事）請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第６ 議案第８３号 あけぼの団地上水道改修工事（１期工事）請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第８３号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 次に、議案第 83 号、「あけぼの団地上水道改修工事（1 期工事）請負契約の締結について」ですが、令和 6 年 7 月 17 日に条件付一般競争入札の公告を行い、8 月 20 日に入札を実施しました結果、村上・大正特定建設工事共同企業体代表者、熊本県菊池郡大津町大字中島 88 番地、村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様と 8 千 7 67 万円で工事請負契約を締結したいと思うものです。議案第 83 号は、予定価格 5 千万円以上の工事の請負ですので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に基づく議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。議案第 83 号のあけぼの団地上水道改修工事 1 期工事の請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

議案集は 3 ページ、4 ページ、説明資料集は 2 ページから 5 ページになっております。

今回の契約関係の工事概要につきましては、後ほど都市整備部長が申し上げますので、私からは入札関係について説明をいたします。

町の一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施をいたしております。

説明資料集の 4 ページをお願いいたします。

建設工事の種類は水道施設工事で町の特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、共同企業体の構成員数は 2 者としております。代表構成員は経営事項審査の総合評定値で 700 点以上、構成員には経営事項審査の総合評定値 600 点以上としております。

営業所の所在地は全ての構成員が町内の主たる営業所、本社を有することとしております。

施工実績に関する事項では代表構成員が、平成 22 年度以降、元請として日本国内において完成した水道施設の工事で、請負金額が 4 千 400 万円以上の排水管敷設工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項では、その資格要件といたしまして、代表構成員が①先の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験を有すること。②として水道施設工事に関し、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者。構成員 2 が、①水道施設工事に関し、建設業法に規定する主任技

術者又は監理技術者となる資格を有する者。また全ての構成員が当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係を連続して3か月以上ある者。この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和6年の7月17日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認した上で8月20日に入札を実施いたしております。

5ページをお願いいたします。

入札の結果について御説明いたします。入札の参加者は2者で入札金額、入札比率、予定価格等につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、村上・大正特定建設工事共同企業体代表者の代表者、菊池郡大津町大字中島88番地の村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様が7千970万円で落札され、契約金額は8千767万円となっております。工期は議会の議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和7年3月7日までとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 議案第83号、あけぼの団地上水道改修工事（1期工事）請負契約の締結についての工事の概要について説明をいたします。

説明資料は2ページから3ページです。説明資料の2ページを御覧ください。

既存給水塔及び給水管が昭和55年に建築、設置後44年を経過し、配管設備のほかメンテナンス用階段等も老朽化している状況でございます。現在、老朽化による漏水や熊本地震の際は地中埋設された給水管の破損も確認されております。このため今後の地震などの自然災害に備え老朽化した給水設備の改修を行います。

説明資料3ページを御覧ください。本工事では既設給水塔から新設受水槽までの給水管及び新設受水槽から各住棟への給水管の配管工事を行います。新設する受水槽は団地西側の公園内を予定しており、受水槽から各住棟へ給水は5系統に分岐し給水を行います。なお、既存給水管は、新しい給水管による給水へ切り替えるまで利用いたしますので、埋設のまま残すこととしております。今回の工事で行いますのは、埋設する給水管部分です。新設する受水槽の設置及び既存給水塔の解体は来年度以降に実施を計画しております。受水槽を新設後新たな給水管での給水を開始したいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 8 3 号、あけぼの団地上水道改修工事（1 期工事）請負の契約についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第 8 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決しました。

日程第 7 議案第 8 4 号 令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第 7 議案第 8 4 号 令和 6 年度大津町一般会計補正予算についてを議題とします。

お諮りします。議案第 8 4 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 4 号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） それでは次に、議案第 8 4 号、「令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について」ですが、今回の補正は人づくり、まちづくり海外派遣事業の水難事故検証に係る第 3 者委員会の設置に係るもので、歳出で総務費 9 8 万 8 千円を増額し、予備費 9 8 万 8 千円を減額するものです。本件につきましては、各専門家、学識経験者などの第 3 者の目からも事故の詳細を解明するとともに今後の各種事業における事故防止を図るために第 3 者委員会による検証を進めていきます。

議案第 8 4 号は補正予算ですので、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。議案第 8 4 号の令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明をいたします。

今回の補正は、町主催の人づくり、まちづくり海外派遣事業の水難事故検証に係る第3者委員会の設置に伴う予算を計上いたしております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で規定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ201億2千121万1千円とするものです。

歳出から御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款2、項1、目15一般管理費、節1報酬で2-1-15の国際交流費の節1報酬で第3者検討委員会の委員報酬をあげております。節8旅費で委員の費用弁償を計上いたしております。節11役務費は現地レポートの翻訳費用などの補正をいたしております。款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからは、この検証委員会の所掌事務について確認のための質問をしたいと思います。

今のところまだ町の要綱はできていなくて、昨日いただいた全員協議会の資料の中に熊本県の事故検証委員会の設置要綱が例として示されているところですが、この所掌事務によりますと検証委員会は前項によって明らかになった事実、検証、考察結果をまとめて報告し、再発防止に関する提言を行うということになっておりますが、所掌の事務の範囲としては、ここの提言までと考えてよろしいのでしょうか。その確認です。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 所掌の事務につきましては、第3者委員会の中で今後の再発防止策も含めてどうあるべきかということを検証して、最終的に報告書をまとめることにしておりますので、その報告書までまとめるということで考えております。今のところ報告書として取りまとめるということとしております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

今回検証委員会、第3者委員会ということで予算をあげられましたが、この説明資料の中で熊本県事故検証委員会の設置要綱の中はいろいろ読みました。しかしまずここで確認しておきたいのが、現地における現場検証というものがいかななものだったのか。外国でありますから、どれだけの現場検証されるのかがわかりませんが、その信憑性の高いのか、低いのか、これ低いと言った

らちょっと失礼になりますけど、それなりのやはり検証というのは現地で行われていると考えられますが、それについてどれだけのものが出てくるかもわかりません。その出てきたものに対してまた検証するっていうことで、それこそスパイラル的なその第3者委員会も信じられるのっというかたちにしか段々ならないのではないかということで、どこまでいくのかというかたちがこの第3者委員会までしますということで、例えばこの事故に関するいろんな方々に納得をしていただけるものなのか。もちろん亡くなられた方というのは、もう戻って来られませんので、それが検証のやり方も、例えばその後に提言をいただくとか、これを熊本県のやつを見ればですね。調査、検証、考察及び提言となっておりますが、ここでもう一つ心配なことがですね、こういったかたちでやって、この国際交流プログラム自体に過失があったというようなことを言われる可能性だってあるのではないかと思うわけです。過失があったとなったら今度は町の責任ですよ。だからどこまでの提言なのか。例えば第3者委員会と言いましても、どうしたってひいき目ていうのはあると思います。ですから、大津町が過失があるような提言書はさすがに出せないだろうとか、そういうふうになりはしないかなと。あった場合ですよ。ただそれも考えられないではないと思うんですよ。

ですから、例えば外国の現場検証、向こうの国が出された資料というものをきちんとこっちで翻訳して、その解釈をして、そしてプラス日本の考え方、法令に照らし合わるところではないか、ああではないかというもので終わるのかなということです。もちろん現場検証における過失というのが明記されていた場合も考えられると思いますけれども、その現地の現場検証というものについてわかりませんので、そういったものっていうものはきちんと把握した上で、第3者委員会を立ち上げると言っておられるのか。それともまだ現地の現場の現場検証に問題ありとして出すのか。そのところがちょっとわかりませんので、質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今後の検証委員会を立ち上げてどのように進めていくのかという御質問かと思いますが、先ほどの説明が不十分だったんですが、予算の中で翻訳関係の予算をあげております。というのが現地で警察も含めていろんな関係機関の現場で検証の結果報告書が取りまとめられております。それを実は翻訳するために予算をあげておりまして、それでいったんは日本語に訳して、その検証報告に基づいて、委員会の中でも議論していただくようなことを考えています。その検証委員会の中におきましても、今5名の方をお願いしようかなということで、医学的立場の方、法の立場の方、教育的立場の方、あるいは野外活動の方とかあるいは学識経験とかそういった方たちに入っていただくようにしてますので、今申し上げました現地での報告書、かなり分厚い報告書がありますので、それをきちんと訳をしてどういった状況だったのか踏まえて第3者の検証委員会の中で、今申し上げた専門的見地の中からもいろんな御意見をいただきたいと思います。しております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今の答弁からいたしますと、現地の現場検証あたりの報告書がきちんとあるので、それをきちんと間違いがないように翻訳して、そしてそれを第3者検証委員会に見てもらおうような流れではなか

ったかなと思いますけれども、その報告書が出て、そしてそれに対してプログラムを組んだのは町ですから、町がそれを理解して、そしてそれでもだめな場合の第3者委員会ではないでしょうか。要はいきなり投げたかたちにしかならないと思うんですよ。地方公共団体は自ら考えたプログラムでしょ。これに対して事故が起こったのならば、我が町で処理できる場所を処理すべきだと思います。それでもできないのならばそしたら専門家に頼むのが流れではないかなと。法令担当の方もおられるでしょ。いろんなかたちというのはここで取れると思うんですよ。言うなら専門の弁護士さん、顧問弁護士さんとかもおられますんで、いろんなかたちで情報をまず大津町ですべきではないかなと思いますので、いきなり第3者委員会を立ち上げるというのはちょっと言葉が悪いですけど、雑かなと思います。自らやるべきではないかなと。そこもできないのかなという感じです。その点について質問いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回の事案については、今後どうあるべきかということを第3者委員会の中でお諮りするわけでありまして、実は私どもも向こうで事故があつて以来、関係者も含めて職員も含めて、どういった状況だったのかという聞き取りはしております。当然町としてどういった対応をすべきだったのかというのは我々も自ら検証すべきだと思っておりますし、それとあわせて今回専門的な見地から第3者委員会を立ち上げて、そちらの中で検討いただきたいということで申し上げたところでございます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

ちょっとくどいようですが、ということですね、ある程度翻訳ざつとしたものというのは、もうできているんじゃないですか。それを今までで聞いたのを見て総合したならばちょっとうちでは手に負えない状況になったんじゃないですか。じゃないとあまりにも乱暴で横流しですよ仕事の。我が町の責任として我が町で考えるのが筋じゃないかなと思います。いろいろ連絡を取り合ったりとかしたとか言ってますよね。ということはその中でどうしても第3者委員会が必要となるというふうになったのか。その点を再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 現地でどういった状況であったかというのは、当然、我々関係者が聞き取りをしております。その中でやはり第3者の専門家の見地を入れてしっかりと検証すべきことが大事かなということで、今後の事業のあり方も含めてどういった課題があるのかというのは我々自身としても当然検証はしておりますけれども、あわせて第3者委員会というかたちの外部的な見地から報告をいただきたいということでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第84号、令和6年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決しました。

**日程第8 同意第3号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決**

○議 長（桐原則雄） 日程第8 同意第3号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） では次に、同意第3号、「大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ですが、委員の大村詠一様が令和6年9月24日をもって任期満了となります。引き続き県菊池郡大津町大字引水557番地4、大村詠一様を教育委員会の委員として任命したいと思うものです。大村詠一様は平成22年4月から、西日本短期大学の非常勤講師として勤務されており、これまでも大学の技術補佐員や高等学校の非常勤講師など経験されてこられました。また健康や疾病に関する調査研究などを行う一般社団法人ピーペックで、企画運営に携われるほか一般社団法人、日本糖尿病学会委員として医療社会福祉の分野でも活躍をされております。加えてスポーツ分野においても国内のみならず世界で活躍されたエアロビックでの経験を生かし、現在は指導者として子どもたちの健全育成に貢献されています。更に小中学校及び高等学校教諭の免許状の資格を持ち学校教育にも精通していることなど、人格が高潔で教育学術文化に関する高い見識を持つ

ておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第3号は同意することに決定されました。

最後にお諮りします。本定例会において議決されました各案件についてその条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、大津町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第6回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月18日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 三 宮 美 香

大津町議会議員 山 部 良 二